

令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

**特別養子縁組成立後の支援のあり方に関する
調査研究
報告書**

令和4年3月

株式会社 政策基礎研究所

目次

第1章 調査の考え方	1
1.1 本調査研究の背景・目的	1
1.2 本調査研究の流れ	2
1.3 成果の公表方法	2
第2章 特別養子縁組成立後の支援の取組状況や課題等についてのアンケート調査	3
2.1 調査対象	3
2.2 調査方法	3
2.3 調査期間	3
2.4 調査項目（詳細は第6章を参照）	3
2.5 配布・回収状況等	5
2.6 調査結果（全設問の記述統計は第6章を参照）	6
2.6.1 2019年度に特別養子縁組が成立した事例数とこれへの2020年度の支援数の概要	6
2.6.1.1 2019年度に特別養子縁組が成立した事例とこれへの2020年度の支援の方法別の状況	7
2.6.1.2 2019年度に特別養子縁組が成立した事例に対して、2020年度に次の問題が生じた件数	11
2.6.2 特別養子縁組の成立年度にかかわらず、2020年度に対応した個別事例の有無について	13
2.6.3 特別養子縁組の成立年度にかかわらず、2020年度に対応した個別事例の内、「支援ニーズが高い事例」の順に各機関3事例以内で、その内容及び支援内容について	15
2.6.3.1 当該子どもの養子縁組をあっせんした機関	16
2.6.3.2 支援開始の端緒	19
2.6.3.3 支援の対象	22
2.6.3.4 支援の形態	25
2.6.3.5 支援の回数	28
2.6.3.6 支援を必要とした理由	31
2.6.3.7 2021年4月1日現在の状況	34
2.6.3.8 支援を担当した（主な）職員の職種	37
2.6.4 特別養子縁組に関する記録の保存及び文書の開示について	40
2.6.4.1 記録の保存及び開示について	40
2.6.4.2 記録開示以外の情報提供について	50
2.6.5 個別事例への支援とは別に行っている支援の具体的な内容について	57

2.6.6 支援において大切にしていること・工夫していること	57
2.6.7 支援における課題について	57
2.6.8 アンケート調査結果のまとめ（小括）	58
2.6.8.1 各機関の基礎的な情報.....	58
2.6.8.2 2019 年度に特別養子縁組が成立した事例についての 2020 年度に行われた支援の状況	58
2.6.8.3 特別養子縁組の成立年に関わらず 2020 年度に支援が行われた「支援ニーズが高い」と認められた 156 事例に対する支援の状況.....	59
2.6.8.4 文書の保存、開示、その他の情報提供	60
第 3 章 国内及び海外の機関を対象とした、特別養子縁組成立後の支援の詳細についてのヒアリング調査	61
3.1 調査対象	61
3.2 調査方法	62
3.3 調査期間	62
3.4 調査項目	62
3.5 調査結果	64
3.5.1 児童相談所と民間あっせん機関.....	64
3.5.2 海外機関（主に実親への支援について）	80
3.6 機関を対象としたヒアリング調査結果のまとめ（小括）	82
3.6.1 児童相談所、民間あっせん機関へのヒアリング	82
3.6.2 英国の機関へのヒアリング	82
第 4 章 当事者を対象とした、特別養子縁組成立後の支援における課題についてのヒアリング調査	84
4.1 調査対象	84
4.2 調査方法	84
4.3 調査期間	84
4.4 調査項目	84
4.5 調査結果	86
4.6 当事者を対象としたヒアリング調査結果のまとめ（小括）	96
第 5 章 調査研究の総括.....	97
5.1 調査結果全体についての考察.....	97
5.1.1 特別養子縁組成立後の支援について	97
5.1.2 真実告知に関する支援・記録の保管や開示、情報提供に関する支援について	98
5.2 今後の課題や提言	98
5.2.1 特別養子縁組成立後の支援のあり方について	99
5.2.2 記録の保管や開示、情報提供のあり方について	99

5.3 謝辞.....	100
第6章 資料.....	101
6.1 検討委員会の概要.....	101
6.1.1 メンバー	101
6.1.2 各回の概要	101
6.2 アンケート調査	102
6.2.1 調査票.....	102
6.2.2 設問別の記述統計.....	114

第1章 調査の考え方

1.1 本調査研究の背景・目的

平成 28 年の児童福祉法の改正では、総則が改正され、子どもが権利の主体であることや国民の努力義務として子ども自身の意見の尊重や子どもの最善の利益を考慮することが明確にされた。また、家庭養育優先原則が示され、養子縁組にかかる相談支援が都道府県の業務として明確に位置づけられた。これを受けて、国は、養育の永続性（パーマネンシー）を保障する観点から、それを必要とする子どもに対して特別養子縁組制度の一層の活用を促し、制度への理解を進めるための広報の展開や養子縁組に関わる制度のあり方の検討、民間あっせん機関への支援などを講じている。

また、児童相談所や民間あっせん機関は、養親になることを希望するものに対する研修を実施するとともに、里親委託中あるいは縁組成立前の養育中において、様々な支援に取り組んでいるところである。

しかし、養子縁組成立後の支援について言えば、成立直後から数年後、また更に長期的な観点から支援が必要であり、それらはそれぞれ異なる面があると考えられるものの、それに応じた支援のあり方や内容は、十分に確立されておらず、共有されているとはいえない。

このため、児童相談所と民間あっせん機関における支援の実態を把握した上で、十分な支援を行うための方法や、両機関及び他の関係機関も含めた連携のあり方についても検討する必要がある。

特に、支援のあり方を検討するにあたっては、養子、養親、生みの親（実親）といった支援対象ごとに、必要な支援を考えていく必要があり、支援機関への調査と併せて、当事者の声を直接聞く必要がある。

以上を踏まえ、本調査研究では、特別養子縁組成立後の支援について、児童相談所や民間あっせん機関に対する調査を行うことにより、実態や実例を把握し、それらを踏まえて、支援のあり方を検討することを目的とする。なお、児童相談所と民間あっせん機関との比較を目的とするのではなく、機関ごとの多様性は実態として把握しつつも、あくまでも全体的な支援のあり方について考えるための基礎資料とすることを目指す。

また、支援における課題を把握し、当事者にとって必要な支援が十分に行われるようにするため、当事者を対象とする調査を実施する。

さらに、海外における支援の状況についても調査を実施し、日本における取組に資するようにする。

1.2 本調査研究の流れ

本調査研究の流れは以下の通りとした。

特別養子縁組成立後の支援に関する各機関での取組状況や課題等についての <u>アンケート</u> 調査（第2章）	児童相談所ならびに養子縁組の民間あっせん機関等を対象として、特別養子縁組成立後の支援に関する取組状況や課題に関するアンケート調査を行う。
特別養子縁組成立後の支援の取組についての <u>ヒアリング</u> 調査（第3章）	調査1で調査対象となった機関の内、独自の取組を行っている機関等を対象としたヒアリング調査を行い、取組の詳細やポイント、課題についてまとめる。
養子縁組成立後の支援に関する海外での取組状況についての <u>ヒアリング</u> 調査（第3章）	海外における養子縁組成立後の支援の取組状況の一例として、英国の行政機関や養子縁組支援機関における支援の取組状況に関するヒアリング調査を行い、日本における取組の参考としていただけるようにする。
特別養子縁組の当事者を対象とした、支援における課題についての <u>ヒアリング</u> 調査（第4章）	特別養子縁組の当事者を対象としたヒアリング調査を行い、当事者にとって望ましい支援のあり方や支援における課題等についてまとめる。

1.3 成果の公表方法

本調査研究の報告書をホームページ等に掲載し、広く周知する予定である。

第2章 特別養子縁組成立後の支援の取組状況や課題等について のアンケート調査

2.1 調査対象

全国の児童相談所（225 箇所）ならびに民間あっせん機関（22 箇所）、合計 247 の機関を対象として、特別養子縁組成立後の支援に関する取組状況や課題に関するアンケート調査を行った。

2.2 調査方法

電子ファイル（Excel）の調査票をメールにて調査対象機関に配布し、電子ファイル上で回答の上、メールにて提出する形とした。

2.3 調査期間

2021 年 11 月 9 日～2021 年 12 月 15 日

2.4 調査項目（詳細は第 6 章を参照）

調査項目は以下の通りであった。

調査項目	調査対象	調査時点
問 1. 機関の種別	全機関	
問 2. 民間あっせん機関の概要	民間あっせん機関	
1. 事業を開始してからの期間		2021 年 4 月 1 日時点
2. 相談員（勤務経験の長い順に 2 名）の勤務年数や職種等		
3. 貴機関があっせんし、特別養子縁組の成立に至った件数		2019 年度／2020 年度／事業開始から 2021 年 3 月 31 日時点まで
4. 特別養子縁組成立後の支援※1 の状況		2019 年度に特別養子縁組の成立に至った事例に対して 2020 年度の状況について回答
5. 特別養子縁組成立後に生じた問題		

調査項目	調査対象	調査時点
問 3. 児童相談所の概要	児童相談所	
1. 開設されてからの期間		2021 年 4 月 1 日時点
2. 設置主体		
3. 担当する区域の人口		
4. 特別養子縁組に関わる相談業務にかかわる職員（勤務経験の長い順に 2 名）の勤務年数や職種等		
5. 貴所が対応し、特別養子縁組の成立に至った件数		2019 年度／2020 年度
6. 特別養子縁組成立後の支援 ¹ の状況		2019 年度に特別養子縁組の成立に至った事例に対して 2020 年度の状況について回答
7. 特別養子縁組成立後に生じた問題		
8. 里親委託・里親登録の状況 ²		2021 年 4 月 1 日時点
問 4. 特別養子縁組成立後の個別支援を実施した事例の有無	全機関	特別養子縁組の成立年度に関わらず、2020 年度に支援を実施した事例について回答
問 5. 「特別養子縁組成立後の個別支援を実施した事例」の内、「支援ニーズが高い事例³（各所 3 事例）」における支援の実態	<u>個別事例</u>	
問 6. 特別養子縁組に関する記録の保存や文書による開示について	全機関	2021 年 4 月 1 日時点
問 7. 記録開示以外で行っている、口頭を含む実践上の情報提供について		
問 8. 特別養子縁組成立後の個別支援以外の支援の実態		
問 9. 特別養子縁組成立後の支援のための工夫		
問 10. 特別養子縁組成立後の支援における課題		

¹ 「特別養子縁組成立後の（個別）支援」は、「担当者と個別に連絡をとったものに限る」とこととした。

² 「委託児童数」は、当該児童相談所が登録・担当している里親に委託されている児童数を回答する（措置元は問わない）こととした。

³ 「支援ニーズが高い事例」とは、「子ども、子どもを含む養親家庭、あるいは実親に何らかの福祉課題（健康、発達、心理的な課題等を含む）が発生しているため、相談支援、情報提供、サービス調整、危機介入などの対応が必要と思われる状況にある事例」を指す。

2.5 配布・回収状況等

機関単位の回収状況は以下の通りであった。

- 全体：173 票（回収率 70.0%）
- 内、民間あっせん機関：18 票（回収率 81.8%）
- 内、児童相談所：155 票（回収率 68.9%）

また、問 5 における個別事例の回答状況は以下の通りであった。

- 全体：156 事例（87 機関から回答）
- 内、民間あっせん機関分：27 事例（14 機関から回答）
- 内、児童相談所分：129 事例（73 機関から回答）

2.6 調査結果（全設問の記述統計は第 6 章を参照）

2.6.1 2019 年度に特別養子縁組が成立した事例数とこれへの 2020 年度の支援数の概要

2019 年度に特別養子縁組が 1 件以上成立している機関数及び成立件数の総数・平均・中央値、ならびに、これに対する 2020 年度の支援回数の総数・2019 年度成立事例 1 件あたりの回数は以下の通りであった⁴。

		2019 年度					2020 年度	
	回答があつた機関数	成立事例が 1 件以上あつた機関数	成立件数（総数）	1 機関あたりの成立件数の最大値	1 機関あたりの成立件数の平均 ⁵	1 機関あたりの成立件数の中央値 ⁶	支援回数（総数）	成立事例 1 件あたりの支援回数
民間あつせん機関	18	14	166	53	9.22	3	541 内訳 子養親 333 実親 208	3.26 内訳 子養親 2.00 実親 1.25
児童相談所	155	106	257 内、里親委託を経ない件数 26	9	1.78	1	402 内訳 子養親 331 実親 71	1.59 内訳 子養親 1.29 実親 0.49
計	173	120	423	-	-	-	943 内訳 子養親 664 実親 279	2.23 内訳 子養親 1.57 実親 0.66

⁴ 調査対象機関数…民間あつせん機関 22 箇所、児童相談所 225 箇所（令和 3 年 4 月 1 日現在）

⁵ 成立事例 0 件の機関も含めた集計を行った。

⁶ 成立事例 0 件の機関も含めた集計を行った。

2.6.1.1 2019 年度に特別養子縁組が成立した事例とこれへの 2020 年度の支援の方法別の状況

ここでは、民間あっせん機関と児童相談所の別に、養子・養親への支援と実親への支援の方法別の支援件数を集計し、分析した。⁷⁸

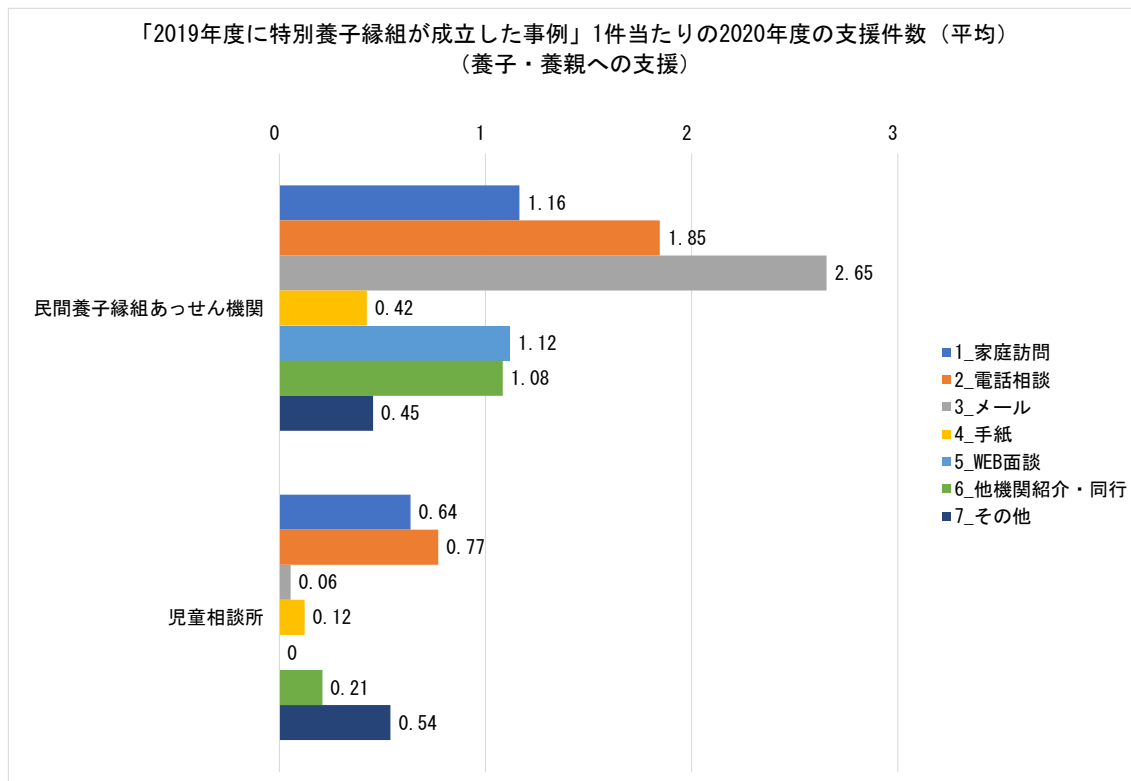
なお、それぞれの平均を求めて作表しているが、民間あっせん機関（回答数 18 票）においては全体の内に占める 1 機関の割合が非常に大きいこと（例 1：養子養親への支援の内の家庭訪問：回答数 11、最小値 0 回、最大値 53 回、全体で 90 回。例 2：実親への支援の内電話相談：回答 8、最小値 0 回、最大値 53 回、全体で 78 回。など）、また、児童相談所（回答数 155 票）においては大多数が里親委託を経て養子縁組の成立に至っており、これらのことが数値に影響を与えていることを踏まえて考察する必要がある。

⁷ 2019 年度に 1 件以上特別養子縁組が成立している機関のみを分析対象とした。

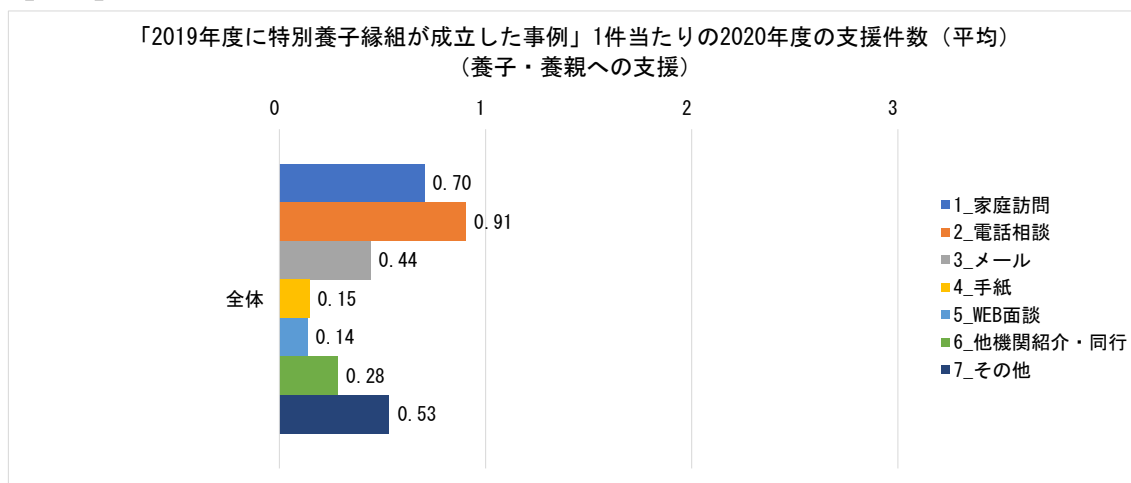
⁸ 「各機関での「2020 年度に支援を行った件数÷2019 年度に特別養子縁組が成立した件数」の機関種別平均値」を用いた。

1. 養子・養親への支援の方法別の内訳

【民間あっせん機関・児童相談所別】

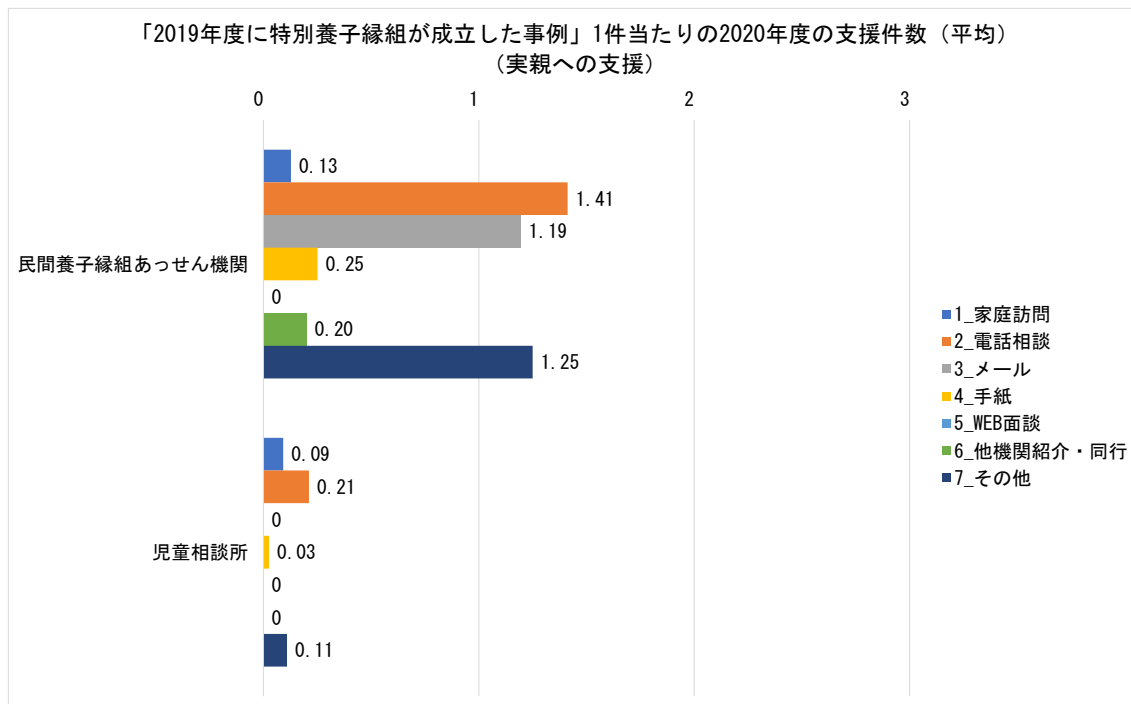


【全体】

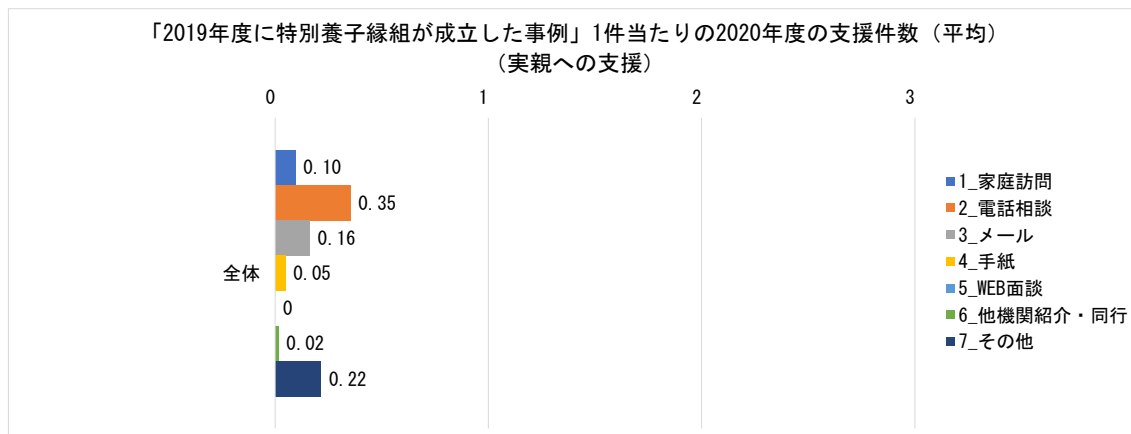


2. 実親への方法別の内訳

【民間あっせん機関・児童相談所別】



【全体】



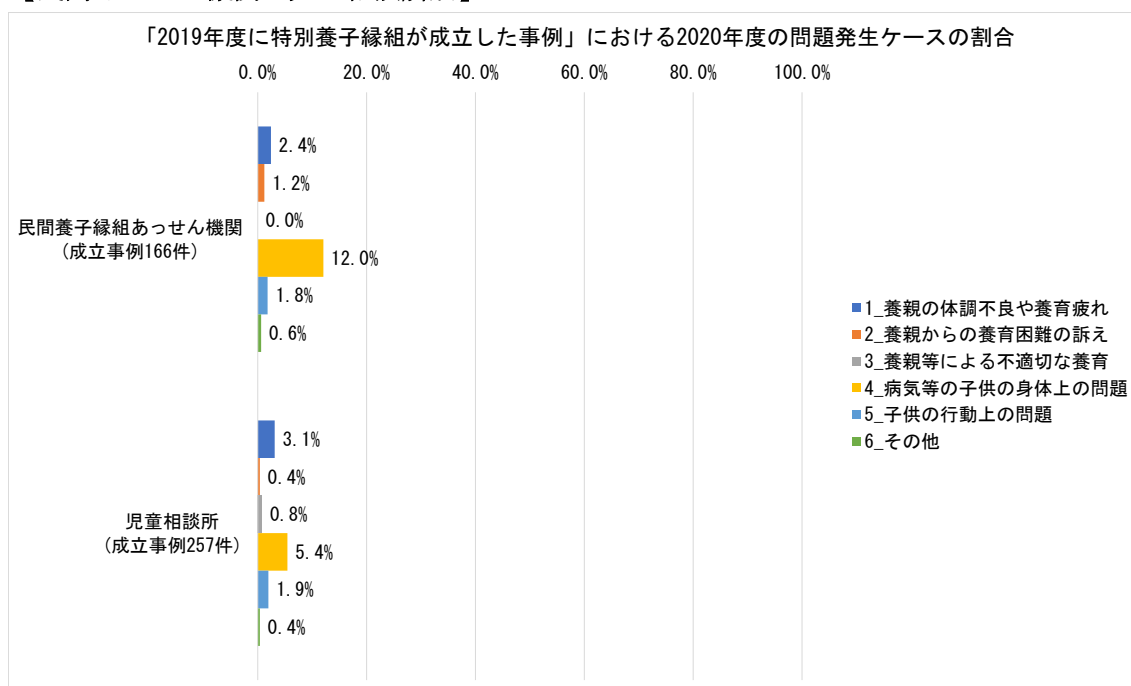
【考察】

- ・児童相談所があっせんした特別養子縁組の成立件数は、約 50 箇所において 0 件、中央値でも 1 件であり、平均は年間 2 件弱であることが分かった。
- ・1 事例あたりの支援回数は、民間あっせん機関・児童相談所いずれの場合でも、非常に限られていることが分かった。
- ・児童相談所においては、養子・養親への支援として家庭訪問、電話、その他の支援は行われているものの、それ以外の方法による支援はほとんど行われていない。また、養子縁組後の実親への支援の実施は、とりわけ少ないという結果だった。
- ・民間あっせん機関における支援は、平均して児童相談所における支援よりも回数が多いという結果だった。また、メールと WEB 面談が活用されているという特色が認められた。
- ・実親への支援について、民間あっせん機関では「その他（の支援）」の平均件数も比較的多く、第 6 章 6.2.2 における「問 2-4 2_実親への支援」の自由記述より、LINE や当事者の来院による相談等が行われていることが分かった。

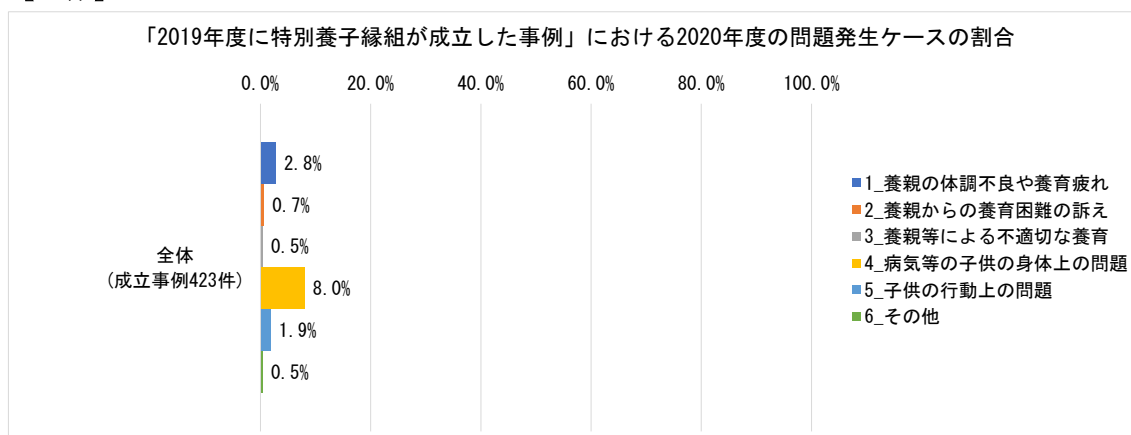
2.6.1.2 2019 年度に特別養子縁組が成立した事例に対して、2020 年度に次の問題が生じた件数

民間あっせん機関（成立数 166 件）、児童相談所（成立数 257 件）、両者の合計（成立数 423 件）別に、2019 年度に養子縁組が成立した件数を 100 として、選択肢に示した問題が発生したケース数の割合をグラフに表した。

【民間あっせん機関・児童相談所別】



【全体】



【考察】

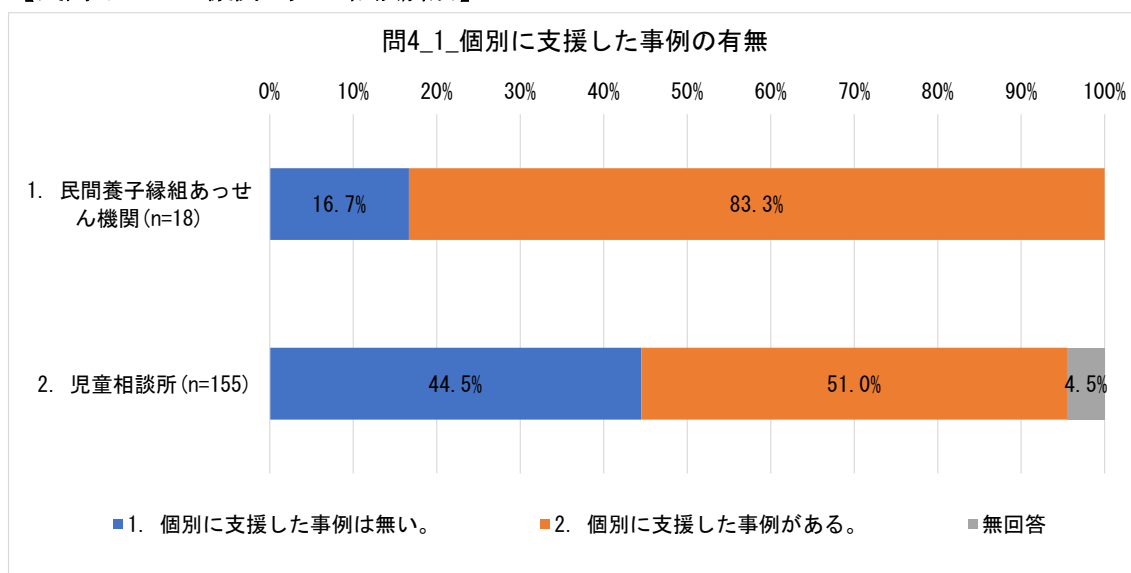
- ・問題が発生したケースの割合では、両機関とも、子どもに病気等の身体上の問題があることが明らかになったケースの割合が最も高く、次いで、養親の体調不良や養育疲れなどがあったケースの割合が高かった。
- ・民間あっせん機関では、子どもに病気等の身体上の問題があるとの回答において、第6章 6.2.2 における「問 2-5」の記述統計より、機関の間で最大値と最小値の差が大きいことが分かった。
- ・両機関とも、件数が多いとは言えないものの、養親からの養育困難の訴えがあったケースがあった。
- ・児童相談所においては、養親等による不適切な養育ケースが2件あった。

2.6.2 特別養子縁組の成立年度にかかわらず、2020 年度に対応した個別事例の有無について

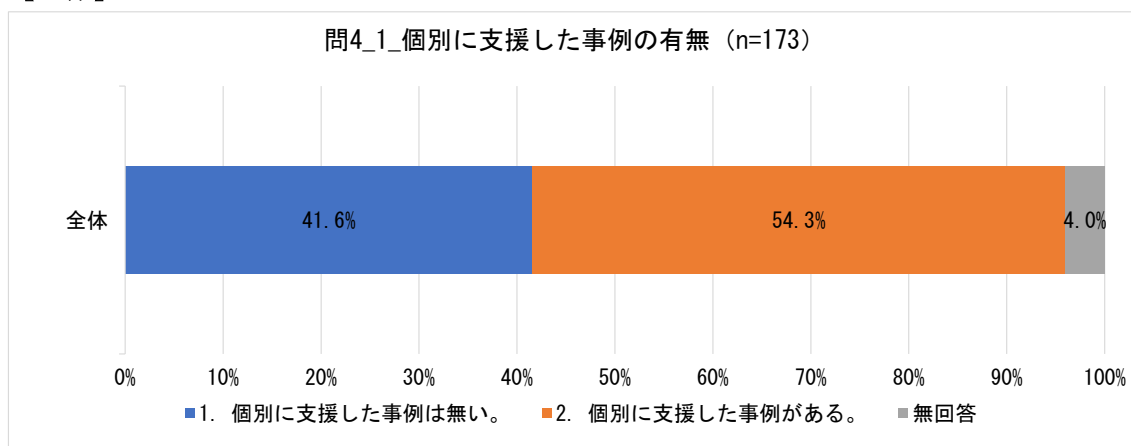
標記について、民間あっせん機関、児童相談所、その合計について集計し、分析した。
なお、

- ・該当する事例があつて支援したとする民間あっせん機関は 15 箇所、児童相談所は 79 箇所、合計 94 箇所であり、
- ・支援ニーズが高いとして回答され、個別事例として分析対象となったのは（後述を参照）、民間あっせん機関で 27 件、児童相談所は 129 件、両者の合計で 156 件であった。

【民間あっせん機関・児童相談所別】



【全体】



【考察】

「個別に支援した事例がある」と回答した割合が、民間あっせん機関は 8 割強、児童相談所では約 5 割であった。

なお、この項目では「2019 年度に特別養子縁組が成立した事例」も対象となる一方、当該年度に特別養子縁組の成立がなかった機関で、成立年に関わらず支援が行われた場合にも対象となっているので、留意する必要がある。

2.6.3 特別養子縁組の成立年度にかかわらず、2020 年度に対応した個別事例の内、「支援ニーズが高い事例」の順に各機関 3 事例以内で、その内容及び支援内容について

「支援ニーズが高い事例」の順に各機関 3 事例以内で、事例毎に具体的に、その内容と支援内容について聞いた。

結果について、

- 1 まず、当該子どもの養子縁組をあっせんした機関、支援開始の端緒、支援の対象、支援の形態、支援回数を、機関の種別・支援開始時の子どもの年齢別⁹・養子縁組成立からの期間別¹⁰にまとめた。
- 2 次に、支援を必要とした理由を、概ね回答表の記載のまま、一覧表で表した。
- 3 最後に、2021 年現在の児童の状況と支援を担当した主な職員の職種を示した。

なお、今回、縁組成立後の支援に関する分析ということで、「支援開始時の子どもの年齢」が「縁組成立時の子どもの年齢」よりも小さい事例は分析対象から除外することとした。結果、分析対象の事例数は 122 事例（内、民間あっせん機関分 21 事例、児童相談所分 101 事例）となった¹¹。

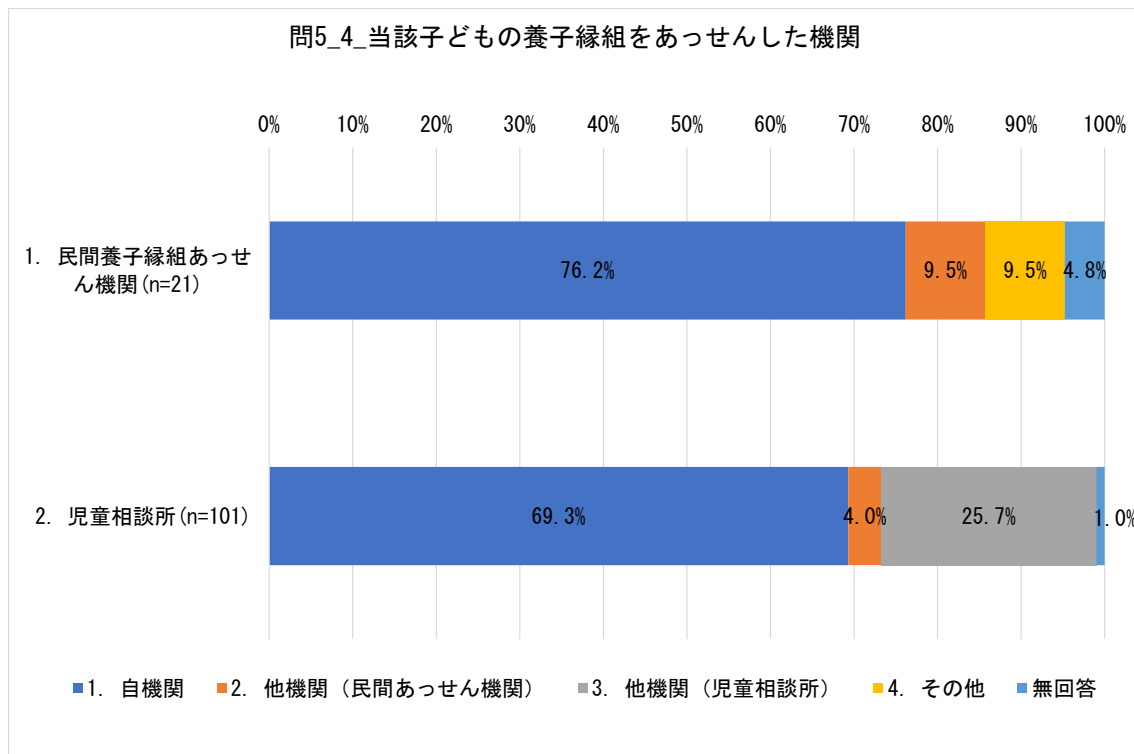
⁹ 「支援開始時の子どもの年齢別」については、「0～5 歳＝乳幼児期／6～11 歳＝学童期／12～17 歳＝思春期／18 歳以上＝自立期」と分類した。

¹⁰ 「養子縁組成立からの期間別」については、「支援開始時の子どもの年齢－養子縁組成立時の子どもの年齢」で算出される年数を「(成立後) 0～1 年／2～5 年／6～10 年／11 年以上 (で支援開始)」と分類した。

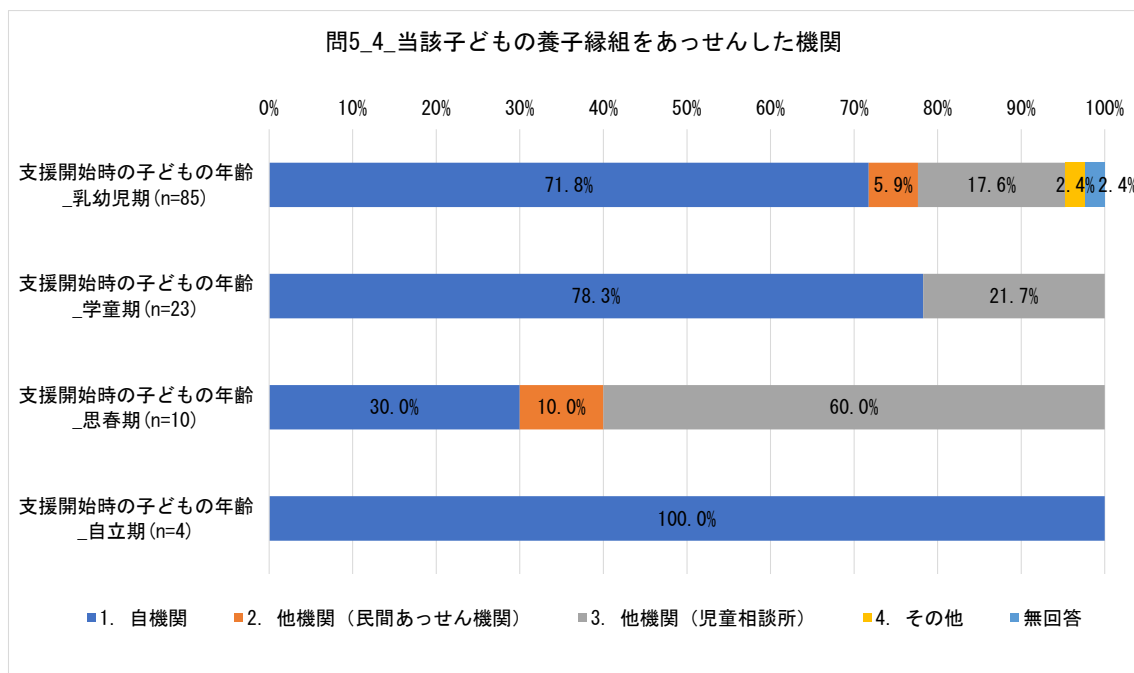
¹¹ 除外した事例数は、民間あっせん機関の 6 事例、児童相談所の 28 事例である。

2.6.3.1 当該子どもの養子縁組をあっせんした機関

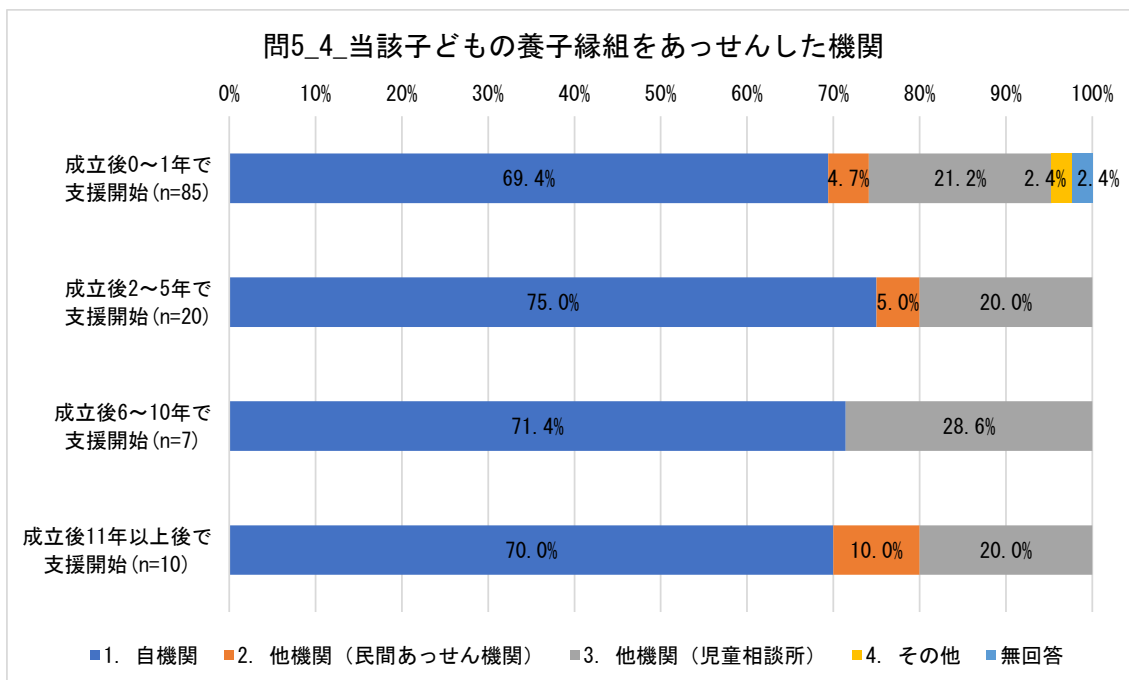
【①民間あっせん機関・児童相談所別】



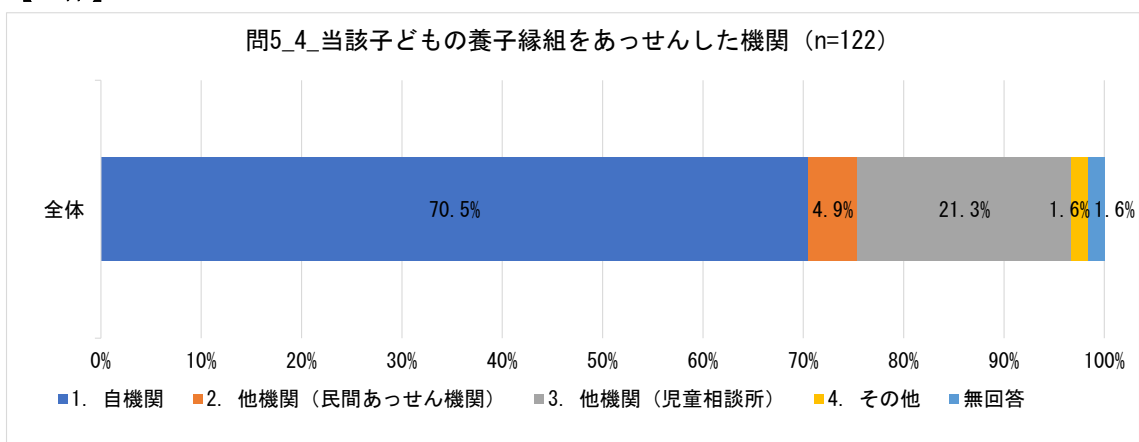
【②支援開始時の子どもの年齢別】



【③成立からの期間別】



【全体】



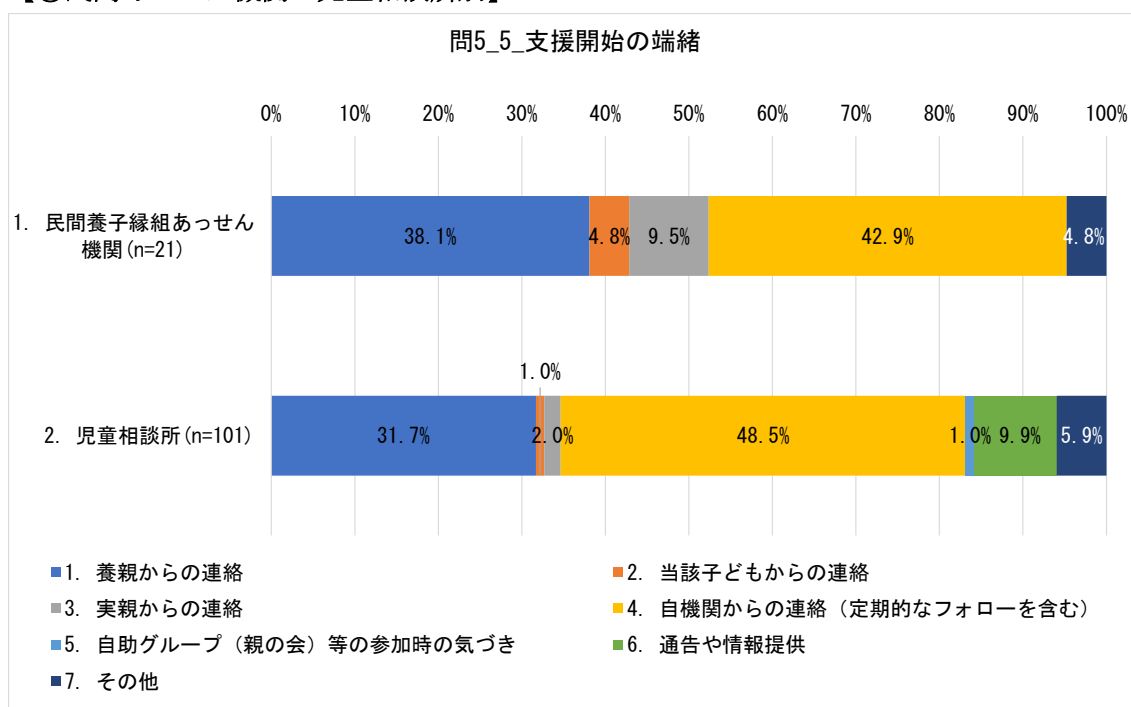
【考察】

- ・ 民間あっせん機関・児童相談所別では、いずれも「自機関」が概ね 7 割であった。
- ・ 支援開始時の子どもの年齢別にみると、子どもが「乳幼児期」や「学童期」に支援を開始した事例では、「自機関」が 7 割以上であったが、「思春期」において支援を開始した事例では、割合が逆転し、「他機関」が 7 割であった。
- ・ 養子縁組成立からの期間別にみると、いずれの期間でも、「自機関」が概ね 7 割であった。

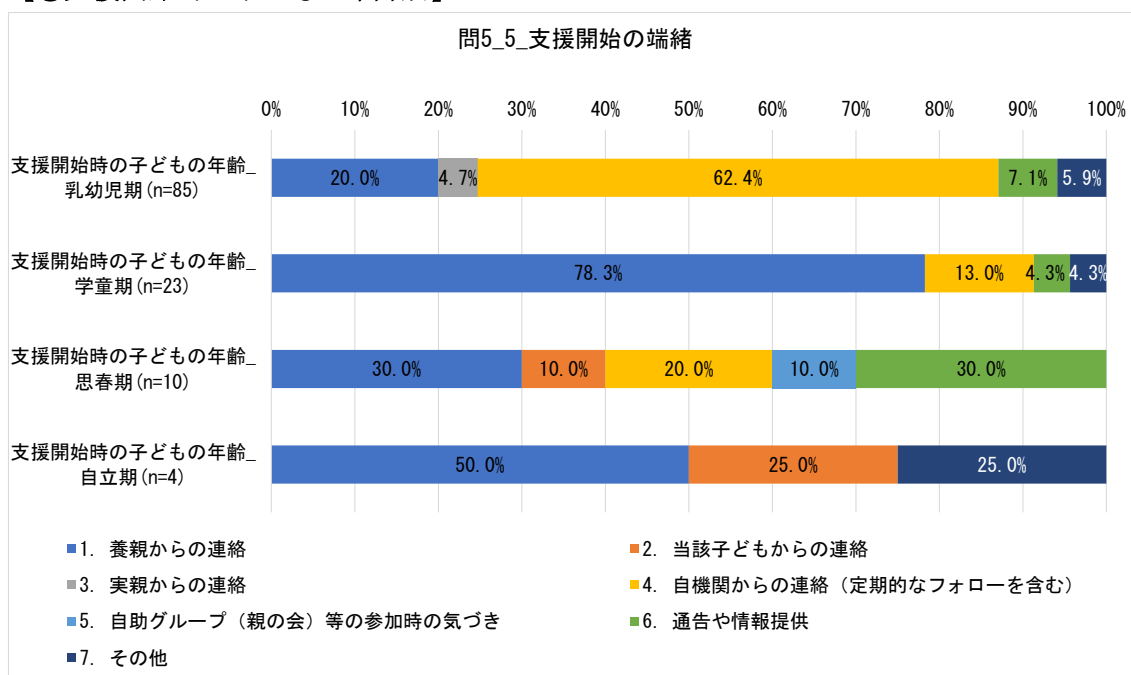
2.6.3.2 支援開始の端緒

これについても、①民間あっせん機関・児童相談所別、②支援開始時の子どもの年齢別、③成立からの期間別に集計した。

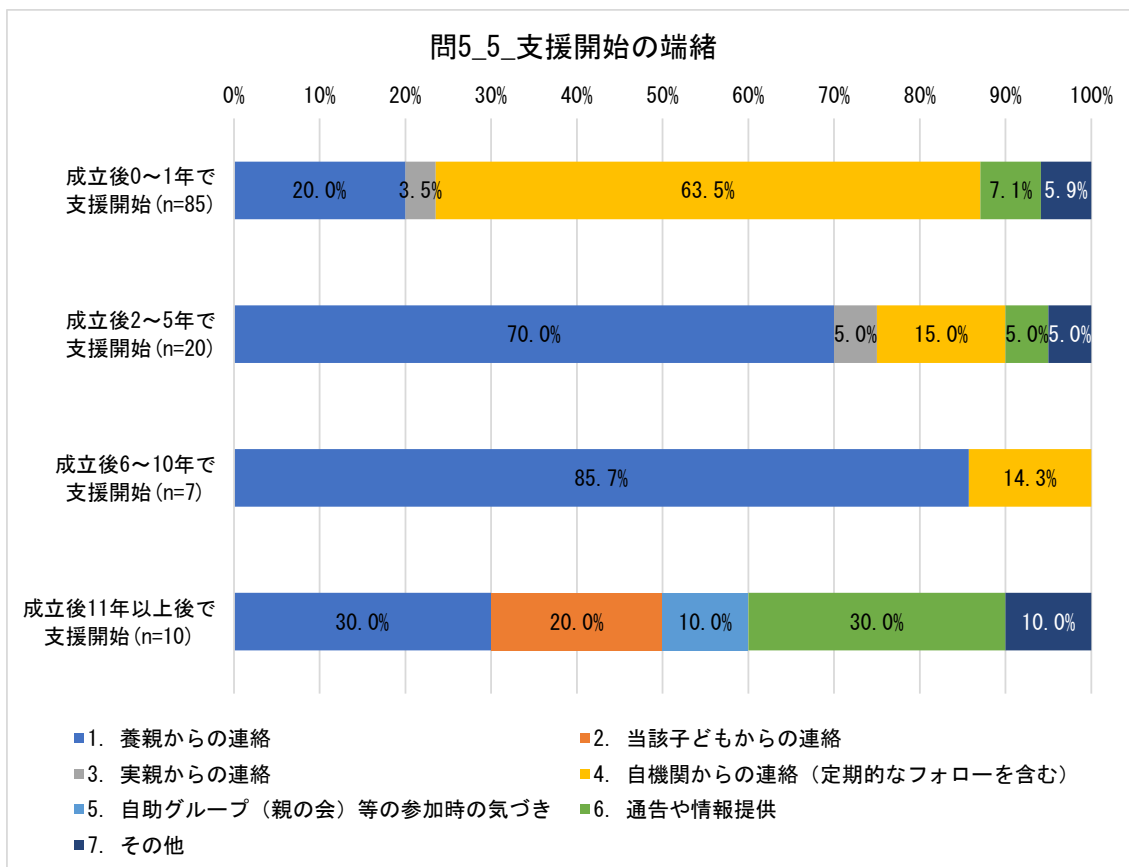
【①民間あっせん機関・児童相談所別】



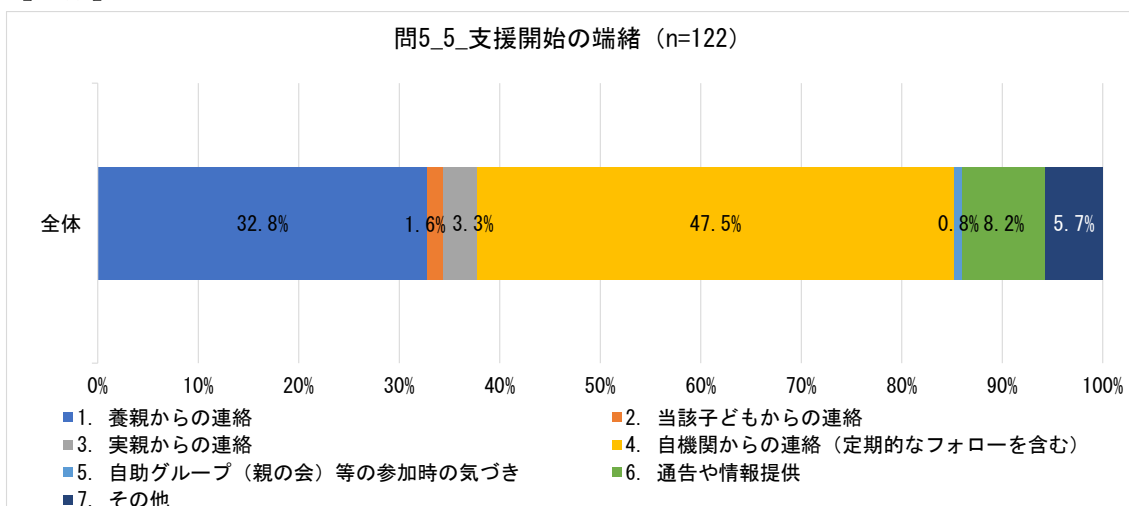
【②支援開始時の子どもの年齢別】



【③成立からの期間別】



【全体】



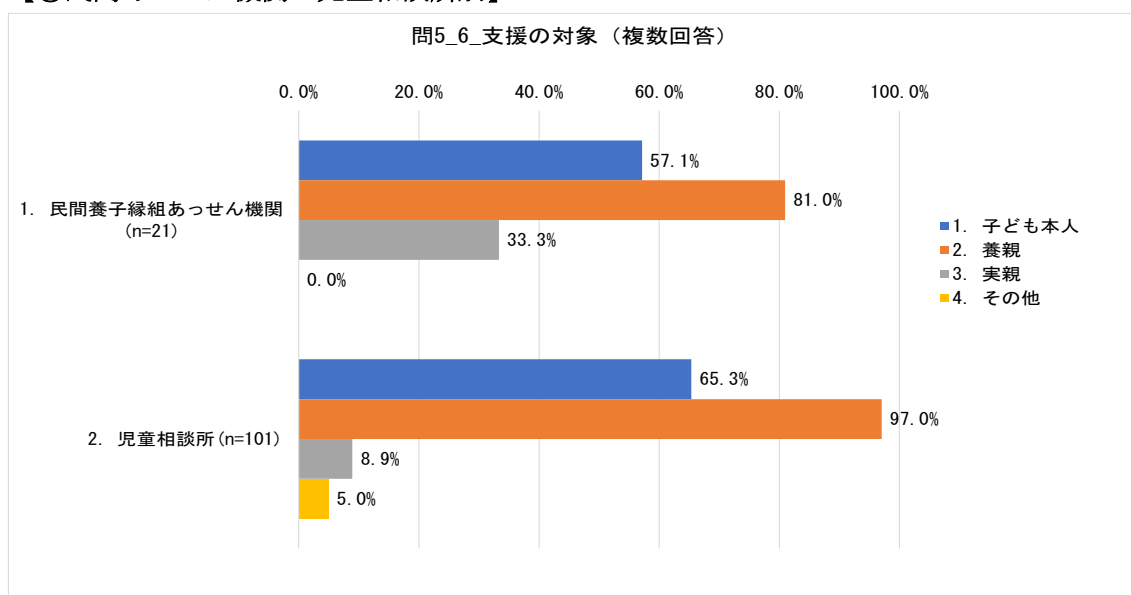
【考察】

- ・民間あっせん機関・児童相談所別では、ともに「自機関からの連絡（定期的なフォローを含む）」が最も多く、「養親からの連絡」が次に続いた。一方で、児童相談所における支援事例では、「通告や情報提供」が1割弱あった。
- ・支援開始時の子どもの年齢別にみると、子どもが「乳幼児期」に支援を開始した事例では「自機関からの連絡（定期的なフォローを含む）」が6割以上であることが特徴的である。これが、学童期には養親からの連絡が8割となった。さらに、「思春期」に支援を開始した事例では、「通告や情報提供」の割合が高まり、3割程度に達した。ただし、思春期では母数が10件、自立期では母数が4件に留まった。
- ・養子縁組成立からの期間別では、子どもの年齢と同様の割合を示すものの、自機関からの連絡が2年目以降大きく減り、養親からの連絡によるものが7から8割を占めるようになる。しかし、成立後11年以降では、養親からの連絡が3割、外部からの通告3割、子ども本人からの連絡で2割であった。
- ・成立後6年目以降では、母数そのものが少ないこと、また、養子縁組成立後2年未満に支援が開始された85例中6事例、養子縁組成立11年以降で支援が開始された10例中3事例（子どもの年齢が思春期である10例中3例と一致）が、通告等により支援が開始されていることは見過ごせない。

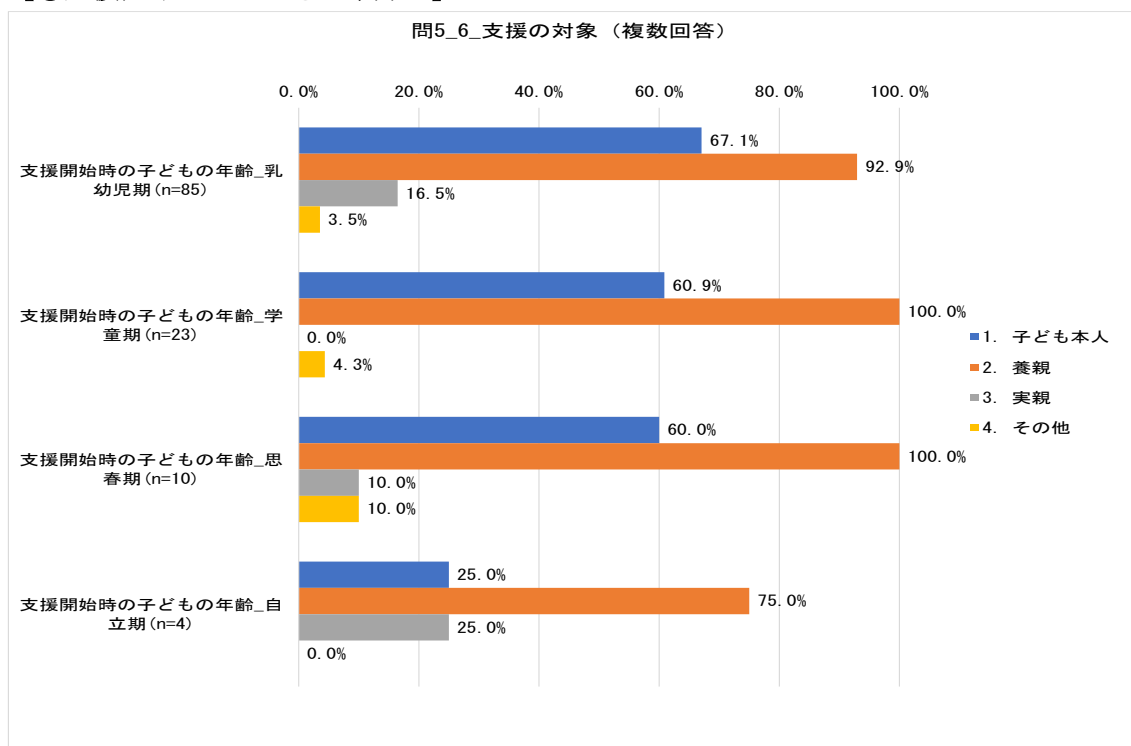
2.6.3.3 支援の対象

これについても、①民間あっせん機関・児童相談所別、②支援開始時の子どもの年齢別、③成立からの期間別に集計した。

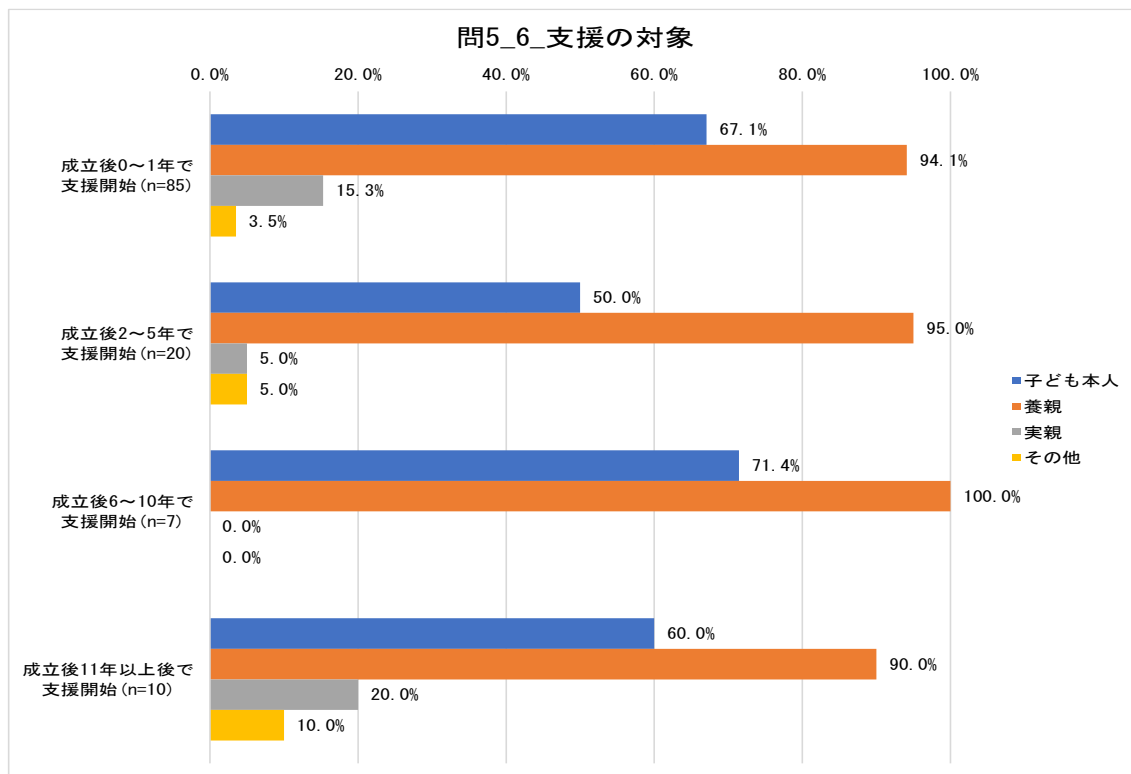
【①民間あっせん機関・児童相談所別】



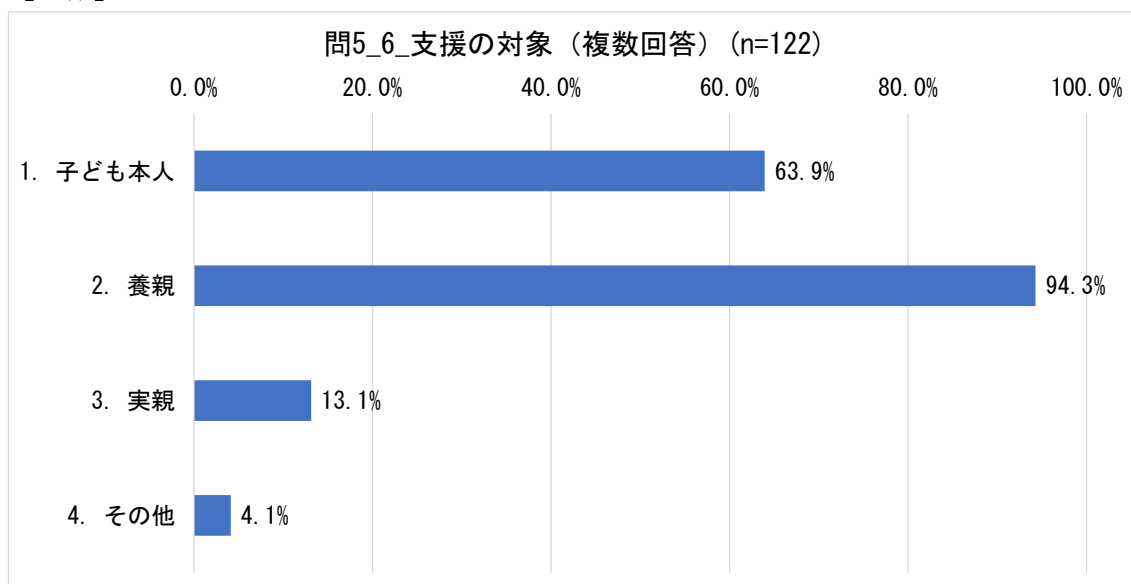
【②支援開始時の子どもの年齢別】



【③成立からの期間別】



【全体】



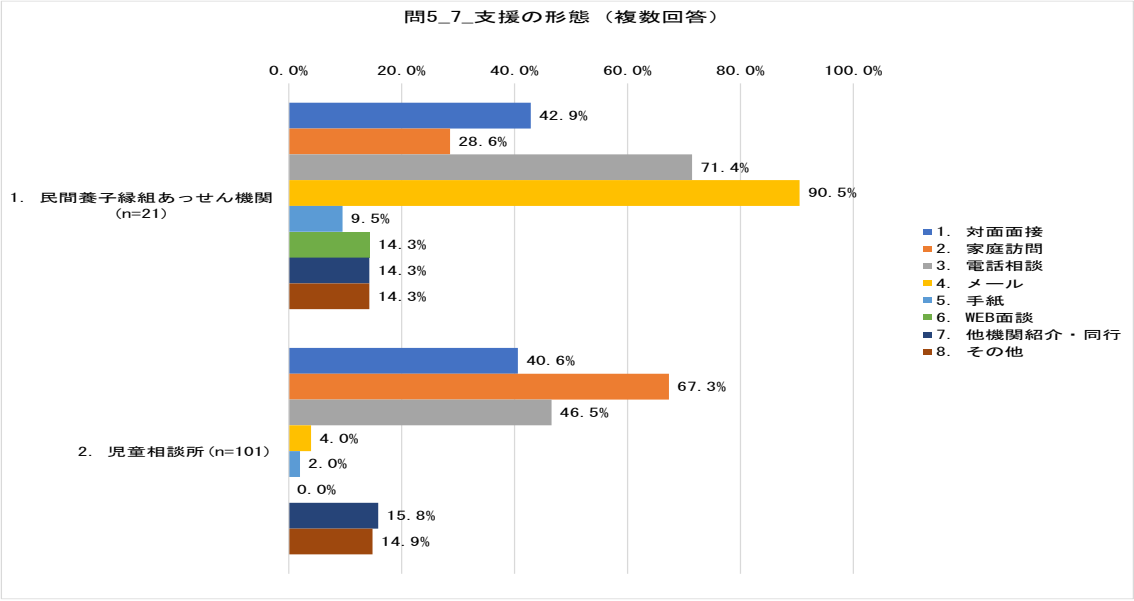
【考察】

- ・民間あっせん機関・児童相談所別では、両機関とも養親が 8～10 割近くと圧倒的に多く、子どもを対象とするものは 6 割前後であった。また、実親を対象とするものは、民間あっせん機関では 3 割強あるのに対し、児童相談所においてはごく僅かであった。
- ・養親を対象とするものが圧倒的に多く、子どもを対象とするものが 5 割から 7 割ということが、概ねどの子どもの年齢、成立からの期間の別なく同様であった。
- ・支援開始時の子どもの年齢が学童期、養子縁組成立から 5 年～10 年では、実親を対象とするものはいずれも 0 件であった。
- ・支援開始時の子どもの年齢が自立期、養子縁組成立後 11 年以降に実親を対象とするものが割合としては高くなるように見えるが、それぞれの母数を踏まえると、1 人ないし 2 人であった。

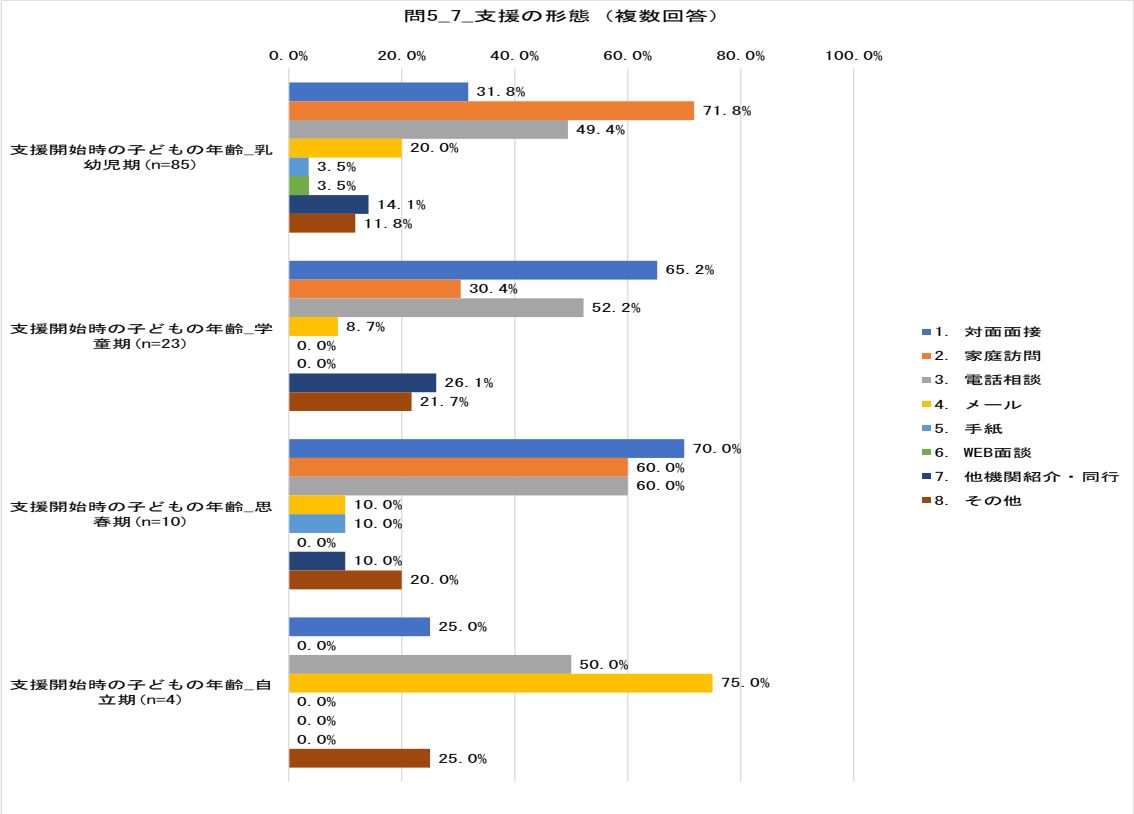
2.6.3.4 支援の形態

同様に、①民間あっせん機関・児童相談所別、②支援開始時の子どもの年齢別、③成立からの期間別に集計した。

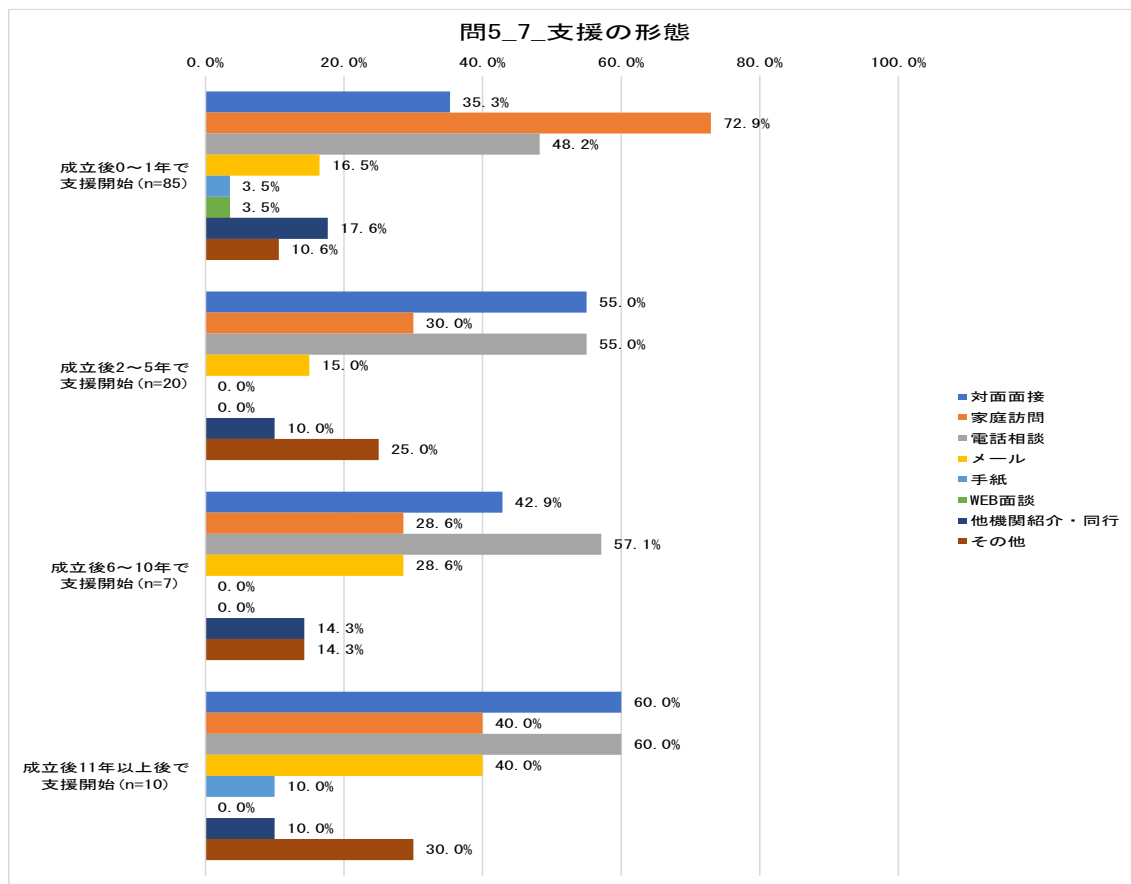
【①民間あっせん機関・児童相談所別】



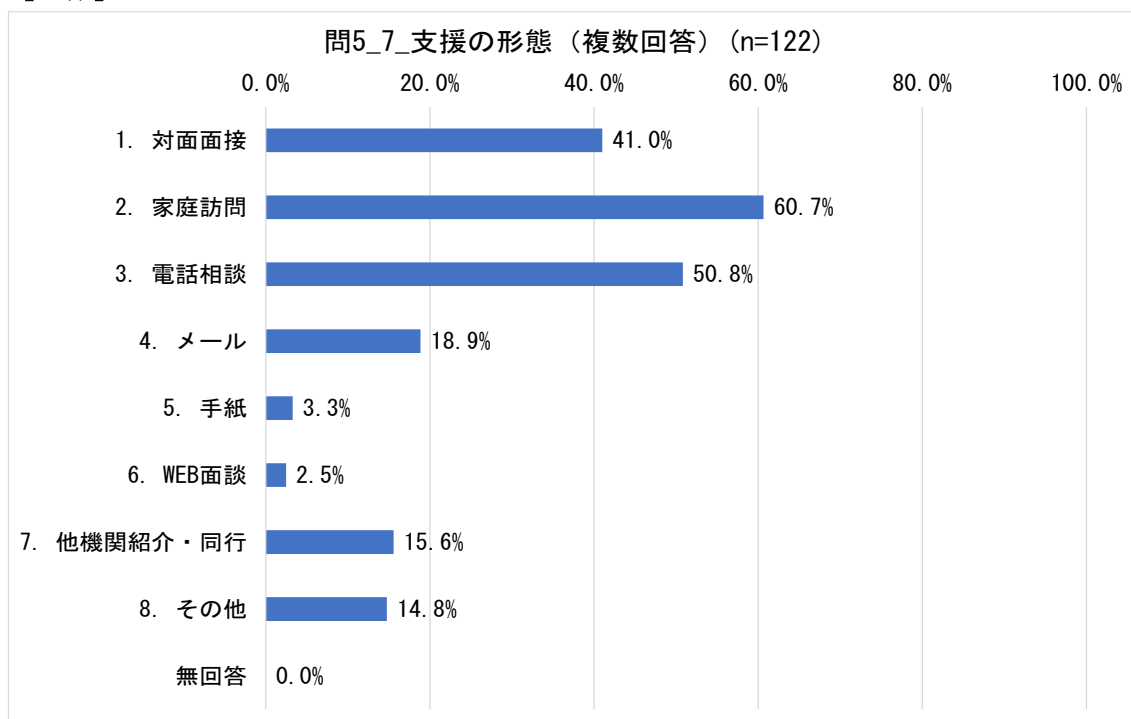
【②支援開始時の子どもの年齢別】



【③成立からの期間別】



【全体】



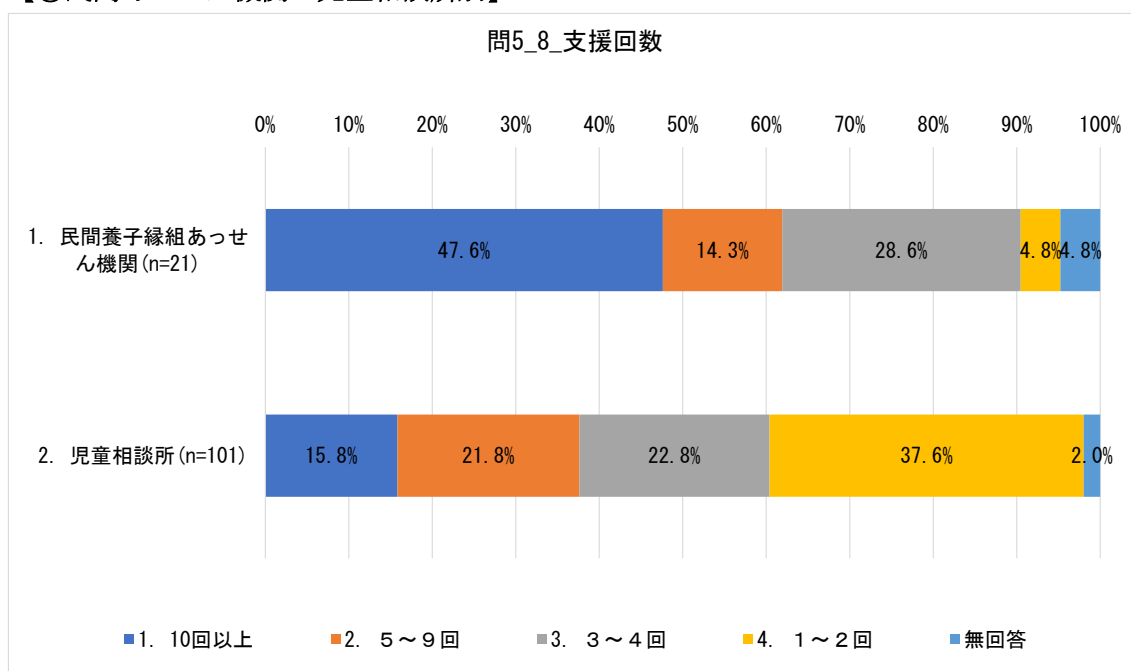
【考察】

- ・民間あっせん機関・児童相談所別の集計では、共に対面面接を概ね 4 割で行っていた。家庭訪問については、民間あっせん機関が 3 割弱、児童相談所は 7 割弱であった。電話は、同 7 割強と 5 割弱、メールは、同 9 割強と極僅かにある程度であった。
- ・年齢別の乳幼児期に支援を開始したもの及び養子縁組成立後 0～1 年では、「家庭訪問」が 7 割以上で行われていた（N=85）。
- ・年齢別では、支援開始が学童期と思春期で、対面面接と家庭訪問、電話が 6～7 割で行われていた（学童期 N=23、思春期 N=10）。
- ・「自立期」に支援を開始した 4 件中 3 件で、メールで支援が行われていた。
- ・縁組成立後 11 年以上経ってから支援が開始された 10 件においても、家庭訪問が 4 割、対面面接と電話相談が 6 割で行われていた。

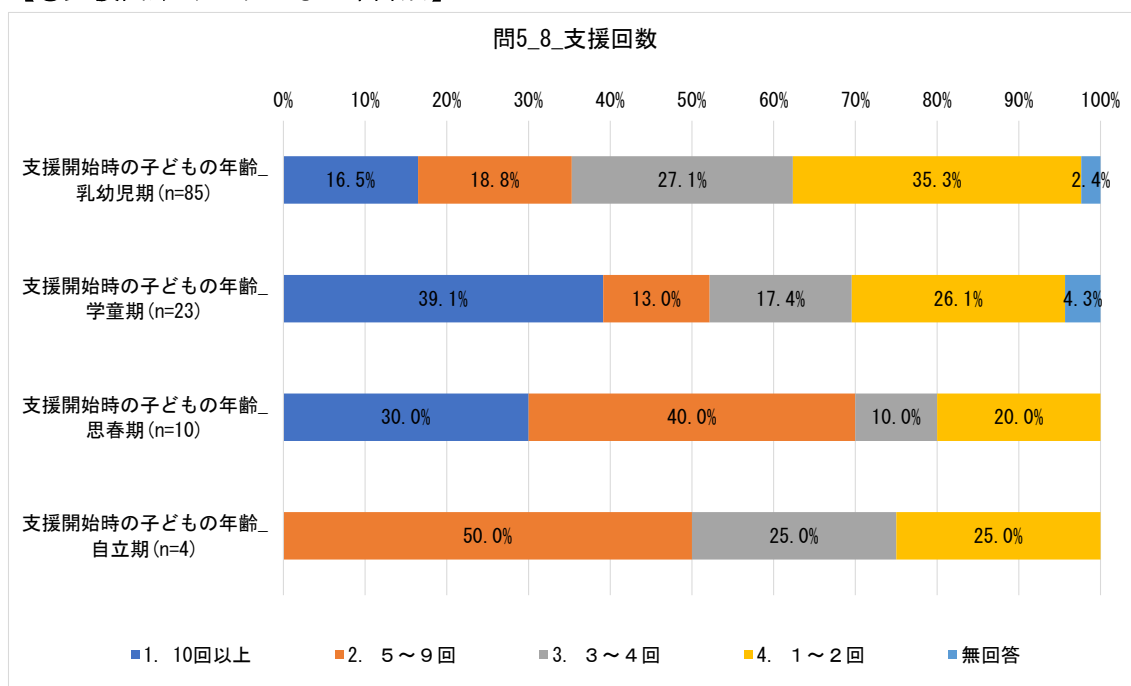
2.6.3.5 支援の回数

同様に、①民間あっせん機関・児童相談所別、②支援開始時の子どもの年齢別、③成立からの期間別に集計した。

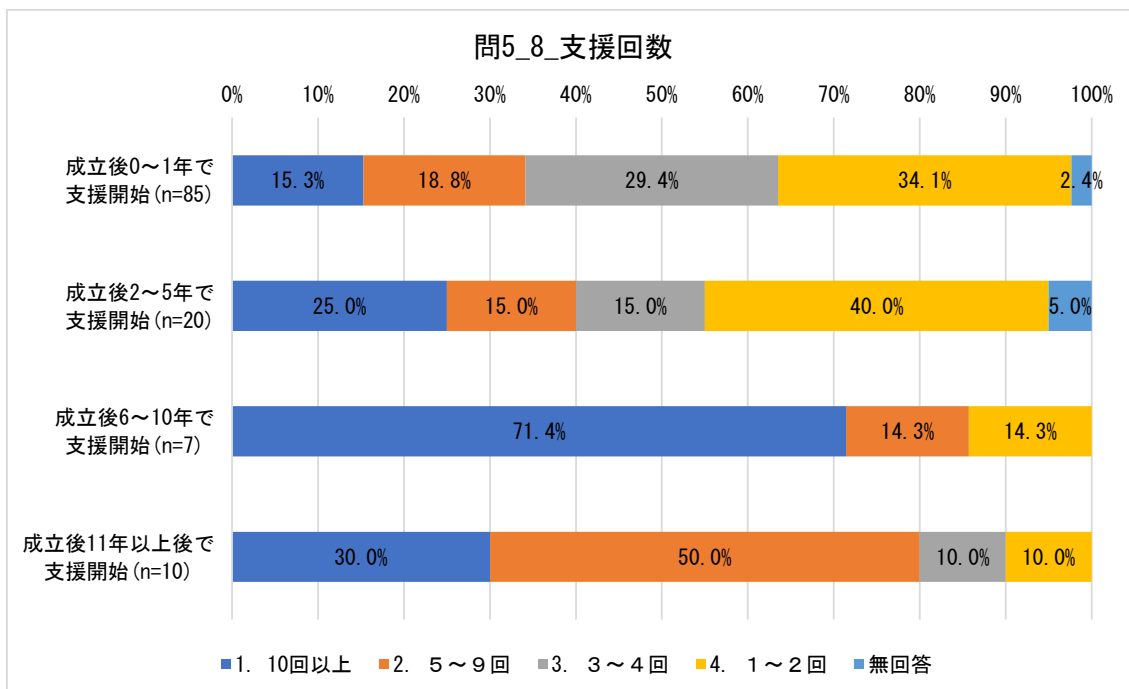
【①民間あっせん機関・児童相談所別】



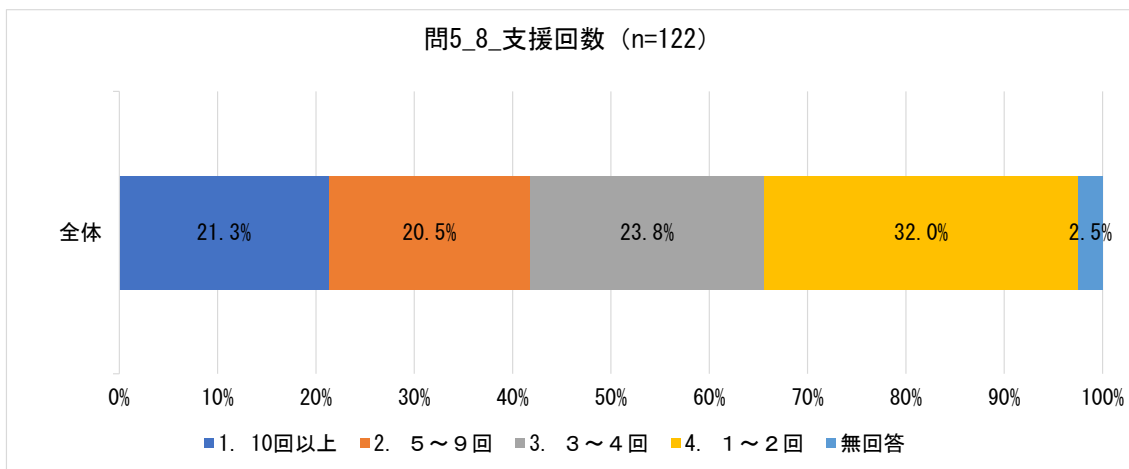
【②支援開始時の子どもの年齢別】



【③成立からの期間別】



【全体】



【考察】

- ・民間あっせん機関・児童相談所別の集計によれば、民間あっせん機関における支援事例の 5 割弱（10 件）が、「10 回以上」であり、支援回数 1～2 回の割合は 5%弱（1 件）であった。児童相談所において「10 回以上」の支援事例の割合は 16%弱（16 件）であり、支援回数 1～2 回は 4 割近く（38 件）であった。
- ・同様に、支援回数 5～9 回及び 3～4 回を合算すると、民間あっせん機関も児童相談所のどちらも 4 割強であった。
- ・学童期に支援が開始された事例では約 4 割、思春期に支援が開始された事例では 3 割で支援回数が 10 回以上であった。思春期に支援が開始された事例では支援回数が 5 回～9 回のものが 4 割あり、両者を足し合わせると、全体の 7 割（10 件中 7 件）となった。
- ・養子縁組成立後 6～10 年の事例は、母数は少ない（7 件）ながら、支援回数が 10 回以上のものが 7 割強（5 件）と圧倒的に高くなっていた。
- ・養子縁組成立後 11 年以上で支援が開始された事例（10 件）も、支援回数 10 回以上が 30%（3 件）、5～9 回が 50%（5 件）であり、両者を合わせると 80%（8 件）に達していた。

2.6.3.6 支援を必要とした理由

※固有名詞や誤字脱字等の修正のみ行い、内容は、概ね調査票に記載されたままとした。

<概ね乳幼児期>

- ・養子縁組成立後のフォローのために訪問。全ケース養子縁組成立後 6 ヶ月～1 年の支援を実施している。(複数)
- ・姉妹同時に養子縁組里親に委託した。それぞれに愛着、発達課題を有しており、フォローが必要だった。
- ・真実告知、食事、トイレトレーニングについての相談のため。
- ・育児が初めてだったことより、養親よりの養育相談があった。
- ・特別養子縁組成立後に、実親から本児に対する「20 歳になった時に渡す手紙」を手渡されたため、養親への対応が必要となった。
- ・児が委託されたことでの先々のことが不安になり、完璧に進めたいと養母さんが考えたため。
- ・幼稚園生活や真実告知について相談を受けた。
- ・2 歳 8 か月になり、真実告知が全くできていない状況で、何に躊躇しているのかが情報が十分取れていない。
- ・特性の強い子に対する真実告知の内容、タイミングについて
- ・発達障害の指摘をされ、専門の支援機関の利用開始に当たり、養母の動揺する気持ちの相談先として連絡があり、養母の話を傾聴した。
- ・特別養子縁組成立後も、発達状況の確認や、真実告知へのフォローなど、子どもや養親への継続的な支援が必要と考えたため。
- ・入眠困難、癇癪がある。医師から投薬の提案があったが、どう対応するのが好ましいか。重積発作の後、発達に課題を持つようになった。療育を要する。
- ・幼稚園での適応に課題がみられていたため、早めの就学準備を視野に入れ、市に対して発達支援（検査など）を依頼した。
- ・養子に発達の課題がある。また、養親の両親の介護問題もある。
- ・養母が子どもの言動を否定的にとらえる傾向が高まり、親子関係に影響が出ていると思われたため FCP（フォスタリングチェンジプログラム）受講提案。
- ・母子関係で悪循環が起きており、関係の再構築が必要であった。
- ・養親の不適切な関わり方について助言指導が必要だった。

<概ね学童期>

- ・養親から、児が小学生で生立ちに関わる授業などを受けることに備えて、親として児のルーツを確認しておきたい、との相談があった。
- ・児童の発達障害と不登校の問題。養親の性格特性。夫婦関係の問題。

- ・子どもの発達に特徴があり、知能検査を行い、関係機関へつないだ。
- ・子どもが就学する際に、小学校に養親と同行し、養子縁組した親子であり、また発達についても課題がある児童であるため配慮等を依頼した。
- ・子どもの発達について心理検査を実施し、関わりについて助言した。
- ・養親が発達相談を希望した。
- ・子どもの言動に我慢ができず、虐待してしまうかもしれないと相談があった。
- ・養母がプログラム参加を希望。養母の養育が厳しすぎると養父も心配していた。
- ・妹に対して、性的に不適切な声かけがあり、対応に苦慮し、相談が入った。
- ・注意したときにかんしゃくを起こしたり、暴れたりする。
- ・思春期を迎えようとする本児の対応について相談があった。
- ・学習支援について相談があった。
- ・小学校入学にあたり、学校へ縁組に関する情報を伝えることについて。
- ・不登校相談
- ・児童の発達障害と不登校の問題。養親のパーソナリティ、夫婦関係の問題があった。
- ・真実告知について。子ども側から様々疑問が出てきているにも関わらず、養親がそれに適切に応じられないでいる状況が続いていたため。
- ・子どもに起立性調節障害、発達障害があり、学校生活への不適応が見られたため、安定的な親子関係が図られるよう支援を行った。
- ・本児と養父との関係について
- ・子どもが包丁を持ち出すといった問題行動
- ・児童と養親との関係は安定しているが、児童にとって新しい家族の受け止めについての整理が必要だと言うという主訴で、養親からの希望があった。
- ・友達とトラブルが発生しているため、どうしてトラブルになるのか原因を知り、事態を改善したいと相談があった。
- ・養親からの子どもへの「生い立ち」の説明について相談があり、対応した。

<概ね思春期>

- ・養父母からの身体的虐待
- ・養子（真実告知未実施）が中学校で他児とトラブルを起こした後に不登校になり、里親会の集まり時に養母から「引き取るんじゃなかった」との発言が見られたため、不登校相談を開始した。
- ・反抗期、思春期対応について養母から相談があった。
- ・学校に行かないことを母に叱られ、子どもが怒れて刃物を持ち出した。（要保護児童通告）
- ・自宅で暴れ、警察から書面通告あり。一時保護の上、指導を行うが、家庭引取後に不登校、ゲーム依存、飲酒喫煙、金銭窃取等が再燃し、保護者が対応の限界を訴えたため。

- ・他市より転居後、養子が不登校となっていた。学校と連携が図れている世帯であったが、家庭訪問の上状況等確認するため訪問した。
- ・真実告知を行っていない中、養親と養子の関係が悪化していることを受け対応した。
- ・子どもが養親からの心理的虐待を受けていることを訴えたため、本人と相談、養親と面接した。

<概ね自立期>

- ・18歳になった養子が実母の状況を知りたがっていると養親から相談があり、真実告知の支援としてライフストーリーワークを実施した。
- ・高校卒業後の進路を決定する時期になり、「20歳になったら」と養親が伝えていた真実告知の時期が近づいてきた時期で、高校卒業後に家を離れて一人暮らしを始めるに当たって、あらためての真実告知の方法について養親が悩んでいた。
- ・日本在住の米国人夫妻に養子縁組され、その後、養親と共に渡米、現在も米国に在住する養子から、出自を知りたいとメール相談があり、支援した。
- ・実母に連絡をとりたい、という養子の希望を受けて、養親から養子のルーツ探しの依頼があった。
- ・子どもの就労が長続きせず、親のアドバイスにも反抗的な態度をとる。

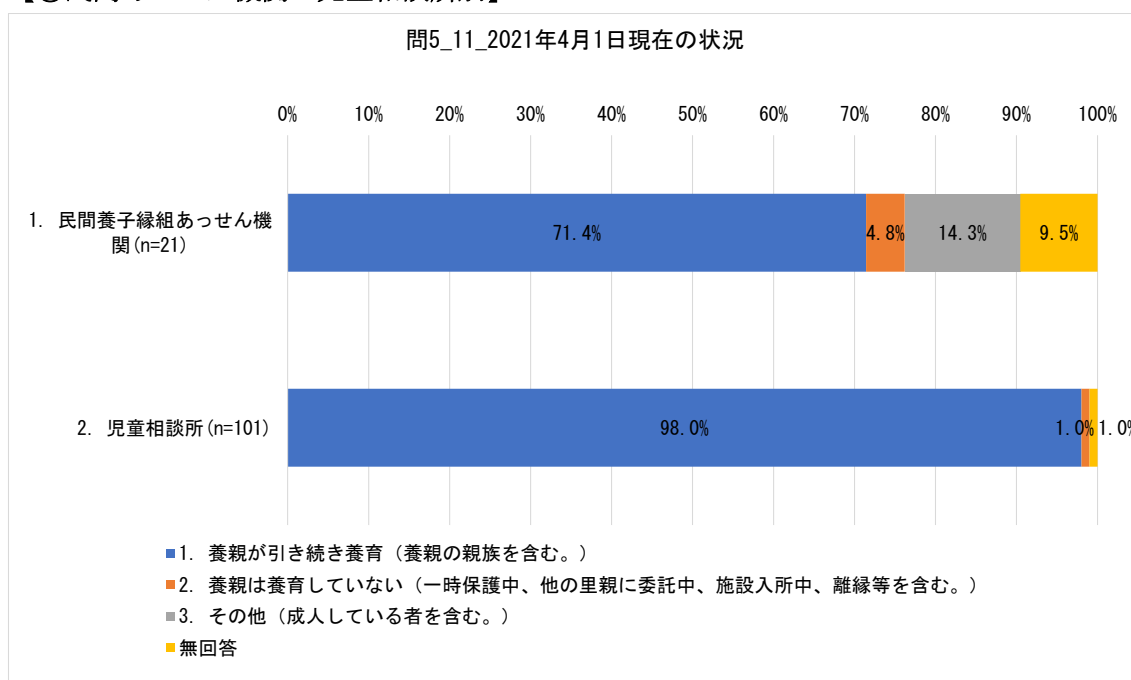
<その他>

- ・実親が金銭面で困り、養父母に借金しようとした。介入し、実親の生活・経済的な支援を行った。また養親との連絡や面会について再度取り決めをした。
- ・実親方の祖父母との交流について
- ・養親には、子どもと実親との関係が切れないようにという思いがあり、実親に子どもの写真を送りたいとの意向が示されたため、当所から実親へ働きかけた。
- ・児童養護施設に入所していた児童について、実母の依頼で10数年前に養子縁組を支援した。実母は児童を養子縁組した罪悪感が精神的なストレスとなり、身体症状を発現していた。それを心配した母の担当医から、連絡があり、支援した。

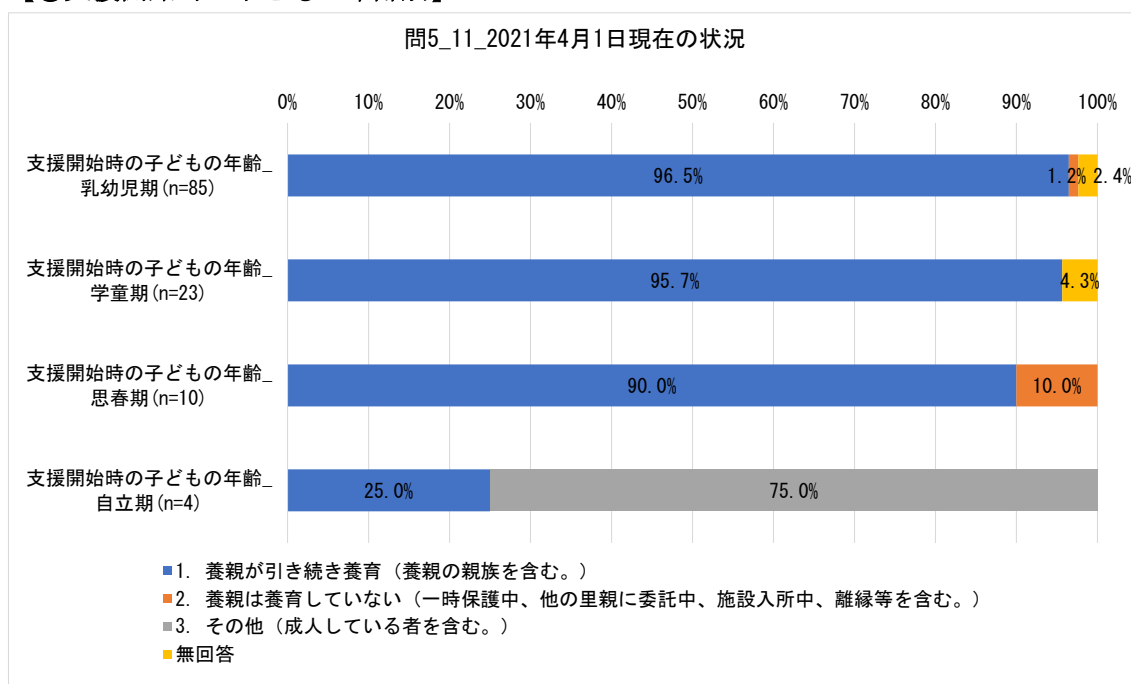
2.6.3.7 2021 年 4 月 1 日現在の状況

同様に、①民間あっせん機関・児童相談所別、②支援開始時の子どもの年齢別、③成立からの期間別に集計した。

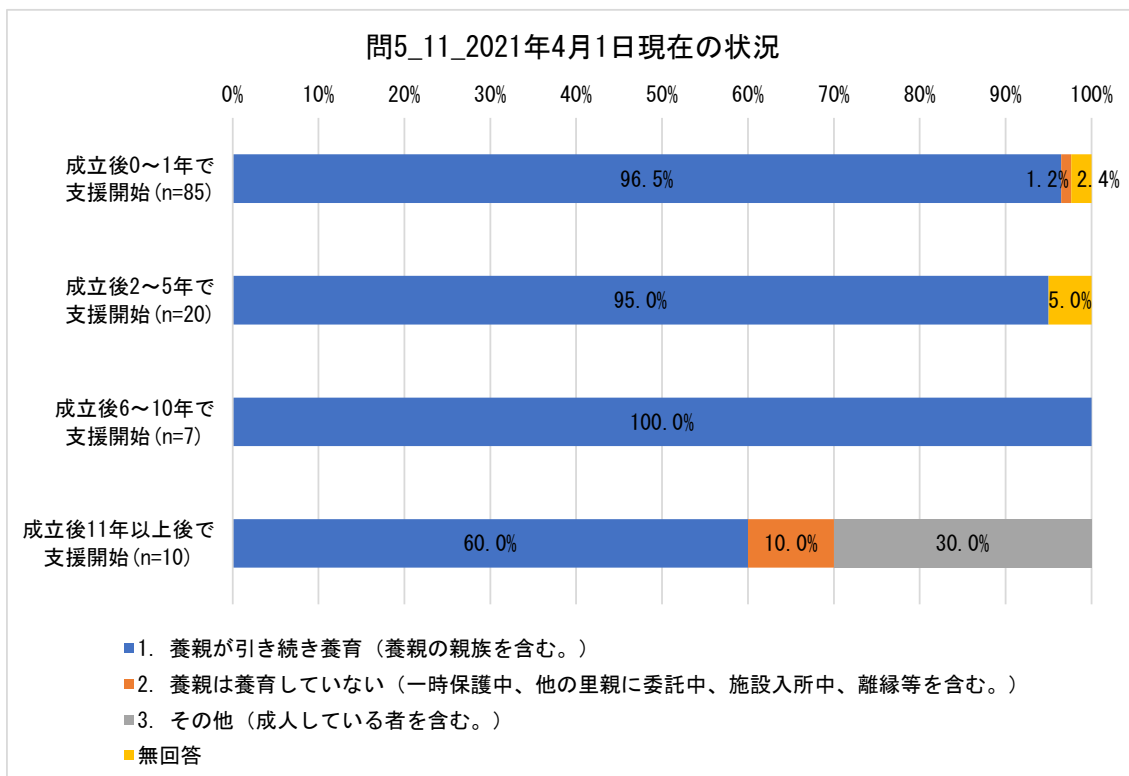
【①民間あっせん機関・児童相談所別】



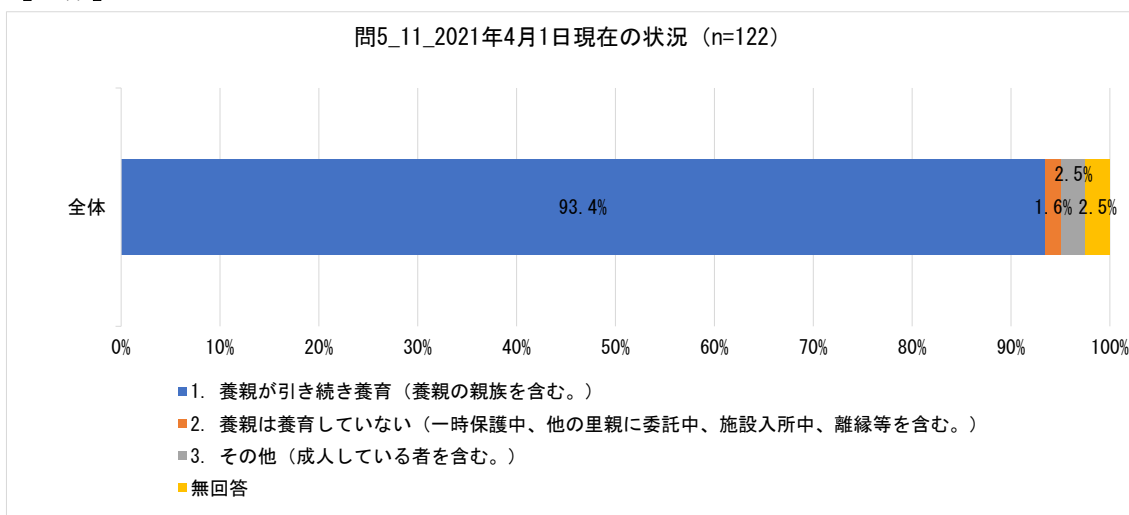
【②支援開始時の子どもの年齢別】



【③成立からの期間別】



【全体】



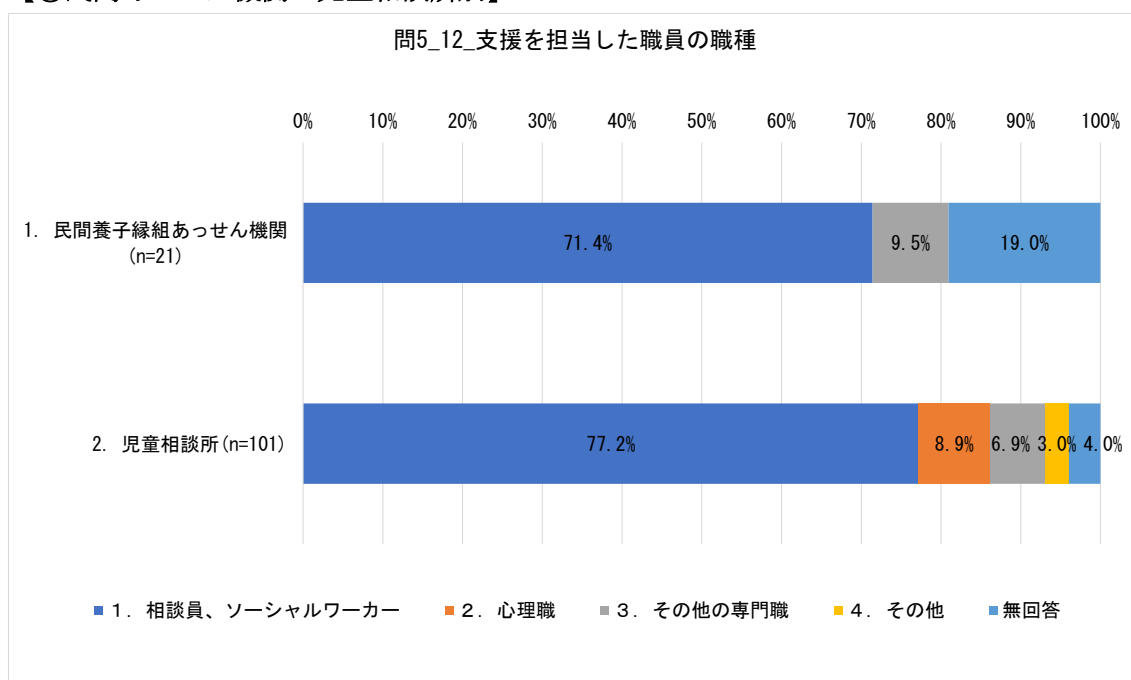
【考察】

- ・民間あっせん機関、児童相談所いずれにおいても「養親が引き続き養育（養親の親族を含む）」が圧倒的に多くなっていた。
- ・民間あっせん機関の回答の内、「その他」は、支援開始時の子どもの年齢、養子縁組成立後 11 年以上の回答を照合すると、いずれも成人している者である可能性が高い。
- ・支援開始時に乳幼児期かつ縁組成立後 2 年未満である 1 事例、及び、支援開始時に思春期かつ縁組成立後 11 年以上である 1 事例において、「養親は養育していない（一時保護中、他の里親に委託中、施設入所中、離縁等を含む）」ことが分かった。

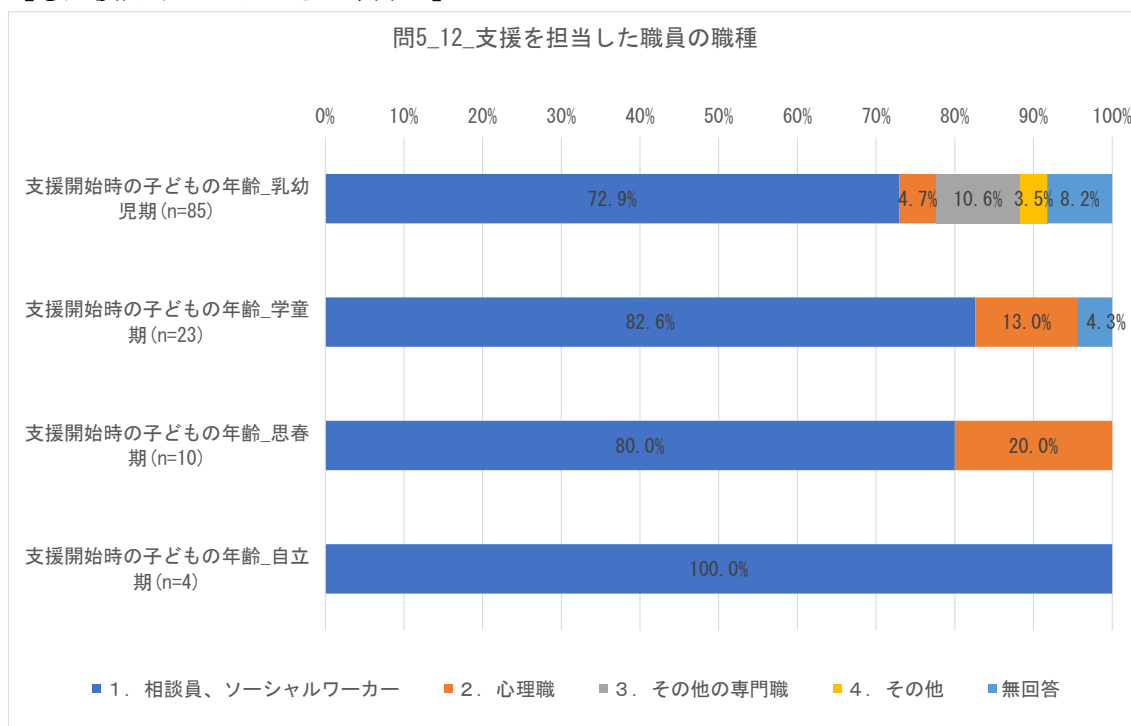
2.6.3.8 支援を担当した（主な）職員の職種

同様に、①民間あっせん機関・児童相談所別、②支援開始時の子どもの年齢別、③成立からの期間別に集計した。

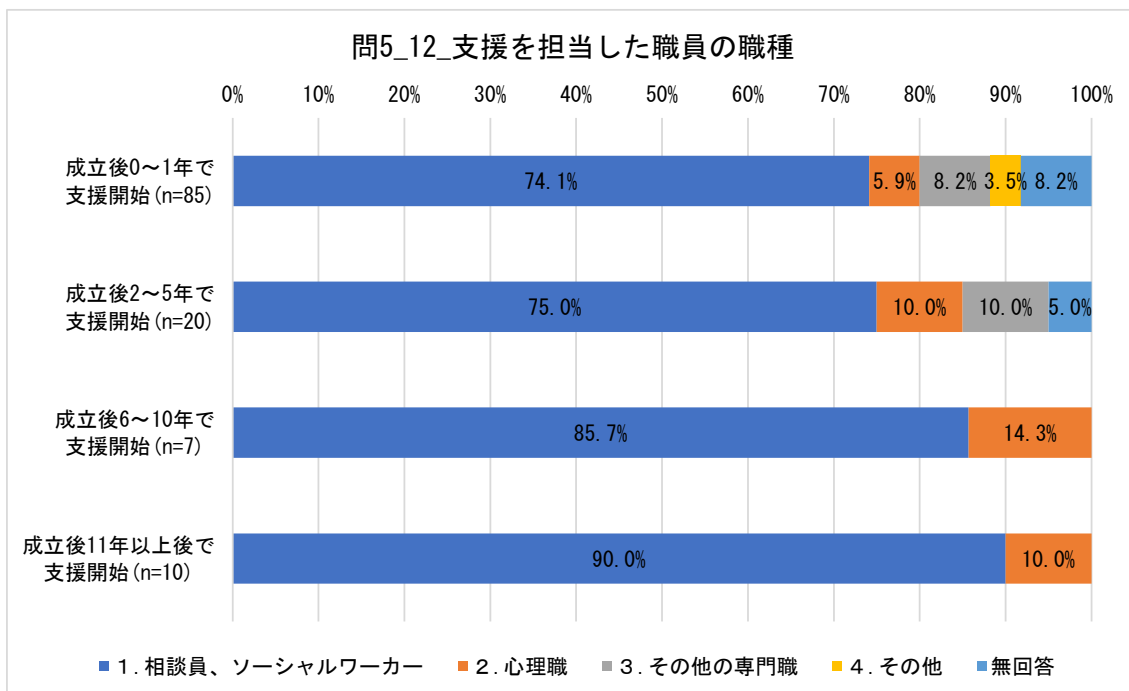
【①民間あっせん機関・児童相談所別】



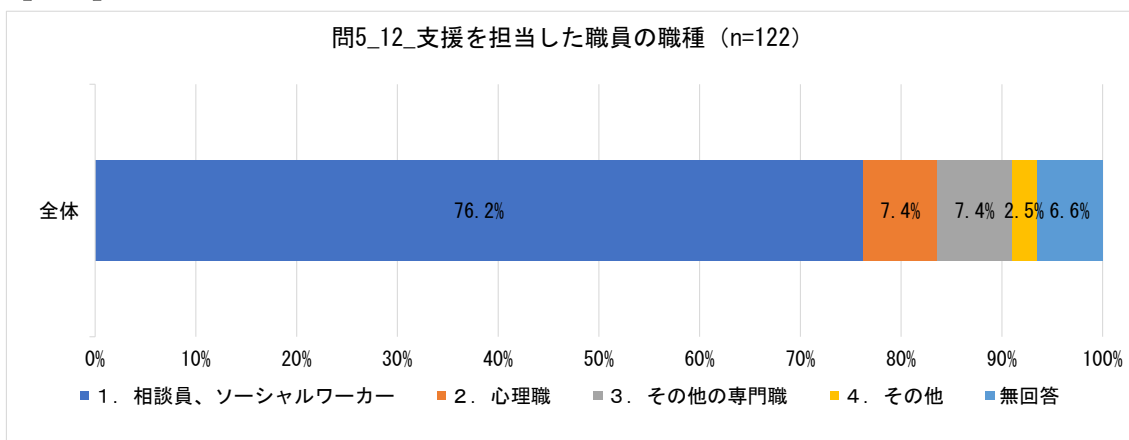
【②支援開始時の子どもの年齢別】



【③成立からの期間別】



【全体】



【考察】

- ・「支援を担当した（主な）職員の職種」については、民間あっせん機関・児童相談所とともに「相談員、ソーシャルワーカー」が多数であった。
- ・児童相談所における支援事例では、「心理職」である事例も1割弱あった。
- ・支援開始時の子どもの年齢別や養子縁組成立後の期間別では、学童期以降や縁組成立後2年以降の支援事例で、学童期心理職が主に支援を担当した割合が10～20%みられるが、いずれも児童相談所の支援事例で、いずれも母数が小さいために、実件数は、1から3事例であった。

2.6.4 特別養子縁組に関する記録の保存及び文書の開示について

2.6.4.1 記録の保存及び開示について

機関の種別ごとに調査結果をまとめた。

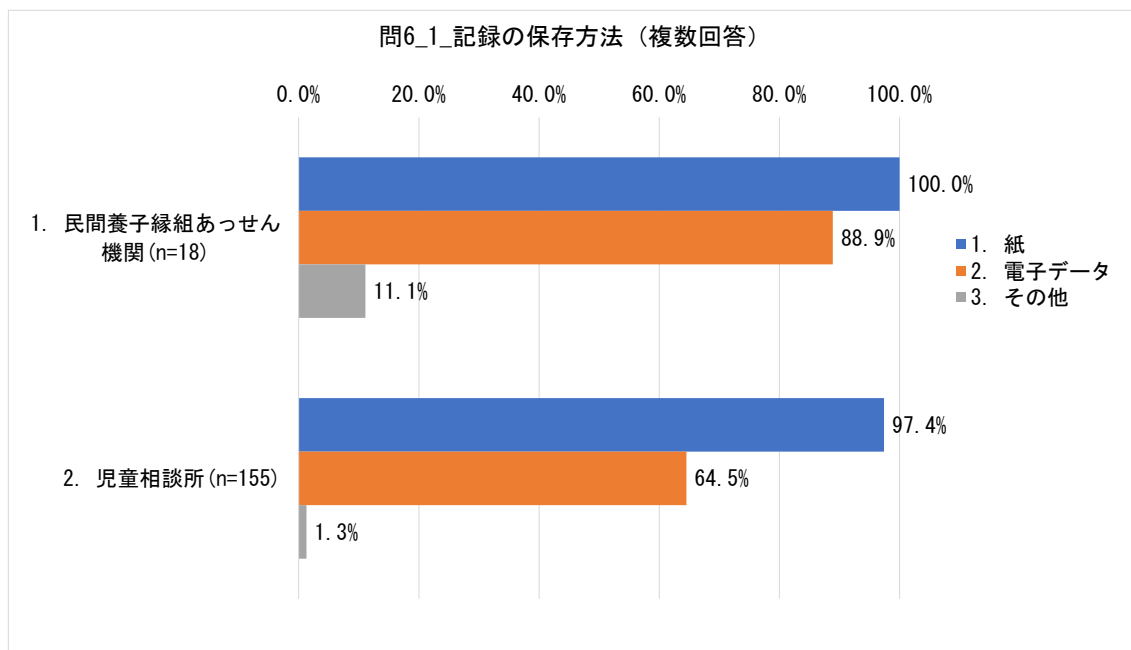
調査項目は、以下のとおりであった。

- 1 文書の保存方法
- 2 保存場所
- 3 保存期間
- 4 記録の開示方法のルールの有無
- 5 記録の開示についての当事者の同意確認の方法

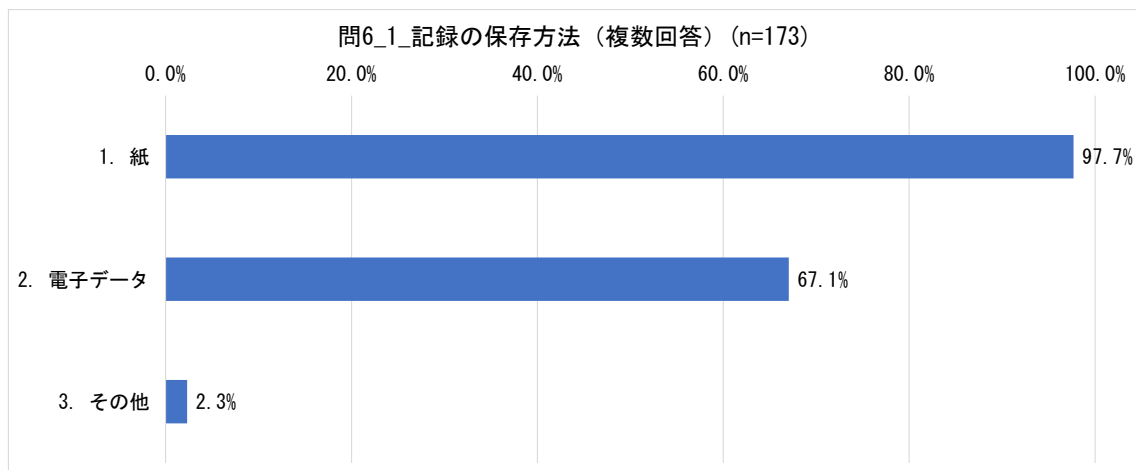
なお、回答の内の自由記述については、第 6 章 6.2.2 における「問 6」の自由記述を参照されたい。

1. 保存方法

【民間あっせん機関・児童相談所別】

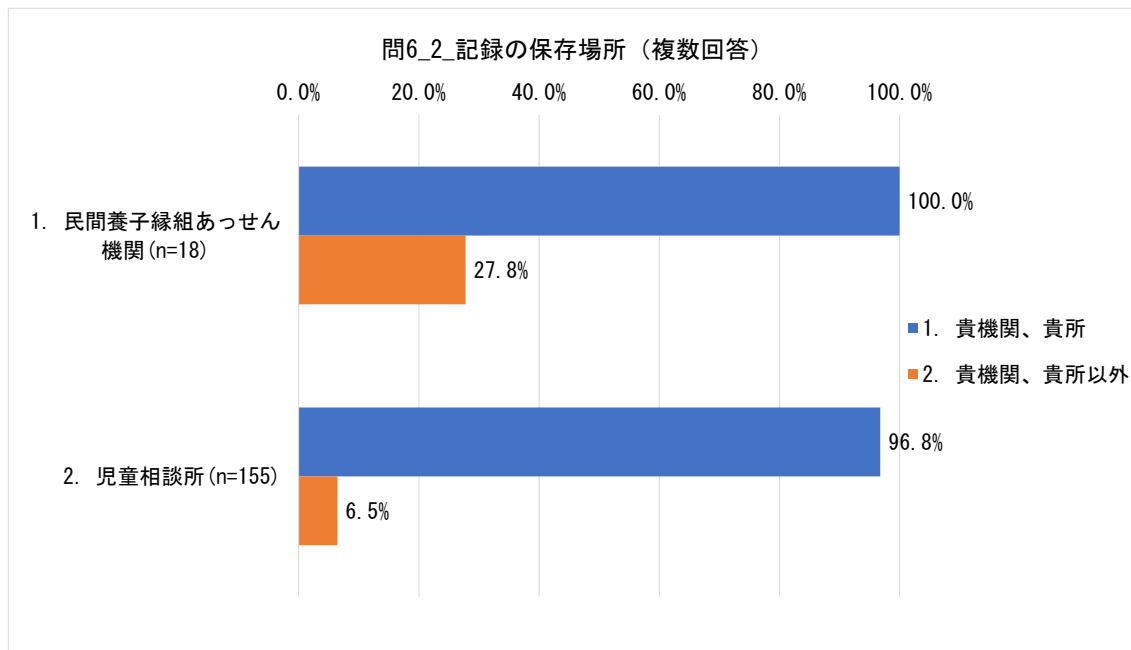


【全体】

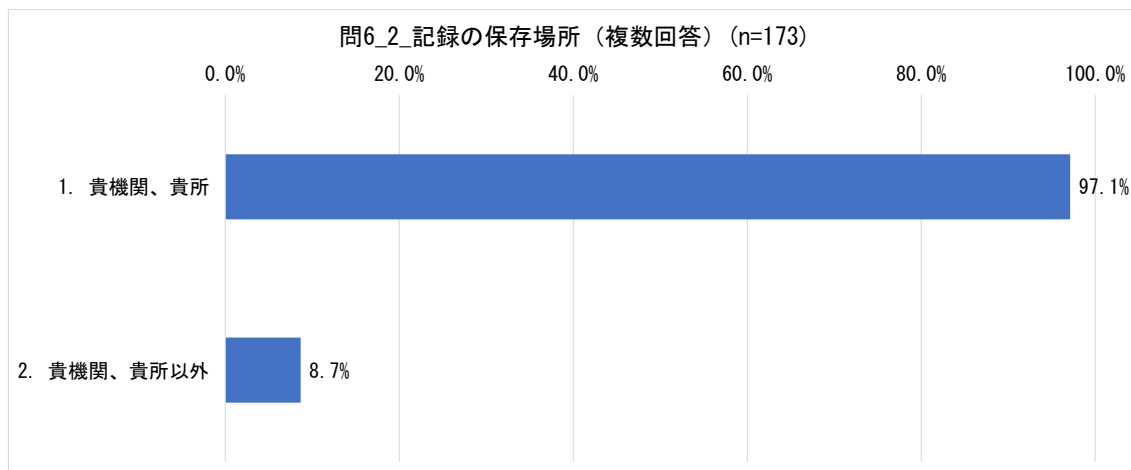


2. 保存場所

【民間あっせん機関・児童相談所別】

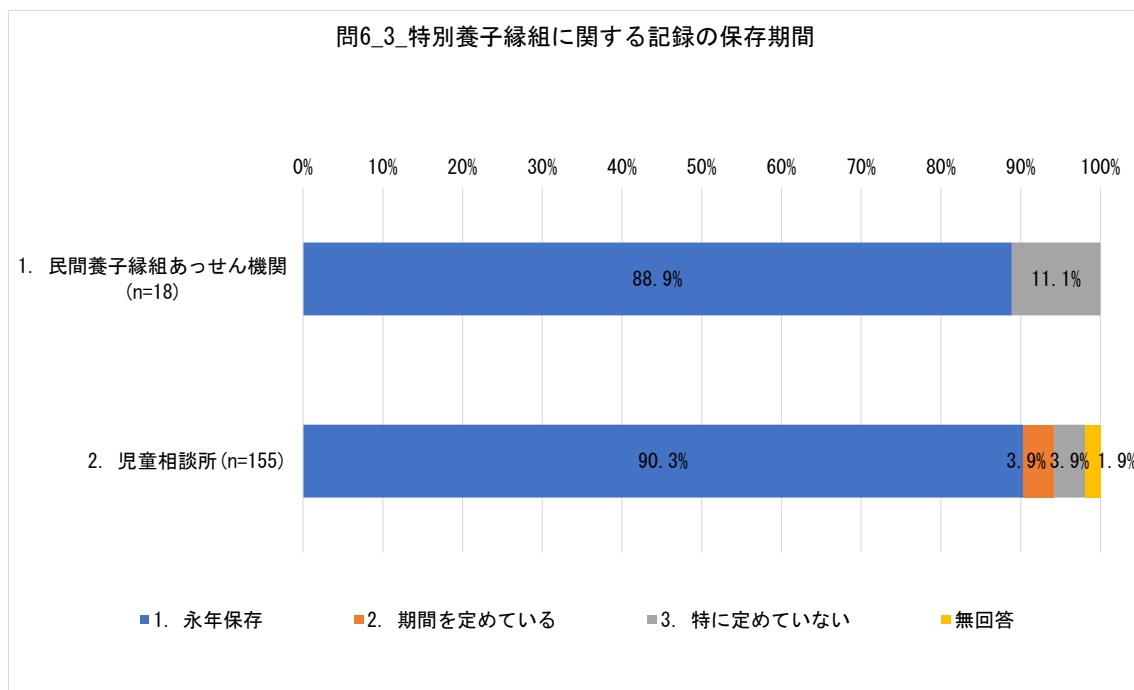


【全体】

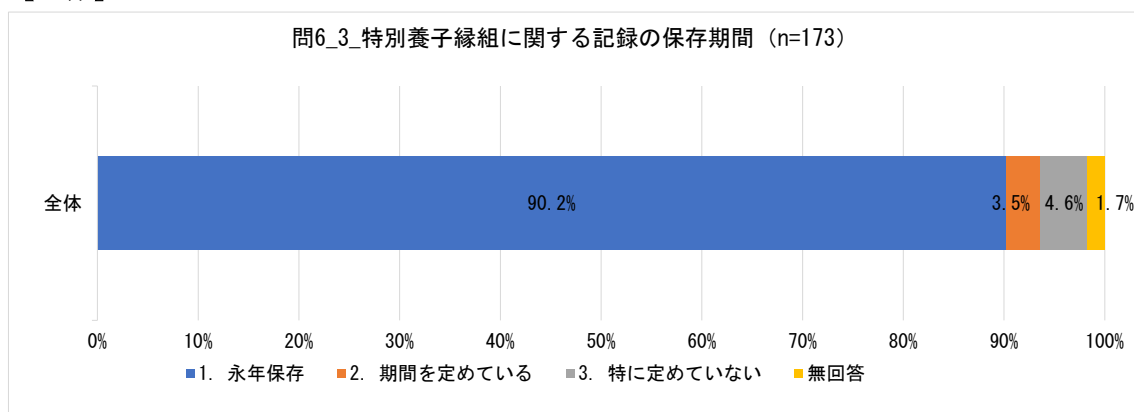


3. 記録の保存期間

【民間あっせん機関・児童相談所別】

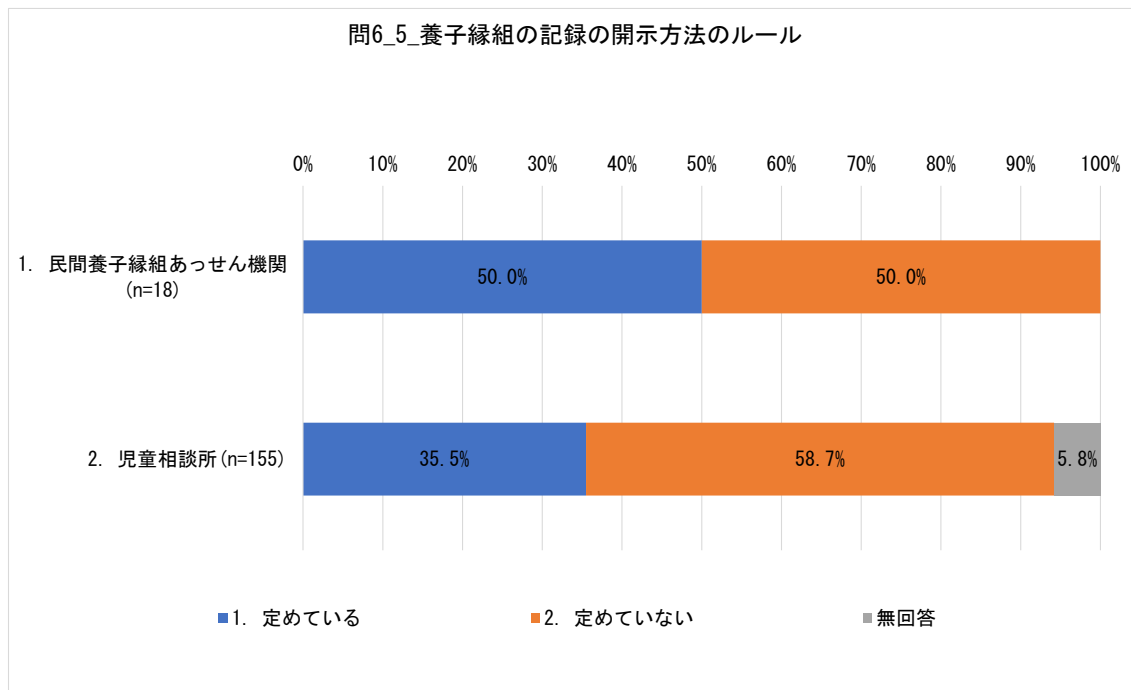


【全体】

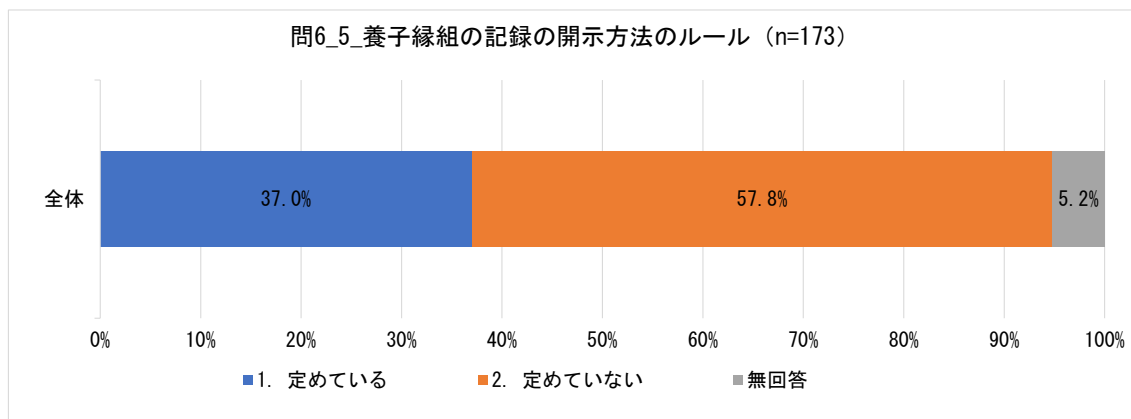


4. 記録の開示方法のルール

【民間あっせん機関・児童相談所別】

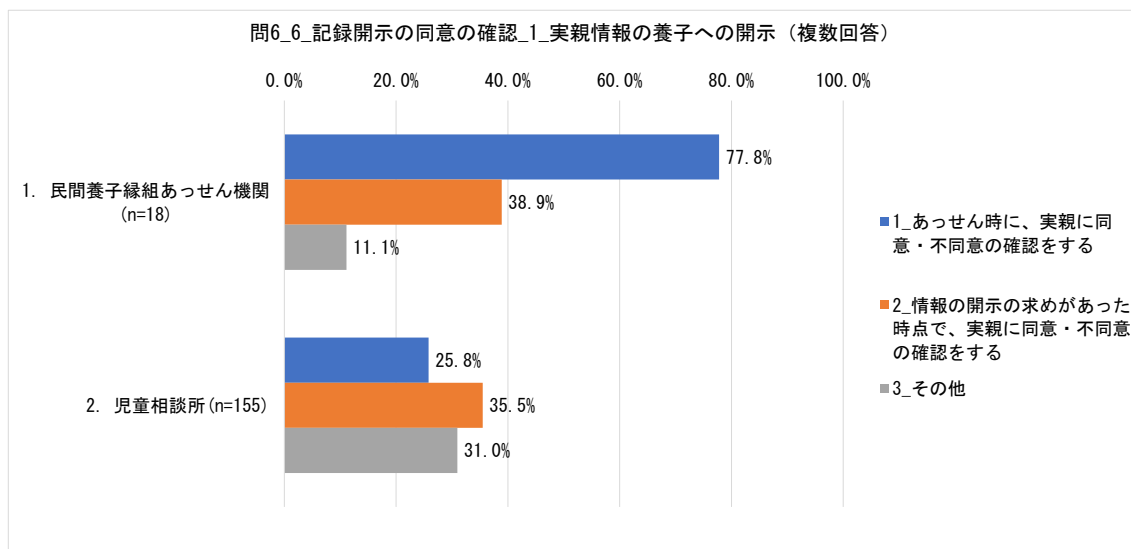


【全体】

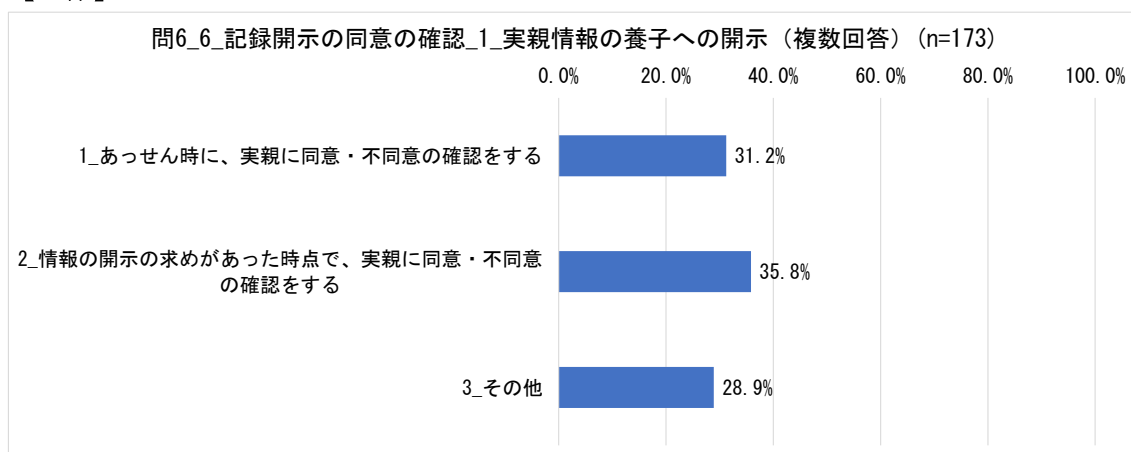


5. 記録開示における同意の確認方法① 実親情報の養子への開示

【民間あっせん機関・児童相談所別】

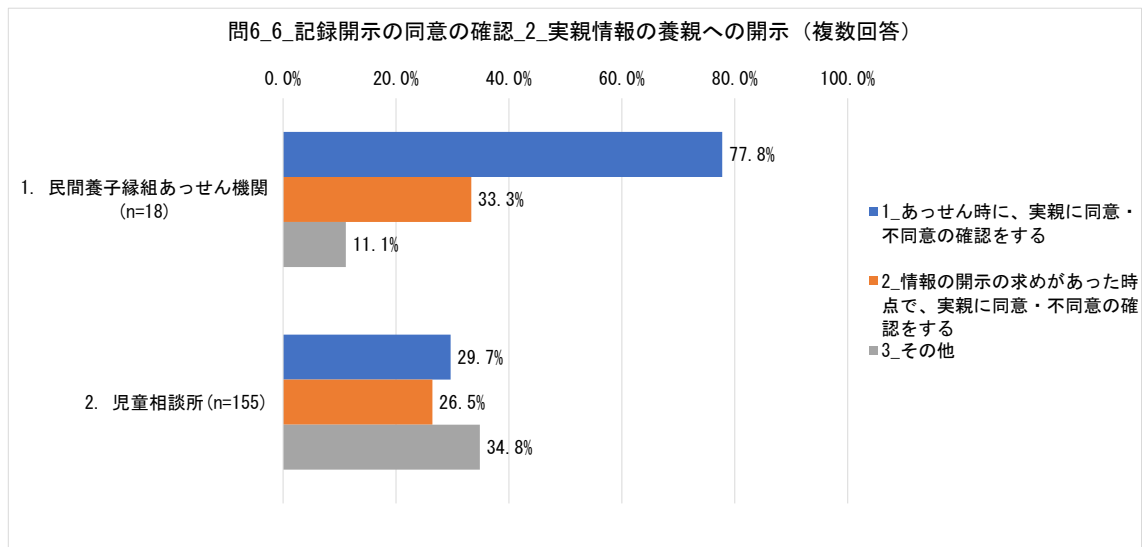


【全体】

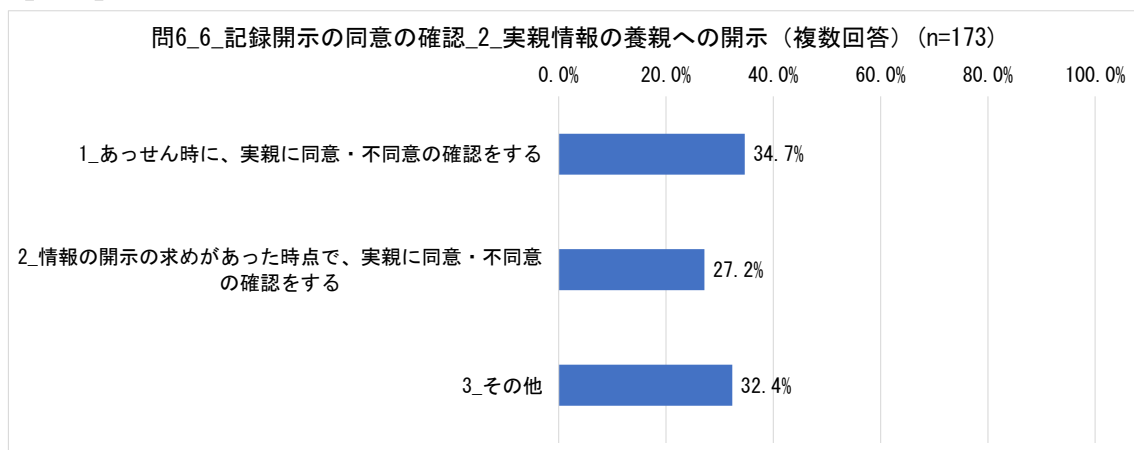


5. 記録開示における同意の確認方法② 実親情報の養親への開示

【民間あっせん機関・児童相談所別】

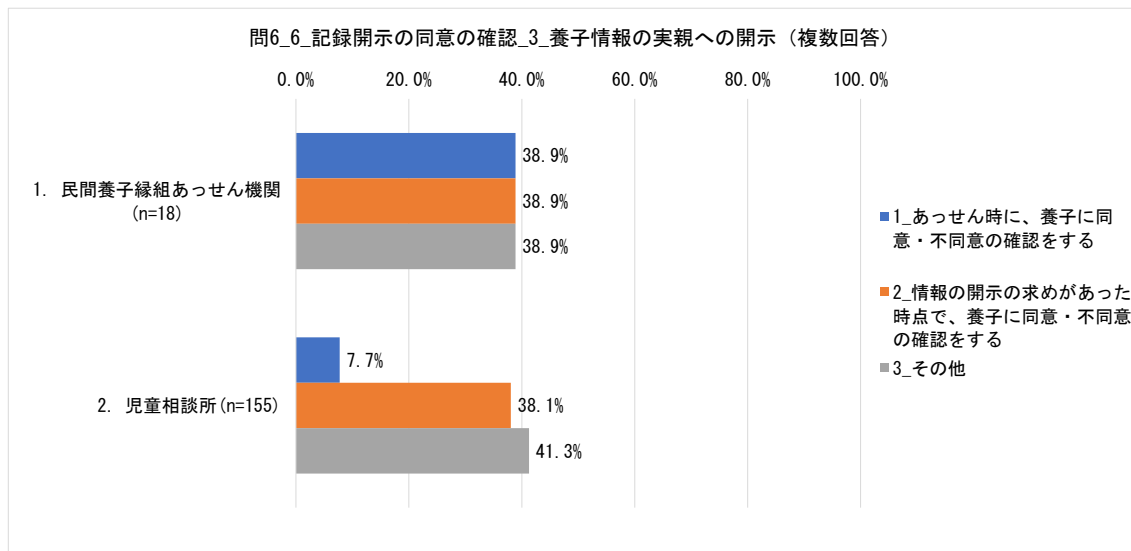


【全体】

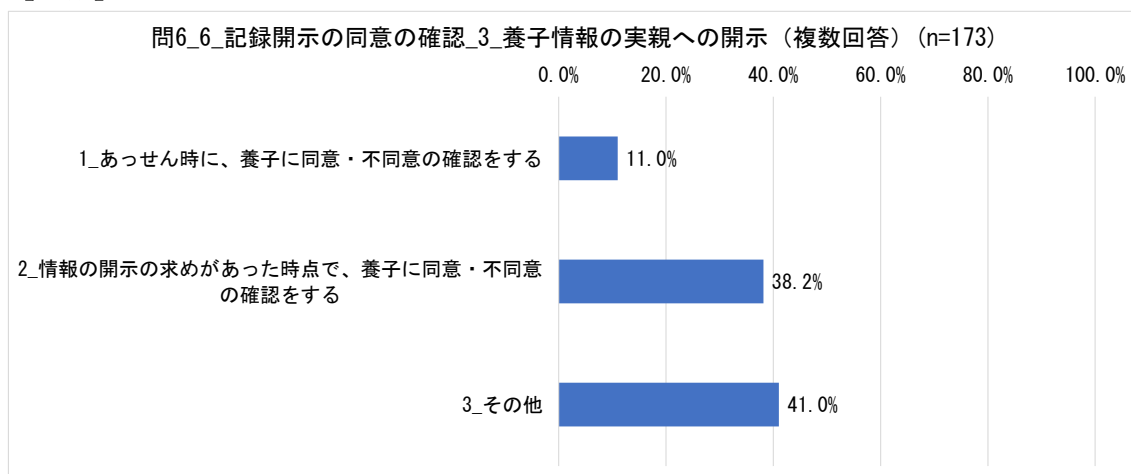


5. 記録開示における同意の確認方法③ 養子情報の実親への開示

【民間あっせん機関・児童相談所別】

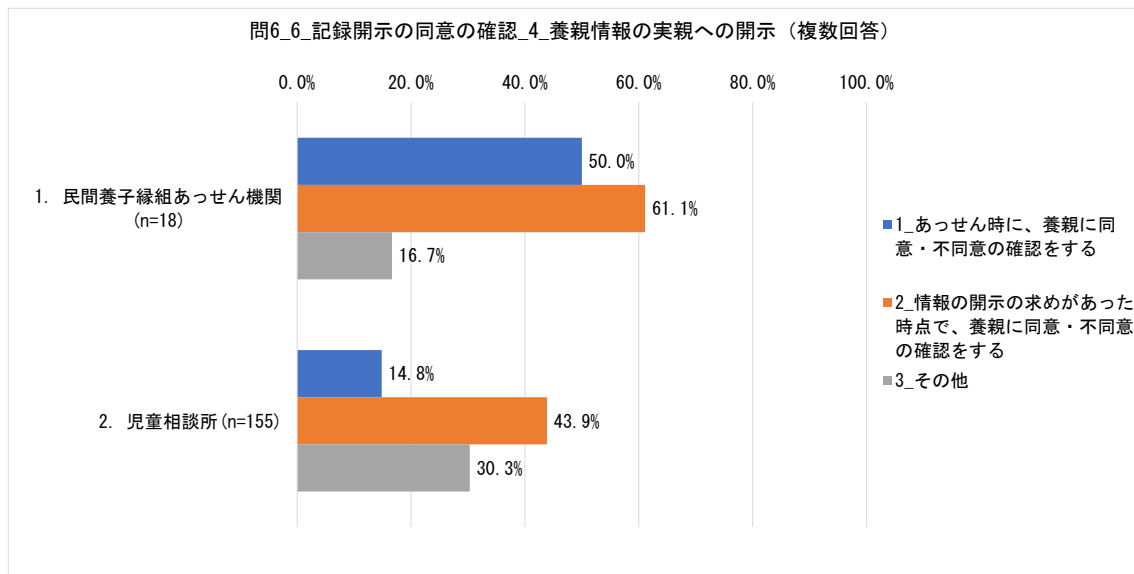


【全体】

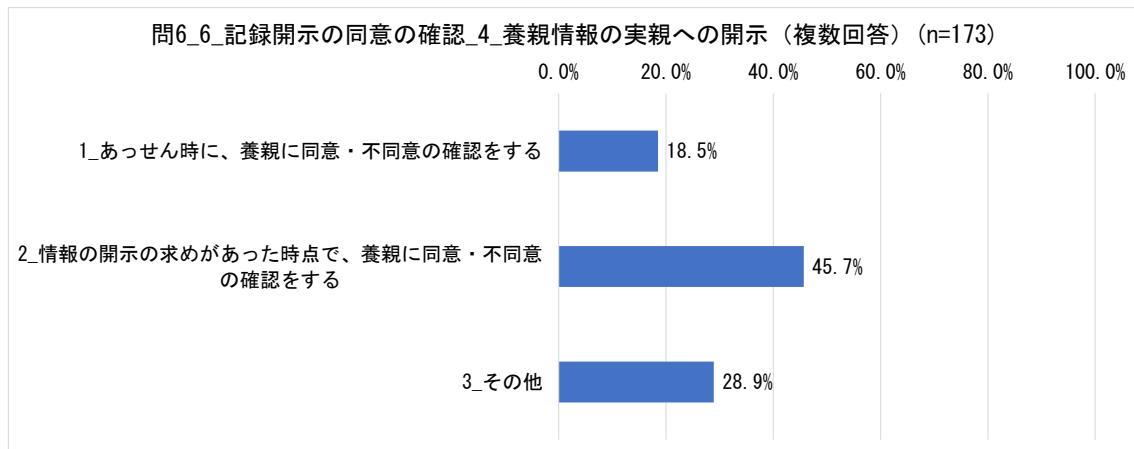


5. 記録開示における同意の確認方法④ 養親情報の実親への開示

【民間あっせん機関・児童相談所別】



【全体】



【考察】

- ・「記録の保存方法」について、「紙で保存している」割合は民間あっせん機関で 100%、児童相談所で 97.4%（紙で保存していないのは 155 箇所中 4 箇所）あった。
一方、電子データでも保存している割合は、民間あっせん機関では概ね 9 割であるのに対して、児童相談所では 7 割以下だった。
- ・「記録の保存場所」については、民間あっせん機関・児童相談所ともに、100%近くが自機関で保存していると回答しており、自機関以外でも保存している割合は、民間あっせん機関・児童相談所ともに低かった。
- ・「記録の保存期間」については、民間あっせん機関・児童相談所ともに「永年保存」が概ね 90%であり、民間あっせん機関 18 箇所中 2 箇所、児童相談所 155 箇所中 15 箇所が永年保存としていなかった。
- ・養子縁組の記録の開示方法のルールを定めている割合は、民間あっせん機関で 50%、児童相談所で 35.5%であり、両者とも半数以下であった。
- ・記録開示における同意の確認方法については、①実親情報の子への開示、②実親情報の養親への開示、③養子情報の実親への開示、④養親情報の実親への開示の 4 つの項目の内、①②において民間あっせん機関の 8 割近くが、「あっせん時、実親に同意・不同意の確認をとる」と回答したのに対して、児童相談所においては、両項目とも 3 割程度であった。③について、民間あっせん機関の 38.9%（7 箇所）と児童相談所の 7.7%（12 箇所）が「あっせん時に、養子に同意・不同意の確認をとる」と回答しているが、養子となる候補時の年齢を考慮すると、参考値あるいは子どもの年齢に応じてのものと理解すべきと思われる。④については、両者とも「情報の開示の求めがあった時点で、養親に同意・不同意の確認をする」との回答が、他の選択肢より高かった。

※個別の記載についてはここでは取り上げないが、法的に親である時点と法的に親で無くなった時点での扱いに関して、法令に則って対応することについて整理されている例とそうでない例があると思われる記述、法令による整理だけでは割り切れない迷いや迷いの存在、できるだけ混乱が生じ無いうように予防策を講じておこうとする努力などを示唆するものがあつた。

2.6.4.2 記録開示以外の情報提供について

機関の種別ごとに結果をまとめた。

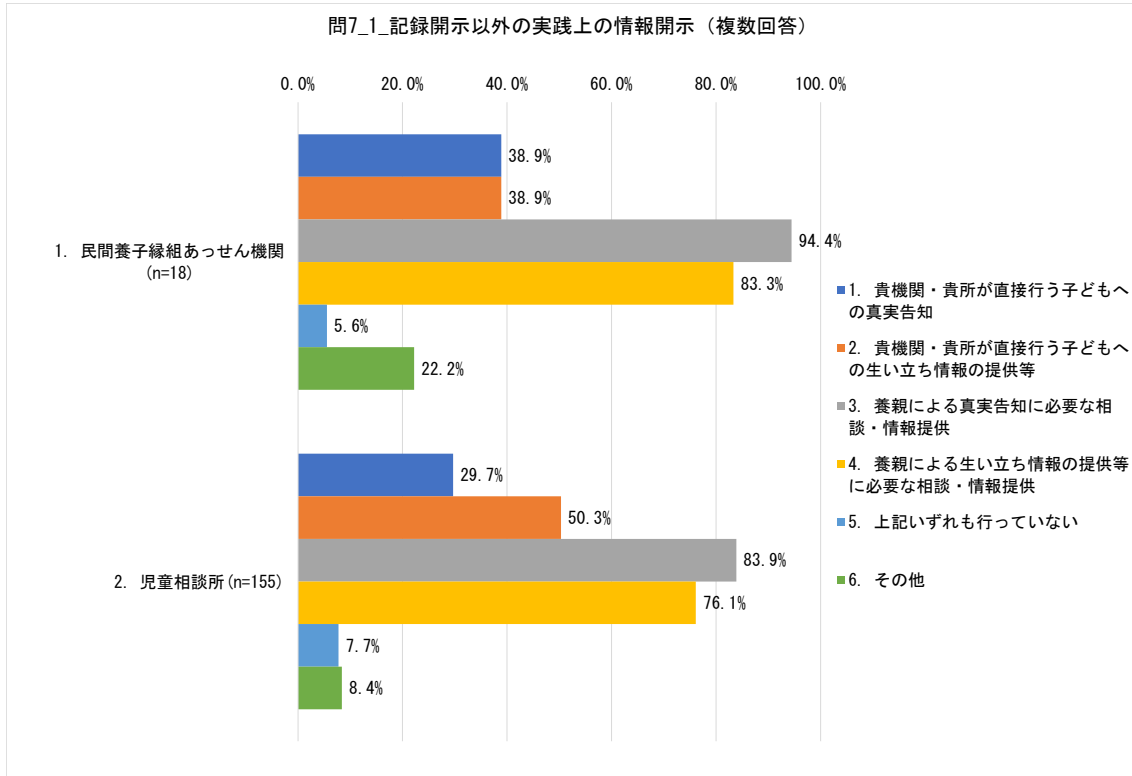
調査項目は、以下のとおりであった。

- 1 記録の開示以外の情報提供について
- 2 記録の開示以外の情報提供についての当事者の同意確認の方法

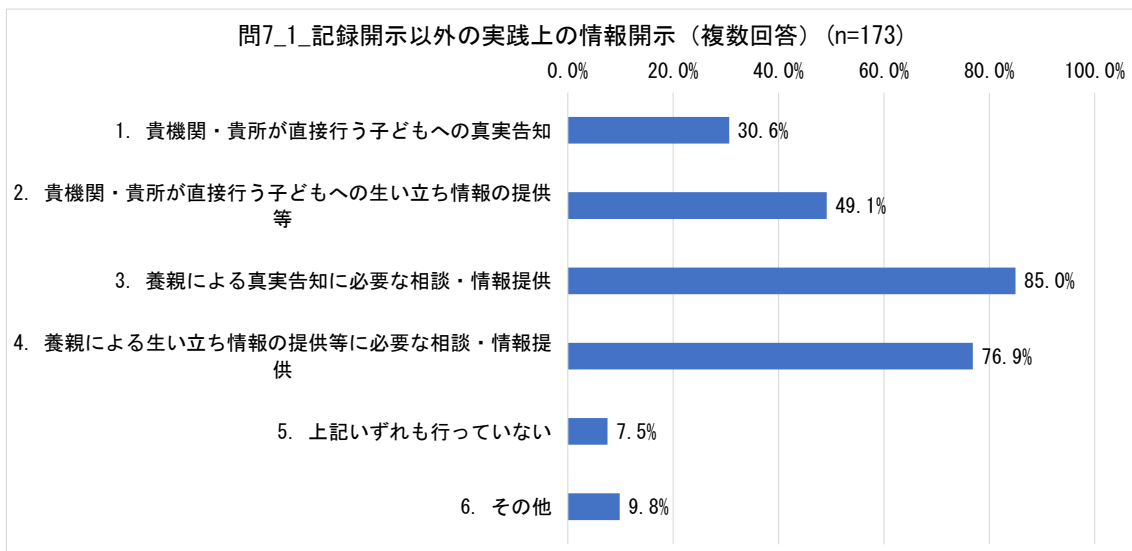
なお、回答の内の自由記述については、第 6 章 6.2.2 における「問 7」の自由記述を参照されたい。

1. 記録の開示以外に行っている、実践上の情報提供の内容

【民間あっせん機関・児童相談所別】

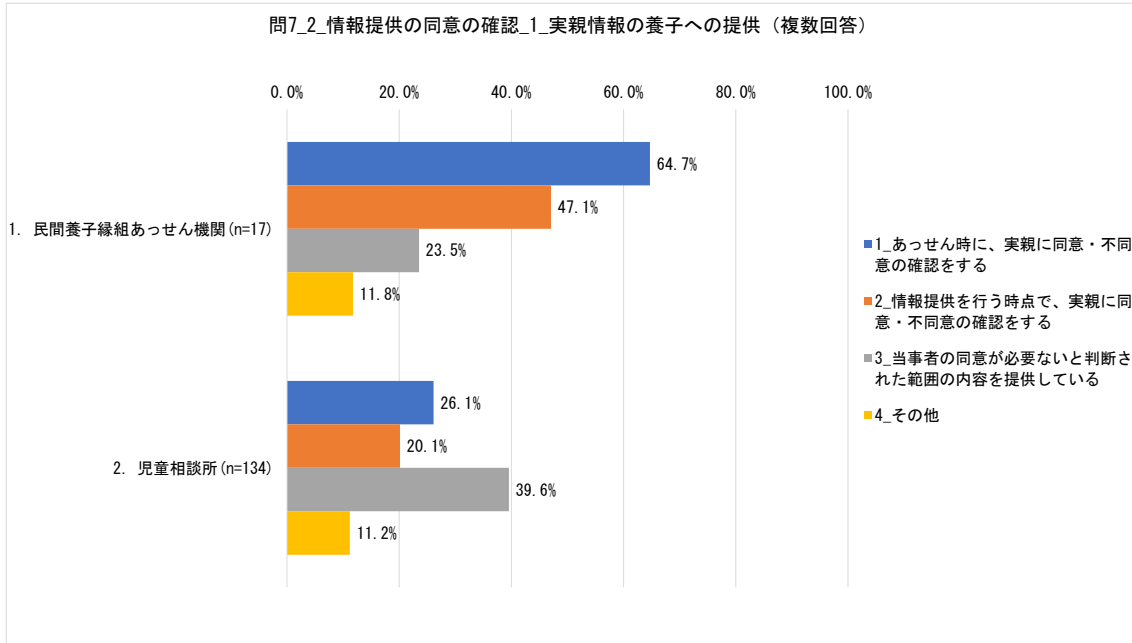


【全体】

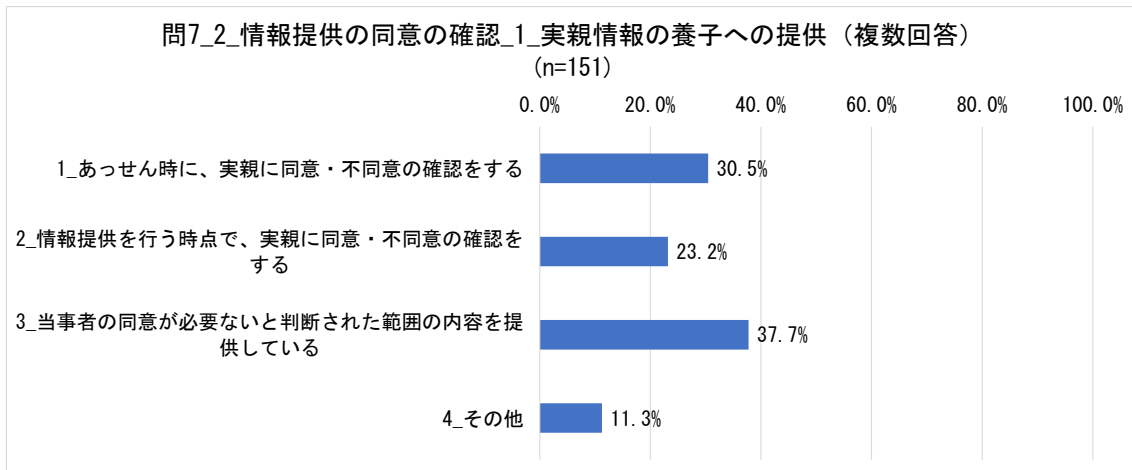


2. 情報提供における同意の確認方法① 養子に実親の情報を提供

【民間あっせん機関・児童相談所別】

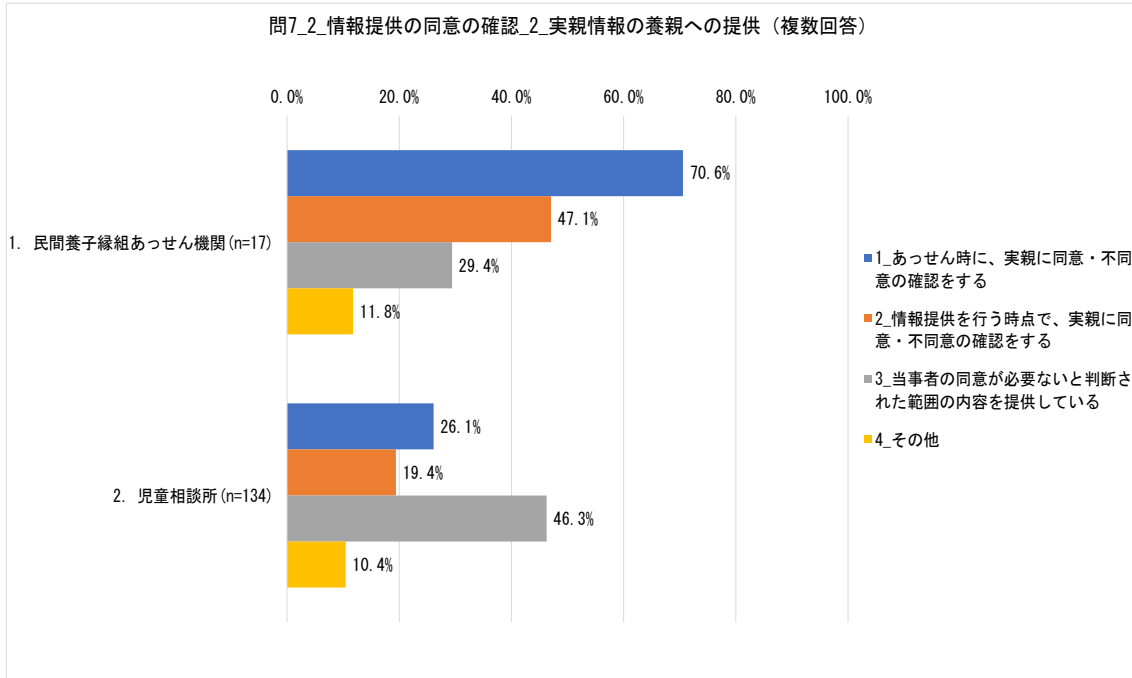


【全体】

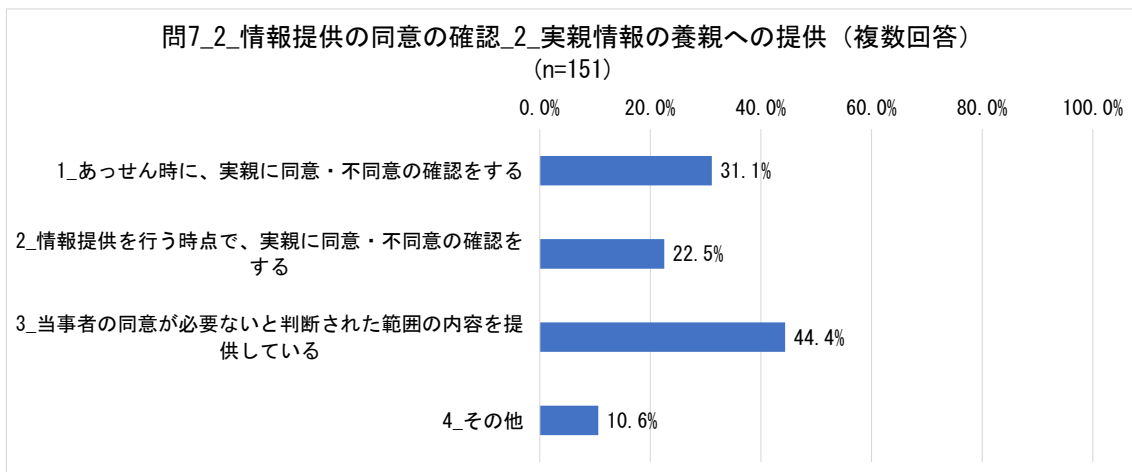


2. 情報提供における同意の確認方法② 養親に実親の情報を提供

【民間あっせん機関・児童相談所別】

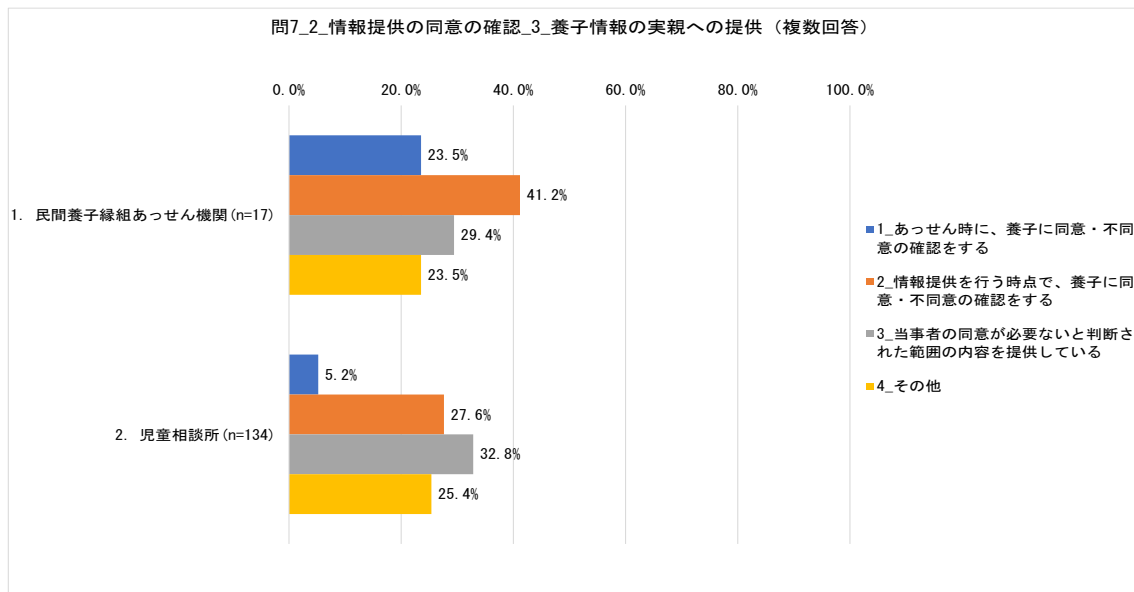


【全体】

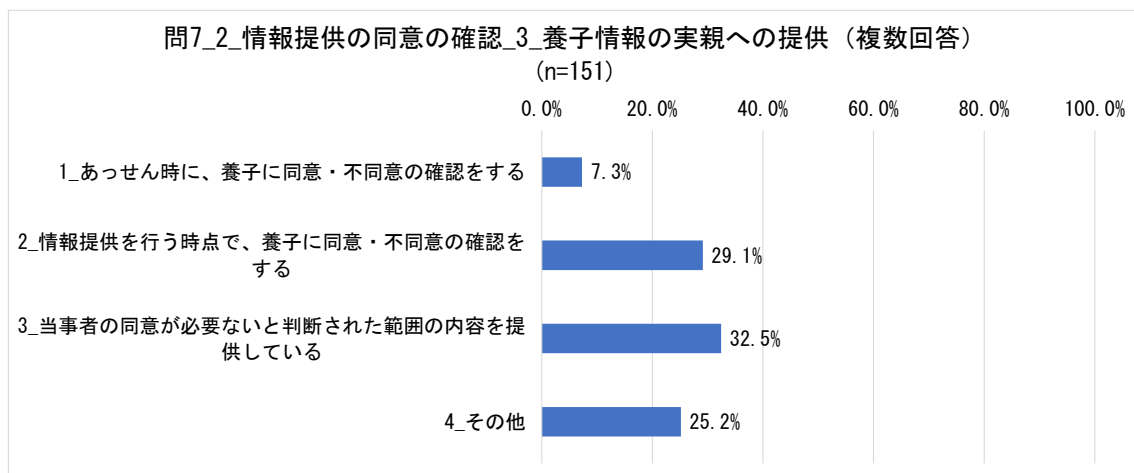


2. 情報提供における同意の確認方法③ 実親に養子の情報を提供

【民間あっせん機関・児童相談所別】

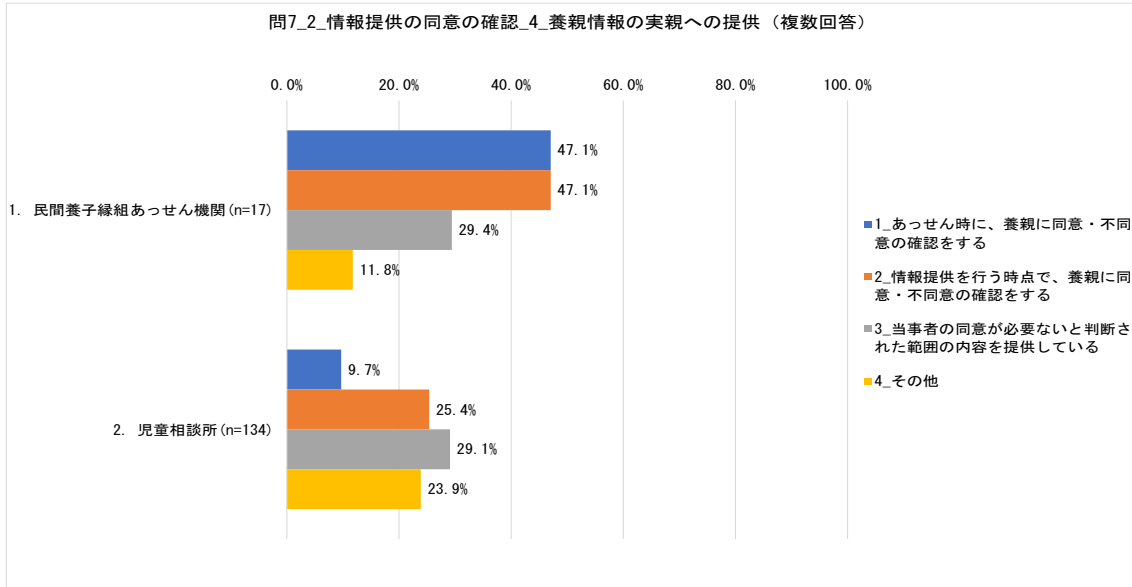


【全体】

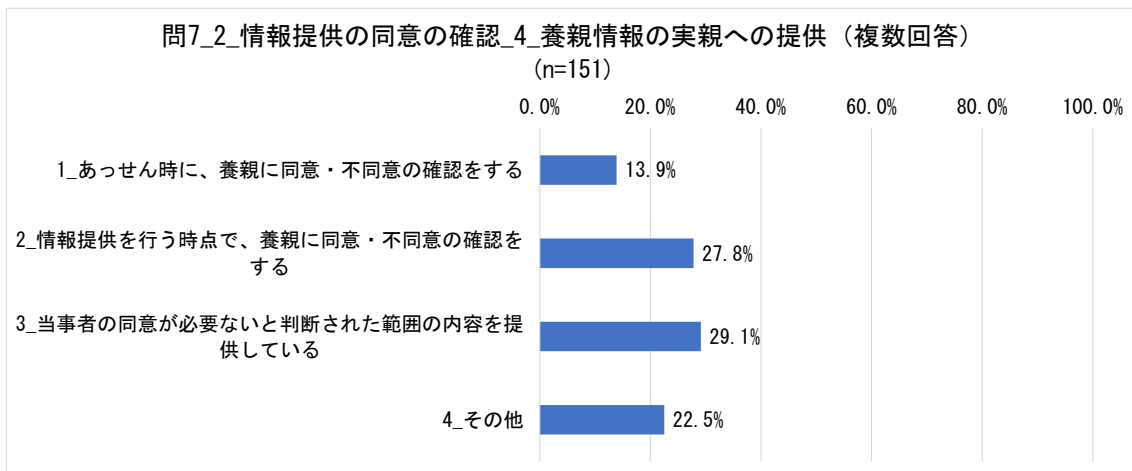


2. 情報提供における同意の確認方法④ 実親に養親の情報を提供

【民間あっせん機関・児童相談所別】



【全体】



【考察】

- ・民間あっせん機関・児童相談所ともに「養親による真実告知に必要な相談・情報提供」と「養親による生い立ち情報の提供等に必要な相談・情報提供」を行っているという回答した割合が、7割から9割と高かった。
- ・両者とも、「貴機関・貴所が直接行う子どもへの真実告知」を行っている割合は4割以下だった。一方で、児童相談所では、「貴機関・貴所が直接行う子どもへの生い立ち情報の提供等」を行っているという回答した割合も5割あった。
- ・「情報提供における同意の確認方法」については、①「実親情報を養子に提供する」、②「実親情報を養親に提供する」、③「養子情報を実親に提供する」、④「養親情報を実親に提供する」の内、①②において、民間あっせん機関では「あっせん時に、実親に同意・不同意の確認をする」とした割合が最も高かったのに対し、児童相談所では「当事者の同意が必要ないと判断された範囲の内容を提供している」と回答した割合が最も高かった。③については、民間あっせん機関4箇所と児童相談所7箇所が「あっせん時に、養子に同意・不同意の確認をとる」と回答していた。しかし、養子となる候補時の年齢を考慮すると参考値あるいは子どもの年齢に応じてと理解すべきと思われる。④については、両者ともすべての項目で半数に満たなかった。

2.6.5 個別事例への支援とは別に行っている支援の具体的な内容について

第 6 章 6.2.2 における「問 8」の自由記述を参照されたい。

2.6.6 支援において大切にしていること・工夫していること

第 6 章 6.2.2 における「問 9」の自由記述を参照されたい。

2.6.7 支援における課題について

第 6 章 6.2.2 における「問 10」の自由記述を参照されたい。

2.6.8 アンケート調査結果のまとめ（小括）

民間養子縁組機関 18（回収率 81.9%）、児童相談所 155（回収率 68.9%）が回答していただき、①各機関の基礎的な情報、②2019 年度に特別養子縁組が成立した事例についての 2020 年度に行われた支援の状況、③特別養子縁組の成立年に関わらず 2020 年度に支援が行われた「支援ニーズが高い」と認められた 156 事例に対する支援の状況、④2021 年 4 月 1 日時点での各機関での特別養子縁組に関する記録の保存や文書による開示の状況及び記録開示以外の情報提供の状況等について、データが得られたことは、極めて有意義である。

2.6.8.1 各機関の基礎的な情報

- ・民間あっせん機関は、事業を開始してからの期間がさまざまであり、特別養子縁組の成立件数においてもバラつきが大きくなっていた。これが支援の回数や方法別の数値などにも表れていた。
- ・児童相談所においては、事業開始からの期間が 3 年未満の所が 7.1%（11 箇所）あるものの、6 年以上の所が 91%を占めていた。児童相談所があっせんした特別養子縁組の成立件数は、約 50 箇所において 0 件、中央値でも 1 件であり、平均は年間 2 件弱であった。特別養子縁組が成立したものの内、里親委託を経たものが 9 割であった。なお、2021 年 4 月 1 日時点で、養子縁組里親として登録されている世帯数が 1 箇所あたり 24 世帯、この内子どもを委託されている里親は 2 世帯弱であった。

2.6.8.2 2019 年度に特別養子縁組が成立した事例についての 2020 年度に行われた支援の状況

- ・民間あっせん機関において縁組が成立した 166 件の養親・養子に対して行われた支援の回数は 333 回であり平均約 2 回、児童相談所において縁組が成立した 257 件の養親・養子に対して行われた支援の回数は 324 回であり平均約 1.3 回であった。
- ・2019 年度に特別養子縁組が成立した事例に対して、2020 年度に問題が生じた件数では、病気等の子どもの身体上の問題が最も多く、次に養親の体調不良や養育疲れであった。件数としては多くはないものの、養親からの養育困難の訴えと養親等による不適切な養育の例も認められた。
- ・実親への支援については、電話やその他（LINE 等）による支援件数が他の方法と比べて比較的多く、コミュニケーションを円滑にするために当事者の使いやすい方法を選んでいることが示唆された。

2.6.8.3 特別養子縁組の成立年に関わらず 2020 年度に支援が行われた「支援ニーズが高い」と認められた 156 事例に対する支援の状況

- ・回答のあった 156 事例の内 34 事例は、支援開始時の子どもの年齢が養子縁組成立前であったことから、「養子縁組成立後の支援」について調査するという研究の趣旨から除外し、122 事例を分析対象とした。

- ・支援を行った機関は、民間あっせん機関においても、児童相談所においても、3 割前後は、自らの機関で養子縁組のあっせんを行った事例ではなかった。

- ・養子縁組後の支援の端緒は、乳幼児で、かつ、縁組成立後 2 年未満では、あっせんを行った機関からの連絡（定期的なフォローを含む）が多数を占めるが、学童期以降、縁組成立後 2 年を超えると、養親からの連絡によって支援が開始されていた。併せて、同時期からは、事例数そのものが大きく減ってきていた。

縁組成立後 11 年以降では、事例の総数は 10 事例ではあるものの、養親からの連絡が 3 割、当該子どもからの連絡が 2 割、通告や情報提供が 3 割となっていた。

- ・支援を必要とした理由の自由記述をみると、子どもの年齢や縁組成立後の期間により、非常に多様な状況があることが分かった。

具体的には、子どもの健康や発達上の課題、子どもの受け入れまもなくの頃の養親の揺れ、子どもを受け入れたことにより養親個人や養親家族に変化や課題が生じたと思われること、子どもの集団への適応や不登校、学習支援、思春期における荒れや動揺、ルーツ探し、養親による虐待や実親からの借金の申込なども見られた。

- ・これらのために、支援回数 1～2 回のものも一定数あるものの、3～4 回、5～9 回であるものが多数を占め、10 回以上であるものも少なくなかった。
- ・このような状況を反映してか、乳幼児では家庭訪問、学童期や思春期では対面面接による支援が最も多くなっていた。
- ・民間あっせん機関では、メールや WEB 面接が導入されていた。一方、物理的な距離の大きさから、限界を感じ、地域の機関との連携・協働を求める自由記載があった。
- ・養子縁組成立後 2 年未満に支援が開始された 85 例中 6 事例、養子縁組成立 11 年以降で支援が開始された 10 例中 3 事例(子どもの年齢が思春期である 10 例中 3 例と一致)が、通告等により支援が開始されていることが気にかかる。
- ・ほとんどの事例で、養親が継続して養育しているが、幼児期で縁組成立後まもなくの事例 1 例と思春期で縁組成立後 11 年以上の事例 1 例が、養親が養育していない（一時保護中、施設入所中、離縁等を含む）ことが分かった。

2.6.8.4 文書の保存、開示、その他の情報提供

- ・紙で自機関に保存されていることがほとんどであることは予想通りの結果であった。確実に記録を保存するためには、他の方法、他の場所でも保存しておくことが望ましいと考えられるが、特に児童相談所では、対応が進んでいないという結果であった。
- ・子どもの権利保障のために必要であることから、記録の永年保存が必要とされているが、民間あっせん機関・児童相談所とも、1割では実現されていないことが分かった。
- ・また、記録開示のルールは、半数以上で定められていないという結果であった。
- ・記録開示以外の情報提供については、養親が行う真実告知や生い立ちの整理に協力するという回答が多数を占めた。

第3章 国内及び海外の機関を対象とした、特別養子縁組成立後の支援の詳細についてのヒアリング調査

3.1 調査対象

児童相談所 4 箇所、民間あっせん機関 3 箇所、海外の機関として英国の自治体 1 箇所、民間養子縁組機関 1 箇所を対象にヒアリングを行った。

児童相談所と民間あっせん機関については、アンケート調査回答及び検討委員の意見を踏まえ、選定を行った。

また、海外については、1920 年代から長年に渡り子どもの養子縁組を行ってきた実績があることや、近年養子縁組後支援が法律で明文化されたことから、先駆的な実践を学ぶことができると考え、英国を選択した。中央政府と自治体の関係性や自治体と民間養子縁組機関が養子縁組のあっせんに関わっているなどの類似点が多く、今後の日本の官民の協働において参考になると考えた。

ヒアリング調査の対象機関について

	調査対象機関	特徴等
児童相談所	児童相談所 A (政令指定都市)	・里親委託率が全国的に見て高い自治体。
	児童相談所 B (都道府県)	・管轄地域の人口規模が全国最大級。自治体内の全児童相談所が関与した養子縁組は年間で約 40 件程度。
	児童相談所 C (都道府県)	・里親委託率が全国的に見て高い自治体。
	児童相談所 D (都道府県)	(アンケート結果より) 養子縁組成立後における実親との交流に関して個別に調整を行った事例があったとの回答を得た。
民間あっせん機関	民間あっせん機関 E (認定 NPO 法人)	・実親と養親の間の交流をサポート、セミ・オープン・アダプションを基本とした実践を行う。 ・養親経験者も支援に関与。
	民間あっせん機関 F (公益社団法人)	・活動を始めてからの歴史が長く、長期的に支援を行っている実績がある。 ・養親経験者も支援に関与。

	民間あっせん機関 G（医療法人）	・「あんしん母と子の産婦人科連絡協議会」に加盟。 ・医療機関として、実親への産前・産後ケア等を実施。
海外の機関 （英国） ¹²	自治体（Local Authority）	・下記の民間養子縁組機関に最初に委託した自治体であり、現在も委託を継続（官民協働による養子縁組後支援への示唆を得られると期待される）。
	民間養子縁組機関（Voluntary Adoption Agency）	・自治体からの委託を受け、困難で複雑なニーズを抱える子どもの養子縁組後支援を実施。 ・実親支援に関する先駆的実践、新たなプログラム開発や啓発活動を展開。

3.2 調査方法

半構造化面接の手法を用いて、3.4 の項目を中心に調査を行った。

3.3 調査期間

2021 年 12 月～2022 年 2 月

3.4 調査項目

児童相談所、民間あっせん機関への調査は、主に以下の項目について行った。

- 特別養子縁組成立前の養親家庭への支援と課題について
- 特別養子縁組成立後の養親・養子への支援と課題について（1 年以内／1 年以降の支援、真実告知に関する支援、思春期の支援、自立期の支援）
- 特別養子縁組成立後の実家族への支援と課題について

¹² 英国の養子縁組機関は、①自治体（Local Authority）、②地域養子縁組機関（Regional Adoption Agency）、③民間養子縁組機関（Voluntary Adoption Agency）の 3 つに大別される。③民間養子縁組機関は、すべて、Ofsted（the Office for Standards in Education, Children's Services and Skills：教育水準局）からの認可を受け、Ofsted に登録をした非営利の団体でなければならない（<https://www.first4adoption.org.uk/find-an-adoption-agency/types-of-adoption-agency/>）。

今回のヒアリング調査では、①自治体及び③民間養子縁組機関からそれぞれ 1 機関ずつを調査対象とした。

英国の機関への調査は、主に以下の項目について行った。

- 自治体／民間養子縁組機関それぞれにおける実親・実家族への支援について
- 自治体と民間養子縁組機関とが協働するメリットについて
- 実親が支援を拒否した際の対応について
- 支援における課題について

3.5 調査結果

3.5.1 児童相談所と民間あっせん機関

ここでは、調査項目ごとにヒアリング結果を整理した。

特別養子縁組成立までの養親家庭への支援と課題について

【実際に行っている支援について】

- ・(民間あっせん機関 E) 子育てが初めての場合、2泊3日で研修を行っている。
- ・(民間あっせん機関 F) 研修などを行った後、面接や家庭の訪問調査、場面を変えての面談(事務所、家庭、研修会などのグループで)を行う。場面を変えることで、それぞれの立ち位置や、強み、補充すべきところなどが見えてくる。
- ・(民間あっせん機関 F) 養育を始める前は身近に手伝ってくれる人がいると考えていても、実際に子育てが始まってみると想定通りにいかない場合もある。そういう人が身近にいないければ、先に養子縁組をした方で、看護師や保健師の資格をもっている方などを紹介するようにしている。
- ・(児童相談所 A) 新生児の場合は産院で手技を教えてもらっている。また、地域の保健師さんに訪問依頼をかける、委託してすぐは乳児院の里親支援専門相談員が訪問し自宅で沐浴の方法等を教えてもらえるようにするなどしている。
- ・(民間あっせん機関 G) 養親教育入院(育児手技指導等)、地域連携(養親居住地の児童相談所、保健師等)、家庭訪問(①委託後1か月以内②委託後6か月頃③適宜)、養育相談(電話訪問、来院面談等)、養親家族交流会開催、子育てセミナーの開催など行っている。
- ・(民間あっせん機関 G) 養育相談については、相談があった場合に都度対応しており、特に委託直後(生後1~2か月頃)は育児に関する質問が多くなっている。また、交流会については、基本的に年2回開催であり、コロナ禍ではZOOM開催(参加10組程度)か、少人数での対面実施(参加4組まで)もある。子育てセミナーについては、コロナ禍になってからはできていないが、代わりにZOOM開催の勉強会(他団体開催のもの含む)を案内している。
- ・(民間あっせん機関 E) 障害や病気が養子縁組成立の前に分かっている場合は、子どもを迎えた後に通院する病院や、手術をどこで受けるかについて相談する場合もある。また、小児科の医師の説明を養親希望者に聞いてもらうことが必要であると考えられる時には、医師の説明に養親希望者が同席することもある。
- ・(民間あっせん機関 E) 月1回子育ての状態に関する報告を受け取り、必要があれば家庭訪問や、状況によっては社会資源の情報を提供する。
- ・(児童相談所 A) 縁組み申立までの里親委託期間は月1回の家庭訪問を基本とし、必要

に応じて、頻度を上げている。また、縁組み成立までは里親支援専門相談員の訪問も月 1 回程度実施。

- ・(児童相談所 B) 成立までの主な支援は訪問や相談をうけること。このほか、地域の支援機関に繋ぐミーティングなどを開催。チーム養育により、フォスタリング機関職員や里親支援専門相談員などが、里親委託後 6 ヶ月は少なくとも月 1 回の家庭訪問を実施。
- ・(児童相談所 B) レスパイトに加え、育児家事援助者派遣事業を実施。
- ・(児童相談所 D) 県の独自の決まりとして、里親委託後 2 ヶ月は 2 週間に 1 回程度、児童相談所と担当の里親支援専門相談員で家庭訪問を実施することとしている。
- ・(児童相談所 C) 申し立てにあたり細かい事務手続き関連の問い合わせや書類の問合せがあり、児童相談所で回答したり、分からないことがあれば家庭裁判所に連絡をとってお返ししたりしている。
- ・(児童相談所 D) 縁組申立後から成立まで期間、里親は実親が同意していないのではないかと不安にかられる傾向があるため、児童相談所が把握している実親の意向や状況を随時説明するなど、不安を軽減するよう支援。
- ・(民間あっせん機関 F) 家庭裁判所への申立てにかかる指導は当機関のケースワーカーが行っており、申し立て書の記入の助言なども行っている。このほか、特別養子縁組の流れに関する冊子を作っており、手続きに必要な書類、進捗状況などが分かるようになっている。
- ・(児童相談所 A) 里親が集まる会などではグループ分けのメンバー構成を工夫するなどして、それぞれの養親が養育に関する気づきなどを得られやすいようにしている。

【課題について】

- ・(児童相談所 A) 現時点では訪問しての支援が限界。初めて子育てを体験する里親も多いことから、里親と子どもで宿泊して子育て経験を積むことができる施設での支援が充実すればより安心だと思う。
- ・(児童相談所 C) 養子縁組里親では、潜在的に、親にならなきゃというプレッシャーが強くなるように思う。児童相談所に相談できず、また、その関係を第三者へオープンにすることも難しく、相談する先が課題となる。
- ・(児童相談所 D) 新生児委託の場合、ケースによっては早急に里親と関係機関との連携体制を作っていく必要があること、里親の性格行動や委託児童の疾患等から予測される養育上の課題を推測した上で支援方法を検討することが求められる。縁組後に親子関係がうまくいかないことがないようにするための調整の仕方、支援の仕方には経験や技術が必要であり、また、縁組の流れの知識も必要であることから、その人材育成が課題と思われる。
- ・(民間あっせん機関 F) 二段階制 になったが、第一段階の申し立て権限は児童相談所長にしかない。民間あっせん機関には申立て権限が与えられていないため、養親になる予定の方が第一段階も第二段階も同時に申し立てをすることになってしまう。先に特別

養子縁組適格児という第一審判を民間あっせん機関からも申立て可能とする検討が望まれる。

- ・（民間あっせん機関 E）8 歳のお子さんの特別養子縁組のケースで、子どもの気持ちの確認が難しいと感じたことがある。子ども本人は縁組をしたいと思っていたが、実親に対する遠慮があり、自分の気持ちを言えなかった。
- ・（民間あっせん機関 F）同意が覆された場合の対応は課題である。子どもの喪失感、実親の喪失感、養親の喪失感をどうケアするのか。

特別養子縁組成立後の養親・養子への支援

【成立後 1 年以内の支援について】

- ・(児童相談所 B) 縁組成立後も、里親登録を削除しなければ、子どもの生活費の支払いとレスパイトが使えること以外、受けられる支援はあまり変わらず、チーム養育の支援者や施設の里親支援専門相談員への相談やシッターサービスの利用も可能。
- ・(民間あっせん機関 E) 実親に宛てたお手紙や写真の受け取り、転送。
- ・(民間あっせん機関 E) 障害のある子どもの家庭には、こちらからも頻繁に連絡をし、病院にも同行できる場合には同行するなどしている。
- ・(民間あっせん機関 G) 養親家族交流会の開催、児の発達に関するものや真実告知についてなどのセミナー、適宜個別面談、家庭訪問などを実施している。1 歳半健診状況や発達課題の有無については保健センターとの連携により把握している。個別相談については、交流会ではなく個別に面談を希望される場合に対応している。訪問については、養親の転居や就労状況が変化した時などに実施している。

【成立後 1 年後以降も継続している支援】

- ・(児童相談所 A) 里親カフェを年間 6 回開いている。その中で語られた養育の悩みから支援につながることもある。基本的には、里親カフェは半年、1 年、1 年後の段階ではまだ悩みの共有というよりは子育てできる喜びを共有する場となっている。
- ・(児童相談所 B) 児童福祉司指導期間の半年が終わると児童相談所から里親（養親）への働きかけはしていないが、乳児院等から里親へのサロン等への呼びかけはしている。
- ・(民間あっせん機関 F) 毎月、養育里親のサロンを開催しており、養子縁組が成立した後も案内を送っている。そこには養子縁組の先輩も参加しているのでいろいろと話を聞くことができる。そこで出た話の内、深刻な問題についてはサロンのリーダーが機関に相談するように助言をしてくれている。
- ・(児童相談所 C) 児童相談所としては、特別養子縁組をした子どもについては期限を定めずに長く支援をしていこうと考えている。ゆるくつながるというスタンス。
- ・(児童相談所 D) 養子の発達特性の課題が出てきた場合は、進学先の学校への説明や養子のアセスメントを行っている。
- ・(児童相談所 C) 特別養子縁組が成立すると、里親委託措置は解除になる。具体的な方法が決まっているわけではなく、あくまでも任意のつながりになるが、「いつでもご連絡ください」と伝えている。これは出自のことを伝えるという課題に備えてのつながりでもある。最初は定期的に訪問するが、だんだん間があいてきたとしても、たまに電話で話をしたり、子どもが成長すると年賀状などのお便りのやりとりをするなど、子どもと児童相談所がやりとりするようなつながりも自然発生的にできる。乳児の養親とのやりとりも半年に 1 回ぐらい。必ずしも訪問ではなく、電話での場合もある。
- ・(民間あっせん機関 F) サロンのほかに、年始にイベントを行っている。1 歳から参加でき、里親の先輩や、今まさに子育てをしている人などが集まってゲームなどを楽しみ

ながら家族相互の交流を深めている。また、夏休みには2泊3日のキャンプもある。運営は成長した子どもたちも手伝ってくれている。こうした交流の機会を通して、各々の子どもの成長をお互いに知ることができたり、困ったことがあれば情報を交換したりする機会になっている。これらには遠方に転居した方で参加する方もいる。通常のサロンとも違い、「楽しむ（こと）を共有する」ことができる。こうした楽しみの共有は、私たちも一緒に楽しんでいるからこそ可能なのかもしれない。そうした楽しみの共有により、同じくらいの年齢の家族ぐるみで仲良くなることができる。そこから（交流が）始まり、結びつきが強くなっていく。当事者同士で知り合いになることは地域ではなかなかないため、貴重なものなのだと考えている。

- ・（民間あっせん機関 G）電話訪問、適宜面談や家庭訪問は継続して実施。3歳児健診状況や発達課題の有無については保健センターと連携して把握している。このほか、ライフストーリーワークの支援を行っている。ライフストーリーワークについては、子どもの年齢が小さいこともあり、子どもに対してではなく、告知をしていく側の養親に対して行っている。養子が2～3歳の頃を目安に開始し、ワークシートについては令和3年3月26日厚生労働省通知（民間あっせん機関による養子縁組のあっせんを受けて養子となった児童に関する記録の保有および当該児童に対する情報提供の留意点について）を参照している。
- ・（民間あっせん機関 G）養親ご夫婦に対しての支援家族（両親や兄弟等）、地域資源等のアセスメントを委託前から慎重に行い、縁組後も養親が孤立せず無理なく養育が継続できるように支援を行っている。実親に関する情報開示や真実告知への協力、出産時の情報が得られるということが、養子を養育する上で安心となり、当団体（医療機関）を選択した理由であるとの声をいただくことが多い。

【課題について】

- ・（児童相談所 A）養子縁組成立後、里親登録を削除し、里親だったことを隠したい、真実告知の研修の案内もいらないと支援を受けたくないという養親がいる。こういった事例には支援ができないことが課題。
- ・（児童相談所 B）養親が求めないと、支援機関とのつながりがなくなってしまうことは課題。
- ・（児童相談所 B）成立後の支援は成立までの支援で関係性を深めていることが重要。
- ・（児童相談所 D）養子が大きなトラブルを起こして、再度関わるようになった場合の関わりの難しさ（養親と養子の著しい関係不良、真実告知がされていないなど）があり、養子への支援が十分できない場合がある。
- ・（民間あっせん機関 E）少数ではあるが、機関からの連絡に対して拒否的な養親がいる。子育て開始前の関係性の構築について慎重に対処する必要があると考えている。
- ・（民間あっせん機関 F）何かしら問題を抱えているため参加しづらいことを「仕事だから」という理由で断る場合もあるかもしれない。学校卒業、自立、結婚、家庭を持つ、

自分自身のアイデンティティについて子どもが考えていく、と人生の節目においてニーズが生じうるが、養親側からのアプローチがないと支援もしづらいところがある。

- ・（児童相談所 A）現状では相談が入ってから対応になっている点は課題だと思う。もっと相談しやすいように、養子縁組が終了した後も定期的に連絡を入れ、話を聞くようにするなど、こちらからの支援ができたと思うが、そこまでできる体制ではない。
- ・（児童相談所 B）成立前と成立後で担当する児童相談所が変わることもあるが、その際の引継ぎは課題。実親の住所地から、成立後は養親の住所に移管することになる。引継ぎの際に情報は伝えるが、成立後のルーツ探しや実親の情報提供などに際し温度差は生じうるように思う。
- ・（児童相談所 C）支援をする期間が長ければ長いほど、同じ人が担当できたらよかったのと思うことがあり、異動する人材とは別に、長期にわたって支援を続けることのできる職員がいればよいと思う。
- ・（民間あっせん機関 E）子どもの側には連絡を取りたいという気持ちがあるのに、実親と連絡がつかないことや、お返事をいただけないことがある。

真実告知に関する支援と課題

【支援について】

- ・(児童相談所 A) 養子縁組里親も登録前研修の受講は登録に必須となり、夫婦とも受講が必要である。そのなかで、真実告知が大事、言わないことは子どもの権利を害することになるということも研修で伝えている。
- ・(児童相談所 A) 2～3 年に 1 回のペースで養親向けに真実告知の講習を行っている。
- ・(児童相談所 A) 永年保存の記録の中で、委託された時の写真や実親さんの写真など、できる限り開示できるように保存している。
- ・(児童相談所 B) 児童相談所から言われても「そうは言われても」となるため、サロンなどで他の人とのつながりなどの中で納得しつつ進めてほしい。子育てだけでとらえれば、保育園など、お子さんが行くことになった所の人たちと話は出来るが、真実告知は同じ立場の方でしか分かり合えない事もある。その意味ではサロン等の機会は重要。
- ・(児童相談所 D) 養親から当所のサポートを求められた場合、養親と協議しながら、できる範囲内で情報を開示して対応している。養親の要望を確認し、施設入所歴がある児童であれば、その施設にも幼少期について確認して、子どもの理解度に合わせて説明する。
- ・(民間あっせん機関 E) 子どもに対して、一方的に事実を伝えるのではなく、実親の写真飾る、「〇〇ママの誕生日だね」など、日常生活の中で実親の存在を伝えるようにすることであり、子どもが成長していくなかで子どもから出てくる言葉や気持ちを大切にするように、と養親に伝えている。
- ・(民間あっせん機関 E) あくまでも参考として、養親の先輩たちの経験談を具体例として聞ける場があり、先輩のやり方を参考にしているよう。
- ・(民間あっせん機関 E) 育て始めて 3 ヶ月間の養育報告のアンケートの中に真実告知についての項目があり、そこで聞ける範囲で確認している。その積み重ねがあることより、真実告知が続けられているように思う。コロナ以前は毎月 1 回、養親になりたい人に向けての説明会が対面であり、養親のご家族が集まっていた。結果、子どもたち同士で集まったり、養親同士が話したりすることができ、それ自体が真実告知にもなっていた。
- ・(民間あっせん機関 F) 養親希望者の家庭調査のときに、告知の姿勢を求めている。やりたくないという人には、なぜ必要なのか、というところを理解してもらってから、子どもを家庭に迎えてもらっている。かつては告知をしなくてもよいという風潮があったため、子どもには酷だと言えることは先延ばしにした方がよいという感覚が一般的にはまだ残っており、祖父母等から「言わなくてもいいのでは」というようなことを言われる可能性が高い。そのため、早い段階から必要性を説明している。
- ・(民間あっせん機関 F) また、平成元年から毎年 3 月に真実告知の研修会を行っている。そこではノウハウを学ぶのではなく、その時々テーマを決めて、どういうあり方があ

るかを考える。例えば、小学2年生で行う命の大切さを学ぶ授業では、生い立ちや名前の由来を調べるなどが求められることがある。そこで、実際に学校の先生に来てもらい模擬授業をしてもらった。里親の何人かに生徒役になってもらい先生の質問に答えたり、参加者として学ぶなどした。

- ・(民間あっせん機関 F) このほかにも成人した養子が話すという回では、養子である立場の人よりもはるかに年上の養育者、養子縁組の養親たちからたくさんの質問があった。こういうニーズがあるのだということで企画を考えたりもしている。
- ・(民間あっせん機関 G) あっせん事業を始めてまだ短く、最年長児で4歳前後のため、2〜3歳頃から始める真実告知についての勉強会や先輩家族との交流で学びを深めていただいている。特別養子縁組親子の当事者会の紹介等も行っている。
- ・(民間あっせん機関 G) 当団体では養親に「はじまりの連絡帳/日本財団」の活用を推奨。保育園、幼稚園、学校関係者との引継ぎに利用して頂いている。小学校での1/2成人式や生い立ちの授業に向けた、ライフストーリーワークの一環として、実母（実父含む）からも実母の生い立ちや家族構成、既往歴（養子が女兒の場合：実母のお産経過、婦人科疾患の家族歴等）も学歴、趣味嗜好、好きな教科、部活等、子どもが将来アイデンティティを形成するうえで「知りたい」と思う情報を残すことにご協力頂いている。実母の写真も院内で保管している。職員間でも齟齬なく正しく情報が引き継げるように、ライフワークシート作成や耐火金庫での記録永年保管を行っている。

【課題について】

- ・(児童相談所 B) 一部の支援機関の取組に頼っている状況。児童相談所としては、養親から相談があれば、その都度対応することになるが、仕組みとしては模索中の状況。(ライフストーリーワークやルーツ探しの相談をどこがどう受けるか、など)
- ・(児童相談所 D) 里親担当の変更（異動）により、真実告知を支援するノウハウの積み上げがあまりされておらず、さらに里親担当がその方法を学ぶ機会も少ない。
- ・(民間あっせん機関 F) 養親から、理解もしておりチャンスもあるが、うまくできなかったという話を聞くことはある。そういうことが言える関係を作り、次にこういうことがあった時に、どう答えても良いんだよ、というのを、私たちや他の養育者から伝えていくことが必要と考えている。
- ・(児童相談所 A) 以前は研修受講は必須ではなく、告知はしないほうがよいという認識の方など、まだ隠したいと思う方はいる。
- ・(児童相談所 B) 児童相談所に問い合わせても、当時の担当がいないと、有効な情報を与えたり、寄り添ったりすることが困難と思われる。
- ・(児童相談所 C) (養親に真実告知の重要性を伝えるのは) 養子縁組里親にも研修が義務付けられた7、8年前くらいからであり、もっと昔の人たちについては児童相談所から積極的に告知の話や、働きかけをしてきていないのではないかと思います。
- ・(児童相談所 C) 実親が予期しない妊娠だった場合など、養親の考え方と児童相談所の

考え方が一致しているとは限らない。子どもを中心に考えて、いつ、どんな内容で子どもに伝えていくのかを養親と話し合わなければならない。このことについては難しさを感じている。ピアサポートのような形で、里親同士で、体験が一致することはないと思うが、似たような経験や他の人の様子を聞ける場を用意すると考えや気持ちを整理できるのではないかと思う。

- ・(民間あっせん機関 F) 話しにくい問題などがある場合には、第三者の機関の専門家が話す必要があると考えており、第三者を介しての告知という方法もあることは養親に伝えている。ただし、伝えるのが機関であっても、その子どもの気持ちを支えるのは養親であると考えている。第三者の機関としても、難しい事例の告知にかかわることは課題と考えている。第三者機関も、だれでも、どこでも良いということではない。日頃の専門機関との付き合い、関係機関に相談にのってもらう等の積み重ねの中で、どこの誰に相談したらよいかを判断していただかなければならない。また、告知や特別養子縁組の全体像が理解できているワーカーでなければ、告知を含めた人生に深くかかわるような根源的な問題、あるいは家族の背景についてしっかり話すのは困難なことだと思う。支援者個人としても、子どもが訪ねてくると決まったときには、どうアプローチしていったらいいのか、どう伝えればよいかと考えてしまう。
- ・(児童相談所 C) 真実告知をする前において、家庭内のさまざまなトラブルがあった場合に、養親がそれらのトラブルを抱え込むことになってしまう。真実告知をしていれば児童相談所が関わることもできるし、児童相談所が支援に入ったときに、子どもも心情的に、児童相談所の人がこの家に連れてきてくれたと理解しているため、受け入れやすいということもある。

子どもの思春期における支援と課題

【支援について】

- ・(児童相談所 A) 相談が入ったときには、永年保存となっている児童台帳を見直すことから支援が始まる。相談は養親から里親係に相談が入り、児童相談所の通所が始まることもある。ただし、現在の対応しているケース数は多くない。
- ・(民間あっせん機関 E) 思春期ならではのアイデンティティにかかわるトラブルも、ルーツがどうこうというものではなく、実子であれば「何で僕を産んだの」という言葉が「なんで僕をこの家に迎えたの？」に置き代わっているだけのようなもので、特別なものではないように感じている。家出すると言って出て行き、(知り合いだった) 別の養親のところに泊りに行ったという話しも聞いたことがある。
- ・(民間あっせん機関 F) 子どもにとっては、実親のことも知りながら成長していきたいが、養親がどう思っているのかということも重要。私たちのところに自分の生い立ちのことを尋ねにきた際、実親はどういう状況で自分を手放したのだと聞いた後で、では、養親はどういう風にして自分を迎えようと思ったのか、と流れていく。その辺りも養親がどのような思いで(子どもと) 出会い今日を迎えているかということとその時々でお話できる関係をつくるのが、子ども自身が思春期を通過しやすいのではと考えている。
- ・(民間あっせん機関 F) 養親としては、子どもに「実親のことについて関心を持ってもらいたいんだよ」と認めてあげることが必要なことだといわれている。「親は複数の子どもを愛することができ、同じように、子どもも複数の親を愛することができ、それは当然の気持ちなんだよ」と実親を受け入れる手助けをする、関心を持つことを妨げないことが大切。思春期は特に、自分のアイデンティティの確立途中で、実親のことをどうしたらよいのかという中で揺れやすいため「実親について知りたいと思うことも当たり前なんだよ」「良いんだよ」とメッセージを送り、それを認めていくのが必要ではないかと考えている。
- ・(民間あっせん機関 F) (機関誌のなかで「20 歳にならないと親を探させない」という記述があったことについて) 誰かに実親探しをしてもらおうということではなく、自分の力でというと、18 歳とか 20 歳になるということで、実際にルーツを探したいと訪ねてきた場合、このような話をしている。親探しをすることになれば、良い出会いになるのか、拒否されるか、ある意味、もう一度捨てる、手放すと同じ状況になるかもしれない。そのどれになっても自分自身を見失わずにもう一度生活していけるかどうか、それを考えてもらわなければならない。このように言うと、「そこまで考えていなかった。ちょっと待つ」と返ってくることもある。そうしなければ、出会いに子ども自身が振り回されてしまうし、相手を不幸にしてしまう可能性もある。養子縁組の子どもの多くは、自分を産んだ親に幸せになってもらいたいと思っている。そのため、そのように伝えている。

- ・（民間あっせん機関 G）まだ当院では該当者はいないが、あんしん母と子の産婦人科連絡協議会全体の養親会（星の子会）では幼児から 20 歳前後の養子当事者との交流機会があり、子ども同志や養親同士が気軽に相談できる場がある。

【課題について】

- ・（児童相談所 C）乳児以外の子どもは全て、学校や保育園など家庭とは離れた場所で過ごす時間が増え、部活や学校の仲間などに軸足が移ってくる。そうした場所で何かあったときの相談先は学校となることが多いが、学校は養親子ならではのメンタリティからくる問題については十分理解が進んでいないことが少なくないため、学校と養親の橋渡し役が必要なのではないかと思う。

子どもの自立期における支援と課題

【支援について】

- ・(民間あっせん機関 E) 子どものパートナーに伝えるかどうかなどの悩みがあると聞いたりもするが、当機関に相談というよりは、養親同士の会話でそれぞれ聞いたり話したりすることで、答えを見つけている。当機関は答えを用意するのではなく、そうした話や相談をできるような交流の場を用意するようにしている。
- ・(民間あっせん機関 F) 自分の生い立ちの疑問を終え、自分の過去をしっかりとわかっていると本人が思えるかどうか、ということが大切であるため、その際に私たちが相談を受けたほうが良いときには受けている。自分の力でこちらに訪ねてきた場合、その当時の職員がいれば、そのときの記憶と記録をもって、子どもに向き合い話をする姿勢で関わっている。養親がどのような想いで関わってきたかを伝えられるのは自分たちだと考えており、それを含めて話しをしている。
- ・(民間あっせん機関 F) ルーツ探しのほかに、高齢の養親もいるため、養親を亡くしていく子どもに対して喪失感の共有をすることもできる。大事な養親を失ったとき、養子の場合、他の親族と同じようにとはいかない場合がある。そういう時に少しでも話ができる人がいると良いと思う。
- ・(民間あっせん機関 F) 年齢が上がってくるにつれて子どもが考える、直面する課題も違ってくると思う。しかし、委託されてから何十年もたってしまっていると、そういうところはどこへ行けばよいのか、記録があるのか、見せてもらえるのだろうか、ということになる。委託されてから何十年も経っているときに、いざ相談しようとしたときに相談に来てもらえるか、「あそこだったら、自分のことを考えてもらえるんじゃないか」「相談に行こうという気持ちになってもらう」ためにはどうしたら良いのか。ケースワーカーも交替してしまうだろうし、行こうと思ってももらう気持ちになるにはどうしたら良いのか。このように、ずっと子どもの人生に伴走していくことができるのが民間あっせん機関ではないかと考えている。機関紙や年賀状を送り続けるなど、継続的なやりとりをして繋がっていくということも大事だと思う。

【課題について】

- ・(児童相談所 B) 開示請求がきた時に、実親の情報は第三者の情報になるので、開示できるのは既知の情報になる。児童の出自を知る権利と実親のプライバシーとの兼ね合いについて、はっきりとした決まりが無く、個別のその時の対応になっているのは課題。
- ・(児童相談所 D) 仮に、実親に関する情報開示請求が出た場合、すでに児童相談所と実親との関係が切れていることが多く、実親から情報開示の同意も得ていないため、どの程度開示できるか判断に苦慮すると推測される。
- ・(民間あっせん機関 F) つながりが長期にわたるという点で、機関と対応するワーカーとの信頼関係を維持できるかが課題。その人(担当ワーカー)がいなくなったらおしま

いでなく、機関として質を高めていくことが大切と考えている。その人がいなくてもあの機関ならば大丈夫だという捉え方をしてもらえれば、子どもたちはいつでも来てくれるようになる。

特別養子縁組成立後の子どもの実親・実家族への支援について

【支援について】

- ・(児童相談所 A) 母子家庭の例で、思いが強いけれど育てられなかったというケース。ここでは縁組成立直後、実親から最後に写真が欲しいといわれ、養親から写真をもらったことがある。ただ、養親によっては、縁組成立後に実親からのそうした依頼があることを伝えると心が乱れる場合がある。
- ・(民間あっせん機関 E) 数年間音信不通だった実親から手紙があり、「結婚することになったので子どもに会いにいきます」という内容だったが、養親は受け入れることができなかった。両者の考え方のギャップができてしまっていたため、機関がクッションとして間に入り、双方の思いをうまく受け止めるように支援した。
- ・(民間あっせん機関 E) 実親が結婚して次のお子さんが生まれた場合など、その子に対して上の子の存在を伝えるか伝えないかを実親の希望にあわせて行うなどの支援はしている。実親とは個別でつながりを持っている。
- ・(児童相談所 B) 養子縁組後の相談は、女性相談や保健センター等と連携し、実母に必要な支援が行われるようにしているが、支援を希望しない実親も多い。
- ・(児童相談所 D) 希な事例ではあるが、実親の特別養子縁組にかかる同意について、縁組み後の子どもとの交流がキーポイントになっていたため、児童相談所が調整に入り、実親と養親との間で今後の交流の取り決めや留意事項等を話し合い、文書化して確認、共有を行ったうえで、申立、成立に至った事例がある。なお、今回の支援方針については交流が子どもの利益になると判断してのことであり、個別に検討すべき。
- ・(民間あっせん機関 F) 養子縁組あっせん時に、実親には、氏名や住所などは除いた状態で、迎える家族やその家族の考えなどを具体的なエピソードを添えて紹介している。成立後は、会から頻繁に報告することはないが、「知りたいときにはいつでも聞いて良いよ」と伝えている。実親から連絡がきた場合は、子どもがどう育っているかなどについての質問が多く、養親に伝える了解を得たうえで伝えている。
- ・(民間あっせん機関 G) 電話やメール、LINE 等での交流継続。近況（体調、進学、就職等、家族関係、交際等）についてやり取りしている。直接来院して面談することもある。保護者に対しても同様。実母に対しては生理不順の方が多いので、ピルの処方や婦人科健診で継続フォローも実施。また、特に実母が未成年の場合は必ず本人と保護者を別々に面談し意思確認を行い、実母が率直な思いを語れる様な場を設けている。
- ・(民間あっせん機関 G) 実母が成人の場合、住所不定や電話連絡がとれなくなる場合もあるため、産前のアセスメントや地域連携（保健師、児童相談所）を密にして安全な縁組支援を行っている。場合によっては産前から児童相談所同席で面談を実施し、産後に児童相談所からの養子縁組委託へ変更することもある。実親に関する情報開示については、実母に「子どもの福祉」であることの理解をしていただき、その上で子どもが育つうえで必要な情報開示への協力を依頼している。具体的項目について開示の有無を

確認したり、養親に伝えていい部分や開示しない事柄について一緒に検討し文書で残している。

【課題について】

- ・(児童相談所 B)「元の生活で良いです」、「住所の定まらない生活だけど、支援は結構です」という人も多いが、子どもを手放したことを一人で抱えていくのかな、という心配はあり、そういったことを支援するところはあった方がよいかと考えている。
- ・(児童相談所 C) 結果的に子どもを手放す形になった実母へのケアが届いているのかは疑問。産後ケアの一環として保健師に支援をお願いしたことはあるが、どこまでできるのだろうと思う。児童相談所は役割としても子どもへの支援が中心であり、現場レベルでは必要だと思うが、実親へのケアの必要性の認識についてコンセンサスが取れていない。
- ・(児童相談所 D) 実親が、養育が困難であるにもかかわらず養子縁組に不同意の場合、その理由について分析を行い、多角的な支援方法を検討していく必要があり、担当者の経験やスキルが問われる。
- ・(児童相談所 A) きょうだいそれぞれが養子縁組をする、片方は実親が養育、もう片方は里親委託という場合もある。民法改正により、高年齢児の特別養子縁組や児童相談所長の申立による特別養子縁組の可能性が増えてくると、実親との交流だけでなくきょうだいとの交流も重要になってくる。成立後に交流したいというケースもこれからは出てくると思う。
- ・(民間あっせん機関 F) 実親は他の機関でお世話になっており、あっせんだけのつながりという場合もある。他の機関ではあっせんだけで離れてしまうこともあるため、実親に対するケアというのはもう少し確立できたらと思う。
- ・(民間あっせん機関 F) きょうだいとの交流支援は特には行っていない。実親が結婚してきょうだいができている場合もあれば、1 回目と 2 回目で別のあっせん機関を利用して、きょうだいが養子縁組をしている場合もある。きょうだいの情報が欲しいという場合には、相手側にも考えがあり、その気持ちも考えて行わなければならない。良い関係を築いていくにはサポート体制が必要。そこはまだ弱いところでもある。
- ・(民間あっせん機関 E) 子どもの気持ちに寄り添った、実親とのつながり支援
- ・(民間あっせん機関 E) 数年前のイベントで、若い年齢で出産した実親の保護者同士で集まるという企画を行おうとしたが、うまくいかなかった。実親は自分の経験を話したいが話したくないという微妙な気持ちがあり、そうした経験を共有したいとはあまり考えていないが、その親たちは思いが沢山あり、実施に至った。しかし、その後の交流は続かなかった。当事者たちはその事実が他に漏れていくことを心配していたようだ。

その他の課題について

- ・（児童相談所 C）児童期での縁組における子どもの意思決定支援。
- ・（児童相談所 D）特別養子縁組成立後の支援ができる人員体制になっていない。
- ・（児童相談所 D）対応する職員のスキルや経験、知識が重要であり、そのような人材の育成。
- ・（民間あっせん機関 E）独立戸籍の問題。実親が未成年の場合、出産すると独立戸籍になり、子が養子縁組した後も復籍できない。この点、実親にとって社会的に不利益を被る可能性もあるのではないかな。
- ・（民間あっせん機関 E）事件性のある出産における審判書記載への配慮。
- ・（民間あっせん機関 F）子どもの権利や、SNS の普及に対して、安心・安全に三者（養子・養親・実親）が暮らしていけるような情報提供の方法。

3.5.2 海外機関（主に実親への支援について）

ここでは、英国の機関へのヒアリング結果から得られた、英国での、主に実親への支援の状況について述べる。

なお、イングランドでは、養子縁組後の支援が義務化されており、カウンセリング等による実親への支援や、養子と実家族の交流支援も含まれている（The Adoption Support Services Regulations 2005）。しかし、その具体的な内容や回数、頻度、方法などは明記されていない。

実親への支援について

【自治体】

- ・法律改正により、これまで 18 歳までであった養子のサポート、例えば実親との再会支援の仲介などを 21 歳まで行うことになった。
- ・養子縁組成立後、実親と連絡が取れなくなることがある。
- ・子どもと実親とが手紙をやり取りするレターボックスサポートを行っており、手紙を書くにくい実親に対しては専任の職員が支援を行っている。
- ・養子に会うことを希望する実親を養子の所まで送迎するサービスもある。祖父母など、実親以外でも使える。
- ・（コロナで中止しているが）実親のサポートグループも行っている。フードバンクで相談を受けることができ、必要があれば民間機関に紹介することもある。レターボックスを通じてつながっている親に声をかけている。

【民間養子縁組機関】

- ・実親支援の対象となるのは実親だけでなくその父親・母親、おじ・おばという親族も含む。現状では、実母への支援が 8 割である。
- ・実親への支援については、多くの場合、自治体から紹介を受けて行うこととなる（自治体の負担が減るよう、連絡を受けてフォームに書き込むことで紹介完了となるようにしている）。
- ・紹介を受けて実親に電話をする際、サービスへの興味がないという場合にも、1 年間は数ヶ月おきに連絡を取るようにして、支援の窓口を閉じないようにしている。
- ・電話での対応の際にも、機械的に対応するのではなく、相手が答えやすくなるような言葉遣いを心がけている。
- ・全体を通して、実親は「恥の感情」や喪失感を抱いていることが多いため、そのような感情を喚起しないような会話をするよう、細心の注意を払っている。
- ・支援の際には、実親一人ひとりに心理士の資格を持つ経験豊富な専属のカウンセラーがつき、原則対面でのカウンセリングを毎週 1 回ずつ、6 回行う。その後、継続を希望す

る場合にはさらに続けて行うこともある（ただし、担当カウンセラーが空いていない場合は待機リストに入る）。民間養子縁組機関と自治体との契約に応じて実親に提供できるカウンセリングの回数は定められている。

- ・男女のカウンセラーが在籍しており、実父支援も対応可能である。

【全体を通して】

- ・近年では、SNS 等を通じて養子と実親が養親の知らないところで連絡を取り合うケースが増えてきている。安全な再会のためには何らかの支援が必要であり、そのためには実親と連絡を取り続ける必要がある。そのために、実親へ継続的な支援を提供することが必要であるとの認識が高まってきている。

自治体と民間との連携について

- ・自治体で担当するケースの内、複雑なニーズやトラウマ等を抱えたケースの養子縁組のあっせんや、自治体で養子縁組したケースの内、実親支援部分を、民間養子縁組機関に委託している。
- ・「(自分から) 子どもを取り上げた」自治体と直接やり取りすることは、実親にとって心理的に難しい所もあるため、自治体から独立した民間の機関が間に入るほうが、実親がサービスを受けやすくなる。
- ・子どもへの手紙の書き方など実用的な支援は引き続き自治体のソーシャルワーカーが行うとしても、カウンセリングなど実親が気持ちを受け止めてもらえるような支援はフラットな関係性を築くことのできる民間養子縁組機関が行うことがふさわしいこともある。民間へ業務委託をすることで役割分担をすることによる利点は大きい。
- ・民間養子縁組機関は自治体に比べて実親支援部門に特化して注力できるため、自治体には少ない男性カウンセラーの確保などができる。
- ・民間への委託においては、支援の回数に制限を設けないほうが良い結果が得られることが、研究結果からも示されているが、自治体の資金面が課題である。

3.6 機関を対象としたヒアリング調査結果のまとめ（小括）

アンケート調査回答及び検討委員からの意見を踏まえ、児童相談所 4 箇所、民間あっせん機関 3 箇所に協力をいただき、また、海外の機関として英国の自治体 1 箇所、民間機関 1 箇所を対象にヒアリングを行った。

3.6.1 児童相談所、民間あっせん機関へのヒアリング

- ・児童相談所、民間あっせん機関へのヒアリングでは、前提として、特別養子縁組成立前の養親家庭への支援と課題についてお話をうかがった。その上で、本調査研究のテーマである特別養子縁組成立後の支援については、「養親・養子への支援」として「1 年以内／1 年以降の支援」、「真実告知に関する支援」、「思春期の支援」、「自立期の支援」に分けてヒアリングを行うとともに、「実家族への支援と課題」についてもお話をうかがった。
- ・特別養子縁組成立後の「養親・養子への支援」としては、上述の区分でお話をうかがったことで、それぞれの時期における支援の現状や課題が具体的に述べられている。これらの内容からは、特別養子縁組成立後の支援が多岐に渡ることや、ヒアリングに協力いただいたいずれの機関においても、総じて支援の重要性を認識していることが分かる。ただし、養親の中には、特別養子縁組成立後の支援や関わりを望まず、機関による支援に繋がらない人もいるとのことだった。
- ・「実家族への支援」については、特別養子縁組成立後の子どもとの交流や連絡に関する内容が挙げられており、これらは養子への支援の観点も含んだものである。また、実親に限らず、きょうだいとの交流の必要性について言及されている機関があった。実母自身への支援としては心身のケアに関する内容などが述べられているものの、課題として、支援の必要性が十分認識されていない、支援が確立していないという主旨の指摘もあった。

3.6.2 英国の機関へのヒアリング

- ・1920 年代から長年に渡り子どもの養子縁組を行ってきた実績があることや、近年、養子縁組後支援が法律で明文化されたこと、中央政府と自治体の関係性や自治体と民間養子縁組機関が養子縁組のあっせんに関わっている点なども我が国との類似点が多いことから英国の機関をヒアリングの対象とした。自治体、民間養子縁組機関それぞれの実親・実家族への支援とともに、自治体と民間との連携についてお話をうかがった。

- ・英国では、養子縁組後の支援として、実親の支援や養子と実家族の交流支援が法定されており（The Adoption Support Services Regulations 2005）、その支援サービスの一部または全部について、自治体から民間養子縁組機関への委託等が行われている。
- ・実親に関する支援としては、実親や実家族（祖父母含む）と養子の交流の仲介や送迎等の支援、実親のサポートグループ、カウンセリングなど、安全な再会も目的の一つとしながら、複数の継続的な支援が用意されている。一方で、委託元の自治体の考え方や財政事情によって契約内容に差が生じていることが分かった。
- ・自治体に対する実親の感情などにも配慮しながら、自治体、民間それぞれの立場や強みを活かした連携や役割分担がなされていることが明らかになった。

第4章 当事者を対象とした、特別養子縁組成立後の支援における課題についてのヒアリング調査

4.1 調査対象

検討委員の紹介等により当事者として養親 4 名、養子 2 名、実親 2 名にヒアリングを行った。なお、養子については成人されている方を対象とした。

ヒアリング調査の対象者について

	調査対象者	あっせん機関
養親	A さん	民間あっせん機関
	B さん	児童相談所
	C さん	民間あっせん機関
	D さん	児童相談所
養子	E さん	
	F さん	
実親	G さん	
	H さん	

4.2 調査方法

半構造化面接の手法を用いて、4.4 の項目を中心に調査を行った。

4.3 調査期間

2021 年 12 月～2022 年 2 月。

4.4 調査項目

調査は、主に以下の項目について行った。

【養親・実親対象】

- 特別養子縁組成立までに受けた支援
- 特別養子縁組成立後、機関から受けた支援
- 特別養子縁組成立後、必要だと感じた支援
- 現在、課題だと感じていること

【養子対象】

- 特別養子縁組成立後、機関から受けた支援
- 特別養子縁組成立後、必要だと感じた支援

4.5 調査結果

ここでは、特別養子縁組成立前後に受けた支援と課題について調査項目に沿いながらヒアリング結果について整理した。

特別養子縁組成立までに受けた支援

【養親への支援について】

- ・(養親 A) 里親登録を行うための県や民間あっせん機関の研修を通して、自らのライフストーリーの振り返り、子育てへの知識や心構え、心の準備をするための支援を受けた。
- ・(養親 B) 児童相談所の CW や養子の担当者が頻繁に家庭訪問に来て、子育てのアドバイスをしてくれたり、とても細やかにケアをしてもらった。
- ・(養親 C) 裁判所の手続きは、家庭裁判所に直接伺って説明を受けた。縁組成立までの支援については、児童相談所へ数回相談に行き、電話相談も受けていた。管轄の児童相談所や、関西の民間あっせん機関から社会的養護に関する研修会を受講していた。
- ・(養親 D) 養子がいた乳児院の職員より、子育てのアドバイスをもらった。施設職員がつけていた日記や施設で撮った写真をもらった。

【成立前や成立時の実親との交流の有無について】

- ・(養親 A) 直接会ったことはない。実親が出産したクリニックを経由して、子へのプレゼントや出生時の写真、養子宛てや養親宛ての手紙、予防接種や手術の承諾書、実親のアレルギー情報等をいただいた。
- ・(養親 A) 委託開始、一か月後くらいに、出産したクリニックを経由して、養子が生まれて病院にいる時の写真や、実親家族に抱かれている写真等のアルバムをもらった。愛されて生まれてきたことを伝えたいという実親の思いだと思った。
- ・(養親 A) 実親とは、直接会うことや連絡を取ることはしないという内容の誓約書を民間あっせん機関と交わしている。期間の記載はない。
- ・(養親 B) 家庭裁判所の決定により、お互いに連絡等は一切しないという同意を取ったため、ない。写真等もない。
- ・(養親 C) 現在も直接の交流はないが、子を託される時に、実親から養親に託すメッセージや手紙、実親から子どもへのメッセージ、出産祝いのプレゼントを民間あっせん機関、病院を介していただいた。
- ・(養親 D) 直接の交流はないが、児童相談所から実親の情報は口頭で聞きメモしてある。手紙や写真はない。

【実親への支援について】

- ・(実親 G) 入院中に職員に話を聞いてもらえた。
- ・(実親 H) 児童相談所に相談し、民間あっせん機関を紹介してもらった。民間あっせん

機関の担当者が、実子の養親になる方との面会に付き添ってくれ、何度か交流したと聞いた（自らは養親と面会せず）。

- ・（実親 H）民間あっせん機関が、養親についての希望を聞いてくれた。実子と養親は、何度か面会し、良好な関係であることを民間あっせん機関の職員が教えてくれた。
- ・（実親 H）民間あっせん機関より、実子にきちんとお別れを言ってほしいと言われ、当時入所していた施設の取り計らいにより、夜間、落ち着いた環境で実子とお別れをすることができた。

特別養子縁組成立後の支援
【成立後半年程度の期間に受けた支援について】 ・（養親 A）住んでいる地域の母子手帳の手配や子育て支援、一か月健診の予約等は、養子とともに入院していたクリニックの相談員が手伝ってくれた。 ・（養親 A）特別養子縁組をした親の会を紹介してもらい、入会した。近くに住む養親と出会うきっかけを作ってもらった。児童相談所からは家庭訪問があった。 ・（養親 B）金銭面での支援は成立後ない。児童相談所の担当者による家庭訪問が3カ月に一度程度あった。他の里親家庭へ訪問したついでに様子を見に来ました、という感じで気軽に立ち寄ってくれた。 ・（養親 C）住んでいる役所からの助産師さん、及び保健師さんの家庭訪問を受けていた。 ・（養親 C）民間あっせん機関からの近況伺いやメール等でのやりとりをしていた。管轄の児童相談所から3ヶ月から半年に一度程度、家庭訪問があった。 ・（養親 C）月に一回、地域育児相談会に参加していた。（子どもが託された後～1年程度） ・（養親 D）児童相談所の担当者が1～2回程、家庭訪問に来た。 ・（養子 F）児童相談所との関わりはずっとあったが、特別支援を受けたことはない。里親会の集まり等に参加できたことはよかった。 ・（実親 G）産後健診と一か月健診を受診した（医療法人の民間あっせん機関で出産）。 ・（実親 H）民間あっせん機関から、（実子の）近況報告の手紙を何度かもらった。 ・（実親 H）（実子が入所していた）施設の職員は、担当者が代わるまで、実子の近況を何度か知らせてくれ、児童相談所の職員は、養子縁組成立後、数か月間程度、実子の近況を何度か知らせてくれた。
【成立後半年～1年程度に受けた支援について】 ・（養親 A）養子が生まれたクリニック（民間あっせん機関）の相談員や助産師より、研修の案内や情報提供がある。育児日誌を1か月分ずつ提出し、内容に対して相談員や助産師からフィードバックをもらっていた。 ・（養親 B）ほぼ家庭訪問はなくなった。養育里親をしているため、児童相談所とのつながりはある。年に一度、研修会等で体験談をお話することがある。 ・（養親 C）半年に一回程度、児童相談所からの家庭訪問があった。 ・（養親 D）家庭訪問という形ではなく、里親会の集まりで顔を合わせた際に、近況報告をしていた。里親会の方からの支援が多かった。 ・（実親 H）養子縁組成立後、2～3年程度は、民間あっせん機関から連絡があった。（自分自身の）罪悪感から連絡は途絶えていった。自分が希望すれば、実子の様子等は聞けたと思う。
【現在も継続している支援について】 ・（養親 A）（養子が生まれた）クリニックや民間あっせん機関とはメールでのやりとりが続いている。メールを送るとすぐに返信をもらえ、気軽に相談できる関係は続いている。

る。

- ・(養親 B) 児童相談所が実施する研修で 1 年に 1 度程度、体験談を伝えている。養育里親として、1 歳の里子を預かっているため、その繋がりや児童相談所と交流がある。
- ・(養親 C) 養親の会の集まりに参加しており、情報交換等をしている。内容は真実告知や子どもとの接し方等について話題になっている。養子縁組当時に携わった職員や民間あっせん機関を通じてできた仲間と SNS で繋がっており、近況報告をしたり相談もできる。
- ・(養親 D) 里親登録がなくなったため、児童相談所からの支援はない。案内等の送付をお願いしたが、送られてこない。
- ・(実親 G) 2 か月に 1 度の定期通院時に、担当医や看護師と話をする。実子の様子を聞くこともできる。
- ・(実親 H) 臨床心理士と電話で話をすることで、精神的なサポートを受けている。

【実親（実子）との交流に関する支援について】

- ・(養親 A) (実親が出産した) クリニック (民間あっせん機関) を通して、実親の近況を聞くことがある。
- ・(養親 C) こちらから民間あっせん機関に聞くと断片的な近況を聞くことはできるが、実親とは一切の交流はない。また、養子が成人後、民間あっせん機関に、子どもから希望があれば情報提供してもらえることになっているので安心感はある。
- ・(実親 G) 民間あっせん機関との取り決めで、実子と一切会わないことや手紙や写真等の連絡もしないことを言われている。実子が 20 歳になったとき、実子が希望すれば民間あっせん機関から連絡がくることになっている。
- ・(実親 H) 民間あっせん機関を経由して、写真をもらい近況を聞いた。

【地域の社会資源等による支援について（児童相談所・民間あっせん機関以外による支援）】

- ・(養親 A) 県の里親サポート事業を受け、そこで養育里親と出会った。いまでも交流があり、相談できる相手がいることが助かる。
- ・(養親 A) 当事者の会があり、講演会や研修等により様々な情報提供を受けることができる。日常的な交流の場であり安心につながっている。
- ・(養親 B) 養子を受託する前に養育里親としてその子を養育していた里親さんから、直接、子どもの特性や性格等の情報をもらえた。行き来することも多かったので多くの情報を得られた。今でも交流があり、養子の様子を伝えている。
- ・(養親 C) 育児支援については、子どもが託された時点から、助産師・保健師の育児相談が可能で、月に一度、地域の育児相談会に参加していた。私たち養親の職業柄、保健センターに知人がおり、相談をしていた。
- ・(養親 C) 民間あっせん機関の当事者の会に参加しており、年 2 回程、交流があり近況報告等もしている。法律的な縁組成立までは、児童相談所の家庭訪問もあり、日常の状

況や困っていることも聞いてくれた。家庭裁判所の調査官も親切に話を聞いてくれ好意的だった。

- ・(養親 D) (里親登録はしていないが、かつて登録していた) 里親会の活動に関わっており、先輩里親から多くの支援を受けている。
- ・(養親 D) 乳児院の職員から、子育てのアドバイスをもらい、初めての子育てで不安はあったが、発熱等のときも相談できた。
- ・(養子 F) 養親が里親会にいたことで、つながりが多く、同年代の養子とも交流があり、他の養子の家を行き来できたこともよかった。孤立感がなくなる。
- ・(養子 F) 当事者団体が行ったプログラムに参加したことがある。
- ・(実親 H) 地元のかかりつけの精神科医からの支援がなかったら死んでいたかもしれない。また、子どもに別れを告げる際、精神科医から、子どもが生活している施設の担当職員に話をしてくれたことでゆっくりお別れの時間をもつことができた。きちんと言えたことは良かったと思う。

【周囲のサポートや理解】

- ・(養親 C) 職場の同僚や役所、児童相談所で、特別養子縁組をしたことを伝えたところ、理解してくれ、祝福された。ごく身近な親戚にも同じように理解してもらえたのでありがたかった。
- ・(実親 G) 妊娠がわかり、母に言わなければならないと思った。それ以前はあまり良い関係ではなかったが、サポートを得て、祖父も一緒に通院に付き添ってくれた。母と市役所に相談に行き、クリニックを紹介された。
- ・(実親 H) 子を手放すときのフォロー。家族の支援がなかったため、孤独感や罪悪感を受け止めてくれる人がいなかった。

特別養子縁組成立後の支援において必要だと感じていること・課題

【養親の立場から】

- ・(養親 B) 特別養子縁組里親のみの登録の場合、成立すると児童相談所との交流はなくなる。その後のサポートを受けにくい。何らかの形で、交流する機会があると良い。
- ・(養親 C) 周りの社会資源から定期的に連絡が来る等、気軽に相談できるといい。何かあったら、ではなく、子どもを託されたら終わりは決してよくない。社会的養護の視点からも児童相談所が家庭訪問をしてくれることは心強いと思う。
- ・(養親 D) 養親のためだけではなく、養子のためにも、成立後も児童相談所が関わる必要がある。養育里親だから、養子縁組里親だから等はない。依頼があってから家庭訪問するのではなく、定期的に来ることで積極的にサポートしますという姿勢が大事。行政が積極的に支援しようとする姿勢がみられない。
- ・(養親 D) 一度は愛着形成が途絶している子どもなので、養育里親の子どもと同様に社会的養護が必要であるとの認識が行政、養子縁組家庭双方に必要である。養育支援（ペアレントトレーニングなど）や養親だけでなく、子どもへの支援①子どもが気軽に相談、カウンセリングを受けられる②子どものアドボケイトが必要。
- ・(養親 D) 新生児委託のケースなど急に委託の依頼が来るケースがあるため、金銭的な援助（一時金）が必要。
- ・(養親 D) 子どものパーマネンシーを一番に考えて、行政区を越えた支援が必要。養子縁組家庭も仕事の都合で引っ越しもあり得る、近隣であれば、実親さんとの対応があった児童相談所や支援があった児童相談所と関わっていききたい養親や子どももいる。（養子縁組家庭の孤立も考えられる）
- ・(養親 D) 里親登録を更新しないと支援を得られないのはおかしい。それは養親が判断しているのであって子どもが判断しているわけではない。今後、支援を希望する養子縁組家庭は更新とは別に各自治体へ登録制度を導入するなど検討してほしい。
- ・(養親 B) 思春期になって、養親には言えない悩みを抱えたとき、吐き出せる場所があると養子は楽なのではないか。施設入所を経て特別養子縁組となった子には、施設の先生からのサポートがあるとよい。
- ・(養親 B) 真実告知に関して、児童相談所等で相談窓口を設け、状況に応じたサポートをしてほしい。
- ・(養親 D) 子が 18 歳になるまでは、出自や真実告知に関して児童相談所からのサポートがあると良い。また、発達課題等があると分かったときも、児童相談所を介して支援をしてほしい。
- ・(養親 D) 思春期や真実告知等で、養子との関係で養親が迷うことはたくさんある。児童相談所等とつながっておく必要があり、サポートを続けてほしい。
- ・(養親 A) 実親への支援も継続して行うといい。実親への支援が少なく、置き去りになっていると感じる。

- ・(養親 B) 真実告知をした際、会いたいと言われたが、どこにいるか分からないと伝えた。状況に応じたサポートを児童相談所で窓口等を設けてサポートしてほしい。
- ・(養親 C) 実親と子どもとの交流について専門家や第三者機関がコーディネートしてくれるとよい。養子、実親、養親それぞれの思いもある。客観的に間に立ってもらうことも民間あっせん機関の大きな役割だと思う。
- ・(養親 C) 民間あっせん機関内で当事者の会があり、年に2回程度だが、その中で同じ境遇の子ども達同士で交流している。自分と同じ仲間がいることを知ることは、将来にわたって大事な糧になると信じている。
- ・(養親 D) 養子同士がスムーズに交流できるサポート機関が必要。
- ・(養親 D) 養子の思春期対応(出自のことがプラスされる)。養親、養子からの相談(カウンセリング) 機関がない。
- ・(養親 D) 里親(養子縁組里親)について社会の認知不足。(PR 不足)
- ・(養親 D) 養育支援の研修(ペアレントトレーニングなど)。
- ・(養親 D) 養子の出自探し、実親に会いたい気持ち等、養親には話にくいことを話せる第三者機関が必要。児童相談所ではなく、完全に独立とはならなくても第三者機関がいいのではないか。
- ・(養親 C) 各あっせん機関や親の考え方の違いだと思うが、実親と養親との交流はないほうがいいと思う。その代わり、出自に関する情報は、きっちりと正確にあっせん機関や第三機関が管理し、養子が大人になっても情報提供でき、相談できるよう整えて欲しい。可能であれば、一つは国などが情報管理して、あっせん機関の都合に左右されることのないようにして欲しい。
- ・(養親 C) 今後、遺伝的要因による疾病が出現した場合、実親の遺伝的要因を聞かれても不明なので、養親としての心積もりも必要であり、初めの内に情報を知っておくとありがたい。具体的には、医療機関で予防接種時の問診票にある注意事項にあるような項目に答えられるよう(困らないよう)な情報があるといい。特に遺伝的要因の関わりが大きいといわれている疾患(1型糖尿病、心疾患、ぜん息など)の情報は知っておくとありがたい。

【養子の立場から】

- ・（養子 E）特別養子縁組の家庭にも、定期的に訪問があるといい。関わりのなかで、養親、養子どちらにもケアは必要だと感じる。乳児院等施設にいた子の記録が、きちんと残っているようにしてほしい。（担当職員が離職しても経過が分かるように）
- ・（養子 E）どの機関があっせんしたかに関わらず、同年代や同性とつながることに意味があると思う。同じ境遇にある人達がいることは安心材料になる。不安や悩みが同じような人がいると乗り越えようと思える。
- ・（養子 E）養親との関係では第三者が必要。養親に対して言えない悩みを、養子縁組であることを理解している人と話せる機会があれば、養親ともよい関係でいられる。
- ・（養子 F）自分の場合には親族に理解があった。養親だけではなく、その親や親せきの理解も重要。
- ・（養子 E）実親との交流については子の安全の担保を第一に考え、第三者機関を通して連絡を取り合えるといいのではないか。実親に会ったあと、トラブルに巻き込まれることがないように、セーフティネットを設ける必要がある。
- ・（養子 F）里親会を通して同年代の養子との繋がりができている。今後、結婚等で迷ったときや悩んだとき、先輩養子の経験からアドバイスを受けられるといい。
- ・（養子 E）出自をたどるためには、たどり方の支援と、知ったあと、受けとめる過程への支援、両方が必要。
- ・（養子 F）養親から、実親に会いたい場合は児童相談所が協力してくれると聞いてはいるが、どこに聞けばいいかも分からないことは問題。ネット等で調べるとリスクもある、わかりやすい窓口があればいいと思う。
- ・（養子 E）個人的な人間関係が、特別養子縁組による精神的な不安定さに偶然役立てばよい、という状況ではなく、特別養子縁組であることを理解したうえで支援してくれる第三者がいたらいい。
- ・（養子 E）乳児院等の施設職員が過労や薄給でやめてしまうことがないよう、働き続けられる環境整備が必要。社会的養護全体の課題でもある。養子も職員がやめてしまうと、元いた施設には行くことはできない、居場所がなくなってしまう。
- ・（養子 F）特別養子縁組制度を活用できる状況にある子たちが、様々な理由によりこの制度を活用できないことがあるようにきくので、そのことは残念。

【実親の立場から】

- ・（実親 H）実子を手放したときのフォロー。孤独感や罪悪感、自分が自分のことを一番責めていること等を理解してくれる支援者がいればよかった。民間あっせん機関は遠く、手紙でのやりとりであったため、気持ちを吐き出す等は難しかった。
- ・（実親 H）実子を養子縁組に出す親の事情は人それぞれ。理由によって、同じ実親として話をしたとしてもかみ合わないこともあると思う。当事者がつながればそれでいいわけではなく、専門家がいて、一人じゃないと感じられる支援が必要。
- ・（実親 G）実子には知らせなくても、誕生日等に近況の写真がもらえるとかあれば嬉しい。
- ・（実親 H）実子会いたいと言えば、会う用意はあるが、自分から民間あっせん機関へ連絡することは敷居が高くできない。
- ・（実親 G）在学中の妊娠であったため、退学せざるを得なかった。できれば通い続けたかった。
- ・（実親 H）周囲の無理解により、罪悪感が増す。母親はどんなことがあっても子に愛情をもって自分で育てるものだという日本の感覚がより苦しめていると思う。

その他、関連制度等についての課題等

- ・（養親 B）より柔軟に育児休暇が取れるような制度にしてほしい。
- ・（養親 D）育児休業の制度を変更してほしい。いまは個々の会社判断になっている。明文化が必要。里親委託期間中、一時的な監護期間中、子どもの年齢制限を撤廃し、年齢に関係なく取得できるようにしてほしい。養親との愛着形成などが必要になるため。
- ・（養親 D）看護休暇制度。（法律では就学前までだがせめて小学校まで、できたら中学校まで）障害により、定期的に通院、入院が必要の子どもの支援。
- ・（養親 A）行政手続きの窓口がスムーズではない。手続きのマニュアル化等が必要。母子手帳に関しては、事前にもらえると良い。
- ・（養親 B）行政の手続きをできるだけ一つの窓口で済ませられるようにしてほしい。
- ・（養親 B）特別養子縁組成立までの間、休職しなくても済むよう、子どもが別姓でも一時預かりしてもらえると、会社には負担を感じることなく、子どもに愛情を注げるのではないかな。

【一般的な市民サービス（子育て支援等）を受ける際の課題】

- ・（養親 A）保険証発行の際、窓口に行ったがなかなか理解してもらえず、養子は一か月間保険証がない状態だった。児童福祉主管課は事前に調べてくれたらしく、スムーズだった。また、母子手帳の発行に時間がかかった。事前に民間あっせん機関から連絡はしていたが、たらいまわしの状態になった。
- ・（養親 C）母子手帳発行については、知り合いがいたためにスムーズであったが、養親からの母子手帳の再発行等も普通になんかできるようになって欲しい。
- ・（養親 D）養子に発達課題があると分かった時、児童相談所では対応してもらえず、地域の子育て支援センターを利用するよう言われたが、経緯を最初から説明し関係を作っていかなければならず、ハードルが高い。
- ・（養親 C）近隣の医療機関は、特別養子縁組の子であることを伝えても、新生児の時から快く診てくださり、医療サービスとして心強かった。

4.6 当事者を対象としたヒアリング調査結果のまとめ（小括）

- ・特別養子縁組成立後の支援のあり方を検討するにあたっては、養子、養親、実親といった支援対象ごとに、必要な支援を考えていく必要があり、支援機関への調査と合わせて、当事者の声を直接聞く必要がある。本調査では、検討委員の紹介等により当事者として養親 4 名、養子 2 名、実親 2 名に協力を得てヒアリングを行った。なお、養子については、成人している方を対象とした。
- ・「特別養子縁組成立後、機関から受けた支援」については、「成立後半年程度」「成立後半年から 1 年程度」「現在も継続」という成立後からの時間的経過に分けて、お話をうかがった。また、時間的経過とは別に、「実親との交流支援」「児童相談所や民間あっせん機関以外の地域の資源による支援」「家族等周囲のサポート、理解」についてもお聞きすることで、支援の現状について多面的に話をうかがうことができた。
- ・「特別養子縁組後の支援の課題」について、今回、ヒアリングに協力いただいた養子、養親の方々は、特別養子縁組成立後においても、児童相談所や民間あっせん機関等による定期的な訪問など、継続的な支援が必要であり、加えて、養子・養親同士による交流やつながりが重要だと述べている。
- ・養親からは、とりわけ思春期の対応や真実告知については機関による支援が必要だという話が聞かれた。また、この点に関して、養子からは、出自を知りたい、実親に会いたいと思ったときなどにどこが相談先になるのか、現状では支援が不十分であるとの指摘があった。
- ・本調査において、実親の立場として協力をいただいたのはお二人ではあるものの、実親の置かれている状況は様々であることがうかがい知れる。子どもを託したことで実親が抱く喪失感や孤独感についても触れられており、このような当事者の声を直接お聞きができたことは大変有意義である。
- ・その他、養親からは関連制度に関する課題、子育て支援に関連する行政手続き等がスムーズに行えないなどの課題が述べられた。

第5章 調査研究の総括

5.1 調査結果全体についての考察

ここでは、第2章、第3章、第4章において記述した調査結果にもとづき、特別養子縁組成立後の支援について考察を述べる。ただし、特別養子縁組成立後の支援の内、真実告知に関する支援については項目を別に立て、関連性が強い記録の保管や開示、情報提供のあり方についての考察と併せて示すこととする。

5.1.1 特別養子縁組成立後の支援について

- ・ 調査の結果、児童相談所でも民間あっせん機関でも、特別養子縁組成立後1年以内に子どもの身体上の問題や養親の養育疲れ等が一定数見られる。現状の法令上、少なくとも半年間は支援することとなっているが、縁組成立後、半年間に限らず、支援を継続した方が良いと考えられるケースや養親・養子が支援を希望するケースもあることが分かる。実際に児童相談所においても「縁組成立後も里親として、年1回家庭訪問をしている」「成立後も継続的に支援を希望する場合に、判定会議をしたうえで家庭訪問を年2回している」と回答したところがあった。
- ・ 成立11年以降後に支援を希望したケースがあったことを考えると、長期間経過してから相談の希望が入ることがある点を念頭に置いておく必要がある。
- ・ 養親・養子当事者ヒアリングにおいて成立後における定例的な訪問等、継続的支援の必要性が指摘されているが、定期的なアプローチがあってこそ初めて相談ができるという意味なのではないかと考えられる。
- ・ 実親への支援件数は相対的に少なく、アンケート調査では児童相談所の実親への支援が民間あっせん機関に比べて少ないという結果が示されている。
- ・ 今回の調査の結果からは、特別養子縁組成立後において養子・養親・実親のそれぞれに対して支援が必要であること、また、時間の経過によって支援ニーズは変わることが示唆されており、継続的で多様な支援が求められているといえる。
- ・ 支援の体制について、職員異動等により継続的な支援やノウハウの蓄積が困難であることや、児童相談所に相談することへのハードルが高いこと等が課題として挙げられ、子どもの一生に渡る繋がりを見越した支援体制や、サロン等ピアサポートの仕組み等を整備する必要性が示唆されている。

5.1.2 真実告知に関する支援・記録の保管や開示、情報提供に関する支援について

- ・記録開示以外の情報提供については、養親が行う真実告知や生い立ちの整理に協力するという回答が多数を占めた。養親が自ら真実告知を行うことができるように支援することを重要視しているといえるが、養親による真実告知をどれだけ支援できているか、そのための情報が保持されているか、それをきちんと養親に伝えることができているか、という点が非常に重要だと考える。
- ・アンケート調査における記録の保管については、電子化が進んでいるものの、機関内で保管しているところが多いという印象があり、持続可能性という点では課題が残っていると考えられる。
- ・実親との繋がりが切れており情報提供における同意の確認が困難なケースがあることや、特に保護を要する事由の発端に事件性のある事例等においては対応に高度な専門性が求められること等から、記録開示や情報提供におけるルール作りや、真実告知における第三者機関の関与も含めた情報提供体制の整備、等が必要であることが示唆されている。
- ・アンケート調査における情報の開示については、9割近い回答者が永年で保管している一方で、記録開示のルールは、半数以上で定められていないという結果である。これまで、厚生労働省による通知や指針で記録の取り扱いや情報提供についての留意点は、整理されてきたが、現在も自治体や機関によって違いがあることが明らかとなった。

5.2 今後の課題や提言

現在の法令においては、児童相談所は、児童福祉法において縁組成立後も養子・養親・実親への相談支援を行うこと、また児童相談所運営指針においても養子や養親に対して「縁組成立後少なくとも半年間は、児童福祉司指導等を継続する」ことが規定されている。また、民間あっせん機関は、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（養子縁組あっせん法）等により、養子縁組の成立後において養子、養親、実親を支援することに努めるように定められていることや、養子・養親に対して成立後6ヶ月が経過した以後も継続的に行わなければならないことが規定されている。今回の調査では、児童相談所や民間あっせん機関による支援は実際にどのような内容なのか、またどのような課題があるのかについて、当事者からの声も含め調査を行い、できる限り現状を把握し、具体的に示すことに努めた。

有識者による検討委員会では、それらの調査結果にとどまらず、委員それぞれの知見から多岐にわたるご意見等をいただいております。ここでは、それらをもとに、特別養子縁組成立後の支援に関する今後の課題、提言として示すこととした。

5.2.1 特別養子縁組成立後の支援のあり方について

- ・特別養子縁組成立後 6 ヶ月以降においても個別のニーズに合わせて、家庭訪問や相談支援を継続することも検討されることが望まれる。
- ・成立後の支援については、いつでも相談に来て良いと伝えても当事者にとってはハードルが高く、そこをどうつなぐかが課題である。実親の支援については、あっせんを行った当該機関による継続的支援だけでなく、つなぐ先を確保することも必要と考えられる。
- ・縁組成立後も支援はしていかなければならないが、当事者があっせんを受けた機関との関わりを避けることもある。そのため、あっせんを受けた機関以外でも支援を受けられる機関等があった方が良いのではないかと考えられる。
- ・児童相談所や民間あっせん機関によるサポートだけでなく、里親サロンのような養父母のグループの広がりや活動を支えていくというのも必要であると考えられる。
- ・実親への支援について、縁組成立後に、実親に対しても提供できる支援を具体的に伝え、カウンセリングや手紙のやりとりなどをサポートすることが考えられる。また、祖父母やきょうだいを含む実家族との交流や再会に関する取り決めを文書で作成するといった支援も必要であるとともに、それがどのような場合に必要となるか、また、取り決めの法的効果などについても検討する必要がある。
- ・海外ヒアリングの結果において、実家族と子どもが交流する場合のサポートについて触れられている。日本でも高年齢で養子縁組をして実家庭の記憶や愛着がある場合や、実家族との再会を子どもが望む場合など、子どもが自分の出自を肯定的に受け止める支援の観点からも、同様の取組について検討した方が良いのではないかと考えられる。さらに、再会した際の実親や実家族の状況が子どもに影響を与えることは容易に想像がつく。そのためにも、養子縁組後も実親を継続的に支援することで生活を改善し、将来的に子どもにとってより良い再会に備えるという視点も必要かもしれない。

5.2.2 記録の保管や開示、情報提供のあり方について

- ・データ管理については、行政・民間ともに電子化が進んできていることもあり、年々蓄積データが増えていくことを考えると、国内における一元管理についてもその必要性を検討すべきではないか。
- ・記録の開示や情報提供について同意を得る場合、本来はあっせん時だけでなく、開示請求があった時点での改めての同意が必要と考えられる。ただ、実親については時間が経過すると連絡がつかない場合もあるため、あっせん時に、単に「同意している」と言うだけでなく、情報の内容を特定した上で、それらへの同意を得ておくことが望ましい。

そうでないと、いったん同意していたとしても、開示する際の同意の有効性が否定されてしまいかねない。こういった具体的な対応のあり方についても検討し、児童相談所や民間あっせん機関において共有される必要があるのではないか。

- ・厚生労働省の通知¹³によれば、「実父母の個人情報の内、養子となった児童の生命・健康にかかわるもの（実父母の障害・健康状態・既往歴）」については、「養子となった児童の生命及び健康にかかわる重要なものであることから、個人情報保護法第 23 条第 1 項本文の例外規定である同項第 2 号の「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合」に該当し、「本人の同意を得ることが困難であるとき」には、養子の生命及び身体保護のため、実父母の同意がなくとも養子となった児童又は養親に提供することができる」とあるが、これ以外の情報については、現状では、実父母の同意がなければ提供が難しいと思われる。

ただ、アンケート調査結果をみると、機関によって情報提供や同意取得の方法にはばらつきがあり、法令による整理だけでは割り切れない迷いの存在、できるだけ混乱が生じないように予防策を講じておこうとする努力などを示唆するものがあったことから、今後、開示請求が行われる可能性のある情報を具体的に類型化した上で、類型ごとに開示の可否や手続等を定めるなどの新たなルール策定に向けた検討が必要と考えられる。

- ・記録の保管や開示という視点からは、養子縁組の成立はスタートであるという見地から、記録の作成段階から子どもの長い人生を見据えた制度整備や支援の確立が必要である。

5.3 謝辞

本調査研究の実施に当たり、アンケート調査及び機関を対象とするヒアリング調査にご協力くださった民間あっせん機関ならびに児童相談所の皆様、ヒアリング調査にご協力くださった特別養子縁組当事者の皆様、調査設計や調査結果の取りまとめ、報告書作成等に関し、専門的見地から多大なご支援、ご協力をいただいた検討委員会の宮島座長ならびに委員の皆様、ヒアリング調査の実施をご支援くださった立命館大学の徳永准教授に対し、深く感謝申し上げます。

¹³厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知（子家発 0326 第 1 号、令和 3 年 3 月 26 日付）「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんを受けて養子となった児童に関する記録の保有及び当該児童に対する情報提供の留意点について」

第6章 資料

6.1 検討委員会の概要

6.1.1 メンバー

委員（五十音順）			
社会福祉法人日本国際社会事業団（ISSJ） 常務理事	石川 美絵子		
大分県こども・家庭支援課 課長	河野 洋子		
早稲田大学社会的養育研究所 客員研究員	西郷 民紗		
医療法人きずな会 さめじまボンディングクリニック 院長	鮫島 浩二		
福岡市こども家庭課 こども福祉係 係長	福井 充		
長野総合法律事務所 弁護士	峯本 耕治		
日本社会事業大学専門職大学院 教授	宮島 清		※座長
オブザーバー等			
立命館大学 准教授	徳永 祥子		
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課			
事務局			
株式会社政策基礎研究所			

6.1.2 各回の概要

	日時	議事概要
第1回	令和3年9月29日（水） 10：00～12：00	・本調査研究の概要について ・各調査の対象について ・各調査の項目について
第2回	令和4年1月17日（月） 13：00～15：00	・アンケート調査の結果について ・ヒアリング調査の結果について ・報告書について
第3回	令和4年2月25日（金） 13：00～15：00	・報告書のたたき台について
第4回	令和4年3月22日（火） 13：00～15：00	・報告書の最終案について

6.2 アンケート調査

6.2.1 調査票

※次ページ以降に掲載しております。

特別養子縁組成立後の支援のあり方に関する調査研究

以下の設問にご回答ください。

回答が難しい設問の場合は、回答を保留されることもやむを得ないかと存じますので、その場合は当該設問を飛ばして、次の設問にお進みください。

数字を記入する箇所には、単位の「人」などは記入せず、数字だけご回答ください。

数字や文字を直接記入する設問

単数回答の設問

複数回答の設問

問1 民間養子縁組あっせん機関、児童相談所の別をお答えください。

(1. 民間養子縁組あっせん機関 / 2. 児童相談所)

問2 民間養子縁組あっせん機関の方にお聞きます。

1 事業を開始してからの期間（法第6条第1項の許可以前を含む。）を、2021年4月1日を基準としてお答えください。（以下同じ）

(1. 3年未満 / 2. 3年以上6年未満 / 3. 6年以上10年未満 / 4. 10年以上20年未満 / 5. 20年以上)

2 相談員の内、勤務経験が長い順に2名の方についてお聞きます。（2021年4月1日時点）

<最長の者>

貴事業所での勤務年数（1年未満は切り捨て）		年
前職での相談員としての勤務年数（同上）		年
資格（あてはまるものをすべてお選びください。）		
社会福祉士		
児童福祉司任用資格保持者		
医師		
保健師		
助産師		
看護師		
児童心理司任用資格保持者		
臨床心理士		
公認心理師		
その他		
常勤・非常勤の別（1. 常勤 / 2. 非常勤）		
専任・兼任の別（1. 専任 / 2. 兼任）		

※ここでの相談員としての勤務経験には、主にケアワークを担当していた期間は含みません。

<第2の者>

貴事業所での勤務年数（1年未満は切り捨て）		年
前職での相談員としての勤務年数（同上）		年
資格（あてはまるものをすべてお選びください。）		
社会福祉士		
児童福祉司任用資格保持者		
医師		
保健師		
助産師		
看護師		
児童心理司任用資格保持者		
臨床心理士		
公認心理師		
その他		
常勤・非常勤の別（1. 常勤 / 2. 非常勤）		
専任・兼任の別（1. 専任 / 2. 兼任）		

※ここでの相談員としての勤務経験には、主にケアワークを担当していた期間は含みません。

3 貴機関があつせんし、**特別養子縁組（普通養子縁組は含みません。）**の成立に至った件数を次の区分毎にお答えください。

2019年度		件
2020年度		件
事業開始から2021年3月31日まで		件
参考：特別養子縁組制度が創設される以前及び普通養子縁組を含む事業開始から2021年3月31日までの養子縁組あつせんの総件数		
		件

4 貴機関があつせんし、**2019年度に特別養子縁組（普通養子縁組は含みません。）の成立に至った事例に対して2020年度に行った支援**の状況についてお答えください。

※令和元年度に厚生労働省が行った「令和元年度養子縁組あつせん機関調査」では、以下に設ける設問の選択肢の他に「行事等」、「会報等の送付」、「その他の支援」の項目が設けられていますが、本調査では、他の質問項目との重なりから、選択肢から除外して、**個別に支援した内容に対応した選択肢のみとしています（担当者と個別に連絡をとったものに限る）ので、ご注意ください。**また、同調査により、ほとんどの児童年齢が学齢前であることから、この設問では、養子と養親を合わせて一つの問としています。

（1）養子、養親への支援

家庭訪問		件
電話相談		件
メール		件
手紙		件
WEB面談（映像と音声による双方向の対話によるもの）		件
他機関紹介・同行		件
その他		件
「他機関紹介・同行」を選んだ場合、その具体的な内容（自由記述）		
「その他」を選んだ場合、その具体的な内容（自由記述）		

（2）実親への支援 ※実親の家族への支援を含む

家庭訪問		件
電話相談		件
メール		件
手紙		件
WEB面談（映像と音声による双方向の対話によるもの）		件
他機関紹介・同行		件
その他		件
「他機関紹介・同行」を選んだ場合、その具体的な内容（自由記述）		
「その他」を選んだ場合、その具体的な内容（自由記述）		

5 貴機関があつせんし、**2019年度に特別養子縁組（普通養子縁組は含みません。）の成立に至った事例に対して2020年度に次の問題が生じた**ケース数をお答えください。

※一つのケースで複数生じた場合はそれぞれを1件として数えてください

養親の体調不良や養育疲れなどがあつた		件
養親から養育困難の訴えがあつた		件
養親等による不適切な養育（虐待を含む）があつた		件
子どもに病気、発達上の問題、障害などがあることが明らかになつた。（養子縁組が成立する前に判つたものを含む。）		件
子どもに行動上の問題が生じた		件
その他		件

問3 児童相談所の方にお聞きます。

1 貴所が開設されてからの期間についてお聞きます。2021年4月1日を基準としてお答えください。（以下同じ）

(1. 3年未満 / 2. 3年以上 6 年未満 / 3. 6年以上)

2 貴所の設置主体についてお聞きます。

(1. 都道府県 / 2. 政令指定都市 / 3. その他（児童相談所設置市））

3 貴所が担当する区域の人口（2021年4月1日時点）

(1. 30万人未満 / 2. 30万人以上50万人未満 / 3. 50万人以上80万人未満 / 4. 80万人以上100万人未満 / 5. 100万人以上)

4 養子縁組に関わる相談業務にかかわる職員の内、勤務経験が長い順に2名の方についてお聞きます。（2021年4月1日時点）

<最長の者>

貴事業所での勤務年数（1年未満は切り捨て）		年
前職での相談員としての勤務年数（同上）		年
資格（あてはまるものをすべてお選びください。）		
社会福祉士		
児童福祉司		
医師		
保健師		
助産師		
看護師		
児童心理司		
臨床心理士		
公認心理師		
その他		
常勤・非常勤の別（1. 常勤 / 2. 非常勤）		
専任・兼任の別（1. 専任 / 2. 兼任）		

※ここでの相談員としての勤務経験には、主にケアワークを担当していた期間は含みません。

<第2の者>

貴事業所での勤務年数（1年未満は切り捨て）		年
前職での相談員としての勤務年数（同上）		年
資格（あてはまるものをすべてお選びください。）		
社会福祉士		
児童福祉司		
医師		
保健師		
助産師		
看護師		
児童心理司		
臨床心理士		
公認心理師		
その他		
常勤・非常勤の別（1. 常勤 / 2. 非常勤）		
専任・兼任の別（1. 専任 / 2. 兼任）		

※ここでの相談員としての勤務経験には、主にケアワークを担当していた期間は含みません。

5 貴所が相談対応を行い、特別養子縁組（普通養子縁組は含みません。）の成立に至った件数を次の区分毎にお答えください。 ※他機関に紹介した事例を除く

2019年度		件
	内、里親委託を経ていない件数	件
2020年度		件
	内、里親委託を経ていない件数	件

6 貴所が相談対応を行い、**2019年度に特別養子縁組**（普通養子縁組は含みません。）の成立に至った事例に対して**2020年度に行った支援の状況**についてお答えください。

（１）養子、養親への支援

家庭訪問		件
電話相談		件
メール		件
手紙		件
WEB面談（映像と音声による双方向の対話によるもの）		件
他機関紹介・同行		件
その他		件
「他機関紹介・同行」を選んだ場合、その具体的な内容（自由記述）		
「その他」を選んだ場合、その具体的な内容（自由記述）		

（２）実親への支援 ※実親の家族への支援を含む

家庭訪問		件
電話相談		件
メール		件
手紙		件
WEB面談（映像と音声による双方向の対話によるもの）		件
他機関紹介・同行		件
その他		件
「他機関紹介・同行」を選んだ場合、その具体的な内容（自由記述）		
「その他」を選んだ場合、その具体的な内容（自由記述）		

7 貴所が相談対応を行い、2019年度に特別養子縁組（普通養子縁組は含みません。）の成立に至った事例に対して2020年度に次の問題が生じたケース数をお答えください。

※一つのケースで複数生じた場合はそれぞれを1件として数えてください

養親の体調不良や養育疲れなどがあった		件
養親から養育困難の訴えがあった		件
養親等による不適切な養育（虐待を含む）があった		件
子どもに病気、発達上の問題、障害などがあることが明らかになった。 （養子縁組が成立する前に判ったものを含む。）		件
子どもに行動上の問題が生じた		件
その他		件

8 貴所の里親委託、里親登録の状況をお答えください。（2021年4月1日時点）

※「委託児童数」は、貴所が登録・担当している里親に委託されている児童数をカウントしてください（措置元は問いません）。

養子縁組里親

委託児童数		人
委託里親数		世帯
登録里親数		世帯

養育里親

委託児童数		人
委託里親数		世帯
登録里親数		世帯

専門里親

委託児童数		人
委託里親数		世帯
登録里親数		世帯

親族里親

委託児童数		人
委託里親数		世帯
登録里親数		世帯

<以下、民間養子縁組あっせん機関、児童相談所共通>

問4 2020年度に実際に「特別養子縁組成立後の支援」を実施した事例の有無についてお聞きます。 ※他機関に紹介した事例を除く

※以下にお答え頂いた上で、問5にお進みます。

注：問2の4・5と問3の6・7との間で、回答する事例の対象が一部に重複が生じる可能性があります。この問とその後続く問では、養子縁組の成立の年度にかかわらず2020年度に行った支援の実態についてお聞きするものであり、お聞きする内容は異なります。それぞれ独立した設問としてお答えください。

(1. 個別に支援した事例は無い。 / 2. 個別に支援した事例がある。)

「2. 個別に支援した事例がある。」を選ばれた場合、事例数

(1. 1～5事例 / 2. 6～10事例 / 3. 11事例以上)

問5 問4で、個別に「特別養子縁組成立後の支援」を実施した事例の内、「支援ニーズが高い」と思われる（注：参照）事例3事例についてお聞きます。ただし、支援した事例が3つに満たない場合には、実際に支援した事例についてお答えください。（児童福祉法における児童（18歳未満）の年齢を超えた方への支援事例がある場合は、そちらも対象としてご回答ください（そのため、以下「子ども」と表記しています））

注：子ども、子どもを含む養親家庭、あるいは実親に何らかの福祉課題（健康、発達、心理的な課題等を含む）が発生しているため、相談支援、情報提供、サービス調整、危機介入などの対応が必要と思われる状況

事例1

支援開始時の当該子どもの年齢		歳
当該子どもの養子縁組が成立した時の年齢		歳
当該子どもの性別（1. 男 / 2. 女 / 3. その他）		
当該子どもの養子縁組をあっせんした機関（1. 自機関 / 2. 他機関（民間あっせん機関） / 3. 他機関（児童相談所） / 4. その他）		
支援開始の経緯		
(1. 養親からの連絡 / 2. 当該子どもからの連絡 / 3. 実親からの連絡 / 4. 自機関からの連絡（定期的なフォローを含む） / 5. 自助グループ（親の会）等の参加時の気づき / 6. 通告や情報提供 / 7. その他）		
「6. 通告や情報提供」を選んだ場合の具体的な経路（自機関以外の児童相談所から、警察から、等）（自由記述）		
「7. その他」を選んだ場合、その具体的な内容（自由記述）		

支援の対象（あてはまるものをすべてお選びください。）		
子ども本人		
養親		
実親		
その他		
「その他」を選んだ場合、その具体的な内容（自由記述）		
支援の形態（あてはまるものをすべてお選びください。）		
対面面接（家庭訪問以外）		
家庭訪問		
電話相談		
メール		
手紙		
WEB面談		
他機関紹介・同行		
その他		
「他機関紹介・同行」を選んだ場合、その具体的な内容（自由記述）		
「その他」を選んだ場合、その具体的な内容（自由記述）		
支援回数（前項の合計）（1. 10回以上 / 2. 5～9回 / 3. 3～4回 / 4. 1～2回）		
支援を必要とした理由（主訴等について簡潔にご記入ください。）（自由記述） 記載例：子どもが入院治療を受けることになり、医療機関から追加の情報提供を求められた。		
当該事例についての特記事項（自由記述） 記載例：実親が大学を卒業し就職した。養親が病気になる一時保護した。		
2021年4月1日現在の状況		
(1. 養親が引き続き養育（養親の親族を含む。） / 2. 養親は養育していない（一時保護中、他の里親に委託中、施設入所中、離縁等を含む。） / 3. その他（成人している者を含む。））		
「3. その他（成人している者を含む。）」を選んだ場合、その具体的な内容（自由記述）		
支援を担当した職員の職種 (1. 相談員、ソーシャルワーカー / 2. 心理職 / 3. その他の専門職 / 4. その他)		

事例2

支援開始時の当該子どもの年齢		歳
当該子どもの養子縁組が成立した時の年齢		歳
当該子どもの性別（1. 男 / 2. 女 / 3. その他）		
当該子どもの養子縁組をあっせんした機関（1. 自機関 / 2. 他機関（民間あっせん機関） / 3. 他機関（児童相談所） / 4. その他）		

支援開始の端緒		
(1. 養親からの連絡 / 2. 当該子どもからの連絡 / 3. 実親からの連絡 / 4. 自機関からの連絡（定期的なフォローを含む） / 5. 自助グループ（親の会）等の参加時の気づき / 6. 通告や情報提供 / 7. その他）		
「6. 通告や情報提供」を選んだ場合の具体的な経路（自機関以外の児童相談所から、警察から、等）（自由記述）		
「7. その他」を選んだ場合、その具体的な内容（自由記述）		
支援の対象（あてはまるものをすべてお選びください。）		
子ども本人		
養親		
実親		
その他		
「その他」を選んだ場合、その具体的な内容（自由記述）		
支援の形態（あてはまるものをすべてお選びください。）		
対面面接（家庭訪問以外）		
家庭訪問		
電話相談		
メール		
手紙		
WEB面談		
他機関紹介・同行		
その他		
「他機関紹介・同行」を選んだ場合、その具体的な内容（自由記述）		
「その他」を選んだ場合、その具体的な内容（自由記述）		
支援回数（前項の合計）（1. 10回以上 / 2. 5～9回 / 3. 3～4回 / 4. 1～2回）		
支援を必要とした理由（主訴等について簡潔にご記入ください。）（自由記述）		
記載例：子どもが入院治療を受けることになり、医療機関から追加の情報提供を求められた。		
当該事例についての特記事項（自由記述）		
記載例：実親が大学を卒業し就職した。養親が病気になる一時保護した。		
2021年4月1日現在の状況		
(1. 養親が引き続き養育（養親の親族を含む。） / 2. 養親は養育していない（一時保護中、他の里親に委託中、施設入所中、離縁等を含む。） / 3. その他（成人している者を含む。））		
「3. その他（成人している者を含む。）」を選んだ場合、その具体的な内容（自由記述）		
支援を担当した職員の職種		
(1. 相談員、ソーシャルワーカー / 2. 心理職 / 3. その他の専門職 / 4. その他)		

事例3

支援開始時の当該子どもの年齢		歳
当該子どもの養子縁組が成立した時の年齢		歳
当該子どもの性別（1. 男 / 2. 女 / 3. その他）		
当該子どもの養子縁組をあっせんした機関（1. 自機関 / 2. 他機関（民間あっせん機関） / 3. 他機関（児童相談所） / 4. その他）		
支援開始の端緒		
（1. 養親からの連絡 / 2. 当該子どもからの連絡 / 3. 実親からの連絡 / 4. 自機関からの連絡（定期的なフォローを含む） / 5. 自助グループ（親の会）等の参加時の気づき / 6. 通告や情報提供 / 7. その他）		
「6. 通告や情報提供」を選んだ場合の具体的な経路（自機関以外の児童相談所から、警察から、等）（自由記述）		
「7. その他」を選んだ場合、その具体的な内容（自由記述）		
支援の対象（あてはまるものをすべてお選びください。）		
子ども本人		
養親		
実親		
その他		
「その他」を選んだ場合、その具体的な内容（自由記述）		
支援の形態（あてはまるものをすべてお選びください。）		
対面面接（家庭訪問以外）		
家庭訪問		
電話相談		
メール		
手紙		
WEB面談		
他機関紹介・同行		
その他		
「他機関紹介・同行」を選んだ場合、その具体的な内容（自由記述）		
「その他」を選んだ場合、その具体的な内容（自由記述）		
支援回数（前項の合計）（1. 10回以上 / 2. 5～9回 / 3. 3～4回 / 4. 1～2回）		
支援を必要とした理由（主訴等について簡潔にご記入ください。）（自由記述）		
記載例：子どもが入院治療を受けることになり、医療機関から追加の情報提供を求められた。		
当該事例についての特記事項（自由記述）		
記載例：実親が大学を卒業し就職した。養親が病気になる一時保護した。		

2021年4月1日現在の状況		
(1. 養親が引き続き養育（養親の親族を含む。） / 2. 養親は養育していない（一時保護中、他の里親に委託中、施設入所中、離縁等を含む。） / 3. その他（成人している者を含む。））		
「3. その他（成人している者を含む。）」を選んだ場合、その具体的な内容（自由記述）		
支援を担当した職員の職種 (1. 相談員、ソーシャルワーカー / 2. 心理職 / 3. その他の専門職 / 4. その他)		

問6 貴機関、貴所における、特別養子縁組に関する記録の保存や文書による開示についてお聞きします。（2021年4月1日時点）

1 記録の保存方法について（あてはまるものをすべてお選びください。）

紙で保存している		
電子データで保存している		
その他		
「紙で保存している」を選んだ場合、その具体的な内容（自由記述）		
「電子データで保存している」を選んだ場合、その具体的な内容（自由記述）		
「その他」を選んだ場合、その具体的な内容（自由記述）		

2 記録の保存場所について（あてはまるものをすべてお選びください。）

貴機関、貴所に保存している		
貴機関、貴所以外の場所に保存している		
「貴機関、貴所以外の場所に保存している」を選んだ場合、その具体的な内容（自由記述）		

3 特別養子縁組に関する記録の保存期間

(1. 永年保存 / 2. 期間を定めている / 3. 特に定めていない)		
「2. 期間を定めている」を選んだ場合、具体的な年数		年

4 児童の出自に関して基本的に記録している情報について（あてはまるものをすべてお選びください。）

父母の氏名		
父母の住所		
父母の生年月日		
父母の出身地		
父母の生育歴		
父母の生活の状況		
父母の病歴（アレルギー情報を含む）		
父母の家族の病歴（アレルギー情報を含む）		
父母の関係性		
父母の職業等		
養子縁組の相談の経緯		
子どもの出生場所		
子どもの出生時の状況		
子どもから父母へのコンタクトの可否に係る希望		
その他		
「その他」を選んだ場合、その具体的な内容（自由記述）		

5 特別養子縁組の記録について、当事者（父母、または子ども、または養親）から開示の希望があった場合の開示方法のルール

(1. 定めている / 2. 定めていない)		
「1. 定めている」を選んだ場合、その具体的な内容（自由記述）		

6 記録開示における同意の確認について（あてはまるものをすべてお選びください。）

（１）実親の情報を養子に開示することについて

あっせん時に、実親に同意・不同意の確認をする		
情報の開示の求めがあった時点で、実親に同意・不同意の確認をする		
その他		
「その他」を選んだ場合、その具体的な内容（自由記述）		

（２）実親の情報を養親に開示することについて

あっせん時に、実親に同意・不同意の確認をする		
情報の開示の求めがあった時点で、実親に同意・不同意の確認をする		
その他		
「その他」を選んだ場合、その具体的な内容（自由記述）		

（３）養子の情報を実親に開示することについて

あっせん時に、養子に同意・不同意の確認をする		
情報の開示の求めがあった時点で、養子に同意・不同意の確認をする		
その他		
「その他」を選んだ場合、その具体的な内容（自由記述）		

（４）養親の情報を実親に開示することについて

あっせん時に、養親に同意・不同意の確認をする		
情報の開示の求めがあった時点で、養親に同意・不同意の確認をする		
その他		
「その他」を選んだ場合、その具体的な内容（自由記述）		

問7 貴機関、貴所が記録開示以外で行っている、口頭を含む実践上の情報提供についてお聞きます。（2021年4月1日時点）

1 問合せに応じた単純な記録開示以外に、口頭を含む実践上の情報提供を行っていますか。（あてはまるものをすべてお選びください。）

貴機関・貴所が直接行う子どもへの真実告知（養親が育ての親であることの告知）		
貴機関・貴所が直接行う子どもへの生い立ち情報の提供やライフストーリーワーク		
養親による真実告知に必要な相談・情報提供		
養親による生い立ち情報の提供やライフストーリーワークに必要な相談・情報提供		
上記いずれも行っていない		
その他		
「その他」を選んだ場合、その具体的な内容（自由記述）		

2 （１で「上記いずれも行っていない」以外を選ばれた場合にお答えください）
情報提供における同意の確認について（あてはまるものをすべてお選びください。）

（１）実親に関する情報を養子に提供することについて

あっせん時に、実親に同意・不同意の確認をする		
情報提供を行う時点で、実親に同意・不同意の確認をする		
当事者の同意が必要ないと判断された範囲の内容を提供している		
その他		
「その他」を選んだ場合、その具体的な内容（自由記述）		

（２）実親に関する情報を養親に提供することについて

あっせん時に、実親に同意・不同意の確認をする		
情報提供を行う時点で、実親に同意・不同意の確認をする		
当事者の同意が必要ないと判断された範囲の内容を提供している		
その他		
「その他」を選んだ場合、その具体的な内容（自由記述）		

(3) 養子に関する情報を実親に提供することについて		
あっせん時に、養子に同意・不同意の確認をする		
情報提供を行う時点で、養子に同意・不同意の確認をする		
当事者の同意が必要ないと判断された範囲の内容を提供している		
その他		
「その他」を選んだ場合、その具体的な内容（自由記述）		
(4) 養親に関する情報を実親に提供することについて		
あっせん時に、養親に同意・不同意の確認をする		
情報提供を行う時点で、養親に同意・不同意の確認をする		
当事者の同意が必要ないと判断された範囲の内容を提供している		
その他		
「その他」を選んだ場合、その具体的な内容（自由記述）		

問8 貴機関、貴所における特別養子縁組成立後の支援として、個別の支援とは別に、取り組んでいる子どもへの支援、養親への支援、実親への支援についてお聞きます。（2021年4月1日時点）
 例えば、行事、当事者グループ、会報やニュースレターの発行（WEBを含む）、研修会、関係者・機関の連携に関する会議、自立支援プログラムの実施（避妊のための教育、高等教育を継続するための支援、自立支援等を含む）、ソーシャル・アクションなどがありましたら、ご教示ください（自由記述あるいは資料などをご提供ください）。

子どもを主な対象とするもの（自由記述）	
養親を主な対象とするもの（自由記述）	
実親を主な対象とするもの（自由記述）	
その他（自由記述）	

問9 特別養子縁組成立後の支援について大切にしていること、工夫していることについて、ご教示ください。（2021年4月1日時点）（自由記述）

--

問10 特別養子縁組成立後の支援について、課題として感じることや提案（必要な政策等を含む）がありましたら、ご教示ください。（2021年4月1日時点）（自由記述）

--

※ ご回答くださった方のお名前、職、連絡先等

機関名		
職		
氏名		
連絡先		
Eメール		
電話		

以上で質問は終了です。
 ご協力ありがとうございました。

6.2.2 設問別の記述統計

※自由記述では、機関や個人が特定されうる情報（固有名詞等）は伏せております。

問1 民間養子縁組あっせん機関、児童相談所の別をお答えください。

	回答機関数	パーセント
1. 民間養子縁組あっせん機関	18	10.4%
2. 児童相談所	155	89.6%
全体	173	100.0%

※問2においては、問3と共通する設問では、「民間養子縁組あっせん機関」と「児童相談所」の結果を並べて示しております

問2 民間養子縁組あっせん機関の方にお聞きします。

問2_1 事業を開始してからの期間（法第6条第1項の許可以前を含む。）を、2021年4月1日を基準としてお答えください。

	回答機関数	パーセント
1. 3年未満	3	16.7%
2. 3年以上 6 年未満	5	27.8%
3. 6年以上10年未満	3	16.7%
4. 10年以上20年未満	2	11.1%
5. 20年以上	5	27.8%
全体	18	100.0%

問2_2 相談員の内、勤務経験が長い順に2名の方についてお聞きします。（2021年4月1日時点）

<最長の者>

1. 貴事業所での勤務年数（1年未満は切り捨て）

	回答機関数	最小値	最大値	平均値	標準偏差	中央値
民間養子縁組あっせん機関	18	2	31	11.67	9.816	7.00
児童相談所	152	0	30	4.30	4.534	3.00

2. 前職での相談員としての勤務年数（1年未満は切り捨て）

	回答機関数	最小値	最大値	平均値	標準偏差	中央値
民間養子縁組あっせん機関	17	0	22	5.82	8.293	0.00
児童相談所	133	0	30	4.09	6.076	2.00

3 資格（あてはまるものをすべてお選びください。）（※複数回答）

民間養子縁組あっせん機関

	回答機関数	パーセント
1. 社会福祉士	6	33.3%
2. 児童福祉司任用資格保持者	3	16.7%
3. 医師	3	16.7%
4. 保健師	2	11.1%
5. 助産師	3	16.7%
6. 看護師	4	22.2%
7. 児童心理司任用資格保持者	1	5.6%
8. 臨床心理士	0	0.0%
9. 公認心理師	0	0.0%
10. その他	6	33.3%
全体	18	100.0%

児童相談所

	回答機関数	パーセント
1. 社会福祉士	56	36.1%
2. 児童福祉司	101	65.2%
3. 医師	0	0.0%
4. 保健師	3	1.9%
5. 助産師	0	0.0%
6. 看護師	5	3.2%
7. 児童心理司	4	2.6%
8. 臨床心理士	6	3.9%
9. 公認心理師	10	6.5%
10. その他	45	29.0%
無回答	14	9.0%
全体	155	100.0%

4 常勤・非常勤の別

	民間養子縁組あっせん機関		児童相談所	
	回答機関数	パーセント	回答機関数	パーセント
1. 常勤	13	72.2%	115	74.2%
2. 非常勤	5	27.8%	33	21.3%
無回答	0	0.0%	7	4.5%
全体	18	100.0%	155	100.0%

5 専任・兼任の別

	民間養子縁組あっせん機関		児童相談所	
	回答機関数	パーセント	回答機関数	パーセント
1. 専任	9	50.0%	72	46.5%
2. 兼任	9	50.0%	74	47.7%
無回答	0	0.0%	9	5.8%
全体	18	100.0%	155	100.0%

< 第二の者 >

1 貴事業所での勤務年数（1年未満は切り捨て）

	回答機関数	最小値	最大値	平均値	標準偏差	中央値
民間養子縁組あっせん機関	17	1	24	8.35	6.652	6.00
児童相談所	126	0	16	2.39	2.854	2.00

2_前職での相談員としての勤務年数（1年未満は切り捨て）

	回答機関数	最小値	最大値	平均値	標準偏差	中央値
民間養子縁組あっせん機関	12	0	40	9.50	13.393	2.50
児童相談所	111	0	20	2.77	4.201	1.00

3_資格（あてはまるものをすべてお選びください。）（※複数回答）

民間養子縁組あっせん機関

	回答機関数	パーセント
1. 社会福祉士	7	38.9%
2. 児童福祉司任用資格保持者	1	5.6%
3. 医師	2	11.1%
4. 保健師	1	5.6%
5. 助産師	5	27.8%
6. 看護師	6	33.3%
7. 児童心理司任用資格保持者	0	0.0%
8. 臨床心理士	0	0.0%
9. 公認心理師	0	0.0%
10. その他	6	33.3%
全体	18	100.0%

児童相談所

	回答機関数	パーセント
1. 社会福祉士	68	43.9%
2. 児童福祉司	98	63.2%
3. 医師	0	0.0%
4. 保健師	2	1.3%
5. 助産師	1	0.6%
6. 看護師	2	1.3%
7. 児童心理司	3	1.9%
8. 臨床心理士	4	2.6%
9. 公認心理師	4	2.6%
10. その他	29	18.7%
無回答	36	23.2%
全体	155	100.0%

4_常勤・非常勤の別

	民間養子縁組あっせん機関		児童相談所	
	回答機関数	パーセント	回答機関数	パーセント
1. 常勤	13	72.2%	111	71.6%
2. 非常勤	4	22.2%	17	11.0%
無回答	1	5.6%	27	17.4%
全体	18	100.0%	155	100.0%

5_専任・兼任の別

	民間養子縁組あっせん機関		児童相談所	
	回答機関数	パーセント	回答機関数	パーセント
1. 専任	8	44.4%	64	41.3%
2. 兼任	9	50.0%	65	41.9%
無回答	1	5.6%	26	16.8%
全体	18	100.0%	155	100.0%

問2_3_貴機関があっせんし、特別養子縁組（普通養子縁組は含みません。）の成立に至った件数を次の区分毎にお答えください。

1. 2019年度

	回答機関数	最小値	最大値	合計	平均値	標準偏差
民間養子縁組あっせん機関	18	0	53	166	9.22	14.969
児童相談所	144	0	9	257	1.78	2.113

2. 2020年度

	回答機関数	最小値	最大値	合計	平均値	標準偏差
民間養子縁組あっせん機関	18	0	39	148	8.22	11.202
児童相談所	147	0	12	286	1.95	2.217

3. 事業開始から2021年3月31日まで

	回答機関数	最小値	最大値	合計	平均値	標準偏差
民間養子縁組あっせん機関	17	1	637	2179	128.18	204.392

4. 参考：特別養子縁組制度が創設される以前及び普通養子縁組を含む事業開始から2021年3月31日までの養子縁組あっせんの総件数

	回答機関数	最小値	最大値	合計	平均値	標準偏差
民間養子縁組あっせん機関	14	0	1165	2501	178.64	333.294

問2_4 貴機関があっせんし、2019年度に特別養子縁組（普通養子縁組は含みません。）の成立に至った事例に対して2020年度に行った支援の状況についてお答えください。

※令和元年度に厚生労働省が行った「令和元年度養子縁組あっせん機関調査」では、以下に設ける設問の選択肢の他に「行事等」、「会報等の送付」、「その他の支援」の項目が設けられていますが、本調査では、他の質問項目との重なりから、選択肢から除外して、個別に支援した内容に対応した選択肢のみとしています（担当者と個別に連絡をとったものに限る）ので、ご注意ください。また、同調査により、ほとんどの児童年齢が学齢前であることから、この設問では、養子と養親を合わせて一つの問としています。

1 養子、養親への支援 ※2019 年度に 1 件以上特別養子縁組が成立している機関のみを集計対象としております。

1 家庭訪問

	回答機関数	最小値	最大値	合計	平均値	標準偏差
民間養子縁組あっせん機関	11	0	53	90	8.18	15.452
児童相談所	75	0	10	99	1.32	2.028

2 電話相談

	回答機関数	最小値	最大値	合計	平均値	標準偏差
民間養子縁組あっせん機関	10	0	15	68	6.80	5.750
児童相談所	70	0	19	104	1.49	2.957

3 メール

	回答機関数	最小値	最大値	合計	平均値	標準偏差
民間養子縁組あっせん機関	10	0	20	95	9.50	6.502
児童相談所	57	0	3	4	0.07	0.417

4 手紙

	回答機関数	最小値	最大値	合計	平均値	標準偏差
民間養子縁組あっせん機関	5	0	10	15	3.00	4.472
児童相談所	57	0	11	19	0.33	1.539

5 WEB面談

	回答機関数	最小値	最大値	合計	平均値	標準偏差
民間養子縁組あっせん機関	8	0	12	23	2.88	3.907
児童相談所	57	0	0	0	0.00	0.000

6 他機関紹介・同行

	回答機関数	最小値	最大値	合計	平均値	標準偏差
民間養子縁組あっせん機関	6	0	12	14	2.33	4.803
児童相談所	63	0	3	23	0.37	0.703

7 その他

	回答機関数	最小値	最大値	合計	平均値	標準偏差
民間養子縁組あっせん機関	4	0	18	28	7.00	8.718
児童相談所	64	0	13	75	1.17	2.440

問2_4

1 養子、養親への支援（自由記述）

「6_他機関紹介・同行」を選んだ場合、その具体的な内容（自由記述）

民間養子縁組あっせん機関

加盟する医療機関・協力施設への訪問や支援依頼
養子となる児童の病状、治療方針説明のため同行を行った。

児童相談所

発達の問題が窺われたため市へ支援を依頼した。
里親支援専門相談員、フォスタリング機関の定期支援に繋ぐ。
里親支援専門相談員
放課後デイサービス
当センター管轄内の児童養護施設に配置されている里親支援専門相談員が特別養子縁組成立後半年を目途に訪問支援を実施。
真実告知に向けて施設入所時の状況について知りたいと養親からの要望を受け、児相職員同席のもと乳児院から当時の状況を聞いた。
フォスタリング業務受託機関にて、家庭訪問を実施した。
児童家庭支援センター紹介、同行訪問
①ことばの遅れがみられたため、保健師と連携し、発達に課題があり支援が必要な親子のための教室へのつなぎを行った。②発達の支援が必要であったため、医療機関へのつなぎと情報提供を行った。
里親支援専門相談員との同行訪問、里親会会員からのサポート
里親支援専門相談員への訪問支援の依頼をした。
市役所での入籍等手続き同行
転居により、転居後の所管児童相談所を紹介
手続きをするための役所への同行
就学先の小学校へ同行訪問し配慮を依頼。
就籍手続き関係で法務局などに同行
転居予定で転居先でも里親登録希望があったため転居予定の児相へ連絡
児童を措置していた乳児院の職員と同行訪問
真実告知の準備のため、産院に同行訪問した。
乳児院で同年齢児家庭との交流会への参加

「7_その他」を選んだ場合、その具体的な内容（自由記述）

民間養子縁組あっせん機関

LINEでのやりとりを行っています
LINE
直接面会、会食、会話

児童相談所

児相主催の里親サロンに参加、養育里親登録のための来所面接
子育てサロンでの状況確認・民間あっせん団体との情報共有
子、養親、実親の面会交流を実施
養子縁組里親サロンを開催し、研修や里親同士の情報共有の場を設けた。
里親サロンへの参加（2件）
里親サロンの参加
児相で開催している里親サロンにて養育の助言等
児相で開催している里親サロン内での支援。
児相来所面接、里親サロン、研修時に近況確認
里親相互交流（里親サロン）
特別養子里親サロンで交流
乳児院からのフォロー
引き続き養親への支援が必要であったため、里親支援専門相談員に支援継続を依頼した。養子の転入元からの問合せ（銀行口座が残っていた）に対応した。
児童相談所による訪問等対応はないが、出身施設や里親支援専門相談員、里親支援機関による電話や訪問対応を行っている。
里親会の行事の参加を促し、近況について確認した。
フォスタリング・チェンジ・プログラムへの受講勧奨
児童相談所へ招致しての面接
療育相談会

①ことばの遅れについて、対応を検討するにあたり、児童心理司が検査を実施し、養親への助言を行った。②児童相談所の嘱託医と児童心理司により、養育者が子どもへの適切な関わり方を学ぶためのプログラム「CARE」を実施した。
外国籍取得の審査に必要な書類の準備、真実告知の打ち合わせ
他児相管内の里親との特別養子縁組のため、他児相による電話相談、家庭訪問等を実施
当所主催の研修の受講
養子縁組前提委託中、成立後の里親どおしの交流会の開催
面接にて実親から聴取した情報を養親に伝える。

問2_4

2 実親への支援 ※実親の家族への支援を含む

※2019 年度に 1 件以上特別養子縁組が成立している機関のみを集計対象としております。

1 家庭訪問

	回答機関数	最小値	最大値	合計	平均値	標準偏差
民間養子縁組あっせん機関	6	0	2	3	0.50	0.837
児童相談所	59	0	12	15	0.25	1.571

2 電話相談

	回答機関数	最小値	最大値	合計	平均値	標準偏差
民間養子縁組あっせん機関	8	0	53	78	9.75	17.887
児童相談所	60	0	21	34	0.57	2.770

3 メール

	回答機関数	最小値	最大値	合計	平均値	標準偏差
民間養子縁組あっせん機関	9	0	53	83	9.22	16.784
児童相談所	57	0	0	0	0.00	0.000

4 手紙

	回答機関数	最小値	最大値	合計	平均値	標準偏差
民間養子縁組あっせん機関	6	0	4	9	1.50	1.761
児童相談所	57	0	3	5	0.09	0.474

5 WEB面談

	回答機関数	最小値	最大値	合計	平均値	標準偏差
民間養子縁組あっせん機関	4	0	0	0	0.00	0.000
児童相談所	57	0	0	0	0.00	0.000

6 他機関紹介・同行

	回答機関数	最小値	最大値	合計	平均値	標準偏差
民間養子縁組あっせん機関	5	0	4	4	0.80	1.789
児童相談所	57	0	0	0	0.00	0.000

7 その他

	回答機関数	最小値	最大値	合計	平均値	標準偏差
民間養子縁組あっせん機関	6	0	20	31	5.17	7.757
児童相談所	59	0	6	15	0.25	1.027

問2_4

2_実親への支援 ※実親の家族への支援を含む（自由記述）

「6_他機関紹介・同行」を選んだ場合、その具体的な内容（自由記述）

民間養子縁組あっせん機関

行政の保健師との連携あり

「7_その他」を選んだ場合、その具体的な内容（自由記述）

民間養子縁組あっせん機関

LINEでのやりとりを行っています
医療機関であり直接来院され実親やそのご家族からの相談業務になる。その後はメールやLINEを用いての継続支援。家族からの相談に対応している。
当方(クリニック)に来院しての会話、相談。

児童相談所

子、養親、実親の面会交流を実施
児童措置費負担金の催促及びきょうだいを養育中の保護者の居場所確認。
実親が所持している児童のマイナンバー通知カードに関する連絡調整。
面接にて、出産時の状況等について聴取している。
児相の訪問を拒否しており、所内にて面接を実施。

問2_5 貴機関があっせんし、2019年度に特別養子縁組（普通養子縁組は含みません。）の成立に至った事例に対して2020年度に次の問題が生じたケース数をお答えください。

※一つのケースで複数生じた場合はそれぞれを1件として数えてください

※2019年度に1件以上特別養子縁組が成立している機関のみを集計対象としております。

1 養親の体調不良や養育疲れ

	回答機関数	最小値	最大値	合計	平均値	標準偏差
民間養子縁組あっせん機関	8	0	3	4	0.50	1.069
児童相談所	62	0	3	8	0.13	0.527

2 養親からの養育困難の訴え

	回答機関数	最小値	最大値	合計	平均値	標準偏差
民間養子縁組あっせん機関	7	0	2	2	0.29	0.756
児童相談所	62	0	1	1	0.02	0.127

3 養親等による不適切な養育

	回答機関数	最小値	最大値	合計	平均値	標準偏差
民間養子縁組あっせん機関	7	0	0	0	0.00	0.000
児童相談所	63	0	1	2	0.03	0.177

4 病気等の子供の身体上の問題

	回答機関数	最小値	最大値	合計	平均値	標準偏差
民間養子縁組あっせん機関	9	0	7	20	2.22	2.991
児童相談所	67	0	3	14	0.21	0.565

5 子供の行動上の問題

	回答機関数	最小値	最大値	合計	平均値	標準偏差
民間養子縁組あっせん機関	8	0	3	3	0.38	1.061
児童相談所	62	0	3	5	0.08	0.417

6 その他

	回答機関数	最小値	最大値	合計	平均値	標準偏差
民間養子縁組あっせん機関	8	0	1	1	0.13	0.354
児童相談所	62	0	1	1	0.02	0.127

※問3においては、問2と共通する設問の結果は省略します

問3 児童相談所の方にお聞きます。

問3_1_貴所が開設されてからの期間についてお聞きます。2021年4月1日を基準としてお答えください。（以下同じ）

	回答機関数	パーセント
1. 3年未満	11	7.1%
2. 3年以上 6 年未満	3	1.9%
3. 6年以上	141	91.0%
全体	155	100.0%

問3_2_貴所の設置主体についてお聞きます。

	回答機関数	パーセント
1. 都道府県	126	81.3%
2. 政令指定都市	23	14.8%
3. その他（児童相談所設置市）	6	3.9%
全体	155	100.0%

問3_3_貴所が担当する区域の人口（2021年4月1日時点）

	回答機関数	パーセント
1. 30万人未満	55	35.5%
2. 30万人以上50万人未満	26	16.8%
3. 50万人以上80万人未満	44	28.4%
4. 80万人以上100万人未満	15	9.7%
5. 100万人以上	15	9.7%
全体	155	100.0%

問3_5_貴所が相談対応を行い、特別養子縁組（普通養子縁組は含みません。）の成立に至った件数を次の区分毎にお答えください。

※他機関に紹介した事例を除く

	回答機関数	最小値	最大値	合計	平均値	標準偏差
1_2019年度	144	0	9	257	1.78	2.113
1_2019年度_内、里親委託を経ていない件数	119	0	4	26	0.22	0.750
2_2020年度	147	0	12	286	1.95	2.217
2_2020年度_内、里親委託を経ていない件数	123	0	6	30	0.24	0.750

問3_8 貴機関の里親委託、里親登録の状況をお答えください。（2021年4月1日時点）

1 養子縁組里親

	回答機関数	最小値	最大値	合計	平均値	標準偏差
1_委託児童数（人）	144	0	17	270	1.88	2.676
2_委託里親数（世帯）	144	0	17	263	1.83	2.559
3_登録里親数（世帯）	147	0	137	3581	24.36	21.894

2 養育里親

	回答機関数	最小値	最大値	合計	平均値	標準偏差
1_委託児童数（人）	147	0	138	3017	20.52	22.384
2_委託里親数（世帯）	147	0	130	2380	16.19	18.423
3_登録里親数（世帯）	146	7	257	7492	51.32	42.370

3 専門里親

	回答機関数	最小値	最大値	合計	平均値	標準偏差
1_委託児童数（人）	142	0	13	161	1.13	1.976
2_委託里親数（世帯）	142	0	11	130	0.92	1.564
3_登録里親数（世帯）	146	0	29	471	3.23	4.254

4 親族里親

	回答機関数	最小値	最大値	合計	平均値	標準偏差
1_委託児童数（人）	145	0	51	586	4.04	6.359
2_委託里親数（世帯）	145	0	33	418	2.88	4.283
3_登録里親数（世帯）	145	0	34	478	3.30	5.003

問4 2020年度に実際に「特別養子縁組成立後の支援」を実施した事例の有無についてお聞きます。

※他機関に紹介した事例を除く

問4_1_個別に支援した事例の有無

	民間養子縁組あっせん機関		児童相談所		全体	
	回答機関数	パーセント	回答機関数	パーセント	回答機関数	パーセント
1. 個別に支援した事例は無い。	3	16.7%	69	44.5%	72	41.6%
2. 個別に支援した事例がある。	15	83.3%	79	51.0%	94	54.3%
無回答	0	0.0%	7	4.5%	7	4.0%
全体	18	100.0%	155	100.0%	173	100.0%

問4_1_「2.個別に支援した事例がある」場合、事例数

	民間養子縁組あっせん機関		児童相談所		全体	
	回答機関数	パーセント	回答機関数	パーセント	回答機関数	パーセント
1. 1～5事例	9	60.0%	72	91.1%	81	86.2%
2. 6～10事例	0	0.0%	5	6.3%	5	5.3%
3. 11事例以上	6	40.0%	2	2.5%	8	8.5%
全体	15	100.0%	79	100.0%	94	100.0%

問5 問4で、個別に「特別養子縁組成立後の支援」を実施した事例の内、「支援ニーズが高い」と思われる（注：参照）事例3事例についてお聞きます。
ただし、支援した事例が3つに満たない場合には、実際に支援した事例についてお答えください。（児童福祉法における児童（18歳未満）の年齢を超えた方への支援事例がある場合は、そちらも対象としてご回答ください（そのため、以下「子ども」と表記しています））

注：子ども、子どもを含む養親家庭、あるいは実親に何らかの福祉課題（健康、発達、心理的な課題等を含む）が発生しているため、相談支援、情報提供、サービス調整、危機介入などの対応が必要と思われる状況

問5.1 支援開始時の当該子どもの年齢

	事例数	最小値	最大値	平均値	標準偏差	中央値
民間養子縁組あっせん機関	21	0	34	5.62	9.749	0.00
児童相談所	101	0	18	4.31	4.383	3.00
全体	122	0	34	4.53	5.642	2.00

	民間養子縁組あっせん機関		児童相談所		全体	
	事例数	パーセント	事例数	パーセント	事例数	パーセント
乳幼児期（0～5歳）	15	71.4%	70	69.3%	85	69.7%
学童期（6～11歳）	2	9.5%	21	20.8%	23	18.9%
思春期（12～17歳）	1	4.8%	9	8.9%	10	8.2%
自立期（18歳以上）	3	14.3%	1	1.0%	4	3.3%
全体	21	100.0%	101	100.0%	122	100.0%

問5.2 当該子どもの養子縁組が成立した時の年齢

	事例数	最小値	最大値	平均値	標準偏差	中央値
民間養子縁組あっせん機関	21	0	6	0.86	1.931	0
児童相談所	101	0	17	2.42	2.601	2
全体	122	0	17	2.15	2.561	1

	民間養子縁組あっせん機関		児童相談所		全体	
	事例数	パーセント	事例数	パーセント	事例数	パーセント
乳幼児期（0～5歳）	19	90.5%	89	88.1%	108	88.5%
学童期（6～11歳）	2	9.5%	11	10.9%	13	10.7%
思春期（12～17歳）	0	0.0%	1	1.0%	1	0.8%
全体	21	100.0%	101	100.0%	122	100.0%

問5.3 当該子どもの性別

機関の種別

	民間養子縁組あっせん機関		児童相談所		全体	
	事例数	パーセント	事例数	パーセント	事例数	パーセント
1. 男	11	52.4%	60	59.4%	71	58.2%
2. 女	10	47.6%	41	40.6%	51	41.8%
全体	21	100.0%	101	100.0%	122	100.0%

支援開始時の子どもの年齢別

	乳幼児期		学童期		思春期		自立期		全体	
	事例数	パーセント	事例数	パーセント	事例数	パーセント	事例数	パーセント	事例数	パーセント
1. 男	48	56.5%	18	78.3%	4	40.0%	1	25.0%	71	58.2%
2. 女	37	43.5%	5	21.7%	6	60.0%	3	75.0%	51	41.8%
全体	85	100.0%	23	100.0%	10	100.0%	4	100.0%	122	100.0%

縁組成立時の子どもの年齢別

	乳幼児期		学童期		思春期		全体	
	事例数	パーセント	事例数	パーセント	事例数	パーセント	事例数	パーセント
1. 男	63	58.3%	8	61.5%	0	0.0%	71	58.2%
2. 女	45	41.7%	5	38.5%	1	100.0%	51	41.8%
全体	108	100.0%	13	100.0%	1	100.0%	122	100.0%

縁組成立から支援開始までの期間別

	成立後0-1年で支援開始		成立後2-5年で支援開始		成立後6-10年で支援開始		成立後11年以上後で支援開始		全体	
	事例数	パーセント	事例数	パーセント	事例数	パーセント	事例数	パーセント	事例数	パーセント
1. 男	50	58.8%	12	60.0%	4	57.1%	5	50.0%	71	58.2%
2. 女	35	41.2%	8	40.0%	3	42.9%	5	50.0%	51	41.8%
全体	85	100.0%	20	100.0%	7	100.0%	10	100.0%	122	100.0%

問5_4 当該子どもの養子縁組をあっせんした機関

機関の種別

	民間養子縁組あっせん機関		児童相談所		全体	
	事例数	パーセント	事例数	パーセント	事例数	パーセント
1. 自機関	16	76.2%	70	69.3%	86	70.5%
2. 他機関（民間あっせん機関）	2	9.5%	4	4.0%	6	4.9%
3. 他機関（児童相談所）	0	0.0%	26	25.7%	26	21.3%
4. その他	2	9.5%	0	0.0%	2	1.6%
無回答	1	4.8%	1	1.0%	2	1.6%
全体	21	100.0%	101	100.0%	122	100.0%

支援開始時の子どもの年齢別

	乳幼児期		学童期		思春期		自立期		全体	
	事例数	パーセント	事例数	パーセント	事例数	パーセント	事例数	パーセント	事例数	パーセント
1. 自機関	61	71.8%	18	78.3%	3	30.0%	4	100.0%	86	70.5%
2. 他機関（民間あっせん機関）	5	5.9%	0	0.0%	1	10.0%	0	0.0%	6	4.9%
3. 他機関（児童相談所）	15	17.6%	5	21.7%	6	60.0%	0	0.0%	26	21.3%
4. その他	2	2.4%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	1.6%
無回答	2	2.4%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	1.6%
全体	85	100.0%	23	100.0%	10	100.0%	4	100.0%	122	100.0%

縁組成立時の子どもの年齢別

	乳幼児期		学童期		思春期		全体	
	事例数	パーセント	事例数	パーセント	事例数	パーセント	事例数	パーセント
1. 自機関	79	73.1%	7	53.8%	0	0.0%	86	70.5%
2. 他機関（民間あっせん機関）	6	5.6%	0	0.0%	0	0.0%	6	4.9%
3. 他機関（児童相談所）	19	17.6%	6	46.2%	1	100.0%	26	21.3%
4. その他	2	1.9%	0	0.0%	0	0.0%	2	1.6%
無回答	2	1.9%	0	0.0%	0	0.0%	2	1.6%
全体	108	100.0%	13	100.0%	1	100.0%	122	100.0%

縁組成立から支援開始までの期間別

	成立後0-1年で支援開始		成立後2-5年で支援開始		成立後6-10年で支援開始		成立後11年以上後で支援開始		全体	
	事例数	パーセント	事例数	パーセント	事例数	パーセント	事例数	パーセント	事例数	パーセント
1. 自機関	59	69.4%	15	75.0%	5	71.4%	7	70.0%	86	70.5%
2. 他機関（民間あっせん機関）	4	4.7%	1	5.0%	0	0.0%	1	10.0%	6	4.9%
3. 他機関（児童相談所）	18	21.2%	4	20.0%	2	28.6%	2	20.0%	26	21.3%
4. その他	2	2.4%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	1.6%
無回答	2	2.4%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	1.6%
全体	85	100.0%	20	100.0%	7	100.0%	10	100.0%	122	100.0%

問5_5 支援開始の端緒

機関の種別

	民間養子縁組あっせん機関		児童相談所		全体	
	事例数	パーセント	事例数	パーセント	事例数	パーセント
1. 養親からの連絡	8	38.1%	32	31.7%	40	32.8%
2. 当該子どもからの連絡	1	4.8%	1	1.0%	2	1.6%
3. 実親からの連絡	2	9.5%	2	2.0%	4	3.3%
4. 自機関からの連絡（定期的なフォローを含む）	9	42.9%	49	48.5%	58	47.5%
5. 自助グループ（親の会）等の参加時の気づき	0	0.0%	1	1.0%	1	0.8%
6. 通告や情報提供	0	0.0%	10	9.9%	10	8.2%
7. その他	1	4.8%	6	5.9%	7	5.7%
全体	21	100.0%	101	100.0%	122	100.0%

支援開始時の子どもの年齢別

	乳幼児期		学童期		思春期		自立期		全体	
	事例数	パーセント	事例数	パーセント	事例数	パーセント	事例数	パーセント	事例数	パーセント
1. 養親からの連絡	17	20.0%	18	78.3%	3	30.0%	2	50.0%	40	32.8%
2. 当該子どもからの連絡	0	0.0%	0	0.0%	1	10.0%	1	25.0%	2	1.6%
3. 実親からの連絡	4	4.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	4	3.3%
4. 自機関からの連絡（定期的なフォローを含む）	53	62.4%	3	13.0%	2	20.0%	0	0.0%	58	47.5%
5. 自助グループ（親の会）等の参加時の気づき	0	0.0%	0	0.0%	1	10.0%	0	0.0%	1	0.8%
6. 通告や情報提供	6	7.1%	1	4.3%	3	30.0%	0	0.0%	10	8.2%
7. その他	5	5.9%	1	4.3%	0	0.0%	1	25.0%	7	5.7%
全体	85	100.0%	23	100.0%	10	100.0%	4	100.0%	122	100.0%

縁組成立時の子どもの年齢別

	乳幼児期		学童期		思春期		全体	
	事例数	パーセント	事例数	パーセント	事例数	パーセント	事例数	パーセント
1. 養親からの連絡	32	29.6%	8	61.5%	0	0.0%	40	32.8%
2. 当該子どもからの連絡	1	0.9%	1	7.7%	0	0.0%	2	1.6%
3. 実親からの連絡	4	3.7%	0	0.0%	0	0.0%	4	3.3%
4. 自機関からの連絡（定期的なフォローを含む）	55	50.9%	2	15.4%	1	100.0%	58	47.5%
5. 自助グループ（親の会）等の参加時の気づき	1	0.9%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.8%
6. 通告や情報提供	9	8.3%	1	7.7%	0	0.0%	10	8.2%
7. その他	6	5.6%	1	7.7%	0	0.0%	7	5.7%
全体	108	100.0%	13	100.0%	1	100.0%	122	100.0%

縁組成立から支援開始までの期間別

	成立後0-1年で支援開始		成立後2-5年で支援開始		成立後6-10年で支援開始		成立後11年以上後で支援開始		全体	
	事例数	パーセント	事例数	パーセント	事例数	パーセント	事例数	パーセント	事例数	パーセント
1. 養親からの連絡	17	20.0%	14	70.0%	6	85.7%	3	30.0%	40	32.8%
2. 当該子どもからの連絡	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	20.0%	2	1.6%
3. 実親からの連絡	3	3.5%	1	5.0%	0	0.0%	0	0.0%	4	3.3%
4. 自機関からの連絡（定期的なフォローを含む）	54	63.5%	3	15.0%	1	14.3%	0	0.0%	58	47.5%
5. 自助グループ（親の会）等の参加時の気づき	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	10.0%	1	0.8%
6. 通告や情報提供	6	7.1%	1	5.0%	0	0.0%	3	30.0%	10	8.2%
7. その他	5	5.9%	1	5.0%	0	0.0%	1	10.0%	7	5.7%
全体	85	100.0%	20	100.0%	7	100.0%	10	100.0%	122	100.0%

問5_5（自由記述）

「6. 通告や情報提供」を選んだ場合の具体的な経路（自機関以外の児童相談所から、警察から、等）（自由記述）

支援開始時「乳幼児期」

縁組成立時「乳幼児期」×支援開始時「乳幼児期」

市保健センター
措置元の児童相談所より特別養子縁組成立の連絡（2件）
保育所や医療機関からの情報提供
保育所より「通園時にひっかき傷」があると通告
市では里親家庭についても、要対協で管理しており、市より里母が子どもの発達状況について心配しているとの情報がいった。
民間あっせん団体

支援開始時「学童期」

縁組成立時「学童期」×支援開始時「学童期」

措置元の児童相談所より特別養子縁組成立の連絡

支援開始時「思春期」

縁組成立時「乳幼児期」×支援開始時「思春期」

警察からの身柄付通告
警察
警察からの書面通告

「7_その他」を選んだ場合、その具体的な内容（自由記述）

支援開始時「乳幼児期」

縁組成立時「乳幼児期」×支援開始時「乳幼児期」

養子縁組成立前から実施していたP C I Tの継続
特別養子縁組成立後の、他児相からのケース移管
里親宅訪問時
成立前から定期開催していた里親養育支援委員会の枠組みを継続
家裁からの調査委託

支援開始時「学童期」

縁組成立時「乳幼児期」×支援開始時「学童期」

フォostリングチェンジプログラムの実施

問5_6 支援の対象（あてはまるものをすべてお選びください。）（※複数回答）

機関の種別	民間養子縁組あっせん機関		児童相談所		全体	
	事例数	パーセント	事例数	パーセント	事例数	パーセント
1. 子ども本人	12	57.1%	66	65.3%	78	63.9%
2. 養親	17	81.0%	98	97.0%	115	94.3%
3. 実親	7	33.3%	9	8.9%	16	13.1%
4. その他	0	0.0%	5	5.0%	5	4.1%
全体	21	100.0%	101	100.0%	122	100.0%

支援開始時の子どもの年齢別

	乳幼児期		学童期		思春期		自立期		全体	
	事例数	パーセント	事例数	パーセント	事例数	パーセント	事例数	パーセント	事例数	パーセント
1. 子ども本人	57	67.1%	14	60.9%	6	60.0%	1	25.0%	78	63.9%
2. 養親	79	92.9%	23	100.0%	10	100.0%	3	75.0%	115	94.3%
3. 実親	14	16.5%	0	0.0%	1	10.0%	1	25.0%	16	13.1%
4. その他	3	3.5%	1	4.3%	1	10.0%	0	0.0%	5	4.1%
全体	85	100.0%	23	100.0%	10	100.0%	4	100.0%	122	100.0%

縁組成立時の子どもの年齢別

	乳幼児期		学童期		思春期		全体	
	事例数	パーセント	事例数	パーセント	事例数	パーセント	事例数	パーセント
1. 子ども本人	70	64.8%	8	61.5%	0	0.0%	78	63.9%
2. 養親	101	93.5%	13	100.0%	1	100.0%	115	94.3%
3. 実親	15	13.9%	1	7.7%	0	0.0%	16	13.1%
4. その他	4	3.7%	1	7.7%	0	0.0%	5	4.1%
全体	108	100.0%	13	100.0%	1	100.0%	122	100.0%

縁組成立から支援開始までの期間別

	成立後0-1年で支援開始		成立後2-5年で支援開始		成立後6-10年で支援開始		成立後11年以上後で支援開始		全体	
	事例数	パーセント	事例数	パーセント	事例数	パーセント	事例数	パーセント	事例数	パーセント
1. 子ども本人	57	67.1%	10	50.0%	5	71.4%	6	60.0%	78	63.9%
2. 養親	80	94.1%	19	95.0%	7	100.0%	9	90.0%	115	94.3%
3. 実親	13	15.3%	1	5.0%	0	0.0%	2	20.0%	16	13.1%
4. その他	3	3.5%	1	5.0%	0	0.0%	1	10.0%	5	4.1%
全体	85	100.0%	20	100.0%	7	100.0%	10	100.0%	122	100.0%

問5_6（自由記述）

「4_その他」を選んだ場合、その具体的な内容（自由記述）

支援開始時「乳幼児期」

縁組成立時「乳幼児期」×支援開始時「乳幼児期」

市町村要対協（実務者会議に定期的に出席）
同時委託した妹
保育所

支援開始時「学童期」

縁組成立時「学童期」×支援開始時「学童期」

実親方祖父母

支援開始時「思春期」

縁組成立時「乳幼児期」×支援開始時「思春期」

特別養子縁組成立当時の養父

問5_7 支援の形態（あてはまるものをすべてお選びください。）（※複数回答）

機関の種別

	民間養子縁組あっせん機関		児童相談所		全体	
	事例数	パーセント	事例数	パーセント	事例数	パーセント
1. 対面面接	9	42.9%	41	40.6%	50	41.0%
2. 家庭訪問	6	28.6%	68	67.3%	74	60.7%
3. 電話相談	15	71.4%	47	46.5%	62	50.8%
4. メール	19	90.5%	4	4.0%	23	18.9%
5. 手紙	2	9.5%	2	2.0%	4	3.3%
6. WEB面談	3	14.3%	0	0.0%	3	2.5%
7. 他機関紹介・同行	3	14.3%	16	15.8%	19	15.6%
8. その他	3	14.3%	15	14.9%	18	14.8%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
全体	21	100.0%	101	100.0%	122	100.0%

支援開始時の子どもの年齢別

	乳幼児期		学童期		思春期		自立期		全体	
	事例数	パーセント	事例数	パーセント	事例数	パーセント	事例数	パーセント	事例数	パーセント
1. 対面面接	27	31.8%	15	65.2%	7	70.0%	1	25.0%	50	41.0%
2. 家庭訪問	61	71.8%	7	30.4%	6	60.0%	0	0.0%	74	60.7%
3. 電話相談	42	49.4%	12	52.2%	6	60.0%	2	50.0%	62	50.8%
4. メール	17	20.0%	2	8.7%	1	10.0%	3	75.0%	23	18.9%
5. 手紙	3	3.5%	0	0.0%	1	10.0%	0	0.0%	4	3.3%
6. WEB面談	3	3.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	2.5%
7. 他機関紹介・同行	12	14.1%	6	26.1%	1	10.0%	0	0.0%	19	15.6%
8. その他	10	11.8%	5	21.7%	2	20.0%	1	25.0%	18	14.8%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
全体	85	100.0%	23	100.0%	10	100.0%	4	100.0%	122	100.0%

縁組成立時の子どもの年齢別

	乳幼児期		学童期		思春期		全体	
	事例数	パーセント	事例数	パーセント	事例数	パーセント	事例数	パーセント
1. 対面面接	41	38.0%	8	61.5%	1	100.0%	50	41.0%
2. 家庭訪問	68	63.0%	6	46.2%	0	0.0%	74	60.7%
3. 電話相談	53	49.1%	8	61.5%	1	100.0%	62	50.8%
4. メール	21	19.4%	2	15.4%	0	0.0%	23	18.9%
5. 手紙	4	3.7%	0	0.0%	0	0.0%	4	3.3%
6. WEB面談	3	2.8%	0	0.0%	0	0.0%	3	2.5%
7. 他機関紹介・同行	17	15.7%	2	15.4%	0	0.0%	19	15.6%
8. その他	17	15.7%	1	7.7%	0	0.0%	18	14.8%
無回答	1	0.9%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.8%
全体	108	100.0%	13	100.0%	1	100.0%	122	100.0%

縁組成立から支援開始までの期間別

	成立後0-1年で支援開始		成立後2-5年で支援開始		成立後6-10年で支援開始		成立後11年以上後で支援開始		全体	
	事例数	パーセント	事例数	パーセント	事例数	パーセント	事例数	パーセント	事例数	パーセント
1. 対面面接	30	35.3%	11	55.0%	3	42.9%	6	60.0%	50	41.0%
2. 家庭訪問	62	72.9%	6	30.0%	2	28.6%	4	40.0%	74	60.7%
3. 電話相談	41	48.2%	11	55.0%	4	57.1%	6	60.0%	62	50.8%
4. メール	14	16.5%	3	15.0%	2	28.6%	4	40.0%	23	18.9%
5. 手紙	3	3.5%	0	0.0%	0	0.0%	1	10.0%	4	3.3%
6. WEB面談	3	3.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	2.5%
7. 他機関紹介・同行	15	17.6%	2	10.0%	1	14.3%	1	10.0%	19	15.6%
8. その他	9	10.6%	5	25.0%	1	14.3%	3	30.0%	18	14.8%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	1	14.3%	0	0.0%	1	0.8%
全体	85	100.0%	20	100.0%	7	100.0%	10	100.0%	122	100.0%

問5_7（自由記述）

「7_他機関紹介・同行」を選んだ場合、その具体的な内容（自由記述）

支援開始時「乳幼児期」

縁組成立時「乳幼児期」×支援開始時「乳幼児期」

専門精神科医へのコンサルテーション
精神科医への紹介
養子となる児童の病状、治療方針説明のため同行を行った。
市へ発達相談を依頼した。
フォスタリングチェンジプログラムへの受講勧奨
養子が入所していた前施設の職員や里親担当の児童相談所がアフターフォローで家庭訪問を実施。（2件）
療育センターや医療機関へのつなぎをやった。
特別養子縁組成立に伴う入籍手続き支援

里親支援専門相談員（2件）
里親センター、里親支援専門相談員（乳児委員職員）
区役所・保育所での見守り・支援を依頼
保健師等との連携

支援開始時「学童期」

縁組成立時「乳幼児期」×支援開始時「学童期」

専門の心理支援への紹介
幼稚園訪問
就学先の小学校へ同行訪問し配慮を依頼。

縁組成立時「学童期」×支援開始時「学童期」

出身施設（乳児院）の家庭訪問同行
里親支援専門相談員

支援開始時「思春期」

縁組成立時「乳幼児期」×支援開始時「思春期」

児童家庭支援センターを紹介し、つなぎのための同席面談を実施した。

「8_その他」を選んだ場合、その具体的な内容（自由記述）

支援開始時「乳幼児期」

縁組成立時「乳幼児期」×支援開始時「乳幼児期」

LINE等の活用
療育に要する交通費の補助
児童の住民基本台帳にブロックを掛けた。
療育手帳取得に向けての助言を行った。
P C I T を所内で実施
養親を交えたケース会議
養親より里親支援専門員へ連絡・相談があり、当所ではなく概ね里親支援専門員が訪問等対応している
里専による訪問・支援
里親会への参加
子ども家庭支援センターの利用や、里親サロンへの参加を促した。

支援開始時「学童期」

縁組成立時「乳幼児期」×支援開始時「学童期」

乳児院のサロンに参加している
フォスタリングチェンジプログラムの実施
学校訪問
関係機関への状況確認

縁組成立時「学童期」×支援開始時「学童期」

里親会でのフォロー

支援開始時「思春期」

縁組成立時「乳幼児期」×支援開始時「思春期」

市役所への問合せ、戸籍謄本の申請を代行したところ、養子縁組届が未提出であることが判明した。
児童自立支援施設への入所措置

支援開始時「自立期」

縁組成立時「乳幼児期」×支援開始時「自立期」

真実告知をテーマにした里親サロン研修会への参加場面

問5.8 支援回数（前項の合計）

機関の種別

	民間養子縁組あっせん機関		児童相談所		全体	
	事例数	パーセント	事例数	パーセント	事例数	パーセント
1. 10回以上	10	47.6%	16	15.8%	26	21.3%
2. 5～9回	3	14.3%	22	21.8%	25	20.5%
3. 3～4回	6	28.6%	23	22.8%	29	23.8%
4. 1～2回	1	4.8%	38	37.6%	39	32.0%
無回答	1	4.8%	2	2.0%	3	2.5%
全体	21	100.0%	101	100.0%	122	100.0%

支援開始時の子どもの年齢別

	乳幼児期		学童期		思春期		自立期		全体	
	事例数	パーセント	事例数	パーセント	事例数	パーセント	事例数	パーセント	事例数	パーセント
1. 10回以上	14	16.5%	9	39.1%	3	30.0%	0	0.0%	26	21.3%
2. 5～9回	16	18.8%	3	13.0%	4	40.0%	2	50.0%	25	20.5%
3. 3～4回	23	27.1%	4	17.4%	1	10.0%	1	25.0%	29	23.8%
4. 1～2回	30	35.3%	6	26.1%	2	20.0%	1	25.0%	39	32.0%
無回答	2	2.4%	1	4.3%	0	0.0%	0	0.0%	3	2.5%
全体	85	100.0%	23	100.0%	10	100.0%	4	100.0%	122	100.0%

縁組成立時の子どもの年齢別

	乳幼児期		学童期		思春期		全体	
	事例数	パーセント	事例数	パーセント	事例数	パーセント	事例数	パーセント
1. 10回以上	24	22.2%	2	15.4%	0	0.0%	26	21.3%
2. 5～9回	20	18.5%	5	38.5%	0	0.0%	25	20.5%
3. 3～4回	24	22.2%	4	30.8%	1	100.0%	29	23.8%
4. 1～2回	37	34.3%	2	15.4%	0	0.0%	39	32.0%
無回答	3	2.8%	0	0.0%	0	0.0%	3	2.5%
全体	108	100.0%	13	100.0%	1	100.0%	122	100.0%

縁組成立から支援開始までの期間別

	成立後0-1年で支援開始		成立後2-5年で支援開始		成立後6-10年で支援開始		成立後11年以上後で支援開始		全体	
	事例数	パーセント	事例数	パーセント	事例数	パーセント	事例数	パーセント	事例数	パーセント
1. 10回以上	13	15.3%	5	25.0%	5	71.4%	3	30.0%	26	21.3%
2. 5～9回	16	18.8%	3	15.0%	1	14.3%	5	50.0%	25	20.5%
3. 3～4回	25	29.4%	3	15.0%	0	0.0%	1	10.0%	29	23.8%
4. 1～2回	29	34.1%	8	40.0%	1	14.3%	1	10.0%	39	32.0%
無回答	2	2.4%	1	5.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	2.5%
全体	85	100.0%	20	100.0%	7	100.0%	10	100.0%	122	100.0%

支援開始時「乳幼児期」

縁組成立時「乳幼児期」×支援開始時「乳幼児期」

2歳8か月になり、真実告知が全くできていない状況で、何に躊躇しているのが情報が十分取れていない
児が委託されたことでの先々のことが不安になり、完璧に進めたいと養母さんが考えたため。
定期的に養育状況を報告していただくことになっている（他の養親はワクチン接種に訪れてくれるが、本児は他機関を利用している）共働きのため多忙であると思われるが、中々連絡が取れなく、養育状況が把握できない。
初めての育児のため、発育状況の確認。
子どもの発達の遅れ
入眠困難、痙攣のある子どもに対して、主治医から投薬の提案があったが、どう対応するのが好ましいのか、判断できないので、相談を希望。重積けいれん発作の後、発達に課題を持つようになり、療育を要していた。
養子となる児童の疾病により、行政に情報提供を行うと共に養父母のフォローを行った。
子どもがダウン症の障害を持っているため、医療、療育、リハビリ等を行うため、地域の関係機関と連携をとる必要があるため情報共有を行い調整を行った（2件）
委託時から児童に先天性の障がいがあり、児童の通院のために医療情報の提供を行った。
些細な夫婦喧嘩からお互いの感情が拗れて双方とも折れない状況が続いたため
実親が金銭面で困り、養父母に借金しようとした。介入し、実親の生活・経済的な支援と行った。また養親との連絡や面会について再度取り決めた。
実親の生育歴からのいじめ・不登校・家族不和・妊娠に至る経緯が性暴力被害であったこと
実親の生育歴・性虐待の既往・児童を養子縁組に託した後の喪失や悲嘆へ支援が継続的に必要であったが、自傷や希死念慮も見られたため専門医へ紹介した。
子どもがミルクを受け付けなくなり、具体的な授乳の方法、小児科受診の指示など。結局、アレルギーが判明し、特別なミルクで解決しました。なお、メールとしていますが、ラインで写真や動画を使いながらの支援です。
・縁組み成立後の養育及び生活状況確認のため。
・真実告知についての相談のため。
・縁組み成立後の養育及び生活状況確認のため。
・真実告知、食事、トイレトレーニングについての相談のため。
養育状況の確認（3件）
子どもの真実告知に関する相談
真実告知
発達障害の疑い
幼稚園生活や真実告知について相談を受けた。
特性の強い子に対する真実告知の内容、タイミングについて。
里親や子どもの生活状況の把握、フォローのため
特別養子縁組成立後も、発達状況の確認や、真実告知へのフォローなど、子どもや養親への継続的な支援が必要と考えたため。（2件）
姉妹同時に養子縁組里親に委託したが、それぞれに愛着、発達課題を有しており、フォローが必要だったため。
里親委託中より発達の遅れが見られたため、親子のフォローのために定期的に家庭訪問実施。
養母が子どもの言動を否定的にとらえる傾向が高まり、親子関係に影響が出ていると思われたためFCP受講提案。
特別養子縁組成立後のアフターフォロー。児童の発達面について健診にて指摘があり、改めて心理検査結果返し等、支援を行った。
幼稚園での適応に課題がみられていたため、早めの就学準備を視野に入れ、市に対して発達支援（検査など）を依頼した。
発達上の課題
家庭訪問時に相談を受けたため。
実親より、養子縁組成立後の戸籍標記について問い合わせがあり、回答した。
自治体として、養子縁組成立後、最低半年は養育支援をすることになっている。
1.5歳児健診で発達の遅れを指摘されており、発達に課題がある。
里母が繊細な方であるため、丁寧な相談対応が必要である。気軽に相談できる場の提供が必要と判断した。
特別養子縁組成立後に、実親から本児に対する「20歳になった時に渡す手紙」を手渡されたため、養親への対応が必要となった。

18歳になった養子が実母の状況を知りたがっていると養親から相談があり、真実告知の支援としてライフストーリーワークを実施した。
子どもの所属先から発達障害の指摘をされ、専門の支援機関の利用開始に当たり、養母の動揺する気持ちの相談先として連絡があり、養母の話を傾聴した。
養親子は、成立後も特別養子縁組を背景とした様々な課題を乗り越える必要があり、相談できる場が必要と考えるため。
母子関係で悪循環が起きており、関係の再構築が必要であった。
父親の不適切な関わり方について助言指導が必要
育児が初めてだったことより、養親よりの養育相談があった。
子どもの衝動的な行動（飛び出し、暴力）に養親が困っていた。
児童の癇癪に対する養父母の養育困難感
実親方の祖父母との交流について
実親から子どもの特別養子縁組の相談があった。
支援の要請があった訳でないが、「里親委託ガイドライン」（縁組成立里親に対しても相談等の支援を行う）に基づき、アフターフォロー目的で訪問。現況や養育上の困り感等がないか確認。真実告知について助言（支援）を行う。（2件）
状況確認のため
縁組成立後6ヶ月程度のフォロー、という児童相談所運営指針に沿ってフォローしたもの。
見守りのため（2件）
特別養子縁組成立後のアフターフォロー。（2件）
定期訪問のため。
定期的な様子伺い（2件）
養子縁組成立後のフォローとして
縁組成立後のフォロー
里親に対する定期的なフォロー
養育相談
特別養子縁組成立後のフォロー
子どもの養育方法について助言を求められた。
養親には、子どもと実親との関係が切れないようにという思いがあり、実親に子どもの写真を送りたいとの意向が示されたため、当所から実親への接触を試みた。
特別養子縁組成立後のアフターケアとして半年間支援
特別養子縁組成立後、6か月間の定期訪問
養親が子どもの特徴を知るために検査を希望したため。
養子縁組成立後のフォローのための訪問。
児童相談所運営指針の改正に伴う、特別養子縁組成立後の支援。経過確認。
特別養子縁組成立後の養育状況確認のため。（2件）
児童の発育状況等に問題あり、継続的な養育支援を行った。
全ケース養子縁組成立後 6ヶ月～1年の支援を実施している。
全ケース養子縁組成立後6ヶ月～1年の支援を実施している。
委託前からの児童の特徴によるやりにくさの支援
養子に発達の課題があること、養親の両親の介護問題など家庭環境問題
当該年度4月に成立した事例。本児の様子伺いや審判状況の確認等

支援開始時「学童期」

縁組成立時「乳幼児期」×支援開始時「学童期」

児童の発達障害と不登校の問題。養親のパーソナリティ、夫婦関係の問題。
妹に対して、性的に不適切な声かけがあり、対応に苦慮し、相談を入れて来た。
子どもの発達に特徴があり、関係機関へつないだり、知能検査を行うなどした。
子どもが就学する際に、小学校に養親と同行し、養子縁組した親子であり、また発達についても課題がある児童であるため配慮等を依頼した。
養母が、子どもが養子であることをふまえた上での発達相談を希望した。
養育上の問題（子どもの言動に我慢ができず、虐待してしまうかもしれない）
養母がプログラム参加を希望。養母の養育が厳しすぎる懸念を養父が有していた。
注意したときにかんしゃくを起こしたり、暴れたりする。
思春期を迎えようとする本児の対応への相談があった。里親相互交流(里親サロン) 参加もした。
学習支援について相談

養親から、児が小学生で生立ちに関わる授業などを受けることに備えて、親として児のルーツを確認しておきたい、との相談があった。
小学校入学にあたり、学校へ縁組に関する情報を伝えることについて（2件）
子どもの発達について心理検査を実施し対応を助言。
不登校相談

縁組成立時「学童期」×支援開始時「学童期」

真実告知について。子ども側から様々疑問が出てきているにも関わらず、養親がそれに適切に応じられないでいる状況が続いていたため。
子どもに起立性調節障害、発達障害があり、学校生活への不適応が見られたため、安定的な親子関係が図られるよう支援を行った。
本児と養父との関係について
子どもが包丁を持ち出すといった問題行動
児童と養親との関係は安定しているが、児童にとっては新しい家族の受け止めについての整理が必要だと思うという主訴で、養親からの任意相談の希望があったため。
育成相談。友達とトラブルが発生しているため、どうしてトラブルになるのか原因を知り、事態を改善したい。
養親からの子どもへの「生い立ち」の説明について相談があり、対応した。
特別養子縁組成立後の養育状況確認のため。

支援開始時「思春期」

縁組成立時「乳幼児期」×支援開始時「思春期」

実母に連絡をとりたい、という養子の希望を受けて、養親が養子のルーツ探しを当法人に申請した。
養子（真実告知未実施）が中学校で他児とトラブルを起こした後に不登校になり、里親会の集まり時に養母から「引き取るんじゃないかった」との発言が見られたため、不登校相談を開始した。
学校に行かないことを母に叱られ、子どもが怒れて刃物を持ち出した。（要保護児童通告）
自宅で暴れ、警察から書面通告あり。一時保護の上、指導を行うが、家庭引取後に不登校、ゲーム依存、飲酒喫煙、金銭窃取等が再燃し、保護者が対応の限界を訴えたため。
他都市より転居後、養子が不登校となっていた。学校と連携が図れている世帯であったが、家庭訪問の上状況等確認するため訪問。
養父母からの身体的虐待

縁組成立時「学童期」×支援開始時「思春期」

真実告知を行っていない中、養親と養子の関係が悪化していることを受け、相談対応。
反抗期、思春期対応について養母より相談。
子どもが養親からの心理的虐待を受けていることを訴えたため、本人と相談、養親と面接を行った。

縁組成立時「思春期」×支援開始時「思春期」

児童相談所運営指針の改正に伴う、特別養子縁組成立後の支援。経過確認。

支援開始時「自立期」

縁組成立時「乳幼児期」×支援開始時「自立期」

日本在住のアメリカ人夫妻に養子縁組され、その後、養親と共に渡米し、現在もアメリカに在住する養子から、出自を知りたい、と当法人にメール相談が寄せられ、支援を開始した。
高校卒業後の進路を決定する時期になり、「20歳になったら」と養親が伝えていた真実告知の時期が近づいてきた時期で、高校卒業後に家を離れて一人暮らしを始めるに当たって、あらためての真実告知の方法について養親が悩んでいた。

縁組成立時「学童期」×支援開始時「自立期」

子どもの就労が長続きせず、親のアドバイスにも反抗的な態度をとる
児童養護施設に入所していた児童について、実母の依頼を受けて、当法人が17年前に養子縁組を支援した事例。実母は児童を養子縁組した罪悪感が精神的なストレスとなり、身体症状を発現していた。それを心配した母のかかりつけ医から、当法人に連絡があり、支援を開始した。

問5_10_当該事例についての特記事項（自由記述）

支援開始時「乳幼児期」

縁組成立時「乳幼児期」×支援開始時「乳幼児期」

子ども誕生日に合わせて、実親に成長の記録や写真を送り、また、実親からも誕生日のプレゼントを養親に渡した。
実親が出産1ヶ月後に行方不明となったが、特別養子縁組は無事成立した。
その時々にはアドバイスをを行うことで、解決されていった
夫の実家の姑との感情的な行き違いも遠因としてありそう
委託時から児童はダウン症であり、他に複数の合併症があった。
子ども誕生日に合わせて、実親に成長の記録や写真を送った
専門医精神科医のコンサルテーションを受けながら、支援を継続中。
メールを何度もすることで、途切れ途切れであるが養育状況は送られてくるようになっている。
WEB面談後に、年齢の近い子どもを養育している養親さんに集まってもらい交流会を持ち、告知を進めている養親さんの話を聞いてもらった。
投薬については、小児科医師2名から情報を収集し、情報提供した。
前年度には児童相談所の嘱託医（児童精神科医）への相談を実施している。
実母家庭不和もあり実親の両親共に精神的なフォローを続けている。
養子縁組成立後 全ケース6ヶ月～1年の支援を実施している。
里親委託中に近隣から虐待通告（泣き声通告）があり、児相のアフターケア終了後も、市町村要対協ケースとして支援継続（進行管理中）
診断等の結果、年齢相応の発達で特に問題に至らず。
養父は仕事で帰りが遅く、養母の負担感が大きい。
真実告知未実施の中、子どもの前で、大人の会話の中で背景についての話題が出ている状況。
P C I T を継続したことで、安定した親子関係が形成できた。
児童養護施設からの里親委託を経て特別養子縁組が成立。
養親に性格的問題があり、子どもにかなり高いレベルを求めているため、ハードルを下げるための働きかけや正しい養育姿勢について教える必要があるケース。
特になし。
母は17歳で本児妊娠。妊娠判明時、人工妊娠中絶を希望したが、中絶不可能な週数。父とは交際を解消しており、認知もなし。親族からの協力も得られず、母一人では育てられないことから、出産後乳児院入所措置。その後縁組みを前提とした里親委託。
里親委託、養子縁組に関する児童の認識確認、どう伝えるか。
相談の都度、里親支援専門員が対応し、定例会議で報告があっている。必要に応じて児相も介入している
育児の不安があり家庭訪問、電話でのアドバイス
養父に相談なく、養母が当所へ先に連絡をした経過があり、当所への連絡後に養父母間での話し合いの中で、「外部に話をしないで様子をみていく」と養父母間での対応を一致させた経過があり、養父には養母が当所に相談していることを内密にして欲しいとの意向があったため、意向に沿う形で対応した。
実親とは縁組成立までは連絡が付いていたが、成立後に電話や手紙で連絡を試みても全く繋がらなかった。
6ヶ月経過後、生活の安定と、継続相談のニーズがないことを確認し終結とした。
里親家庭において真実告知のタイミング等を検討中
もともと夫婦仲が心配されてきたケース。
実親が飛び込み出産をし、里親委託となり、特別養子縁組が成立。
父母婚姻前に本児の妊娠が判明したが、その後父母の不和により関係解消。母は一人で本児を育てる自信が無いとして養子縁組を希望。出産後乳児院入所措置。その後縁組みを前提とした里親委託。
これまでも交流している経過があり、今後の交流の方法について相談したかった。
特別養子縁組成立前後に、実親が子どもの引き取り、面会を要求し、里親宅に押しかけるなどして対応が必要だった。

支援開始時「学童期」

縁組成立時「乳幼児期」×支援開始時「学童期」

小児心身症を専門とする医師、臨床発達心理士および認定心理士の資格を有する専門家より情報を得て、子どもへの対応を提案した。
記録から名前の由来や当時の関わりについて伝える面接や、出産病院への同行訪問を行った。
学んだスキルを適切に用い、関係が良好となった。

縁組成立時「学童期」×支援開始時「学童期」

当所への相談ニーズがなくなり終結となった。
児相及び出身施設（乳児院）の後押しを受け、子どもに真実告知を行うことができた。
実親と音信不通となり、特別養子縁組の同意の確認が困難な状態で、特別養子縁組成立。（成立直前に児相は実母と連絡がつながり、口頭及び書面で同意を確認。）

支援開始時「思春期」

縁組成立時「乳幼児期」×支援開始時「思春期」

国際養子縁組（国外委託）の事例。すでに養子縁組をあっせんした支援機関は廃業しており、養親が保有する記録は限られていた。アメリカ合衆国某州の裁判所で養子縁組は成立し、養子はアメリカの市民権を得ていた。しかし、養子の本籍地に養子縁組届が提出されておらず、戸籍上は、実母と養子の親子関係が継続していることが判明した。ルーツ探し支援と併せて、実母の戸籍から養子を除籍する手続き（養子縁組届の提出）が必要であったが、養親は養子と実親の親族関係が終了すると、養子のルーツ探しが難しくなることを懸念して、養子縁組届の提出を見合わせてしまった。当法人は、実母の現住所に手紙を送るなどして、実母と連絡を取ることを試みたが、実母から返信はなく、養子が望む実母の情報を得ることも、実母が養子縁組届を提出することもないまま、支援は終了した。
現在は児童家庭支援センターが中心になって養母を支援している。
養父母からの身体的虐待により複数回の一時保護を実施。 真実告知未実施。
子どもと特別養子縁組成立後、養父母は離婚、子どもは養母に引き取られた。その後、養母は再婚し、新しい夫との間に子を2人もうけた。
本事例の「支援を担当した職員の職種」の設問については、「1」のみならず、「2」、「3」も該当。

支援開始時「自立期」

縁組成立時「乳幼児期」×支援開始時「自立期」

当法人に保管されていた資料には、養子は近親姦により、出生したと記されていた。養子は精神疾患を患っていたが、治療者の助言を受けて、ルーツ探しを選択し、当法人に相談を寄せた。出自に関する情報提供が養子に対し、どのような心理的・精神的影響を及ぼすか懸念された。
養親宅には、特別養子縁組をしている子どもの他に、ゆくゆくは実親の元に戻す予定の中学に入学する時期となる男児を受託中で、男児は年数回実親と電話等で交流を行っている状況がある。

縁組成立時「学童期」×支援開始時「自立期」

久しぶりに養親に連絡を取り、実母から養子の近況を尋ねる連絡があったことを伝えた。養親からは養子の近況と養子の写真が当法人に提供された。当法人は養親から提供された近況情報と写真を実母に提供した。その後、実母の感謝の言葉を養親に伝え、支援は終了した。実母は感謝の気持ちを手紙にしたいと述べており、手紙はいつでも当法人から養親に転送できることを伝えている。

問5_11_2021年4月1日現在の状況

機関の種別

	民間養子縁組あっせん機関		児童相談所		全体	
	事例数	パーセント	事例数	パーセント	事例数	パーセント
1. 養親が引き続き養育（養親の親族を含む。）	15	71.4%	99	98.0%	114	93.4%
2. 養親は養育していない（一時保護中、他の里親に委託されている者を含む。）	1	4.8%	1	1.0%	2	1.6%
3. その他（成人している者を含む。）	3	14.3%	0	0.0%	3	2.5%
無回答	2	9.5%	1	1.0%	3	2.5%
全体	21	100.0%	101	100.0%	122	100.0%

支援開始時の子どもの年齢別

	乳幼児期		学童期		思春期		自立期		全体	
	事例数	パーセント	事例数	パーセント	事例数	パーセント	事例数	パーセント	事例数	パーセント
1. 養親が引き続き養育（養親の親族を含む。）	82	96.5%	22	95.7%	9	90.0%	1	25.0%	114	93.4%
2. 養親は養育していない（一時保護中、他の里親に委託されている者を含む。）	1	1.2%	0	0.0%	1	10.0%	0	0.0%	2	1.6%
3. その他（成人している者を含む。）	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	75.0%	3	2.5%
無回答	2	2.4%	1	4.3%	0	0.0%	0	0.0%	3	2.5%
全体	85	100.0%	23	100.0%	10	100.0%	4	100.0%	122	100.0%

縁組成立時の子どもの年齢別

	乳幼児期		学童期		思春期		全体	
	事例数	パーセント	事例数	パーセント	事例数	パーセント	事例数	パーセント
1. 養親が引き続き養育（養親の親族を含む。）	102	94.4%	11	84.6%	1	100.0%	114	93.4%
2. 養親は養育していない（一時保護中、他の里親に委託されている者を含む。）	2	1.9%	0	0.0%	0	0.0%	2	1.6%
3. その他（成人している者を含む。）	1	0.9%	2	15.4%	0	0.0%	3	2.5%
無回答	3	2.8%	0	0.0%	0	0.0%	3	2.5%
全体	108	100.0%	13	100.0%	1	100.0%	122	100.0%

縁組成立から支援開始までの期間別

	成立後0-1年で支援開始		成立後2-5年で支援開始		成立後6-10年で支援開始		成立後11年以上後で支援開始		全体	
	事例数	パーセント	事例数	パーセント	事例数	パーセント	事例数	パーセント	事例数	パーセント
1. 養親が引き続き養育（養親の親族を含む。）	82	96.5%	19	95.0%	7	100.0%	6	60.0%	114	93.4%
2. 養親は養育していない（一時保護中、他の里親に委託されている者を含む。）	1	1.2%	0	0.0%	0	0.0%	1	10.0%	2	1.6%
3. その他（成人している者を含む。）	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	30.0%	3	2.5%
無回答	2	2.4%	1	5.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	2.5%
全体	85	100.0%	20	100.0%	7	100.0%	10	100.0%	122	100.0%

問5_11（自由記述）

「3. その他（成人している者を含む。）」を選んだ場合、その具体的な内容（自由記述）

支援開始時「自立期」

縁組成立時「乳幼児期」×支援開始時「自立期」

養子は成人をしている。

縁組成立時「学童期」×支援開始時「自立期」

子どもは成人しているが、養親との同居継続。アルバイトを始めた。
 養親、養子（成人）、実母は、今まで通りの生活を継続している。今回の当法人と養親とのやり取りについて、養親から養子に、どのような説明がされたかは、把握をしていない。

問5_12 支援を担当した職員の職種

機関の種別

	民間養子縁組あっせん機関		児童相談所		全体	
	事例数	パーセント	事例数	パーセント	事例数	パーセント
1. 相談員、ソーシャルワーカー	15	71.4%	78	77.2%	93	76.2%
2. 心理職	0	0.0%	9	8.9%	9	7.4%
3. その他の専門職	2	9.5%	7	6.9%	9	7.4%
4. その他	0	0.0%	3	3.0%	3	2.5%
無回答	4	19.0%	4	4.0%	8	6.6%
全体	21	100.0%	101	100.0%	122	100.0%

支援開始時の子どもの年齢別

	乳幼児期		学童期		思春期		自立期		全体	
	事例数	パーセント	事例数	パーセント	事例数	パーセント	事例数	パーセント	事例数	パーセント
1. 相談員、ソーシャルワーカー	62	72.9%	19	82.6%	8	80.0%	4	100.0%	93	76.2%
2. 心理職	4	4.7%	3	13.0%	2	20.0%	0	0.0%	9	7.4%
3. その他の専門職	9	10.6%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	9	7.4%
4. その他	3	3.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	2.5%
無回答	7	8.2%	1	4.3%	0	0.0%	0	0.0%	8	6.6%
全体	85	100.0%	23	100.0%	10	100.0%	4	100.0%	122	100.0%

縁組成立時の子どもの年齢別

	乳幼児期		学童期		思春期		全体	
	事例数	パーセント	事例数	パーセント	事例数	パーセント	事例数	パーセント
1. 相談員、ソーシャルワーカー	81	75.0%	11	84.6%	1	100.0%	93	76.2%
2. 心理職	7	6.5%	2	15.4%	0	0.0%	9	7.4%
3. その他の専門職	9	8.3%	0	0.0%	0	0.0%	9	7.4%
4. その他	3	2.8%	0	0.0%	0	0.0%	3	2.5%
無回答	8	7.4%	0	0.0%	0	0.0%	8	6.6%
全体	108	100.0%	13	100.0%	1	100.0%	122	100.0%

縁組成立から支援開始までの期間別

	成立後0-1年で支援開始		成立後2-5年で支援開始		成立後6-10年で支援開始		成立後11年以上後で支援開始		全体	
	事例数	パーセント	事例数	パーセント	事例数	パーセント	事例数	パーセント	事例数	パーセント
1. 相談員、ソーシャルワーカー	63	74.1%	15	75.0%	6	85.7%	9	90.0%	93	76.2%
2. 心理職	5	5.9%	2	10.0%	1	14.3%	1	10.0%	9	7.4%
3. その他の専門職	7	8.2%	2	10.0%	0	0.0%	0	0.0%	9	7.4%
4. その他	3	3.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	2.5%
無回答	7	8.2%	1	5.0%	0	0.0%	0	0.0%	8	6.6%
全体	85	100.0%	20	100.0%	7	100.0%	10	100.0%	122	100.0%

問6 貴機関、貴所における、特別養子縁組に関する記録の保存や文書による開示についてお聞きます。（2021年4月1日時点）

問6_1_記録の保存方法について（あてはまるものをすべてお選びください。）（※複数回答）

	民間養子縁組あっせん機関		児童相談所		全体	
	回答機関数	パーセント	回答機関数	パーセント	回答機関数	パーセント
1. 紙	18	100.0%	151	97.4%	169	97.7%
2. 電子データ	16	88.9%	100	64.5%	116	67.1%
3. その他	2	11.1%	2	1.3%	4	2.3%
無回答	0	0.0%	3	1.9%	3	1.7%
全体	18	100.0%	155	100.0%	173	100.0%

問6_1（自由記述）

「1_紙で保存している」を選んだ場合、その具体的な内容（自由記述）

民間養子縁組あっせん機関

実親、養親それぞれの申込から縁組まで調査を行ったすべての関係書類を1冊のファイルにまとめて保存
相談者より紙で受領した公的書類、相談申込書等
カルテを作成し養子・実父母・養親をセットにしている。
養親・実母の住所など連絡先・実母の手放す等
必要な時に直ぐに閲覧でき、一連の流れがわかりやすい。
各ケースごとの経過をまとめたもの、関係書類等をファイル化
実親の相談開始から出産、その後の経過記録。同意書類、養親の申込書類から面接記録、家庭訪問記録、誓約書類など全ての記録をファイリングし保存している。
出生届、特別養子縁組申立書、上申書などのすべてをコピーし、ファイルしてクリニック内に保管しています。
写真、縁組まで至った経過記録及び同意書等、患者記録
個別ファイルにして、関係する事項全て
基本的には診療録として保存。
個別ファイル
ケースごとに個別のファイルを作成し保管。
出生の記録、母の妊娠の記録、実親が養子縁組を選択するまでの記録、実親の情報の記録、実親の養子縁組に関する同意書、実親やその家族の養子縁組を希望する理由、出生時の写真、実親と児の写真、養親養育中の写真を含めた記録、養親が児を迎え入れるまでの記録（養子縁組の動機や不妊治療の有無など）、養親の面接や家庭訪問の記録、実親から児への手紙やプレゼントの控え、実親から養親への手紙の控え、出生届のコピー、特別養子縁組成立後の戸籍謄本と住民票、第三者委員会での審議記録など
家庭調書、児童調書、審判書、戸籍謄本、家庭調査と児童調査の過程で入手した関係書類と資料など
ファイルに閉じて鍵付キャビネットに保管
各段階での関係書類を紙で保管している

児童相談所

児童記録（ケースファイル）として保管している。
ケースファイルを永久保存している。
ケースファイルとして保管
ケース毎にファイルで保存
ケースファイルで保存
特別養子縁組が成立した児童のケースファイルを永年保存として保存している
子どもごとのケースファイルを保存
児童記録ケースファイルに編綴して保存している。
ケースファイルを作成（3件）
個別ケースファイルを作成
支援経過を含む全てのやりとりを紙へ印刷しケースファイルへ綴じている。
児童のケースファイルを保存
ケースファイルに綴って保管している。

ケース―連文書の台帳編綴
ケースファイルとして保存
児童のケースファイルに綴っている
ケースファイルにまとめて保存
ケースファイルを永年保存
里親、里子のケースファイルを作成し、そこへ記録を綴っていく
ケースごとファイリングのうえ保存している。
ケースファイルで保管
児童のケースファイル（紙）に綴っている。
永年保存として、里父母のケースファイルを保存している。
ケースファイル
児童記録票（ケースファイル）で永年保存している（2件）
児童の個別ケースファイル
ケースファイルとして永年保存をしている
個別ケースファイル
ケースファイルとしての保存・管理
児童・里親の個別ケースファイル
ケースファイルの作成
ケースファイル（支援記録）に綴じ、書庫に保存
児童のケース記録台帳にて保存。
ケース記録として永年保存している。
ケース記録（6件）
他機関への提出文書、ケース記録、会議録等
子ども記録（ケース記録）を保存
ケース記録の保管
ケース記録を永年保存とし、保管している。
児童記録票、ケース記録等（2件）
児童ごとにケース記録として保存
ケース記録等（2件）
ケース記録を永年保存
ケース記録として綴り保管している
ケース記録（ファイル）での保存
ケース取り扱い記録として永年保存
児童保護台帳を作成し、ケース記録として保存。
児童、里親の個別のケース記録
ケース記録に保存
児童相談所が当該児童にかかる相談を受け付けた場合は、「児童記録票」として紙で保存している。
個別に里親台帳を作成し保管。縁組成立前の児童記録については、別途児童台帳で保管し、永年保存。
児童記録として永年保存している。
児童記録票として保存。
児童記録のファイルを書庫にて永久保存している。
児童記録ファイル、里親記録ファイルに保管
児童の記録を永年保存している。
児童記録票をファイルで閉じた状態で保存。
児童記録としてケースに保存
児童記録票による
児童記録として児童ごとにケース記録を作成し保管している。
児童記録票（2件）
児童記録表はじめ記録書類を里親カルテ又は児童カルテにて管理
当該児童に係る児童記録票を永年保存
児童記録票、里親委託中の養育記録等紙媒体の物。
児童票・児童記録
児童記録票は永年保存。ほか、実親から預かった手紙や写真などの写しもケースによっては保存。（原本は養親に渡してある）
児童記録表として保管している。
児童記録一式、申立てにかかる調査嘱託書
台帳を作成し管理している

児童台帳、里親台帳
児童台帳にて保存
子ども個人の台帳に他の相談記録等と一緒に保存
児童台帳として永年保存
児童台帳（3件）
相談受付、里親情報など種別ごとにファイルに挟んで保存
ファイルを作成し、鍵のある部屋で管理。
児童票・経過記録等
他機関からの通知、養子縁組里親からの提出書類等
ケース台帳
台帳の保管
児童毎の個人台帳で管理
特別養子縁組に関する児童のケース台帳にはシールを貼り、他のケース台帳とは分けて保管している。
個人ごとの児童保護台帳で保存。
個別にケース台帳を作成している。
実親からの相談内容、委託後の里親家庭訪問記録等（3件）
実親からの相談記録、家庭訪問支援時の記録等
児童福祉台帳と同様に、相談経緯や支援状況を記録として残している。
平成以降は永年保存で記録保存
ケースワークの記録一式（実親の手紙、写真等）
経過や記録を綴じたカルテ
支援経過記録、会議簿、世帯情報、所見、通知書等
各里親ファイルに対応した記録を印刷したものを綴っている。
支援記録、写真等
児童や里親ごとに支援経過等の記録を綴り、保存している。
児童及び里親記録ファイルに紙印刷して保存。
実親に関する情報、実親及び里親面接等の記録、家庭裁判所申立関係文書等
公文書のため
裁判所からの文書、戸籍、住民票等
支援経過など全てを紙へ印刷しファイルに閉じている。
面接記録（家庭訪問等）
個人ファイルを作成
専用システムに入力したものをプリントアウトしている。
特別養子縁組成立までの経緯、里親登録に係る記録（申請書類等）
特別養子縁組斡旋年月日、特別養子縁組に至るまでの経緯、特別養子縁組里親の状況など
令和2年度以前は紙での保存。
児童カルテを永年保存管理をしている。
面接の内容、訪問支援の内容、電話相談での内容などは全て書面で保存している。
児童票
児童票に綴り保存している。
個人ファイルを作成している。
申立て関係書類等（システム導入によりPDF化し電子データでも保存）
特別養子縁組に係る書類一式
ケースごとにファイリングして保存
電子データを印刷し、ファイリングをしている。
A4判の大きさのファイルを児童毎に作り、プリントやコピーした資料を綴じ込んで保存している。
里親委託を経て養子縁組したケースの相談記録は永年保存としている。
個人ファイルを永年保存としている。

「2_電子データで保存している」を選んだ場合、その具体的な内容（自由記述）

民間養子縁組あっせん機関

紙で保存している記録をデータ化し、パソコン及び、外付けハードディスクで保存
相談記録等をクラウドサーバ上に保管
契約書等はPDFにして保存
上記同
データの保存が安全で、恒久的な保存ができる。
最近10数年については、推薦時の調査記録をデータ保存
実親記録、養親記録などデータベース化し、過去の線組のケースの入力作業を行っている。
特別養子縁組に至った実母、養親のことを詳しく書いて上申書として裁判所に提出していますが、その原稿をパソコン内に保管しています。
紙で保存されている内容全て
紙ベースは耐火金庫に保存しているが、その他予備として保存
パソコンデータ
ケースごとの内容をエクセルファイルに入力し、保存。それ以外に紙媒体で保存しているデータをPDF化し、ハードディスクにバックアップし、保存。
上記と同じ。紙ベースの物もPDFで取り込んで保存。専用のパソコンとハードディスクに保存している。
法人共有ファイルに保存（外部からはアクセスできない）

児童相談所

上記記録のうち主なもの（社会診断所見等）を児童相談システム上に保存（3件）
上記のものを児童相談システムに保存
児童記録をシステムでも一定程度保管している。
児童家庭相談システムに里親相談対応として保存
児童記録として相談システムに保存している。
児童記録票の電子データを個別のシステム内に保存。
児童相談システムで保存している。
システム入力でのケース管理
児童相談ITナビシステムにてケース番号など取得。主の保存は紙。
児童相談ITナビシステムにて登録
児童相談ITナビシステムにてケース番号を取得。主の保存は紙。
児童相談ITナビシステムにてケース番号等の取得。主の保存は紙。
児童相談システムにてケース番号などを取得。主の保存は紙。
令和2年度より児童相談システム導入（データベース化）
児童相談システムでの保存
児童相談情報管理システム
児童相談所情報管理システム内に保存
児童相談所システム
子ども相談センターシステムで管理
子ども相談センター業務支援システムにより、記録を入力し保存。
業務支援システムに相談内容等を入力および記録
児童相談支援システムへの登録
児童相談システムによる
専用システムに入力・保存している。
児童支援システム
児童相談受付支援システム
相談支援システムで記録を管理している。
令和2年度以降は児童相談受付システムにてデータでの記録保存へ移行。
児童相談所システムに対応の経過を入力（印刷したデータを上記の形で保存）
データサーバ及びシステムへ保存している。
システム上の記録として保存
上記のものを電子データに書き換えてシステム上に保存
自動相談システム
課内システム
児童相談システム
相談受付支援システム

相談システムの活用
児童記録をシステムで保存している（2件）
児童支援システムに登録した総合的な情報。係属中の経過記録等。
家庭訪問など対応を行った際の記録をシステムに入力し保存
個別ファイル及び児童相談所情報管理システムに保存
システムにて保管している
児相業務支援システムにケースワークの度に入力・保存。
自治体の児童相談所支援システムのケース記録の中に保存している。
電子入力となって以降の児童記録票はシステム内に入力保存
自治体の児童相談システムでの記録の保存
児童相談システムに入力保存
児童相談所システムの運用開始後（H30以降）の記録はシステム上にも保存されている。
児童相談所システムで保存している。
児童相談システムでの管理
児童記録システム
児童記録システムに電子データを保存、
福祉総合システム
本自治体の「福祉総合システム」において電子データ保存
福祉総合システム上で管理している。
支援記録、面会記録等
面接記録（家庭訪問等）
児童記録一式、申立てにかかる調査嘱託書
ケース記録、会議録、基本情報等
ケース記録
児童記録として児童ごとにケース記録を作成し保管している。
支援経過記録、世帯情報、所見、会議簿等
児童票・経過記録等
児童記録票、ケース記録等（2件）
ケース記録、会議資料等
支援記録、写真等
ケース記録等
児童票・児童記録
所内の共有フォルダに記録等保存（2件）
支援経過記録、里親登録に係る基本情報
上記の紙を補完する形（紙資料の一部を電子データ化）で保管している。
相談概要および支援経過
里親委託中は電子データでも保存している。
PC作成文書
児童のフォルダにその時々担当者が記録などを入れていく
経過や措置決定などの記録は、電子データ上でも保存している。

「3_その他」を選んだ場合、その具体的な内容（自由記述）

民間養子縁組あっせん機関

データ化した記録をネットワーク上のクラウドで保存
紙の保管と同じものをコピーし、養親にも渡しています。

児童相談所

児童記録票、ケース記録等
特別養子縁組の実績なし。
写真

問6_2_記録の保存場所について（あてはまるものをすべてお選びください。）（※複数回答）

	民間養子縁組あっせん機関		児童相談所		全体	
	回答機関数	パーセント	回答機関数	パーセント	回答機関数	パーセント
1. 貴機関、貴所	18	100.0%	150	96.8%	168	97.1%
2. 貴機関、貴所以外	5	27.8%	10	6.5%	15	8.7%
無回答	0	0.0%	5	3.2%	5	2.9%
全体	18	100.0%	155	100.0%	173	100.0%

問6_2_記録の保存場所

「2_貴機関、貴所以外の場所に保存している」を選んだ場合、その具体的な内容（自由記述）

民間養子縁組あっせん機関

データ化した記録をネットワーク上のクラウドで保存
養親に渡し、託しています。
協会に所属しているため、本部といわれるところにも保存されている
予算の都合上、事務所内にしか保存できていない
顧問弁護士の事務所

児童相談所

電子データの一部は別庁舎のサーバー室に保管
システム内におけるサーバにおいて保存
電子サーバ
特別養子縁組成立後は、養親の住所地を管轄する子ども相談センターへケース移管し、保存している。
電子データは本市システム所管部署のデータサーバに保存している。
児童と里親を担当する児童相談所が異なる場合、詳細情報は児童を担当する児童相談所が保管している。
電子データの一部は別庁舎のサーバー室で保管
日中は職員が常駐し、夜間は鍵のかかる事務室
自治体内児童相談所間共有システム
養子の住所地を管轄する児相で保存している。

問6_3_特別養子縁組に関する記録の保存期間

	民間養子縁組あっせん機関		児童相談所		全体	
	回答機関数	パーセント	回答機関数	パーセント	回答機関数	パーセント
1. 永年保存	16	88.9%	140	90.3%	156	90.2%
2. 期間を定めている	0	0.0%	6	3.9%	6	3.5%
3. 特に定めていない	2	11.1%	6	3.9%	8	4.6%
無回答	0	0.0%	3	1.9%	3	1.7%
全体	18	100.0%	155	100.0%	173	100.0%

「2. 期間を定めている」を選んだ場合、具体的な年数

	回答機関数	最小値	最大値	平均値	標準偏差
民間養子縁組あっせん機関	0				
児童相談所	3	30	30	30.00	0.000
全体	3	30	30	30.00	0.000

問6_4_児童の出自に関して基本的に記録している情報について（あてはまるものをすべてお選びください。）（※複数回答）

	民間養子縁組あっせん機関		児童相談所		全体	
	回答機関数	パーセント	回答機関数	パーセント	回答機関数	パーセント
1. 父母の氏名	18	100.0%	148	95.5%	166	96.0%
2. 父母の住所	18	100.0%	148	95.5%	166	96.0%
3. 父母の生年月日	18	100.0%	148	95.5%	166	96.0%
4. 父母の出身地	18	100.0%	140	90.3%	158	91.3%
5. 父母の生育歴	16	88.9%	138	89.0%	154	89.0%
6. 父母の生活の状況	18	100.0%	143	92.3%	161	93.1%
7. 父母の病歴（アレルギー情報を含む）	18	100.0%	116	74.8%	134	77.5%
8. 父母の家族の病歴（アレルギー情報を含む）	15	83.3%	90	58.1%	105	60.7%
9. 父母の関係性	18	100.0%	138	89.0%	156	90.2%
10. 父母の職業等	17	94.4%	144	92.9%	161	93.1%
11. 養子縁組の相談の経緯	18	100.0%	147	94.8%	165	95.4%
12. 子どもの出生場所	18	100.0%	144	92.9%	162	93.6%
13. 子どもの出生時の状況	18	100.0%	142	91.6%	160	92.5%
14. 子どもから父母へのコンタクトの可否に係る希望	8	44.4%	55	35.5%	63	36.4%
15. その他	5	27.8%	29	18.7%	34	19.7%
無回答	0	0.0%	6	3.9%	6	3.5%
全体	18	100.0%	155	100.0%	173	100.0%

問6_4_児童の出自に関する記録情報

「15_その他」を選んだ場合、その具体的な内容（自由記述）

民間養子縁組あっせん機関

児相からの依頼ケースの場合、上記項目すべてを網羅できていない場合もあり
実親から子どもへの手紙
但し、聞き取れる範囲内で（父については不明なこともあり）
実親との写真、実親から子どもに宛てた手紙、実親が子どもと過ごしていた期間に身に付けていたネームバンド（子どもと共通のもの）、出生届のコピー
子どもに宛てた手紙、写真、命名理由など
当会からの連絡方法など

児童相談所

名前の由来等、真実告知の際に利用できる情報（4件）
名前の由来や出産時のエピソード等、真実告知の際に利用できる情報。
児童の名前をつけたときの気持ちや名前の意味を手紙や聞き取りにて確認。
子どもの名前の由来、子どもへの思いや気持ちの部分。
実親が命名している場合は、名前の由来や戸籍等調査による実親の親族情報等。
名前の由来
児の名前の由来、児への思い（どんな子に育ててほしいか）、生い立ちの整理時に伝えてほしくない情報。
子の名の由来、親から子への手紙、親の写真（同意がとれたもののみ）
近年のケースは名前の由来なども確認するようにしている。
命名への思い、子どもへの手紙
養子となるものの兄弟の有無（3件）
実親の子どもへの気持ち等
要保護性を証明する情報（親族関係）
父母の写真、父母からの手紙
どのように育てて欲しいか等の気持ち、手紙、写真等。
実父母の写真、実父母から子どもに宛てた手紙のコピー等。
関係機関等の情報
父母の身長、体重、血液型、妊娠経過、妊娠中の思い、生まれた日の思い出等
上記の範囲で可能な限りで聞いている。
養親との出会いから縁組成立までの支援記録
児童相談所運営指針に従い可能な限り残せるように記録を行っている

上記の項目を必ず記録しているわけではないが、上記の情報を含めて児童と関わっている際に集めた情報は全て児童のケース台帳で保管。
ケース毎に必要なと思われる情報を記録している。
ケース記録のファイルそのものを保存しているが、全ケースについて上記項目すべてを記入できているものではない。

問6_5_特別養子縁組の記録について、当事者（父母、または子ども、または養親）から開示の希望があった場合の開示方法のルール

	民間養子縁組あっせん機関		児童相談所		全体	
	回答機関数	パーセント	回答機関数	パーセント	回答機関数	パーセント
1. 定めている	9	50.0%	55	35.5%	64	37.0%
2. 定めていない	9	50.0%	91	58.7%	100	57.8%
無回答	0	0.0%	9	5.8%	9	5.2%
全体	18	100.0%	155	100.0%	173	100.0%

問6_5（自由記述）

「1_定めている」を選んだ場合、その具体的な内容（自由記述）

民間養子縁組あっせん機関

2021年度中の定義を目指して進めている
全てを開示するつもりでいます。もし、当方が事業を撤退した時には、すべての記録を児相に託します。また、養親にも託しています。養親には、出自の開示の必要性などを良く教示しているつもりです。
受付後に児童の年齢や精神的な問題、置かれている背景を熟考し開示する内容を十分協議検討し、対面にて開示する。
あった場合は、当院のカルテ開示の方法に準ずる
当院の個人情報保護方針に基づく
子どもが成人以降に開示を希望することを想定しており、養親とも相談の上で特別養子縁組等審議委員会にて個別毎に開示方法を検討する。
開示用のファイルを内部書類とは、別にケース毎に作成している。
相談を受けるなかで、当事者がどのような情報を必要としているかを確認し、記録を開示する・しない、開示方法等を所内で検討することになっている。
希望者の、開示希望の理由の確認、情報を提供した時の受け止めの見込み等を確認した上で、開示が可能と判断させた場合のみ開示し、その後のサポートも行う

児童相談所

個人情報保護事務処理要領に基づき、個人情報開示請求書を提出
自治体の公文書開示のルールに従って開示する。
個人情報開示請求
本市個人情報開示請求に係る規程による
開示可能な範囲での情報を公開している。
個人情報に配慮しつつ口頭で開示。ケースによっては個人情報本人解除請求により回答。
保有個人情報の開示について請求するルールにもとづいている。
本市の個人情報保護条例及び開示請求マニュアルにそって実施する。
公文書開示請求
自治体の情報開示条例に基づき開示/里親委託時の措置関係書類に規定
自治体の個人情報開示手続き時に準ずる
当事者からの自己情報開示請求手続きを受け担当部課にて対応
開示請求（一般文書と同じ）
個人情報保護条例による
個人情報の保護に関する条例による
自治体が定めている個人情報保護条例に沿って協議し開示している
自治体の個人情報制度による
区の個人情報保護条例等に基づき対応する。同意の確認等、具体的な手続は未定。
原則、自治体の情報公開ルールの則り対応する。
自治体の条例による
自治体の情報公開条例に則る
自治体の情報公開請求の規定に従っている
関係機関等と協議の上、可否及びその範囲を決定。
自治体の情報公開制度に基づく

問6_6 記録開示における同意の確認について（あてはまるものをすべてお選びください。）（※複数回答）

1 実親の情報を養子に開示することについて

	民間養子縁組あっせん機関		児童相談所		全体	
	回答機関数	パーセント	回答機関数	パーセント	回答機関数	パーセント
1_あっせん時に、実親に同意・不同意の確認をする	14	77.8%	40	25.8%	54	31.2%
2_情報の開示の求めがあった時点で、実親に同意・不同意の確認をする	7	38.9%	55	35.5%	62	35.8%
3_その他	2	11.1%	48	31.0%	50	28.9%
無回答	1	5.6%	34	21.9%	35	20.2%
全体	18	100.0%	155	100.0%	173	100.0%

問6_6

1 実親の情報を養子に開示することについて（自由記述）

「3_その他」を選んだ場合、その具体的な内容（自由記述）

民間養子縁組あっせん機関

実親から同意書もらっている
養子がいずれ成長し、将来的に開示の求めがあった場合の開示する可能性があることは説明している。
通常、養親による子育て開始の時点で、実親は養親に直接会う機会があるので、その時に、必要な情報を実親が直接養親に伝えることができている。養親から子どもに伝えることが可能である。

児童相談所

養子の知る権利として開示できる情報は基本的に開示する。
養子に開示するものとして実親から預かっているもの（手紙など）は改めて同意はとらずに開示する。
自治体ルールにより開示
実親に関する情報は、養子本人のケース記録として保管されていることがほとんどであるため、条例に基づき原則開示することになる。
実親には、同意、不同意を確認ではなく、基本的には子どもには伝えるものとして説明している。（5件）
同意・不同意の確認ではなく、基本的には子どもに伝えるものとして説明している。
子どもの生い立ちの整理、真実告知などで必要な内容（委託に至った理由など）については、実親の同意に関わらず子どもに説明している。（3件）
担当者がわかる範囲で、縁組成立後、記録開示を求められた事例がなく、決まりはない。
当自治体の情報開示請求手続きによる。
確認までできていない。
特に手順を定めていない。
現時点では不明
定めていない。
ルール化されていない
未整備
決めていない
未整理だった
決まっていない
事例なし
特別養子縁組成立時
特に定められていない。
特に定めていない。内容によって検討する。（2件）
定めていない
該当する事例はない
現状で対応を決めていない
養子が希望した時など、必要に応じて開示することになると実親に説明している。
養子の個人情報。当然開示対象となるが、実親の個人情報に係る部分は同意を得る必要があると思われる。
自己情報なので、子が理解できる範囲で開示していたが、今年度からは実親の同意を文書で取っている。
開示事例なく、その都度の検討になると思われる
2021年10月より、幹旋時に確認することとしている。

特別養子縁組を前提として里親委託するに先立ち、ライフストーリーワークの重要性を説明し、実親と養親に同意を確認している。
前例がなく、具体的には検討されていない。正式な同意となるのかわからないが、「将来子どもが知る必要があるので教えてほしい」というような言い方で情報を確認している。
相談があった際に検討
子どものために必要な情報は伝えたいことを説明し、理解を求める。
縁組成立の同意を得た際に実親へ同意の説明を行う
ケースの状況により判断する。
個別に対応を検討
自治体の個人情報保護条例と厚労省通知（子家発0326第1号）に従い判断している
記録開示していない。
記録開示における同意の確認はしていないことが多い
実親に同意の確認はしていない。

2 実親の情報を養親に開示することについて

	民間養子縁組あっせん機関		児童相談所		全体	
	回答機関数	パーセント	回答機関数	パーセント	回答機関数	パーセント
1_あっせん時に、実親に同意・不同意の確認をする	14	77.8%	46	29.7%	60	34.7%
2_情報の開示の求めがあった時点で、実親に同意・不同意の確認をする	6	33.3%	41	26.5%	47	27.2%
3_その他	2	11.1%	54	34.8%	56	32.4%
無回答	1	5.6%	29	18.7%	30	17.3%
全体	18	100.0%	155	100.0%	173	100.0%

2 実親の情報を養親に開示することについて（自由記述）

「3_その他」を選んだ場合、その具体的な内容（自由記述）

民間養子縁組あっせん機関

裁判を通じて家裁の調査官より開示される場合もあることを伝えている。
実親の個人情報もあるのでどこまで話していいか確認している
通常、養親による子育て開始の時点で、実親は養親に直接会う機会があるので、その時に、必要な情報を実親が直接養親に伝えることができています。

児童相談所

里親委託であるため、里親（養親候補者）には実親の情報を開示するものと考えている。（3件）
委託に必要な情報として、養親に実親の情報を伝えている。
里親委託期間中に限り実親の情報を開示している。
実親の情報については、委託前に伝えて委託を判断してもらっている。
病歴など子どもの養育について必要な情報は伝えると説明。（2件）
病歴など子どもの養育に必要な情報は伝えると説明
病歴など、子どもの養育について必要な情報は伝えると説明している。
病歴等、子どもの養育について必要な情報は伝えると説明。
病歴など子どもの養育について必要な情報を伝えると説明している。
里親のため、守秘義務がある中で必要な情報共有をしている。
里親委託時に実親の情報は伝えている。
実親には里親の元に行くことを確認する。養親には必要最低限の説明にとどめる。
縁組成立の同意を得た際に実親へ同意の説明を行う
斡旋時点で、実親の住所氏名等以外の情報は提供済みであり、縁組成立時点で、住所氏名等開示されることになっている。
特別養子縁組を前提として里親委託するに先立ち、ライフストーリーワークの重要性を説明し、実親と養親に同意を確認している。
（1）その他で記載したように説明して得た内容を、里親に委託する時点である程度教えている。家裁に申立てした時点で開示もされる。
委託に至る事情は口頭及び文書で説明している。
2021年10月より、斡旋時に確認することとしている。
委託をする際に、書類で伝えている。
自治体の個人情報保護条例と厚労省通知（子家発0326第1号）に従い判断している
里親委託時の措置関係書類として規定
受け入れ打診の際に出した情報以上のものは原則出していない。
実親の同意は確認していない。
担当者がわかる範囲で、縁組成立後、記録開示を求められた事例がなく、決まりはない。
現時点では不明
定めていない。
ルール化されていない
未整備
決めていない
未整理だった
決まっていない
事例なし（2件）

特に定められていない。
特に定めていない。内容によって検討する。(2件)
定めていない
該当する事例はない
現状で対応を決めていない
子どものために必要な情報は伝えたいことを説明し、理解を求める。
養子縁組のために必要な情報は実親に確認した上で事前に提供している。それ以上の実親の個人情報は基本的には開示していない。
当自治体の情報開示請求手続きによる。
開示事例なく、その都度の検討になると思われる
相談があった際に検討
ケースの状況により判断する。
措置開始決定時に説明。
個別に対応を検討
条例に基づき、個別に判断することになる。
記録開示していない。
記録開示における同意の確認はしていない
特別養子縁組成立時

3_養子の情報を実親に開示することについて

	民間養子縁組あっせん機関		児童相談所		全体	
	回答機関数	パーセント	回答機関数	パーセント	回答機関数	パーセント
1_あっせん時に、養子に同意・不同意の確認をする	7	38.9%	12	7.7%	19	11.0%
2_情報の開示の求めがあった時点で、養子に同意・不同意の確認をする	7	38.9%	59	38.1%	66	38.2%
3_その他	7	38.9%	64	41.3%	71	41.0%
無回答	1	5.6%	34	21.9%	35	20.2%
全体	18	100.0%	155	100.0%	173	100.0%

3 養子の情報を実親に開示することについて（自由記述）

「3_その他」を選んだ場合、その具体的な内容（自由記述）

民間養子縁組あっせん機関

養子の生育状況を、実親の希望に応じて、報告することを前提として、縁組の支援を行っている。
子どもが自分で判断できない年齢の場合は、養親に開示についての同意を得る
実親から児童の様子について聞かれた場合に、直接のやり取りはないが、協議会を通して養親に確認した内容を口頭で伝えることもある。
養親に託した後は児の情報を実親に話すことはない。
養子の情報を実親に開示することは想定していない。
最年長が2歳なため、養親の了解を得て行っている。

児童相談所

担当者がわかる範囲で、縁組成立後、記録開示を求められた事例がなく、決まりはない。
家裁の審判書での情報にとどまり、開示の申出を受けたことが今までない。
養子の情報を実親に開示することについてのルールや方針等は定めておらず、ケースバイケースで判断する。
開示を希望されたことはなく、具体的に検討されていない。
現時点では不明
定めていない。
ルール化されていない
未整備
決めていない
未整理だった
決まっていない
事例なし（2件）
乳幼児のため、意向確認が困難。
特に定められていない。
現時点で例がない
委託時は幼児であり確認していない。
該当する事例はない
現状で対応を決めていない
実親から求められた場合は、原則養親の住所氏名は開示せずに、必要最小限の情報は伝えている。
養子の年齢が低い場合が多いため、あっせん時や情報の開示の求めがあった時点で養親に同意・不同意を確認する。養子の年齢が高ければ養子自身にも同意・不同意を確認する。（2件）
縁組成立前は親権者である実親に開示するが、縁組成立後は基本的には非開示。ただし、場合によっては、あっせん時や情報の開示の求めがあった時点で養親に確認したり、養子の年齢が高ければ養子自身にも確認することもある。
あっせん時や情報開示の求めがあった時点で、養親に同意不同意を確認。
養子の年齢が低い場合が多いため、あっせん時や情報の開示の求めがあった時点で養親に同意、不同意を確認する。養子の年齢が高ければ養子自身にも同意、不同意を確認する。
養子の年齢が低いことが多いため、あっせん時や情報の開示の求めがあった時点で養親に同意・不同意を確認する。養子の年齢が高ければ養子自身にも同意・不同意を確認する。
情報の開示が「子どもの最善の利益」に叶うものかを見相として判断（2件）
当自治体の情報開示請求手続きによる。
特別養子縁組成立後は基本的に開示しない。どうしても必要な場合は養子及び養親に確認。

開示の求めがあった時点で養親に確認
情報の開示の求めがあった時点で養子が未成年の場合、養親に同意・不同意の確認をする
開示事例なく、その都度の検討になると思われる
養子が未成年者であれば、親権者である養親への確認も必要であるとする。（3件）
相談があった際に検討
実親へ何を伝えるかを、養子に確認をする。
ケースの状況により判断する。
養子が、求めれば検討することもあります。
個別に対応を検討
当事者の同意が必要ないと判断された範囲の内容を提供している
条例に基づき個別に判断することになる。
原則開示しない。（3件）
特別養子縁組成立後は基本的には情報は開示しない。
実親が養子の情報開示を求めた例がない。
記録開示していない。
原則、開示しない。
養親の情報を基本的に開示していないため
縁組成立後は親権者変更するため原則開示できない
縁組成立後、実親から養子の情報を求められた事例はない。情報開示の求めがあった際、当所から実親に養子の情報を開示することはない。
基本的に開示しない
縁組成立前は実親（法定代理人）には開示できる範囲を開示する。縁組成立後の養子の個人情報は基本的には開示していない。
開示しない（3件）
基本、開示しない
特別養子縁組成立時点で、実親との法的関係は消滅することから、児相側から特に情報提供することはない。
検討していない
記録開示における同意の確認はしていない
養子は幼く判断できないことがほとんどであるため確認はしない。
自治体の個人情報保護条例と厚労省通知（子家発0326第1号）に従い判断している

4_養親の情報を実親に開示することについて

	民間養子縁組あっせん機関		児童相談所		全体	
	回答機関数	パーセント	回答機関数	パーセント	回答機関数	パーセント
1_あっせん時に、養親に同意・不同意の確認をする	9	50.0%	23	14.8%	32	18.5%
2_情報の開示の求めがあった時点で、養親に同意・不同意の確認をする	11	61.1%	68	43.9%	79	45.7%
3_その他	3	16.7%	47	30.3%	50	28.9%
無回答	1	5.6%	33	21.3%	34	19.7%
全体	18	100.0%	155	100.0%	173	100.0%

4 養親の情報を実親に開示することについて（自由記述）

「3_その他」を選んだ場合、その具体的な内容（自由記述）

民間養子縁組あっせん機関

通常、養親による子育て開始の時点で、実親は養親に直接会う機会があるので、その時に、必要な情報を実親が直接養親に尋ねることができている。
基本的に、実親と養親の接点はないので開示することはない

児童相談所

担当者がわかる範囲で、縁組成立後、記録開示を求められた事例がなく、決まりはない。
家裁の審判書での情報にとどまり、開示の申出を受けたところが今まで無い。
詳細は伝えていないことが多い。
現時点では不明
定めていない。
ルール化されていない
未整備
決めていない
基本的に伝えない
決まっていない
事例なし（2件）
特に定められていない。
該当する事例はない
現状で対応を決めていない
簡易な情報のみ開示することもある
情報の開示が‘子どもの最善の利益’に叶うものかを児相として判断（3件）
当自治体の情報開示請求手続きによる。
開示事例なく、その都度の検討になると思われる
相談があった際に検討
実親が養親の情報を知ることによって子どもを安心して宅せることを伝え理解を求める。
ケースの状況により判断する。
実親が特別養子縁組を希望した時点で、法的関係がなくなる説明を行い、養親については児相側からは必要最小限の説明にとどめている。
個別に対応を検討
養親の情報を実親に開示することについてのルールや方針等は定めておらず、ケースバイケースで判断する。
当事者の同意が必要ないと判断された範囲の内容を提供している
条例に基づき個別に判断することになる。
原則開示しない。（3件）
養親の情報は実親には開示しない。
記録開示していない。
原則、開示しない。
養親の情報は基本的に開示していない
縁組成立後、実親から養親の情報を求められた事例はない。情報開示の求めがあった際、当所から実親に養子の情報を開示することはない。
開示しない。
基本的に開示しないこととしている。

養親の情報は開示しない。別途、養親からの申し出があった場合のみ。
養親の情報を実親には開示していない
基本的に開示しない
養子縁組のために必要な情報は養親に確認した上で事前に提供している。それ以上の養親の個人情報は基本的には開示していない。
開示しない（3件）
養親の情報は秘匿である。
教えていない。
記録開示における同意の確認はしていない
家裁で申立ての際に、養親・実親は双方の住所等がわかることになるとあっせん時に伝える。
家庭裁判所審判の際に互いの氏名及び住所がわかると説明
自治体の個人情報保護条例と厚労省通知（子家発0326第1号）に従い判断している

問7 貴機関、貴所が記録開示以外で行っている、口頭を含む実践上の情報提供についてお聞きます。（2021年4月1日時点）

問7_1_問合せに応じた単純な記録開示以外に、口頭を含む実践上の情報提供を行っていますか。（あてはまるものをすべてお選びください。）（※複数回答）

	民間養子縁組あっせん機関		児童相談所		全体	
	回答機関数	パーセント	回答機関数	パーセント	回答機関数	パーセント
1. 貴機関・貴所が直接行う子どもへの真実告知	7	38.9%	46	29.7%	53	30.6%
2. 貴機関・貴所が直接行う子どもへの生い立ち情報の提供等	7	38.9%	78	50.3%	85	49.1%
3. 養親による真実告知に必要な相談・情報提供	17	94.4%	130	83.9%	147	85.0%
4. 養親による生い立ち情報の提供等に必要な相談・情報提供	15	83.3%	118	76.1%	133	76.9%
5. 上記いずれも行っていない	1	5.6%	12	7.7%	13	7.5%
6. その他	4	22.2%	13	8.4%	17	9.8%
無回答	0	0.0%	9	5.8%	9	5.2%
全体	18	100.0%	155	100.0%	173	100.0%

問7_1（自由記述）

「6_その他」を選んだ場合、その具体的な内容（自由記述）

民間養子縁組あっせん機関

他の養親の取り組み紹介、研修提供、養親同士で集まり意見交換する場の提供
最年長が2歳なため、養親にのみ行っている。
相談・問い合わせの内容に応じて、上記の対応をしている。
通常、養親による子育て開始の時点で、実親は養親に直接会う機会があるので、その時に、必要な情報を実親が直接養親に伝えることができている。また、実親の意向次第で、定期的に、子どもの生育情報を実親に報告したり、実親および養親の意向次第で、写真や手紙の交換、実親から子どもへのプレゼントの送付を、当会が仲介して行っている。

児童相談所

近年、特別養子縁組成立後に情報提供等の支援を行なった事例がないため、回答できない
里親支援機関が実施している研修への参加勧奨
基本的には養親から養子に伝えることを基本としているが、必要な場合には直接養子に行う場合もある。（3件）
養親から養子に伝えることを基本としているが、必要な場合には直接養子に行う場合もある
基本的には養親を通すが、希望があれば養子に直接話をする。
ケースの状況により判断する。
措置中であれば、児童担当の児相が告知・生い立ちの整理等を実施する場合もあるが、特養成立後は、養親から真実告知をすることが基本。
真実告知や生い立ち整理は養親からの希望あれば必要に応じて当所職員も一緒に行う。
情報の開示に至るケースがなかった。
個別に協議し判断している
上記を必要時（相談があった際）に対応
直接支援を行うこともできる旨のアナウンスはしているが、実際に求められた事例がないため、まだ対応していない。
里親委託する際、当所で調書を作成し養子や実親に関する情報を伝えており、その他必要に応じて情報提供している。

問7_2_（1で「上記いずれも行っていない」以外を選ばれた場合にお答えください）
情報提供における同意の確認について（あてはまるものをすべてお選びください。）（※複数回答）

1 実親に関する情報を養子に提供することについて

	民間養子縁組あっせん機関		児童相談所		全体	
	回答機関数	パーセント	回答機関数	パーセント	回答機関数	パーセント
1_ あっせん時に、実親に同意・不同意の確認をす	11	64.7%	35	26.1%	46	30.5%
2_ 情報提供を行う時点で、実親に同意・不同意の確認をする	8	47.1%	27	20.1%	35	23.2%
3_ 当事者の同意が必要ないと判断された範囲の内容を提供している	4	23.5%	53	39.6%	57	37.7%
4_ その他	2	11.8%	15	11.2%	17	11.3%
無回答	3	17.6%	40	29.9%	43	28.5%
全体	17	100.0%	134	100.0%	151	100.0%

問7_2

1 実親に関する情報を養子に提供することについて（自由記述）

「4_ その他」を選んだ場合、その具体的な内容（自由記述）

民間養子縁組あっせん機関

情報提供を行うに当たり、改めて実親の意向を確認することが適切だと判断した場合には、実親に連絡を取り、同意・不同意の確認をしている。
通常、養親による子育て開始の時点で、実親は養親に直接会う機会があるので、その時に、必要な情報を実親が直接養親に伝えることができている。養親から、子どもへ情報を提供することができている。

児童相談所

児童の年齢や能力に応じて、自らの出自を知ることができる手続き（戸籍謄本の入手等）を案内
将来養子が実親の情報を求めてきた際に、当所が把握している範囲で情報を提供する可能性があることについて実親に口頭で説明している。
近年、特別養子縁組成立後に情報提供等の支援を行なった事例がないため、回答できない
必要に応じて親権者に確認。
口頭で確認をする場合もある。
ルール化されていない
ケースの状況により判断する。
養子の年齢に応じて、必要な情報は養子側に伝えるように配慮している
特別養子縁組成立時
記録開示における同意の確認はしていないことが多い
個別に協議し判断している
児童の希望・理解のレベルに応じ、悪影響がないと判断する内容を提供
いずれ必要な情報として委託開始時に情報提供
実親には、必要な情報を養親や養子に伝える必要があることの説明はするが、同意不同意等の確認はしていない。
情報提供の内容によっては情報提供の時点で改めて実親に確認をする場合もある。

2 実親に関する情報を養親に提供することについて

	民間養子縁組あっせん機関		児童相談所		全体	
	回答機関数	パーセント	回答機関数	パーセント	回答機関数	パーセント
1_あっせん時に、実親に同意・不同意の確認をす	12	70.6%	35	26.1%	47	31.1%
2_情報提供を行う時点で、実親に同意・不同意の確認をする	8	47.1%	26	19.4%	34	22.5%
3_当事者の同意が必要ないと判断された範囲の内容を提供している	5	29.4%	62	46.3%	67	44.4%
4_その他	2	11.8%	14	10.4%	16	10.6%
無回答	3	17.6%	37	27.6%	40	26.5%
全体	17	100.0%	134	100.0%	151	100.0%

2 実親に関する情報を養親に提供することについて（自由記述）

「4_その他」を選んだ場合、その具体的な内容（自由記述）

民間養子縁組あっせん機関

情報提供を行うに当たり、改めて養親の意向を確認することが適切だと判断した場合には、実親に連絡を取り、同意・不同意の確認をしている。
通常、養親による子育て開始の時点で、実親は養親に直接会う機会があるので、その時に、実親が養親に伝えておきたい情報を実親が直接養親に伝えることができています。

児童相談所

養子に出される経緯を説明する際に、実親情報を最低限で口頭で情報提供しているが、実親に同意・不同意の確認はしていない。
近年、特別養子縁組成立後に情報提供等の支援を行なった事例がないため、回答できない
里親委託期間中に限り実親の情報を開示している。
ルール化されていない
ケースの状況により判断する。
特別養子縁組成立時
委託の際に、一定程度情報提供する。
里親のため、守秘義務がある中で必要な情報共有をしている。
個別に協議し判断している
いずれ必要な情報として委託開始時に情報提供
実親には、必要な情報を養親や養子に伝える必要があることの説明はするが、同意不同意等の確認はしていない。
里親としての委託開始時に教えている
里親委託時に実親の情報は伝えている。
情報提供の内容によっては情報提供の時点で実親に確認をする場合もある。

3_養子に関する情報を実親に提供することについて

	民間養子縁組あっせん機関		児童相談所		全体	
	回答機関数	パーセント	回答機関数	パーセント	回答機関数	パーセント
1_あっせん時に、養子に同意・不同意の確認をす	4	23.5%	7	5.2%	11	7.3%
2_情報提供を行う時点で、養子に同意・不同意の確認をする	7	41.2%	37	27.6%	44	29.1%
3_当事者の同意が必要ないと判断された範囲の内容を提供している	5	29.4%	44	32.8%	49	32.5%
4_その他	4	23.5%	34	25.4%	38	25.2%
無回答	3	17.6%	39	29.1%	42	27.8%
全体	17	100.0%	134	100.0%	151	100.0%

3_養子に関する情報を実親に提供することについて（自由記述）

「4_その他」を選んだ場合、その具体的な内容（自由記述）

民間養子縁組あっせん機関

子どもを委託後に実親に情報提供することは想定していない
養子の情報を提供するにあたっては、現在の状況についてアップデートを必要とすることが多い。そのため、養子や養親に連絡を取り、情報の提供を求める主旨を説明し、同意を得た上で、得られた情報を実親に提供するようにしている。
養子の生育情報を、実親の希望に応じて、報告することを前提として、縁組の支援を行っている。
新生児縁組のため同意は得ていない。

児童相談所

基本的には、実親の求めだけで養子に関する情報を伝えることはない。
縁組成立後、実親から養子の情報を求められた事例はない。情報開示の求めがあった際、当所から実親に養子の情報を開示することはない。
特養成立前であれば、実親が親権者であるため、必要があれば児童の様子などを情報提供する場合はあるが、成立後に提供することはない。
養子の情報を実親に開示することについてのルールや方針等は定めておらず、ケースバイケースで判断する。
特別養子縁組成立後、実親に養子の情報を提供した事例はない。
縁組成立前の委託中であれば、成長の状況を伝えることもあります。
近年、特別養子縁組成立後に情報提供等の支援を行なった事例がないため、回答できない
実親から求められた場合は、原則養親の住所氏名は開示せずに、必要最小限の情報は伝えている。
特別養子縁組成立後は基本的には情報は開示しない。
情報の開示が'子どもの最善の利益'に叶うかどうかを兎相として判断（3件）
基本的には情報提供を行わない
個人情報保護の観点から、情報提供できない旨を説明（2件）
縁組成立前は実親（親権者）には可能な範囲で情報を伝えている。
情報の開示の求めがあった時点で養子が未成年の場合、養親に同意・不同意の確認をする
情報提供していない（3件）
養子の年齢や情報提供の内容によっては、里親にも確認を行う場合がある。
必要に応じて親権者に確認。
口頭で確認をする。
提供していない。
ルール化されていない
行っていない
ケースの状況により判断する。
養子が幼く意思確認できない場合は里親に同意を確認
養子の理解力(年齢)や状況(実親の存在を養子が知っている)等ケースの状況による。
現時点で例がない
個別に協議し判断している
養親に同意、不同意の確認をする
検討していない
事例なし
基本的には教えない。

4_養親に関する情報を実親に提供することについて

	民間養子縁組あっせん機関		児童相談所		全体	
	回答機関数	パーセント	回答機関数	パーセント	回答機関数	パーセント
1_あっせん時に、養親に同意・不同意の確認をす	8	47.1%	13	9.7%	21	13.9%
2_情報提供を行う時点で、養親に同意・不同意の確認をする	8	47.1%	34	25.4%	42	27.8%
3_当事者の同意が必要ないと判断された範囲の内容を提供している	5	29.4%	39	29.1%	44	29.1%
4_その他	2	11.8%	32	23.9%	34	22.5%
無回答	3	17.6%	38	28.4%	41	27.2%
全体	17	100.0%	134	100.0%	151	100.0%

4_養親に関する情報を実親に提供することについて（自由記述）

「4_その他」を選んだ場合、その具体的な内容（自由記述）

民間養子縁組あっせん機関

通常、養親による子育て開始の時点で、実親は養親に直接会う機会があるので、その時に、実親が希望する養親に関する情報を、実親が直接養親に尋ねることができている。
情報提供を行うに当たり、改めて養親の意向を確認することが適切だと判断した場合には、実親に連絡を取り、同意・不同意の確認をしている。

児童相談所

基本的には、実親の求めだけで養親に関する情報を伝えることはない。
実親から求められた場合は、原則養親の住所氏名は開示せずに、必要最小限の情報は伝えている。
近年、特別養子縁組成立後に情報提供等の支援を行なった事例がないため、回答できない
養親の情報は実親には提供しない。
家庭裁判所審判の時に、互いの氏名や住所がわかると説明
基本的に、養親に関する情報は実親に情報提供していない。
提供していない。（2件）
養親に関する情報を実親に開示していない
養子縁組のために必要な情報であれば、養親に確認した上で説明する。縁組成立後は情報を提供していない。
個別に協議し判断している
養親の情報を実親に開示することについてのルールや方針等は定めておらず、ケースバイケースで判断する。
情報の開示が'子どもの最善'の利益に叶うかどうかを兎相として判断（3件）
基本的には情報提供を行わない
個人情報保護の観点から、情報提供できない旨を説明（2件）
情報提供していない（3件）
情報提供の内容により、改めて確認を取る場合もある。
伝えていないことが多い。
ルール化されていない
基本的に伝えない
行っていない
ケースの状況により判断する。
開示しない
基本的に養親に関わる情報は実親へ提供していない。
事例なし
里親委託とした時点で、実親宛の措置開始通知書に里親の住所氏名等を記載している。
基本的には教えない。

問8 貴機関、貴所における特別養子縁組成立後の支援として、個別の支援とは別に、取り組んでいる子どもへの支援、養親への支援、実親への支援についてお聞きます。（2021年4月1日時点）

例えば、行事、当事者グループ、会報やニュースレターの発行（WEBを含む）、研修会、関係者・機関の連携に関する会議、自立支援プログラムの実施（避妊のための教育、高等教育を継続するための支援、自立支援等を含む）、ソーシャル・アクションなどがありましたら、ご教示ください（自由記述あるいは資料などをご提供ください）。

問8_1 子どもを主な対象とするもの（自由記述）

民間養子縁組あっせん機関

養親交流会やワクチン接種で来院時に发育状況を見て、遊んだりしている（新生児委託なので、最年長が3歳）
養親家族で構成されている自助グループの参加を促す。
縁組家族の会を開催（本部及び各施設ごと）
養子当事者のための交流会。全国の地域をブロックに分け、年に数回交流会として養子同士幼いころから交流し、養子当事者として孤立しないような関係性を構築している。
養子縁組家族の集いの中で、専門家によるリトミックなど音楽を通じた遊びの機会を設けている。誕生日カードとクリスマスカード、入園や入学のタイミングでの手紙送付。
定期的開催される養親家族の会では、児童の年齢に分けて交流する時間を設けている。不定期で行っている近隣の養親家族の交流会では保育士からの育児における遊びや絵本の読み聞かせなどについて時間を設けた。
養親による子ども主催の会のプラットフォーム提供、子どもが学校の課題として当機関の取組を選択した時のお手伝い、など。
ニュースレターの発行、講演会開催、HP/SNSによる情報発信
親子サロン（就学前の子ども対象・親子参加、月1回）、キャンプ（小学生以上の子どものみ参加、年1回）、運動会（親子参加、年1回）
高校生以上の子どものによる、情報交換の機会を定期的に設けている。2021年4月1日時点では、コロナの影響で、オンラインで開催している。

児童相談所

特別養子縁組里親が集まる会の活動があり、その活動には子どもも参加できるため、その中で子ども同士が交流することができる。
里親サロン等で、同じ立場の児童との交流支援
特別養子縁組サロンに養親子で参加
特別養子縁組成立後に、子どもの発達上の課題が出てくる事案が多い。子どもの发育状況を確認するため、乳幼児を対象とした里親サロンを、フォスターリング機関で企画している。
里親サロンの託児や里親会員による昼食会等により、里子同士の交流あり。
里親サロンの開催（3件）
月に2回里親サロンを開催し、子ども同士、里親同士が交流を行えるようにしている。
・中高生を対象としたセミナーを年に1回開催しているため、成立児も参加している。
・里親サロンにて、遊びに来てくれる成立児がいるので、その際に、様子を確認している。
里親サロン・里親会（当事者グループ）・セミナーなどのイベント
里親サロンに養親と同伴した際に声掛けする等し相談しやすい関係を維持する。
里親会主催の交流会、イベントへの参加
里親会主催する里親サロンの開催場所の提供等と子どもの保育等の協力。
里親会が主催する里親サロンへの参加勧奨。
里親会や里親相談支援機関が主催する里親サロンへの参加勧奨。
養親子サロンの開催
学校へ出向いて、個別の会議を実施。必要があれば、発達検査を実施。
里親会への入会のもと、イベント参加など
里親会行事等での交流
里親支援機関に委託し、子どもへのキャンププログラムなど行っている。
里親会の行事への参加、スマートフォンの使い方講座への参加

特別養子縁組成立後も里親会に加入をしている場合は、里親会から活動への参加案内がされている。児童相談所からは、特段の案内はしていないが、相談希望があれば、ニーズに合わせて対応している。
里親支援専門相談員、フォスティング機関と定期的に会議を行い、里親登録中の養親のもとで生活する養子の状況を情報交換。必要な支援について検討している。
特別養子縁組成立者に限定したものではないが、里親登録されている方には自治体の里親家庭に対する研修等について情報提供を行っている。また、里親会加入者の場合、里親会主催行事への参加の機会がある。
心理員による面接
里親会が主催する交流会の案内、里親会のおたよりの送付等
成立後、半年間の定期訪問（発達状況の確認）。

問8_2_養親を主な対象とするもの（自由記述）

民間養子縁組あっせん機関

養親親子の情報交換、交流を目的にした交流会を年に1～2回開催している。
養親子グループ、会員制SNS等のプラットフォーム提供、オンライン受講できる養育支援クラス（離乳食、育児相談、タッチケア、おててサイン、真実告知等）、養親向けカウンセリングサービスの提供など。
親子サロン（就学前の子ども・親子参加、月1回）、運動会（親子参加、年1回）、月刊紙・年刊誌の送付、養親ゼミナールの開催（真実告知や思春期などのテーマで年に数回・成長した養子の子どもの話を聞く研修を年に1回）
定期的で開催される養親家族の会では、愛着形成や、告知などテーマを決めて講師を招いた勉強会を開催している。コロナ禍においてリモート開催となっているが、これまではパーベキューなどの交流もあった。ここ数年は養親家族の会に養親当事者も運営に携わりニュースレターの発行なども行っている。地域では地域会なども開催されている。
養親家族で構成されている自助グループの参加を促す。研修会などの情報提供。
行政への書類の手続きや養育に関しての全般に対してアドバイスを行っている。養親交流会を独自に設置、不定期ながら開催している。
縁組家族の会を開催（本部及び各施設ごと）、会報の発行（本部のみ）
発達障害など養親向けの座学の実施。真実告知の方法について学ぶシンポジウムの開催。障害や疾患のある児童に対する基金の設立。会報の作成。西日本・東日本に分けて養子縁組家族のための大規模な交流会の実施。
定期的に養子縁組家族の集いを実施し、そこで養子縁組に関する制度の説明や他家族との交流。児への誕生日カードとクリスマスカード、入園や入学のタイミングでの手紙送付。
希望者には、ニュースレターを送付する、先輩の養親を紹介する、等をしている。
養親サロン（開催予定）
意見交換会、情報交換用の機関紙の発行（編集作業も、養親が行う）、シンポジウム開催（企画、運営も、養親が行う）。

児童相談所

養親への支援事業を自治体から受託している里親支援センターが、研修会や里親サロン等を実施している。
養親向けのサロン（茶話会）などを行っていた。
里親どおしのつながりや、意見や情報交換の機会として、養子縁組前提で里親委託中および養子縁組成立後の里親の交流会を開催。
特別養子縁組成立後に、子どもの発達上の課題が出てくる事案が多い。養親が気軽に相談しやすい場を提供するため、乳幼児を対象とした里親サロンを、フォスタリング機関で企画して、発達相談や子育ての悩み相談に対応している。
特別養子縁組を希望している里親と、すでに成立した里親が交流できるよう児童相談所でサロンを開催。
特別養子縁組親子サロンの定期開催。特別養子前提で委託中の里親子、成立後の養親子を対象。
特別養子縁組サロンの開催
養子縁組里親が集えるサークルを開催し、日頃の養育に関する悩みや申立てに関することなどを里親同士で話し合える機会としている。
里親同士の交流等のために里親サロン（カフェ）を定期的で開催している。それ以外に、里親会や里親支援専門相談員を中心となって特別養子縁組里親が集まる会を定期的で開催している。
里親会の主催する里親サロンの開催場所の提供等と子どもの保育等の協力。
里親会への案内や里親支援機関が主催する里親サロン、研修等への案内。
希望があれば、里親支援機関と一緒に訪問。里親会主催する研修等の協力。
里親支援機関に委託し、養子縁組後の養親も対象に含めたサロンを行っている。新生児委託で子供を受託した里親、養親を対象にしたサロンを行っている。
定期的に茶話会（お話会）を実施している。

支援機関によるサロン等。
里親サロンを実施。
里親サロンの紹介
・児童相談所が実施する里親研修会 ・里親会が実施する里親研修会、里親・里子交歓会、里親サロン
里親サロンの開催、さとおや通信の発行、里親支援研修の開催
里親サロンの開催、支援研修の案内
里親サロンの開催
・里親向けの研修を行っている。 ・里親サロンでの支援を行っている。
月2回にて里親サロンを開催し、情報共有、相談の場を設けている。月によっては陶芸教室やお父さんサロンを開催し、里親と子どもの活動の場や里父の相談の場を設けている。
月に2回里親サロンを開催し、子ども同士、里親同士が交流を行えるようにしている。
里親サロン・里親会（当事者グループ）・通信等お便りの発行・テーマ別支援研修
里親会の活動への連携・協力
真実告知・ライフストーリーワークなどの研修会を実施している。また里親相互交流（里親サロン）を実施している。
里親サロンでの交流、同じ年齢の里子をもつ里親同士の交流（里親会会員や里親支援専門相談員の協力）
里親登録が続いていれば、里親さんの定期訪問 P C I T の実施 フォスタリングチェンジプログラムの実施 里親サロンによる情報交換の場の提供
特別養子縁組成立後も、養育または養子縁組里親として名簿に登録されている里親については、当所主催の里親サロン（里親同士の交流会）や応用研修等の開催時に案内を送付し、参加を促している。
特別養子縁組成立後も地域の里親会に加入継続している方が多い
里親会が中心に実施されている。
里親会主催の交流会、イベントへの参加、里親会のニュースレター送付
里親会行事に参加して相談や情報提供を行う。
特別養子縁組成立後も里親登録を継続してもらい、研修会や里親サロン等の里親会活動に参加することで、養育に関しての知識や技術を身につけたり、他の里親とも交流を図るようお願いしている。
特別養子縁組成立者に限定したものではないが、里親登録されている方には自治体の里親家庭に対する研修等について情報提供を行っている。また、里親会加入者の場合、里親会主催行事への参加の機会がある。
里親サロンの実施。里親・養親向けの研修を行っている。里親向けの通信の送付。（2件）
年に数回、当事者グループを開催
里親サロン等で、同じ立場の里親との交流支援
里親会への継続的な所属を促し、同じ立場の養親（特別養子縁組成立）とつなげるようにしている。
里親会の主催する里親サロンでの研修会の協力（里親会を支援する里親支援専門相談員と研修内容の検討など）
養親子サロンの開催、登録里親向けの研修
養育懇談会の開催
里親養育懇談会を開催し研修的な内容も実施している。市全体としては、里親更新研修や現任研修を実施している。
児童相談所主催で、養育懇談会を年3回開催。テーマを決めた勉強会や講話とグループワークで、里親の懇談を行う。その際に、養育里親と縁組里親の区別なく担当地区在住の登録里親に声をかけている。

里親会内の特別養子縁組里親のグループが主催する研修会で養親向けの講義を行ったことがある。 (3件)
里親登録している場合は、里親支援機関および里親会（自助団体）が開催している各種研修（法定の更新研修、養育スキルアップ研修）や行事への案内
・ワークショップや講演会を実施。里親登録のある養親に対し、案内を送付。
真実告知・ライフストーリーワークなどの研修会を実施している。また里親相互交流（里親サロン）を実施している。（再掲）
里親相談員の訪問、心理士相談
里親サロン・里親会（当事者グループ）・通信等お便りの発行・テーマ別支援研修
里親支援研修
他の里親の真実告知の事例紹介や、個別相談に応じる。研修会の実施。
成立後、半年間の定期訪問（養育状況の確認及び養育相談）。
子育てサロン、研修などへの参加勧誘。
真実告知に関する研修をはじめ、里親に対する研修を年間複数回実施。
乳児院主催の特別養子縁組成立後の養親向け当事者会の案内。
里親会入会のもと 研修会、イベント案内、会報誌やニュースレターの発行
真実告知をテーマにした研修会実施。里親だより発行。
フォスタリング機関が開催する真実告知などの研修開催
真実告知、ライフストーリーワーク等について、研修や里親サロンでの話題に取り上げ、耳にした り意識する機会を設けること
・里親支援員による家庭訪問。 ・子どもが必要とするサービスがあれば、その情報提供。 ・研修会や集いの場の開催及び案内。
特別養子縁組成立者に限定したものではないが、里親登録されている方には自治体の里親家庭に対 する研修等について情報提供を行っている。また、里親会加入者の場合、里親会主催行事への参加 の機会がある。
研修会の実施。
里親に対する研修会の案内、実施
養子縁組里親に特化してはいないが、里親会活動（研修会、交流会への参集）等を行っている。
里親会の案内や、里親支援機関が主催する里親サロンや研修などの案内。
当事者グループ（特別養子縁組が成立した親子）が集まるサロンへの案内
里親会が主催する交流会の案内、里親会のおたよりの送付等
NPO法人が作成している特別養子縁組里親向けに作成された冊子を提供。
里親支援専門相談員、フォスタリング機関と定期的に会議を行い、里親登録中の養親の状況を情報 交換。必要な支援について検討している。
必要に応じ、里親、地域の関係機関や出身施設職員等が参加する「里親応援ミーティング」を開 催。
里親会・関係機関等を紹介

問8_3_実親を主な対象とするもの（自由記述）

民間養子縁組あっせん機関

シェルターをもち、出産後の生活が安定するまでの相談支援を行っている。
実親向けカウンセリングサービスの提供、など。
予期せぬ妊娠において個々の背景に応じて包括的性教育を実施している。若年妊娠や性暴力被害の場合などは、必要に応じて精神科などの専門医につなぐ、低用量ピルの処方などを理由に定期的な当院への外来受診を促している。特別養子縁組に児童を委ねた経緯やその後の悲嘆や喪失を家族の中で支えられていない実親の場合など、当院のスタッフが継続的に関わっているケースもあり、長期的な支援も続いている。
人生の節目節目に連絡をしている（EX:高校を卒業した、お誕生日）
養子として委託した児童の成長報告とアルバムの送付。また再会を希望している場合、再会の調整や仲介。交流の仲
婦人科の定期健診の勧め
SSWや母子保健担当保健師との連携
希望者には、ニュースレターを送付している。
生活再建に向けた支援が必要な場合、他の機関（行政機関）への紹介、同行など実施

児童相談所

実親からの相談があれば対応。

問8_4_その他（自由記述）

民間養子縁組あっせん機関

現段階では未実施ですが、民間企業との連携による「就労支援プログラム」の提供を企画・検討しています。
関係機関向けの研修やコンサルテーション、時々ニュースレター、SNSによる発信、など。
養親家族において児童に発達などに障害があり、生活上の支障がある場合は必要に応じて心理支援につなぐ、心理士によるセラピーなどを実施している。
実母の立場の女性にとって、特別養子縁組に至ることは大変なことです。学校のこと(高校生の場合、出産が学校に知られると、多くは退学になります)、パートナーとの関係性、家族内での人間関係などなど。私は、その前の教育、学校に置ける性教育の必要性を痛感します。学校に講演に行く時には、必ずこれらの話をします。厚労省として、社会的養護への取り組みと同時に、性教育の推進を積極的にしてほしいと思います。
養子縁組後相談窓口を立ち上げ、当法人で養子縁組支援を受けた家族だけでなく、他機関・他団体を通じて養子縁組した家族からの相談にも応じている。

児童相談所

近年は事例がない。平成27年以前の事例において、養親が児相との関わりを望まなかったので支援はしていないが、養親の了解のもと町福祉と情報共有し、支援を行う傍ら、関わった児童福祉施設を通じて支援を行っていたことがある。
里親子へ里親行事や特養が成立した里親子が集う会の参加を促す。
特別養子縁組成立後も必要があれば相談に乗ることを里親に伝えている。また、1～2年に一度、生活の様子を電話で確認している。
今後は、望まない妊娠出産等において、医療機関等との連携が必要と思われる。 また、幼少時からの成長に応じた実践型の性教育の必要性を感じる。
2021年4月以降は養子縁組成立後も福祉司指導として発達のフォローや真実告知の大切さを伝えるなど半年間、家庭訪問や通所を通して指導を行っている。
里親支援専門相談員による養親や子どもへの支援

問9 特別養子縁組成立後の支援について大切にしていること、工夫していることについて、ご教示ください。（2021年4月1日時点）（自由記述）

民間養子縁組あっせん機関

障害をもつ子どもを縁組した家庭が、地域の支援機関と繋がり子育てできるように、連携すること。養親と定期的にコンタクトを取ることで、困りごとなどがなく聞き取りを行う。
成立後の家庭に対しては、それぞれの居住地域での子育てを進められるよう助言を行っている。また就学前まで年に1度の養育レポートの提出と、交流会参加を促している。養親同士のネットワークの場を提供し、月1回程度の近況共有をし、支援が必要なときに遠慮なく連絡できるような関係作りに努めている。
真実告知について。養子・養親・実親の意向それぞれを尊重し、適切に行えるようにしている。
本法人は、あっせん機関をまだ立ち上げたばかりで、特別養子縁組成立もまだ1件しかないが、成立後の課題としての真実告知や出自を知る権利を養親任せにせず、一緒に考えていきたいと思っている。又、本法人は赤ちゃん縁組を主としているので、出産直後の新生児期からの養育相談に応じ、発達、成長を見守っていきたくて考えている。
あっせん機関ならではの支援を見極めて、迅速に適切なタイミングで支援を提供していく事。
子どもを委託する前、委託中から、担当者、団体と気軽に連絡をとれる関係を築いておく。機関紙の送付、行事や研修への誘いなど、縁組成立後も団体と「つながっている」ことを意識してもらう。ケースによっては、入園・入学、誕生日、クリスマスなどにカードを送り、よりつながりやすくしておく。ケースによっては、子どもにとっての環境の変化が予測されるタイミング（入園・入学・進級など）で、こちらから積極的に様子伺いの連絡をする。
特別養子縁組委託後の家庭訪問、成立後の家庭訪問を必須とし、その間にも行政の地域の保健師や児童相談所との連携を必要に応じて行っている。本自治体近隣で当院に来院可能な家族については交流機会を設けている。成立した養親ご家族には定期的に開催している未委託の養親希望者向け説明会にゲストとしてご家族で参加いただき、特別養子縁組を考えた経緯や児童を迎えるまで、迎えてからなどの体験をお話いただく機会を設け、振り返る機会としている。また、定期的に養親家族の会を開催し、講演会や交流会を主に行っている。養親家族の会への参加は事前に働きかけるが、何らかの事情で不参加だった養親家族とは個別に連絡を取るなどし状況確認などを行っている。傾向としては児童に発達の遅れがみられたり、告知が進んでいない養親家族の参加が遠のく傾向があり、個別に家庭訪問やメール等を通してのやり取りを注意深く行っている。
今は、法律が変わったのでできませんが、以前はアメリカの日系の方へのあっせんも行っていました。そこから学んだことが大きく、私はウソや隠し立てのない養子縁組を心がけています。また、実母への支援が大切で、立ち直りのためにも、ずっとコンタクトを取り続けています。実母が望むのであれば、子どもの成長の様子を知るためにも、ラインで写真を送っています。もちろんそれは、養親の許可を得てしています。子どもが幸せに育ててもらっていることを知ることは立ち直りへの何よりのことと思います。やがて、実母も新たなパートナーができ、自ら児を産み、育てる中で、段々とフェイドアウトしていきます。私は、すべてうまくすぐのベビーの養子縁組のあっせんをしています。育てられない赤ちゃんを産み、手放すことは大変につらいことです。実母のことがあまり論議されないのは、残念です。
実親や養親と定期的に連絡をとり、良好な関係が保てるようにしている。
新生児委託なので、まだ1例目の児が来年就学（本部が中心に連絡）、市内および近隣の養子は3歳になるかならないかで、保育園に通うようになっているため、家族以外の方々への周知（告知？）と養子自身への告知の問題が出てきている。できる限り同じ環境の養親家族との交流を深めて情報交換が行えるように関わっている。民間の施設なので、退職しない限り異動がないので、生母・養親をよく知っている者が相談に乗れている。
個別に相談があれば丁寧に助言する。子どもさんの誕生日にはおめでとうメールを送る。可能な限り養育報告をもらうことで子どもさんの成長を確認する。

実働しているスタッフの主となる者たちが養親当事者、実親当事者で多く構成されており、養親・実親いずれの立場からも当事者の視点に立って支援を行えるようにしている。いずれの当事者も社会的には未だマイノリティであることをよく理解し社会の中で孤立しないように、幼い頃から地域間での交流を行い、当事者同士の悩みを共有しやすくしている。
実親の支援についても期限を決めているわけではないが、成立後は連絡がつきにくくなるが多い。養子縁組したことを思い出すことが辛い方もいるので、あまり積極的な働きかけはしていないが、連絡があった場合は丁寧に対応している。 養親と子どもに対しては、永久的な支援を行うこととしている。児の誕生日、クリスマス、入園や入学時にはカードを送付しつながりを途切れさせない。 定期的に家族の集いを開催し、直接会える機会を設定している。 特別養子縁組あっせん法が成立する前のあっせん家族については、告知ができていない家庭もあり、こちらが関わることに拒否的なご家族もある。それでも、子どもが必要とした時に対応できるようにバースデーカードやクリスマスカードを送付するなどつながりを途切れさせないようにしている。
養子の特性、発達に伴うニーズに応じて、受託先の行政機関や相談機関と連携して、養親と養子が必要な支援を受けられるよう、連絡調整に努めている。養親と養子には、記録を永年保存していることを伝え、養子がルーツ探しを希望する際には、いつでも相談に応じることを説明している。 ルーツ探しを希望する相談者には、面談の機会を設け、ルーツ探しの動機や理由、課題や葛藤を明らかにし、どのような支援を提供することができるか、所内で検討し、支援に当たっている。
当事業所は立ち上がったまもないので、成立後支援についての実績はほとんどないが、特別養子縁組という同じ状況の家族同士が繋がり情報交換をしたい、という養親もおられるので、そのための養親サロンは必須と考えている。あまりかかわりを持ちたくないとする養親もいると思われるが、その場合はその思いも尊重するが、ただし情報提供は続けていく。真実告知については迷っている養親もあり、養親サロンを通じていろいろ例を紹介したり事業所で作成した絵本なども利用しながら支援していくことにしている。
子どもが、自分の生まれ、育った背景を、大切なものとして受け止められるよう、支援している。 そのために、産みの親の方が困難な状況の中、子どもの幸せを願って特別養子縁組を選んだ気持ちを、育て親がしっかり受け止め、子どもに伝えられるように支援している。 産みの親は、子どもを養親に託した後にも、子どもの育ちを案じている場合が多い。その気持ちを尊重し、子どもの育ちを知りたい、という場合には、定期的に写真を送るといった支援を行っている。子どもに対し、お誕生日やクリスマス、成人のプレゼントを贈りたい、という場合には、事務局が仲介し、送り届けるようにしている。直接、面会を希望する場合には、事務局のスタッフ立会いの下、面会の機会を設けている。

児童相談所

成立後に出来る限り多くの支援機関とともに家庭訪問を行い、成立後の相談支援体制について養親の希望も聞きながら決めるようにしている。基本的には地域の里親支援専門相談員、フォスティング機関が定期的に関わり、必要に応じて児相の相談に繋がってもらうかたちになっている。
養親には成立後についても里親支援センターとの繋がりを持ってもらい、里親支援センターと児童相談所との情報共有を行っている。
養親や養子からの相談ニーズに合わせて丁寧な関わりを行っている。児童相談所だけでなく、里親支援機関が継続して支援している場合もあるため、児童相談所と里親支援機関が日ごろから密に連絡を取り合い、かつ定期的に会議を開催し情報共有と支援について振り返りと見直しを重ねる等、有意義な連携を図っている。 養親のニーズを丁寧に聴きながら里親会の紹介、地域の児童福祉部門への紹介など、養親が孤立しないように支援につなぐ。(2件)
里親会や市町村とつながれるように、養親さんに伝えている。里親会の研修に参加し、顔を合わせるようにしている。
養親や養子からの相談ニーズに合わせて丁寧な関わりを行っている。里親支援機関が継続して支援している場合もあるため、児童相談所と里親支援機関が定期的に会議を開催し、情報共有と支援について連携を図っている。養親子サロンの紹介など養親が孤立しないように支援へつなぐ。

里親サロンや研修などに参加している親子の様子について、気になることがあれば主催する里親会や里親支援機関からも連絡が入るように連携を密に行っている。
フォスタリング機関が2020年度に設置されたため、フォスタリング機関等と里親が切れ目なくつながるよう連携をしている。成立後の養育における悩み等を気軽に話せる環境作りが大切である。
・児相での継続的な訪問が終了しても、今後、真実告知、ルーツ探し、子どもの発達上の課題のこと等で悩んだ時はもちろんのことそれ以外においても、里親家庭で抱え込むことなく、児相のサロンや里親支援研修等への参加を促し、今後も支援していくことを伝えている。 ・里親担当が経験不足なことも実感としてあるため、経験豊富な里親等相談支援員にも助言をもらうことや同席面接をしてもらい協同して対応している。
特別養子縁組成立後、半年間は継続指導もしくは2号指導を行っている。里親支援専門相談員に月1回の家庭訪問を依頼することが多いが、必要に応じて、地区の福祉司・心理士・里親担当も関わるようにしている。また、月に1回、里親支援連絡会議を開催し、適切な支援を行えるように検討する場も設けている。特別養子縁組成立後も困った時に相談できる環境を作るため、里親会への参加や研修への参加を促し、横の繋がりを大事にすると共に、支援者が対応できるように心がけている。
児童の発育や養親の養育について、児相だけでなく、里親会会員や里親支援専門相談員等と連携し、継続的に支援すること。 特別養子縁組成立後も、里親会等において、里親同士が顔をあわせて話し合う場の提供をしている。（特別養子縁組と養育里親に分けての里親サロンの実施）
・里親支援機関が児童の措置解除後も関わり、里親相談員の訪問や心理相談、研修等を行っている。（里親登録を継続している方に限る）
特別養子縁組成立後は、児童相談所の委託措置も切れるため、支援が行き届かなくなることが多い。声を出さない養親が孤立しないようにと、地域の里親支援機関（フォスタリング機関）で連携して、積極的に里親サロンへの参加を呼び掛けたり、家庭訪問等を実施し、養親の声を拾うように努めている。
養親には、里親会やフォスタリング機関、地域の子育て担当課、保健センターとの情報共有、同行訪問を行い、養親が子育てで孤立しないよう支援している。
子が成長するにつれ、問題や悩みが出てきた時に相談できる機関の紹介。相談できる機関への顔つなぎをする。
特別養子縁組成立後の支援は、フォスタリング機関へ委託しており、必要に応じて定期的に訪問し養親や子どもの状況を把握し、必要な情報提供を行ったり、養親同士が情報交換できる場として、養親サロンを開催したりしている。
里親登録を継続している場合は、里親支援専門相談員や里親支援機関と連携して支援にあたっている。
養親については、縁組み成立後であっても、「未委託里親」として里親登録を残したままである。未委託里親訪問の一環として、養親から支援要請がなくとも、最低、年に1回はアフターフォロー訪問を行い、養子養育上の悩みや困り感、真実告知等に関して、気軽に相談ができるよう、里親支援専門相談員とも連携し、継続した関係構築に努めている。
保育園入園や健診等の手続きに関して、里親が在住する市町村から支援を受けられるよう、委託中から必要に応じ連携を図る。また、マッチング中から里親等相談支援員と連携し、訪問等による支援を行う。特別養子縁組成立後は、里親等相談支援員が中心となり支援を行う中で、必要に応じ情報共有を行う。特別養子縁組成立後に、当所による支援が必要となった際は、通常の相談として対応する。
・特別養子縁組成立後も、里親や子どもが児童相談所に継続的に相談ができるように、縁組成立後に里親委託解除と同時に継続的な相談を希望する里親家庭には、判定会議にて当該児童に継続指導をつけ、ケースワーカーと児童心理司が担当する。原則、年2回の家庭訪問で状況を把握しながら、必要時に速やかな対応ができるようにしている。継続的な関わりを希望しない場合も、里親登録している場合には、里親担当から研修案内や里親ひろばの情報をお送りするとともに、里親担当にも相談できる体制を整えている。（別紙参照）

・養育状況から児童相談所支援の可否を判断し、支援の主体を市町村へ移行していく。 ・市町村のできる支援、児相のできる支援をそれぞれ伝え、養親の相談先となる。
特別養子縁組後の支援を児童相談所が中心となっていくことがなかなかできないため、里親支援機関に協力を求めている。
出自を知ることは児童の権利であることの説明と共に養親の不安に寄り添う支援体制の構築。家庭裁判所に申立てし、親子関係が成立した後、児童ケースをすぐに終了せず、6か月程度様子を見ている。その後、児童ケースは終結するが、里親登録の継続を促し、里親支援専門相談員やフォスターリング機関とのつながりを維持している。小学校にあがる時、学校で出自にふれる授業がある時などに支援できる体制を整えている。
・ニーズに沿った支援を行うこと（前年度、ニーズ調査アンケートを実施） ・養育支援委員会の継続 ・里親支援専門相談員らと連携し、心配な養親子をつないでもらい、必要に応じ通所支援を実施している。
・定期的に様子を確認、ニーズに対応する。 ・施設に配置されている里親支援専門相談員と連携し、訪問等を実施。 ・地域の資源（保健師や親子教室など）へのつなぎを行う。 ・発達にリスクのある児が多いため、経過をみながら医療機関等へのつなぎを行う。 ・告知について助言を行う。
成立後、養親から希望があった場合は、地域の里親支援専門相談員など、継続して支援してくれる関係者につないでいる。
縁組成立を機に里親登録を削除したり当所からの積極的な支援を望まないケースもあるため、成立前の段階から市町や子育て支援センター等、成立後も継続して関わることができる機関に結びつけることを意識している。
養親に対する相談方法の教示、里親支援専門相談員との連携
養親と子どもと伴奏しながら、子どもの成長・発達を共有し、子どもの暮らしの安定、養子であることの告知を含めた必要な対応や支援について一緒に考え実施していく。
法改正に沿って、特別養子縁組成立後も半年間を目途に継続支援を行うよう留意している。
真実告知、ライフストーリーワークの必要性を伝え里親を支えつつ取り組めるようにする。 子どもの関係や発達で心配があれば成立後も相談してほしいことを伝えていく。
特別養子縁組成立後は、支援機関も里親さん自身も安心しがちになってしまうため、些細な変化に気づけるよう小まめに連絡をとるようにしたり、月1回家庭訪問を行うなどしている。
養親、養子が孤立を感じなくて済むこと。養親が中途養育について必要な知識を学ぶ場があること。継続的に集まれる場や相談できる場を提供することで、養育の先々への不安を軽減できること。
特別養子縁組成立後も、里親登録を継続していただき定期的な連絡が取れるような状況をできる限り保つ。それにより、何か問題が生じたときに相談がしやすくなると思われる。
縁組成立後も養親が当所に相談しやすいように電話・訪問等でつながりを持っている。
・将来の告知や生い立ちの整理を念頭に置いた実親聴取、記録。 ・縁組成立後、困った時に相談ができるような切れない関係性の構築。
縁組後も、里親の立場としての相談や児童の相談を気軽にしていけるように、定期的な訪問・面接、意向確認（さらなる養育希望）、当所が主催する養育懇談会のお誘いなどを行っている。
特別養子縁組成立後に、養親の希望により心理検査等も含め支援した事例がある。養親が困ったときに相談しやすいよう、良い関係性で閉止できるのではないかと思います。

◆大切にしていることは、児童相談所との関係を切らないこと。工夫していることは、特別養子縁組成立後もサロンへのお誘い、体験談講師の依頼、一時保護の依頼など、その都度連絡を取り合ったりして日々の成長の様子や困りごとを聞いたり、相談できる関係でいられるように維持すること。
◆大切にしていることは、特別養子縁組後も「支えられるよ」と特別養子縁組前から刷り込むようにしている。里親登録があれば各サロンにて、里親登録がなくても18歳までは地域の児童と同様に、児童相談所（里親担当）も協力しながら、相談を受けることができるようにしている。特別養子縁組の有無、里親登録の有無、18歳を超えた元里子に関係なくルーツ探しや真実告知についても、できる限りの支援はできることを伝えているとともに、記録には些細なことであっても残すようにしている。また、児童を預かる時には、実親からできる限りの情報（実親、親族、名前の由来、出産時や妊娠期の実親の思い、実親の写真、実親との児童の写真等）を集め保存し、児童が「知りたい」「会いたい」と言った時に役立てるように保存している。特に名前は実親からの最初のプレゼントと位置づけ、新生児であっても実親に名付けてもらい、特別養子縁組の際も、改名せずに大切にしてもらうよう説明している。
里親を継続していただくことで、児童相談所としての養子縁組成立後の状況確認やアフターフォロー、様々な情報提供が可能である。 このため、養子縁組成立後も里親を継続し、他の養子縁組家庭との相互援助などを行っていただくことをお願いしている。
・施設から里親委託へ措置変更となり、特別養子縁組が成立したケースについては、真実告知に向けて施設入所時の児童状況の情報提供が可能であることを支援終結時に伝えている。また、子育てに関して任意相談を受けることができる旨伝えている。 ・養子縁組あっせん事業所を経由して特別養子縁組を申し立て、家裁から当所に調査囑託があったケースについては、特別養子縁組成立後に養育で困ることがあれば、任意相談を受けることができる旨伝えている。
相談ニーズがある場合や子育てについて不安がありそうな養親には、なるべく関わりを継続するようにしている。
特別養子縁組成立後の育児等の相談は、通常の相談のとおり市町村と児童相談所との役割分担で対応することになるが、相談が児童相談所になされた場合は、できる限り児童相談所で対応することを考えている。
・真実告知が行われているかどうかを確認している。 ・成立後も、子どもの養育での悩み（例：発達相談、不登校相談など）も対応することを伝え、適宜声掛けをしている。
特別養子縁組成立後も、養親や養子から相談があれば、適宜相談に応じている。 児童のルーツ探しのため、カルテは永年保存されている。
特別養子縁組成立後も、長期的な支援として、里子の成長を共有し、里子の情報をつかむように心がけ、特別養子縁組に委託した児童も知的障害や発達障害等またはグレーゾーンのリスクが高い児童多いことを念頭におき、子育ての困り感を抱え込んでいないか、おせっかいを焼きながら、時には発達検査の連絡調整をしている。 発達年齢に応じた、タイムリーな支援を心掛け、支援研修等参加を勧奨したりしている。
養親が安心して子どもを養育できるように、真実告知や発達に応じた相談等、支援ができるように対応している。
困った時に相談できるように日頃から関係を作っておく。
養親のもとで子どもが健やかに育つように子どもと家庭を援助すること。
養子縁組成立後も、子供の養育について悩みがあればいつでも相談していただけるよう助言している。 また、養子縁組が成立した子どもへの真実告知について、時期や告知内容などを情報提供し、養親及び養子にとって最善の方法で行われるよう支援している。
養親が孤立した養育を行わないよう、状況把握と適切なフォローが必要だと思います
特別養子縁組成立に伴う里親委託措置解除後も児童相談所への相談が可能であることを伝えてい。研修会、里親会の行事、里親登録更新の際等にその後の状況確認を行っている。

縁組み成立後、少なくとも半年間から1年程度は養育状況の確認等のため家庭訪問を行い、必要な相談支援を行っている。
・特別養子縁組成立時に、困ったことがあればいつでも相談にのることができることを伝え、成立後に相談があれば対応をする。 ・特別養子縁組をした子どもについて将来的に同じ境遇の子が知り合いにいた方が子どものためになると考えており、他の特別養子縁組里親を紹介する。 ・特別養子縁組をした人にしかわからないことも多くあるため、先輩里親を紹介する。
特別養子縁組成立後であっても、児童相談所に気軽に相談できる旨を説明している。実際に相談があった際も、丁寧に対応している。
里親登録を継続する里親に対しては、未委託里親支援として訪問や電話による状況把握
・必要性が感じられるケースについては縁組成立後も定期的な訪問等で支援を続けている。 ・里親委託解除、里親登録消除になると少しずつ当所との関わりは薄れていくことが多いが、サロンの案内は送り続けている。
・事前に承諾を得た上で、同じ立場の養親（特別養子縁組成立）とつなげるようにしている。 ・児童相談所と関係が続いている場合は、真実告知等のアドバイスをするようにしている。
養親や養子からの相談ニーズに合わせて丁寧な関わりを行っている。児童相談所だけでなく、里親支援機関が継続して支援している場合もあるため、児童相談所と里親支援機関が密に連絡を取り合い、過去定期的に会議を開催し情報共有と支援について振り返りと見直しを重ねる等、有意義な連携を図っている。養親のニーズを丁寧に聞きながら、里親会の紹介、地域の児童福祉部門への紹介など養親が孤立しないように支援につなぐ。
里親会の入会を勧め、継続的につながり親子の支援または新しい里親さんへの支援をしていたできるようにしている。
できる限り、地域や里親会と繋がり、孤立することを防いでいる。成立後、気軽に子育ての相談ができる先として、地域の子育て支援課の担当職員への繋ぎを丁寧にしている。
養子縁組を理解した支援者が必要であり、可能な限り特別養子縁組後の事後フォローとして里親サロンや電話相談には対応している。
縁組成立後は委託児童でなくなるので、里親会の活動等も通じながら里親支援の観点から、できるだけ状況把握に努めている。
一方で、縁組成立後は次第に関わりが疎遠になり、里親登録を辞退されるケースも認められる。
養親が子育てで孤立しないよう里親サロンへの参加、里親会とのつながり等を促している。 真実告知の重要性を伝える。 成立後も真実告知、ライフストーリーワークについて、児童相談所が相談対応をしていることを伝える。
成立後も里親サロンの活用や里親会の行事の参加等を通し、里親同士の繋がりを継続することを推奨している。 意向調査アンケート等で心配な様子がみられるようであれば、電話連絡にて様子を確認してフォローすることを心がけている。
里親に向けて、真実告知、ライフストーリーワークなど、研修会やサロンなどで耳にしたり意識したりする機会を設けるために話題にすること。 特別養子縁組成立に向けた委託中の訪問場面で、委託成立後数年を経た後での、特別養子縁組成立家庭ならではの悩みがあることを伝え、相談先や里親家庭との繋がり的大事さを伝えること。 特別養子縁組に出す実親から、子どもが大きくなった時のために、子どもに向けた手紙や写真など、子どもがルーツ探しをする際の手掛かりになるものをできるだけ沢山預かること。
先輩の縁組里親等との交流の支援。悩みや課題の共有・情報交換をすることのできる場が必要。
養育家庭と違い、養子縁組は成立後に里親仲間の繋がりが無いので相談できる人がいなくて孤立しないようにサロンなどの開催を継続して行いたいと思っている。
養親が気軽に相談できるよう、里親会等につないでいる。
里親登録を辞退されるとその後の支援ができないので、引き続き里親登録を残してもらえよう当事者のサロンへ声を掛けるなどをしている。
真実告知について、相談があった場合には対応出来るよう、先輩里親との交流の機会をもってもらえるように（先輩里親に）声をかけておいたり、参考として関連書籍について購入したりしている。

母子保健等へのちいきへのつなぎ、里親会へのつなぎ
特別養子縁組成立後も真実告知やルーツ探し等、縁組にまつわる様々な課題があるが、情報や支援も不足しており、周囲の理解なども十分ではないと思われる。必要に応じて相談を受けると共に、里親同士が情報交換や相談が行えるよう、配慮をしている。
電話連絡をしたり、成立後も里親として登録いただいている方には研修や里親サロンの案内を送る等、成立後も関係が切れないようにしている。
特別養子縁組を経験した当事者が気持ちや悩みを発するためには、児童相談所と繋がるだけでなく、当事者同士の繋がりがあことは大切だと考える。
・養親が孤立しないよう、里親サロン等で養子縁組里親を紹介。 ・真実告知等の研修案内。
里親当事者グループのサロン活動の利用及び、今後養育上の悩みが生じた際は当所を含む関係機関に相談するよう助言している。
生い立ちの整理について相談に乗り、養親が希望する場合には一緒に行う。
養子のアイデンティティに関わる部分は大切に支援していきたいと考えている。
特別養子縁組成立後も、「養親が真実告知に関する不安感を持っている」という話をよく聞くので、その不安感を和らげたり、拭えるような対応ができるように努めていきたい。
養子への真実告知やライフストーリーワークへの支援を依頼されたら、ニーズに応えられるよう努めている。産まれた時の様子や名前の由来、実母の写真を求められることも多いため、できるだけ委託の際に実母から同意を得て、聞き取りや写真撮影をし、養親へ情報提供している。
養親の子育てに関する思いや真実告知の状況など確認のうえ、支援方針を里親支援の関係者と共有し検討する。
・個別こどもの成長に伴う相談対応 ・真実告知の時期や方法などの相談対応 ・こどもの出自を知る権利の尊重（こども自身（子どもが成人後も）から、ニーズがあれば、丁寧に対応）
将来的にルーツ探しを養子が希望した際には、スムーズに応じるようにと助言を行っている。
縁組成立後半年間は児童福祉司指導として関わることにしている。養親の意向を大切にしながら、真実告知や、就学先への説明等を行っている。
・登録前の研修時に、特別養子縁組を希望される里親に対し、制度の説明だけでなく、養親に求められることや真実告知についても理解を深めてもらうようにしており、委託前にも再度確認している。
真実告知を継続的に行うための支援が必要だと感じている。前述の支援も措置解除後は困難となる場合が多いので、措置中に必要なケースは行うよう配慮している。
本児には出自を知る権利があり、特に人事異動で職員が変わるためできる限り情報を記録として残すようにしている。
2021年4月1日時点での工夫等はないが、本調査回答時点（2021年11月17日時点）では、下記のような工夫をしている。 ・特別養子縁組成立後、「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんを受けて養子となった児童に関する記録の保有及び当該児童に関する情報提供の留意点について」と同様の様式を作成し、実親及び里親へ調査や情報開示の有無を確認し、紙での保存をしている。 ・特別養子縁組申立前から、実親との交流がある場合は、特別養子縁組後も円滑な交流支援を行えるように、そのルール作り等を行っている。
特別養子縁組親子に特有の真実告知について共通の課題として話題提供、参考になる絵本、DVDの紹介や貸し出しを行っている。
子どもの知る権利の保障の為、特別養子縁組成立児童の記録は永年保存としている。大人になってから生い立ちを知りたいと来所するケースもあり、必要な時に、必要な内容を開示できるような情報の収集と保存が重要であると感じる。
支援事例がないため、将来の対応を想定しての回答になるが、特別養子縁組前提での里親委託は乳幼児となることが多いため、発達面の課題の有無を分かる範囲で記録している。 委託の際には、昼間大人が居る家庭を優先的に選んだり、先々の保育所利用の必要性を伝える等している。

特別養子縁組家庭は、孤立しやすい養育環境でもあるので地域の支援者に広く情報共有を行い、一般の地域児童としての関わりのなかで成長に応じた支援を行っていくことを重視している。
養子縁組が成立し、里親委託を解除した後、半年間は児童福祉司指導として里親子の状況を見守り、必要に応じて支援をする。
マッチングは丁寧に行う。
支援の事例がまだまだ少なく、今後充実していく必要がある。
養育者が孤立しないことを心がけている。
実親の同意が翻えられないことが、子どもにとって最も大切だと思っているので、委託する時に実親の覚悟、意向をきちんと聞き取り委託を決める。里親にも翻りの可能性があること、その上で子どものために養育をしてもらうこと。

問10 特別養子縁組成立後の支援について、課題として感じることや提案（必要な政策等を含む）がありましたら、ご教示ください。（2021年4月1日時点）（自由記述）

民間養子縁組あっせん機関

障がいをもつ子どもの縁組家庭の数が少ないことがあり、同じ悩み（境遇）を語り合える自助グループや、特別な課題（医療的、福祉的、療育等）に対応できる専門スキルを持ったスタッフが必要。
養育負担の高い子ども（委託時の年齢が高い、障害児・医療的ケア児など）の養育については、養親が地域で手厚い支援を得ることができるようにしていただくのと併せて、支援するあっせん機関への助成もいただきたい（全団体一律ではなく）。また、高年齢児の受託家庭は育休取得が出来ないが、特別養子縁組の育休取得は子どもの年齢によるのではなく、委託時期から1年または1年半、というように考える方式にしていきたい。また、障害児・医療的ケア児を受託した家庭には、育休延長できる制度を設けていただきたい。
問9に書いていることですが、私は、すべてボランティアとしてあっせん事業を無料でしています。もちろん、後のケアも無料です。当事者から金銭を徴収することは困難です。経済的に厳しくなっています。なんらかの補助があればありがたいことです。
・養親、実母共に遠方にお住まいなため、フォローに限界がある。 ・「養親希望者手数料負担軽減事業」について、令和2年度については全国でわずか5自治体しか助成されていません、各自治体の予算に委ねているため平等ではない。 ・団体が廃業に至った時に国の1カ所に記録を保管と開示ができるシステムを構築する必要がある。
問題が生じてからの相談が入ることも多く、途中の養育経過が十分に把握できないことも多い。近隣に居住している養親は、行事や研修にも参加しやすく、つながりやすいが、遠方の養親とは物理的につながりにくい。発達における課題があった場合、特に遠方への委託になると支援が十分にしにくい（関係機関（学校等）と連携しにくいので）。子どもに告知をしていなかったり、団体とのつながりを求めない養親に対しては支援しにくい。（場合によっては、他機関から問題が生じた（施設入所等）を聞くこともあるが、介入できない）
養親の居住地が遠隔の場合、連携の施設と情報共有はしているが、支援が十分なのだろうかと思う。行政から委託され縁組成立まで、里親手当が支給されるが、民間委託の場合、里親手当が支給されないの、行政委託と同様に支給してほしい。新生児委託なので、医療費も含め非常にお金がかかる。
縁組成立後の家庭訪問は難しいため、リモートを活用して支援の機会を増やしたい。
実親の場合委託後に結婚等で状況が変わり、養子との交流の継続やまた再会を求めても応じてもらえない。また引っ越しや連絡先が変わってしまい、児童が希望してもその後の追跡ができず交流や最新の情報の開示が難しくケースが少なくない。
成立した後も実親支援を継続するように通知されているが、実際には積極的な関わりを望んでいる方が少なく難しい部分がある。 子どもの知る権利などの原理原則のようなものはあるが、実践経験が浅く相談援助演習の研修をどのように進めていくが課題。 民間と行政との連携が難しい。民間であっせんした場合、民間がフォローするからという理由で児童相談所での支援は継続されない場合もある。子どもにとっての最善の支援を民間と行政と両極でしていけたらと思う。自治体によって取組方が全然違うことを感じている。全国の児童相談所で共通認識を持ってもらいたい。
養子縁組が成立した後の実母の支援について、出産後実子を手放した後の精神的ケアや自立するまでの経済的支援等課題が多く、一機関だけでは支援できない。我が子を育てられないから養子に出すという経済的貧困や社会的孤立等実母の実態を踏まえ、何らかの実母に対する支援が必要と思われる。
実親が未成年の場合、児を託した後のコンタクトをなかなかとりにくいと思う。

縁組成立後に、産みの親と連絡がつかなくなる場合が多く、子どもを育て親に託す前に、産みの親と当会の相談員との間の関係性を深めることが必要だと感じている。そのために、縁組前の相談を丁寧に行うことができるように、子育てが困難な状況が見込まれる妊婦、あるいは困難な状況にある子育て中の方に、特別養子縁組を選択肢に含めた相談事業があることを知って頂けるような施策を進めて頂きたい。
「養親希望者あっせん手数料軽減事業」をほとんどの自治体で採用しておらず、ごく一部の養親にしか還元されていない現状がある。厚生労働省からの各自治体への採用促進をぜひお願いしたい。また、民間あっせん団体は全国各地の養親へ子どもを委託するため、成立後にできる支援には限界がある。ぜひ、地域の里親支援機関や支援グループに、民間あっせん機関で縁組した養親も入れていただき、地域でつながりを持って子育てをできるような仕組みを整えていただきたいと思います。
ルーツ探しを支援するに当たり、個人情報の保護に関する法律が児童の知る権利よりも優先されることが、厚生労働省より通知されたこと、同通知には、情報が誰のものなのか、どこまで開示することが妥当かについては、詳しい説明がないこと、養子が知りたいと求める情報は客観的な事実だけでなく、実親や実家族の複層的なエピソードであることが多いが、実親の同意がない・同意が得られないことを理由に、こうしたエピソードを開示することができないとなると、養子縁組後支援に支障をきたし得ること、情報開示の方法については、定めないこと、を課題として感じる。養子縁組支援機関（児童相談所・民間あっせん機関を含む）によって、得られる情報に多寡があり、養子縁組後相談窓口には、情報が得られず、やりきれない思いをかかえた養子から、相談が寄せられることもある。どこで養子縁組をしても、等しく情報にアクセスできる支援体制の構築が必要である。また、養子となる子どもの年齢によっては、特別養子縁組が成立すると、子どもが育児休業の対象年齢から外れてしまう事例もあるため、養親支援の観点から、縁成立前養育の開始にともない、養親（候補者）が育児休業を取得できる制度の運用を望む。
真実告知について 実親・養子等の記録の保存管理について 相談員や支援者側の教育・研修をもっと実施して欲しい
特別養子縁組がゴールではなく、その後も築き続けるものであると考える。このため、委託後または成立後も育児の悩みや児童の発達に状況を確認し、必要に応じて適切な支援につなぐなど継続した支援が望まれる。養親や児童にとって養親の会など同じ境遇の仲間との出会いや交流が必要になるが、個々の努力によって活動が継続されるのではなく、これらの運営に必要な費用が補填されることや、各地域に包括的に支援できる組織が必要である。告知については児童の成長に合わせて行うことが重要であり、児童が成長し自身の出自について知りたいと思った時にも必要なことが伝えられるように適切に記録の管理をされることが望ましい。児童の個々のライフストーリーワークが専門職の介入によって作成され、必要におうじて喪失や悲嘆に対してのケアも必要である。現在は出自の記録を各あっせん機関で管理しているが、いずれは諸外国のようにデータベース化され行政で一括管理されることが望ましいと考える。

児童相談所

相談は受け入れるが積極的な支援はできていないのが現状。
・縁組成立後、当所が支援の必要性を感じるケース以外は個別支援はあまり実施できていない。 ・コロナの影響で交流行事が開催しにくい。 ・実親への支援は、ニーズがないこともあるが、全くできていない。
特別養子縁組成立後は、一定期間を経た後は養親の希望がない限り相談終了となるため、その後の経過が追いにくい。一部に養子であることを秘匿にしたい養親もいる。
特別養子縁組成立後は、措置解除するため、里親登録が継続されれば、定期訪問により、様子窺いができる。しかし、里親登録を削除すれば、措置機関と接点を持つ機会が養親側からの働きかけに限られるため、真実告知に関する支援が途切れる。 また、中途養育独特の困難さを抱える可能性は高く、特に実親の記憶の有る養子の場合は継続的な支援が必要。フォスタリング機関への業務委託など、支援の永続性をどう確保するか課題と考えている。

民間あっせん団体への登録に児童相談所での里親登録を要件にしているところがあり、そのためだけに里親登録相談に来られるケースがある。そのようなケースでは斡旋後里親登録の抹消を希望されることがあり、抹消後児相としての支援が終了してしまう。
特別養子縁組成立後も養育里親として活躍し、継続して里親会にも所属している養親については支援を行うことができるが、里親会に所属せず、成立後は児相とも極力連絡をとらない養親については、支援を行うことが難しい。
現時点では、里親登録を削除した里親については、児相との縁が切れ、長期的なフォローや状況把握が困難となっている。 真実告知やライフストーリーワークが子ども自身の権利として当たり前となっている時代において、実際の情報提供のあり方（具体的な方法、承諾書を取るなど）がある程度全国で標準化されるとよい。
特別養子縁組成立後、子ども同士、里親同士の繋がりを絶ち、里親登録を削除する方がいる。真実告知を行わないままとなり、小学高学年～思春期頃に子どもとの関係が不安定となったり、子どもに対応できなくなり、児童相談所を再び、関わるようになることが時々ある。真実告知をしっかり行うこと、子ども同士・里親同士、関係機関との関係が途絶えないような支援が必要だと思われる。
・児相のサロンに来ない里親の状況把握がなかなかできていない。民間のように手厚く支援が継続できると安心感にもつながっていくように思う。 ・特養成立後に里親としての活動をしておらず、登録辞退の意向がない方もいる。養育里親としての開拓なども広げていけると良い。 ・古いケース記録を見ていると、当時の記録が不十分なこともある。真実告知の際に役立てられるように、情報収集にあたっては漏れのないように記録を作成する必要がある。
・特別養子縁組成立後に、子どもの発達上の課題（障がい）が出てくる事案が多いため、養親に寄り添った相談支援と、適切な医療や療育機関につなげていくことの必要性を感じている。 ・真実告知の課題は、養親にとっては永遠の課題である。子どもの生い立ちの整理（ライフストーリーワーク）の実施については、里親支援機関、こども、養親が連携してやっていかなければいけないと感じる。
特別養子縁組成立後の児相からの支援（里親未委託訪問等）について、受け入れる里親と、拒否的な里親がおり、関係性に苦慮する場合がある。
いつまで支援を必要としているのか見極めが難しい。
縁組成立後は児童相談所との関係が希薄になりがち。支援機関と継続した関係を保ち養子のライフステージに応じた対応ができるよう、養親の研修・情報収集の機会があると良いです。
◆課題としては、特別養子縁組済みの実子の思春期の乗り越え方と考えます。そこで、本市では行っていないが、思春期サロンのような、大変だったことを語れる場、聞ける場を保証することが必要であると考えます。 ◆子どもの知る権利をどう守るのかに課題を感じます。真実告知の実施は里親にお願いをしていますが、里親が真実告知に拒否的であると、子ども自身が自分の生い立ちを知らないまま、特別養子縁組が成立し、児童相談所との関係が気薄になることもあります。里親登録せずに、30条で特別養子縁組を行うケースは、児童相談所（里親担当）が関わらず、真実告知について全く触れないこともあると思います。そこで、サロンを通じ真実告知の体験について里親同士が共有すること、児童相談所が実親や出生に関わる情報を、些細なことでもできるだけ記録として残すことが必要と考えます。 ◆養親の真実告知の考え方で、告知がされないままの児童がいる可能性と、思春期の対応かと思っています。特別養子縁組の前から、真実告知の大切さや時期について、サロンや個別面接で伝えるようにしている。また、特別養子縁組成立後であっても、18歳を迎える前は子育てサロンへの参加が可能なこと、里親登録があればミニサロン（里親等訪問支援事業）で対応できることや、通所支援に繋げることができるようにしている。最近は、特別養子縁組した児童が、思春期に入り様々な問題を相談されるようになり、まずは話を傾聴し、同様の悩みを持ちつつも、克服された先輩里親とミニサロンを通じ、横の繋がりを強化したり、通所支援に繋げたりしている。

特別養子縁組が成立し、児相のケースとして閉止となる場合は支援を継続することが難しい。あまり児相に干渉されたくないという養親もいる。ただ、子どもの発達には遺伝の影響が5割程度関係すると言われており、成長のなかで実親の特性と思われる部分が発現することがある。困ったことが起きたときは、児童相談所で対応できることを伝えているが、普通の実親子として生活していき特別養子縁組が成立して10年程度経過し、養子が思春期になった際などに養親子関係が不安定になることがある。幼少期に安定した養育が出来ている場合、児童相談所の関わりが終了している場合が多いため、思春期の支援が課題とを感じる。(2件)
発達の課題が顕著となってきた場合や、思春期の対応など、縁組成立後数年たってから生じる課題について、養親は一般的な子育て中の課題なのか、養子養育故の課題なのか悩まれることがあるが、養子養育の特徴を踏まえた支援が可能である児童相談所が担当者も変わっており継続的な支援が難しい。
養子が思春期になった際などに養親子関係が不安定になることがある。幼少期に安定した養育ができていない場合、児童相談所の関わりが終了している場合が多いため、思春期の支援が課題とを感じる。
・養子縁組里親として委託中の支援はあるが、実際に特別養子縁組成立後の支援はそれに特化したものはないのが現状。個別に相談があれば対応したり、里親として真実告知などのテーマでの里親サロンに参加してもらうなどに限定される。 ・特別養子縁組成立後の養親として直面する課題への対応や、子どもへの支援体制の不足を感じる。 ・養親の受け止め方もいろいろあり、法律上の実子となっていることで、児童相談所のかかわりを敬遠する考えの方もいるため、支援の難しさもあるように思われる。
上記のように縁組成立後を機に里親登録を削除するケースも多く、成立後に考えられる養育上の課題や真実告知等に対して継続的にフォローすることが困難であること。
・特別養子縁組成立後は養育里親と異なり、継続して児相のケースワーカーが関わっていないため、養親は児相に相談し難く、児相の支援が不足している。例えば保育所等への入園、学校に入学する際に、養親であることの説明等を養親のみで担っている。また、真実告知後のフォローなども現状できていない。里親登録を辞退すると、児相との関係はさらに疎遠になり支援が困難となる。成立後も一貫して支援する機関が必要なのではないかと感じる。 ・児相が実親と継続して関わりがない場合だと、真実告知の際などに、実親と接触がとれないこともある。 ・また、里親会という組織はあるものの、養子縁組里親のみの当事者団体は当自治体では確立していないため、身近な相談相手が不足している状況がある。
それぞれの個別の児童記録、里親記録のみであり、特別養子縁組成立した家庭の情報が整理されていない現状である。児童の改名を行ったケースもあるので、将来的に児童がルーツ探しのために来所した時に、すぐに情報を取りだせるように工夫するとともに、特別養子縁組に関する支援を行ったケースが蓄積されるようにしたいと思う。
養子の知る権利、養親の知らせたくない権利、実親の知られたくない権利をどうやって整合させるか。
生い立ちの整理をすることを見据えて、特別養子縁組成立前に、実親から出自に関する情報を聞き、記録に留めておく必要がある。また、実親から聴取した情報を子どもや養親に情報提供することについて、同意を得ておく必要がある。
養子であることを伝えることに抵抗感がある養親に対して、必要となった時に支援に繋がることができるための繋がりをどのように残していくか。 色々なルートから特別養子縁組に繋がる子どもが増えている社会の中で、どのルートから成立した縁組でもルーツ探しの流れを知れたり、ルーツ探しの取り組みを事例として積み重ね、次に動き出そうとしている子どもたちや支援者に伝えてもらえる、まずはそこに連絡すればよいという機関があり仕組みができていれば、ルーツ探しに取り組みやすいと思う。

乳児期・低幼児期に特別養子縁組が成立し、養親から養子への実親についての真実告知がされないまま養子が学齢期を迎えている事例がある。 告知の実施については委託時から養親に伝えているが、養親も躊躇しストレスとなっている場合もあると思われる。 子どもの成長に伴い、子どもの障害や親子関係の不調に悩む養親も多い。縁組成立数の増加に伴い、里親養育支援児童福祉司の専門的な資質向上が課題である。
各児童への対応方法は千差万別なのだろうが、やはり真実告知の時期（児童の年齢）やタイミング、「告知に至るまでの下地づくり」が課題かと考える。
真実告知に必要な情報提供。 思春期以降に不調になるケースへの支援。
養子への真実告知や周囲への告知について消極的な養親が多い。特に真実告知については、児童相談所やあっせん機関が養親にその重要性の話はしているが、実際に実施するかどうかは養親に一任されている。国がガイドラインを策定したり、法定化するなどの方略が必要と思われる。
真実告知・ライフストーリーワークが課題。真実告知は里親に任せている状態。成立後の支援まで出来る体制がないので、児相以外の支援機関が必要だと感じる。
子どもが成長し、出自・ルーツを知りたいという希望が出た際に、支援する機関や職員が曖昧。
それぞれの年齢に応じての真実告知、それに対する養親子の気持ちの揺れにどこまでフォローできるか。 小学校などの所属と「養親子」であることを当事者がどのように情報共有していくか悩むことがあると声を聞く。
成立後、数年前の発達検査の結果を伝えることや、実親のことを伝えることができることを知っている方と、そうでない方がいる。
・児童の発育や養親の養育支援等、市町村保健師や学校との連携した対応 ・真実告知について、児童の発達に応じた伝え方 ・幼少時から、特別養子縁組の家族同士の交流を通じて、養親とともに、児童同士の交流が必要と思われる。そのことが、養子同士の悩みの共有などに繋がっていく。
・児相のサロンにこない里親の状況把握がなかなかできていない。民間のように手厚く支援が継続できると安心感にもつながっていくように思う。 ・特養成立後に里親としての活動をしておらず、登録辞退の意向がない方もいる。養育里親としての開拓なども広げていけると良い。 ・古いケース記録を見ていると、当時の記録が不十分なこともある。真実告知の際に役立てられるように、情報収集にあたっては漏れないように記録を作成する必要がある。
・特別養子縁組が成立した子が実親やきょうだいの戸籍をたどることができる方法が確立するとよい。 ※開示を望まない実親やきょうだいには非開示の申し出等の仕組みもあるとよい。 ・実親に児童措置費負担金の未納があると、行政として催告をしていくことが必要となり、必要な時に良好な関係で連絡をとることが困難になる場合がある。 ※民間あっせんの場合と同様に負担金が発生しない仕組みづくりがあると良い。（申し立てをした翌月から審判確定までの負担金0円等）
里親が児相の支援に対して消極的になることがあったり、縁組成立後に里親登録を辞退される方もいる。そのような人たちに真実告知やLSWに関する支援をどのように行っていくべきなのかということが課題として感じることもある。
特別養子縁組成立後に養親が悩むこととして多くは、幼稚園や学校に特別養子縁組のことを話すのか、また真実告知は子どもにどんな風に、どんなタイミングで伝えたいのかということである。児童相談所としても対応するケースが少なく適格な助言が難しいため、実際に経験をした里親との交流をすることが一番の解決方法であると考え。そのために、特別養子縁組をした人が交流する場や相談窓口が必要と考える。

・ 真実告知をした後、思春期を迎えた子どもへの対応。 ・ 里親制度、特別養子縁組についての周囲の人の理解。 ・ 情報提供に伴うルール作り
・ 養子が成長した後に、自分のルーツを探す際の情報提供の内容、方法等。
真実告知について、いつどのように行うか、里親が悩むことが多いため、当所でも相談に応じることもあるが、里親会などで先輩養子縁組里親の経験などを聞くことができると、里親自身も不安や悩みを共有できて良いと思われる。しかし、養子縁組里親は里親会に入会しないことも多い。里親会との連携等により、特別養子縁組成立後の里親支援が促進されることが望ましい。
・ 特別養子縁組成立後の支援として、個別の支援以外に実施しているものはない。真実告知や子どもが自身のルーツを知りたいときの対応等、特別養子縁組成立後に想定される課題についてのプログラムがあれば良いと思われる。
真実告知についての養親の理解
・ ここ数年、特別養子縁組をするケースは、子どもへの養子であることの告知、地域や児相などの支援の受け入れも良く、理解が進んでいる。 ・ しかし以前のケースは、告知が進まず、支援者の受け入れをこばみ、子どもを抱え込んでしまう場合もあり、養子縁組について、「養子縁組が子どもに与える影響」の理解を図っていく必要性を感じている。
養子への真実告知について。早期の告知を勧めてはいるが、タイミングについては養親の意向によるところが大きい。
子どもの出自を知る権利について、養親の理解を十分得られない場合がある。
特別養子縁組成立後、真実告知や自身のルーツについての確認支援等、児童相談所としてできることはある。しかし、児童相談所等の関係機関と距離をとる里親も多く、その後の支援が行いにくいこともある。
・ 成立後に関係性が悪化してしまうケースが少なくない。委託率を上げていくことも大切だが、成立して今まさに困っている養親子のケアを後回しにすることもできない。児童虐待のみならず、里親支援についても児相への期待は大きく、求められる役割の大きさを日々感じているが、人が全く足りていない。 ・ 養子と実親へのケアが全くできていない。 ・ 特養にあたっての情報の整理について、全国共通の様式を作成してほしい。
実親情報の扱いや、成立後のルーツ探しや実親との交流の調整をする機関の設置など、きちんと法整備してほしい。
特別養子縁組の成立後は、児童相談所として実親と関わるのがほとんどないため、改めて実親に情報提供の同意をとることが難しい。
特別養子縁組を希望する里親は一定程度いるが、子どもを特別養子縁組に出すことに同意する実親はほとんどおらず、成立することがほとんどない。
児童相談所と実親との関係性について。（連絡の必要性や連絡の頻度など）
昨年度の児童相談所運営指針改正で、「縁組成立後少なくとも6ヶ月のフォローすること」が明確化されたことに伴い、本自治体でも本格的な支援が始まっている。どのような支援のバリエーションがあるのかについて知りたい。
里親会を退会した養親は、養子であることを告知していなかったり、実子同然に子育てしたい思いが強く、養親同士の交流もないことがある。そうした状況では、養親はどのような相談窓口にも気軽に相談できない。真実告知を早く実施していれば、養子であることをオープンにして相談機関につながれるのだが…。 現在、特別養子縁組を目指して養育中の管内の養子希望里親には、措置児相（当所ではない）と当所管内に設置されているフォスティング機関が連携してフォローに当たっているが、縁組成立後も同様のフォロー体制が提供できるかが課題である。
特別養子縁組や人事異動をきっかけに支援的つながりが減少してしまうことが課題である。
この地域ではまだ成立後の里親をフォローする民間団体がないため、実質児童相談センターの里親サロンしかない。より身近で気軽に相談できる先として、児相と違う立場として地域での里親フォローを継続してくれる民間団体があるといい。

縁組が成立すると、児相としてのケースの取扱いが終了するため、養親または養子からのアプローチがない限り、個別の支援が途絶えてしまうこと。
異動により担当者が変わると、養親や養子も情報を求めたいときにハードルが高くなるし、児相側も全く知らないケースの情報開示に応じるとなると、両者の間に温度差が生まれると思う。
昨今の児童相談所は、児童虐待の対応に追われていて、里親や特別養子縁組のことにしては、どうしても後回しになりがち。里親委託中はまだ関わりが多いが、特別養子縁組成立後のフォローにまで手が回っていない。里親専従の職員が配置されていたら、できるかも知れないが、現状では困難。
民間養子縁組あっせん機関により対応方法に違いがあるため、児童相談所としての関与が難しく感じることがあった。
児童相談所＝虐待対応のイメージが定着しつつあるためか、特別養子縁組成立後に養子や養親が児童相談所とのやりとりに消極的になる印象がある。養子縁組成立後も児相が支援することが養親や市町村等関係機関、児相自体にも浸透していない。また、養子のライフステージ毎に生じる課題に対しては、長期的な見通しで支援していく必要があるものの、児相の担当者はほぼ毎年変わるため、養親と担当者との関係構築や支援の継続性を保つことが困難。
特養成立後は、支援の主体が児童相談所から児童養護施設の里親支援員に移るが、里親から相談を受けた上での支援となっている。成立後も定期的に様子を確認したり、里親サロンを開催し相談の場を作るなどの支援が行えるといいかと思う。
基礎自治体が設置した児童相談所では、特別養子縁組が成立する件数自体が少なく、また、児童相談所職員の自治体職員としての定期的な人事異動もあり、成立後の支援のノウハウの引継ぎが難しい。長期的に関われるフォスターリング機関における職員の育成が課題と感じている。
・縁組成立後は関わりが少なくなってしまうがちであり、養親・養子の関係や生活状況の把握ができていないことも多い。 ・（当市の課題だと思うが）縁組成立後はレスパイトケアが利用できない。成立後も利用できた方が里親（養親）同士のつながりが保てると思われる。
縁組成立後の支援が必要とされているが、委託中ケースのフォローだけでも手一杯な状態、
特別養子縁組成立後は、基本的に児童の支援としては終結としている。子どもの出生の告知については養親に任せている面がある。告知の前後において、里親や児童の支援をより充実できるとよいが、それ以外の里親業務が繁忙であり、十分な人手が不足していると感じている。
特別養子縁組が成立すると児童相談所のケースとしては閉止となり、児童福祉司等のケース担当者がいなくなる。里親担当が、里親支援として対応するが、丁寧に継続的な支援を行うことはできていない現状がある。里親会など当事者団体の横のつながりや研修も有効で、養子縁組後も養親が真実告知やライフストーリーワークなどの情報を得ながら対応している。児童相談所は養子縁組後も一般の親子として、いつでも相談ができる旨の情報提供はしている。
・措置が切れてしまうと、児童相談所とのかかわりもなくなり、周囲から孤立しやすい ・児童を措置している間は、相談や研修を受けられるが、措置解除後は一般的に支援を受けられない場合が多い
児童相談所では、成立後、一定期間経過したらケースの取り扱いを終結しているが、実際子どもの成長に伴い、告知や養育困難といった課題が出てくる。地域には、里親とすることを伝えておらず、隠したい人も多いため、経緯を知った上で相談できる場（「フォスターリング機関等」）が必要。
自治体の里親登録を外れ、里親会等からも脱退した方への支援。養親から相談してもらわないと支援ができない状態となっており、真実告知等についてフォローできない状態となっている。
特別養子縁組成立後、積極的に児相とのつながりを継続したいとの希望が少ない。養親同士が語り合える集いがない。
特別養子縁組成立後も、子どもや養親への支援が途切れることがないよう、継続していくことが必要。そのためには、児童相談所の支援だけではなく、関係機関や里親会や地域を含む体制づくりや18歳以降も継続して支援が出来る体制を整えていくことが必要と思われる。
特別養子縁組成立後に里親登録を削除した家庭の場合、電話番号の変更や転居等があると連絡をとることができなくなる。

特別養子縁組後にも養親が里親会員であれば、交流等により状況把握する等しやすいが、そうでない場合は措置解除している事もあり、養親が困った時に相談しにくい状況があるのではないかと思う。養親が了解すれば、縁組後1～2年は、せめて元措置児童については児相から状況確認するような仕組みにしてもいいかと思う。
縁組の成立後は、養親からの相談を待つ姿勢になる。社会資源としては、フォスティング機関が実施する養親サロンがあるが、他に児相から積極的に働きかけることはない。縁組の件数が少なく、経験の蓄積がないためもあるが、縁組の方に対して、児相の措置ではない以上、あまり介入しては申し訳ない気持ちもある。縁組の方々が、どのようなニーズを持ち、児相に何を求めているのかを知りたい。
児童の成長に応じた長い期間の支援が必要。児童相談所はどこも緊急対応に追われており、丁寧に支援できる環境が整っていない。民間あっせん機関での特養成立ケースの支援実績は今のところないが、直接支援経過のないケースについて支援する余裕はない。児童が自分の出自を知り、自分の人生を肯定的に受けとめることができるような支援を行うためには、緊急対応に左右されない支援体制の構築（支援チーム）が必要であると考えているが、現状は、里親支援を担う児童福祉司も施設児童対応と兼務しており、緊急対応もせざるを得ない状況である。
特別養子縁組成立後に養親が里親登録を削除した際に、里親支援専門相談員や里親支援機関が関われなくなる。
特別養子縁組等を進めていく上で、縁組成立後も実親との交流が継続する場合もあり、従来の里親支援では対応できないことが増えてくると思われる。里親担当の児童福祉司とは別の職員配置は必要と思われる。
児童相談所は特別養子縁組成立後の支援を行うとされているが、実際はなかなか対応することができていない状況にある。養子や養親が悩みや困りごとを話しあえる場が必要であると感じている。
里親委託解除時に継続指導をつけたが、ケースワーカーの担当変更により里親との関係を一から作らなければならなくなったり、緊急用務を優先せざるをえない状況から、年2回の状況把握の家庭訪問が行われないケースが出てきている。継続指導が本当に必要なケースなのか、終結のタイミングなのかを定期的に検討する必要があると感じている。
養子の出自に関する悩みや養親特有の悩みなど、養子縁組成立後、一定期間経過した後には生じる諸問題に対し、多様な支援ができる体制を確保する必要がある。
兄弟・姉妹がいるケースの場合、別の養親に引き取られたあとの交流等が課題。
初めての子育てにもかかわらず、特殊な事情のために相談できる人がいないと思う。今後養子縁組する事例は増えると思うのでサロンなどを充実させて仲間づくりが出来ればと思う。
新任児童福祉司として里親担当になり、特別養親組成立まで立ち会ったケースが少ないため、課題を感じるまでに至っていない。今後、成立する家庭が増える見込みがあるため、その都度課題に向き合っていきたい。
・管内の縁組成立養親同士が繋がり、相互交流し、養育上の悩みを打ち明けたり、情報交換等ができれば、養子の最善の利益に還元できると考えているが、現時点では実現できていない。当事者が必要性を感じているかは分からないが、担当として、今後の課題と感じている。 ・縁組成立養親の中には、特別養子縁組制度の社会的認知度が低いこともあり、同制度で子を迎えたことを周囲に言い辛いと言われた方がいた。養子縁組里親は、不妊治療を長期間続けるも、切実な思いで実子を断念した方も多い。養親・養子が暮らしやすくなるためにも、行政として、より認知度アップに努める必要性を感じる。
特別養子縁組の成立する年齢も異なると思うが、特に教育現場（園・小学校など）における里親家庭への理解が進むような取り組みがあると良い。 教育現場には、いのちの授業（小2）、2分の1成人式（小4）など、授業の取り組み内容によっては、児童にとって酷な内容もあることを理解していただき、里親家庭を理解し見守ってもらえる体制が強化されると良いため、教育者の研修でも積極的に取り上げてもらえると良いのではないだろうか。
子どもに発達上の課題がある場合よりも、養親自身に性格的問題があるケースに難しさを感じる。子どもの問題にして、虐待とまではいかないにしても、関わり方に問題が生じている場合に、どのように伝えていくか。また、様々な方法で伝えようと試みたとしても、正しく伝わらず、改善されない場合にはどうするか、というのが課題。そもそも、委託前に養親の性格的問題を見立てるということが、どこまで・どのようにできるかというのが課題かもしれない。

少しずつ変化してきているが、日本の社会では制度理解が薄く、周囲の方が特別養子縁組をしていることをポジティブに受け止めてくれるとは限らない。そのことを心配し、養親子が周囲にオープンにできなかったり悩みを相談できなかったりする。
特別養子縁組成立後に子を育てられなくなり、子は施設入所となった事例が過去にあった。子は様々な形（問題行動と呼ばれる行動）で、不全感を表現していたように感じる。見極めは難しいことであるが、子ども側から離縁できることについては、もう少し世間に周知されても良いのではないかと感じる。
特別養子縁組の申立が第2段階となったが、実親双方の同意は必要なままである。場合によっては、実親2人に同意を得られないが再統合の見込みや意向が全く無いことが明確な時は養親との成立がスムーズに進むよう検討した方が、「子どもの利益」を優先できるのではないかと。
養親から相談があるまで児童の状況が不明な所

令和３年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
特別養子縁組成立後の支援のあり方に関する調査研究
報告書

２０２２年（令和４年）３月発行

株式会社 政策基礎研究所

〒110-0016 東京都台東区台東 1-24-1 燦坤日本電器ビル 7F

TEL : 03-6280-3569 FAX : 03-6280-3562

URL : <https://www.doctoral.co.jp/>

（転載または引用の場合は必ず出典を明記のこと）